

## 目 次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 平成19年3月2日（金曜日）           | 3   |
| 2. 議事及び会期日程表                | 3   |
| 3. 議事日程（第1号）                | 4   |
| 4. 開 会                      | 8   |
| 5. 日程第1 会議録署名議員の指名          | 8   |
| 6. 日程第2 会期の決定               | 8   |
| 7. 日程第3 市長あいさつ              | 8   |
| 8. 日程第4 議案上程（議第3号から議第47号まで） | 15  |
| 9. 日程第5 提案理由の説明             | 16  |
| 10. 日程第6 報告8件               | 28  |
| 11. 日程第7 請願の報告（請第1号）        | 29  |
| 12. 散 会                     | 29  |
| 13. 平成19年3月8日（木曜日）          | 33  |
| 14. 議事日程（第2号）               | 33  |
| 15. 開 議                     | 36  |
| 16. 日程第1 一般質問               | 36  |
| 17. 吉田議員 質問                 | 36  |
| 18. 中尾議員 質問                 | 50  |
| 19. 多田隈議員 質問                | 54  |
| 20. 福嶋議員 質問                 | 61  |
| 21. 小屋野議員 質問                | 66  |
| 22. 松本議員 質問                 | 71  |
| 23. 堀本議員 質問                 | 80  |
| 24. 田島議員 質問                 | 95  |
| 25. 散 会                     | 107 |
| 26. 平成19年3月9日（金曜日）          | 111 |
| 27. 議事日程（第3号）               | 111 |
| 28. 開 議                     | 115 |
| 29. 日程第1 一般質問               | 115 |
| 30. 青木議員 質問                 | 115 |

|  |     |
|--|-----|
| 31. 大崎議員 質問                            | 122 |
| 32. 内田議員 質問                            | 128 |
| 33. 北本議員 質問                            | 134 |
| 34. 前田議員 質問                            | 153 |
| 35. 宮田議員 質問                            | 167 |
| 36. 萩原議員 質問                            | 172 |
| 37. 近松議員 質問                            | 180 |
| 38. 日程第2 議案及び請願の委員会付託                  | 194 |
| 39. 散 会                                | 198 |
|  |     |
| 40. 平成19年3月22日(木曜日)                    | 201 |
| 41. 議事日程(第4号)                          | 201 |
| 42. 開 議                                | 204 |
| 43. 日程第1 委員長報告                         | 204 |
| 44. 総務委員長報告                            | 204 |
| 45. 産業経済委員長報告                          | 209 |
| 46. 建設委員長報告                            | 212 |
| 47. 文教厚生委員長報告                          | 220 |
| 48. 日程第2 質疑・討論・採決                      | 226 |
| 49. 日程第3 委員長報告                         | 234 |
| 50. 新幹線鹿兒島ルート建設促進特別委員長報告               | 234 |
| 51. 日程第4 質疑・討論・採決                      | 237 |
| 52. 日程第5 委員長報告                         | 237 |
| 53. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告                  | 237 |
| 54. 日程第6 質疑・討論・採決                      | 238 |
| 55. 日程第7 追加議案上程(議第48号から議第49号まで)        | 239 |
| 56. 日程第8 提案理由の説明                       | 239 |
| 57. 日程第9 議案の委員会付託                      | 240 |
| 58. 日程第10 委員長報告                        | 241 |
| 59. 総務委員長報告                            | 241 |
| 60. 日程第11 質疑・討論・採決                     | 241 |
| 61. 日程第12 議員提出議案上程(議員提出第1号から議員提出第3号まで) | 242 |
| 62. 日程第13 質疑・討論・採決                     | 242 |
| 63. 日程第14 意見書案上程(意見書案第1号)              | 243 |

|           |          |       |     |
|-----------|----------|-------|-----|
| 64. 日程第15 | 質疑・討論・採決 | ..... | 243 |
| 65. 閉     | 会        | ..... | 244 |
| 66. 署     | 名欄       | ..... | 245 |

第 1 号

3 月 2 日 (金)

平成19年第2回玉名市議会定例会議事及び会期日程

| 月 | 日  | 曜 | 会議別 | 摘 要   |
|---|----|---|-----|---|
| 3 | 2  | 金 | 本会議 | 開 会 宣 告 午前10時<br>1 会議録署名議員の指名<br>2 会期の決定<br>3 市長あいさつ<br>4 議案上程（議第3号から議第47号まで）<br>5 提案理由の説明<br>6 報告8件<br>7 請願の報告（請第1号）<br>散 会 宣 告<br>（全員協議会） |
| 3 | 3  | 土 | 休 会 |   |
| 3 | 4  | 日 | 休 会 |   |
| 3 | 5  | 月 | 休 会 |   |
| 3 | 6  | 火 | 休 会 |   |
| 3 | 7  | 水 | 休 会 |   |
| 3 | 8  | 木 | 本会議 | 一般質問  |
| 3 | 9  | 金 | 本会議 | 1 一般質問<br>2 議案及び請願の委員会付託  |
| 3 | 10 | 土 | 休 会 |   |
| 3 | 11 | 日 | 休 会 |   |
| 3 | 12 | 月 | 委員会 | ・ 総務委員会<br>・ 産業経済委員会  |
| 3 | 13 | 火 | 休 会 |   |
| 3 | 14 | 水 | 委員会 | ・ 総務委員会<br>・ 産業経済委員会  |
| 3 | 15 | 木 | 委員会 | ・ 建設委員会<br>・ 文教厚生委員会  |
| 3 | 16 | 金 | 委員会 | ・ 建設委員会<br>・ 文教厚生委員会  |
| 3 | 17 | 土 | 休 会 |   |
| 3 | 18 | 日 | 休 会 |   |
| 3 | 19 | 月 | 休 会 |   |
| 3 | 20 | 火 | 休 会 |   |
| 3 | 21 | 水 | 休 会 |   |
| 3 | 22 | 木 | 本会議 | 委員長報告（質疑・討論・採決）<br>閉 会 宣 告  |

# 平成19年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

## 議事日程（第1号）

平成19年3月2日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第3号から議第47号まで）
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告8件
- 日程第 7 請願報告（請第1号）

散 会 宣 告

（全員協議会）

\*\*\*\*\*

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
  - 議第 3号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
  - 議第 4号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第 5号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第 6号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第 7号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第 8号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第 9号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第10号 平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）
  - 議第11号 平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第12号 平成18年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
  - 議第13号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）
  - 議第14号 平成19年度玉名市一般会計予算
  - 議第15号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
  - 議第16号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計予算
  - 議第17号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計予算
  - 議第18号 平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算

- 議第19号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成19年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
- 議第22号 平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第23号 平成19年度玉名市水道事業会計予算
- 議第24号 平成19年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第25号 玉名市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議第26号 玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
- 議第27号 玉名市事務分掌条例及び玉名市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市監査委員条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議第31号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第37号 玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第38号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 玉名市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 玉名市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第45号 玉名市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

議第46号 市道路線の認定について

議第47号 財産の取得について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告8件

報告第3号 専決処分の報告について 専決第2号

報告第4号 専決処分の報告について 専決第3号

報告第5号 専決処分の報告について 専決第4号

報告第6号 専決処分の報告について 専決第5号

報告第7号 専決処分の報告について 専決第6号

報告第8号 専決処分の報告について 専決第7号

報告第9号 専決処分の報告について 専決第8号

報告第10号 専決処分の報告について 専決第9号

日程第7 請願の報告

請第1号 日豪EPA（外務省経済連携協定）交渉に関する意見書の提出に関する請願

\*\*\*\*\*

出席議員（30名）

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 萩原雄治君   | 2番  | 中尾嘉男君  |
| 3番  | 宮田知美君   | 4番  | 北本節代さん |
| 5番  | 横手良弘君   | 6番  | 前田正治君  |
| 7番  | 近松恵美子さん | 8番  | 作本幸男君  |
| 9番  | 福嶋譲治君   | 10番 | 竹下幸治君  |
| 11番 | 青木壽君    | 12番 | 森川和博君  |
| 13番 | 内田靖信君   | 14番 | 高村四郎君  |
| 15番 | 大崎勇君    | 16番 | 松本重美君  |
| 17番 | 江田計司君   | 18番 | 多田隈保宏君 |
| 19番 | 永野忠弘君   | 20番 | 林野彰君   |
| 21番 | 高木重之君   | 22番 | 本山重信君  |
| 23番 | 吉田喜徳君   | 24番 | 田島八起君  |
| 25番 | 田畑久吉君   | 26番 | 小屋野幸隆君 |
| 27番 | 堀本泉君    | 28番 | 松田憲明君  |
| 29番 | 杉村勝吉君   | 30番 | 中川潤一君  |

\*\*\*\*\*



欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 松岡誠也君 | 事務局次長 | 梶山孝二君 |
| 次長補佐 | 中山富雄君 | 書記    | 和田耕一君 |
| 書記   | 松尾和俊君 |       |       |

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

|                       |       |                                  |       |
|-----------------------|-------|----------------------------------|-------|
| 市長                    | 島津勇典君 | 助役                               | 高本信治君 |
| 総務部長                  | 村田隆夫君 | 企画財政部長兼<br>玉名総合支所長兼<br>玉名自治区事務所長 | 牧野吉秀君 |
| 市民部長                  | 田上敏秋君 | 福祉部長                             | 元田充洋君 |
| 産業経済部長                | 谷口強君  | 建設部長                             | 取本一則君 |
| 地域自治区<br>調整総室長        | 井上了君  | 出納局長                             | 徳井秀憲君 |
| 岱明総合支所長兼<br>岱明自治区事務所長 | 前田繁廣君 | 横島総合支所長兼<br>横島自治区事務所長            | 田上均君  |
| 天水総合支所長兼<br>天水自治区事務所長 | 望月一晴君 | 企業局長                             | 中原早人君 |
| 教育委員長                 | 坂本清一君 | 教育長                              | 菊川茂男君 |
| 教育次長                  | 杉本末敏君 | 監査委員                             | 高村捷秋君 |

午前10時01分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（松田憲明君） 皆さん改めまして、おはようございます。

ただいまから平成19年第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松田憲明君） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

17番議員 江田計司君、18番議員 多田隈保宏君、以上の両君をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（松田憲明君） 会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、2月23日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から22日までの21日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から22日までの21日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長あいさつ

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。

本日3月定例議会を招集しましたところ、全員そろって御参集いただき心より感謝申し上げます。平成19年度予算案を初め、関係諸議案の審議をお願いするにあたりまして、市政運営の大綱について所信を申し上げ、議員各位並びに市民の御理解と御協力をお願いするものであります。

国の2007年度予算案は、7.6兆円の税収増に支えられ、新規国債の発行額を25兆4,320億円、対前年度比4兆5,410億円と過去最大の減額とし、基礎的財政収支の赤字も大幅に縮小しました。しかし、国内総生産GDPの1.5倍にも達しようとする国、地方合わせた773兆円もの債務残高を抱えた構図は変わらず、引き続き将来世代が安心して暮らせるための財政の健全化に努める必要に迫られております。地方

財政においても地方税の配分額も4.4%減の15兆2,027億円となり、税源移譲による増収は見込めるものの、もともと税源の少ない地方公共団体にとっては、多くは望めず、一段と厳しさを増しております。そのような中で顕在化する少子高齢化社会に的確に対応した施策を推進し、地方分権の受け皿となるよう行政能力を高めていくためには議会や市民の理解を得ながら、信頼と勇気ある改革を進めていかなければなりません。昨年末に市の最上位の計画である玉名市総合計画基本構想を策定しました。信頼と勇気ある改革を今後10年間の基本理念とし、人と自然が響き合う県北の都玉名を将来像に施策を進めてまいります。その実現のためには限られた人的資源や財源を有効かつ最大限に活用し、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な新しい行財政の仕組みを構築するための改革が急務であり、有識者の意見を踏まえた行政改革大綱に基づき、行政改革の不断の推進に積極的に取り組んでまいります。一方合併協議の協定を踏まえた新庁舎建設については、去る1月31日の市議会全員協議会で御報告しましたとおり、建設位置を決定し基本構想案の作成にあたっての最終段階のプロセスとして、パブリックコメントを先月末まで実施していたところです。3月中にはこの構想が確定する見込みで来年度からは新庁舎建設に向けた実質的な取り組みである基本設計や用地取得に向けた業務に移行し、24年度竣工を目指して積極的に推進していきたいと考えております。19年度当初予算の編成にあたっては、事務事業の一層の効率化、簡素化を図ること等により、財政の健全性を維持することに特に意を用いながら、玉名市総合計画等に基づく事業の推進に努めたつもりであります。特に開業が迫る九州新幹線の関連事業を着実に進めること、福祉や教育の充実、中心市街地活性化対策や魅力ある地域づくりを念頭におきながら、産業の振興やインフラ整備など全体的なバランスに配慮した予算編成を行ないました。その結果、今回提案しております一般会計の総額は256億6,650万円となり、平成18年度当初予算に比べ、9億9,500万円、率にして3.7%の減であります。減額の主な要因としましては天水中学校やイントラネット整備など大規模事業の完了によるものであります。19年度の主な財源は、市税65億8,000万円、地方交付税88億4,100万円、国及び県支出金は41億8,000万円、市債25億2,300万円ですが、歳出額との調整に必要な9億6,500万円については、財政調整基金の取り崩しにより均衡を図りました。財政調整基金を初めとする一般会計の積立基金残高については、平成17年度末が54億9,600万円でありました。昨年度の当初予算の時点では約13億8,000万円の取り崩しを計上しておりましたが、年度中の繰越金等による戻しにより実質約3億4,800万円程度の取り崩しとなり、18年度末残高は51億4,800万円となる見込みです。平成19年度においても当初では9億7,900万円の取り崩し見込みとしておりますが、年度中の戻しによりできるだけ取り崩しを少なくするよう努めてまいります。今年度も退職者2

6人に対し、来年度採用者は8名で、合併時697人いた職員も平成19年には664人となり、平成28年度に510人程度まで減らしていく計画等により、この時点においても標準財政規模の約20%に当たる30億円の基金を維持できるものと考えております。

主な施策について述べさせていただきます。208号玉名バイパスは現在寺田から河崎までの区間で工事が順調に進められており、平成19年度中には寺田から立願寺までが開通の運びと聞いております。また立願寺から岱明町開田までの区間につきましては、平成19年度より用地買収に着手する準備が予定どおり進められておまして、九州新幹線の全線開業に合わせた全線供用開始を目指し、国と市で協力しながら総力を挙げて取り組んでまいります。都市計画道路の整備でございますが、立願寺南岩原線につきましては、用地保障も関係地権者全員の御協力が得られ、現在工事に着手しており、年内の完成を目指しているところです。立願寺公園から市民会館の前を通り、国道208号に至る立願寺横町線につきましては、高津原橋から市民会館前の市道までについては、本年11月の完成を目指し現在工事を行なっているところでございます。また残区間の国道208号までについては今年度から事業に取り掛かっており、19年度から関係地権者へ用地保障のお願いを行ない、新幹線開業に間に合うよう完成に向け取り組んでおります。また玉名駅平島線も玉名バイパスから築地、立願寺線までの延長347メートルについては、今年度から事業を着手しており国道208号バイパスの玉名バイパスの開通に合わせ、市街地とのアクセス道路として早期完成を目指しているところでございます。新幹線事業は市民の皆様の目に見える形で鉄道運輸機構により高架橋や橋梁などの工事が進められています。まず駅舎については、本年6月を目途に鉄道運輸機構によりデザインの決定がなされます。新駅の周辺整備につきましては昨年2月に県と市で締結しました協定に基づき、平成22年度末の完成を目指し、県と市で協力しながら取り組んでおります。駅前広場の事業進捗については現在約95%の方と契約が終わり、これまでに買収済みの土地で、文化財の試掘を行なってまいりました。現時点で本調査が必要と判断された箇所については、今年度末から本調査に入ります。また本調査の必要がないと判断された箇所については、造成工事に着手したところであります。周辺道路網については、新駅周辺整備に係る県市協定に基づき、新駅の南の駅前広場から県道玉名八女線に至る新規道路を県で整備をされますが、県では新幹線全線開業までの完成を目指し、昨年道路の調査設計に着手されました。この道路が完成すると南関方面へのアクセスがよくなるとともに、新駅周辺地域の開発にも寄与するものであると存じます。また南北のアクセス道路であります県道玉名立花線につきましても、新幹線の全線開業までに玉名バイパスから「玉杵名大橋」までの完成を目指し、県で重点的な整備が進められており、菊水インターチェンジや山鹿、菊池方面への交通の便が向上してまい

ります。このように新駅を中心とした道路ネットワークを充実させることにより、新玉名駅（仮称）は熊本県の北の玄関口の役割を果たし、県北地域の交流を促進し、地域の発展を牽引する中心的な交通施設になると確信いたしております。一方県市協定に基づく定住化促進のための基本構想の実現についても事業推進に努めてまいります。情報化の推進では、18年度事業で構築しました学校ネットワークシステムにより保護者の方々へ児童・生徒の教育、安全情報などを電子メールで配信するとともに防犯カメラの稼動で小学校、保育所施設内の監視を行ない、防犯強化や子どもたちの安全、安心のための活用を図ります。さらに自宅のパソコンで閲覧が可能な議会中継システムの運用を開始し、情報通信基盤を活用したサービス向上を図ります。

2に山・川・海などの豊かな自然は、本市の特性であり、貴重な財産でもあります。これらを含む環境の保全及び創造についての基本理念を定めるとともに市民一人一人の環境美化に対する意識の啓発を高めるため、本年中の環境基本条例の制定を目指します。地球温暖化防止を目的とする京都議定書が平成17年2月に発行し、国においては温室効果ガス排出量6%削減の国民的プロジェクトが策定されています。本市においても地球温暖化防止については、家庭や地域、学校や企業がお互いに連携して取り組む必要があります。平成19年度には市役所における地球温暖化対策実行計画を策定し、全庁的な地球温暖化対策を推進してまいります。またごみの抑制を図るため、市章入りマイバックを作成し、関係団体と連携し、マイバック推進運動を展開してまいります。一方早い機会から環境保全への意識啓発を図るため、子どもたちが日常生活の中でエコライフ活動の大切さを体験し、理解できるように保育所や幼稚園、小学校での環境学習やリサイクル活動、環境美化活動を推進します。上水道の整備促進については、未普及地域の解消、給水区域内の老朽化による排水管の敷設替え、地域開発に伴う排水管の新設等に努め、整備促進及び普及率の向上を図ってまいります。下水道の整備促進については、公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽の各事業の整備を進めており、平成19年度は尾田川左岸地区の処理場建設に着手するなど、引き続き事業の推進を図り、公共用水域の保全、生活環境の向上に努めます。し尿処理場は、昭和39年に建設され老朽化の進展と処理能力が不足しております。本年度中に生活排水全般の処理基本計画を策定し、それに基づいたし尿処理施設の今後の方針を策定し、早急に対策を講じてまいらなければならないと認識しております。安心、安全なまちづくりを目指しています本市では、犯罪等の未然防止とその抑制を図ることを目的とし、青色回転灯装着車を活用したパトロールを推進するため、玉名市青色パトロール協力団体の登録等に関する要項を制定しました。この要項に基づき登録された団体、主にPTA等の役員による青色回転灯装着車でパトロール実施が可能となり、昨年11月に事務所が新築移転された駅前パトロールセンター運営協議会やPTAとの連携がさらに強まり、児童・生徒の通学時の

安全確保に期待が持たれます。合わせて市内に約3,800カ所ある防犯灯の電気料金補助につきましても、合併前での旧市町の取り扱いがまちまちであったものを今回統一し、電気料の半額相当を補助し、地域防犯体制を支援します。

3、学校教育の充実では関係法規の改正に伴い特別支援教育の推進を図るため、市費による教諭補助員10名を配置し、学校図書館の充実を図るため、図書館司書、図書補助員の15名配置を行ないます。教育活動においては確かな学力を育てるため児童・生徒にきめ細かな指導と評価を行ないます。特に評価については市内全校で国立教育政策研究所の評価の工夫改善に関する総合的推進地域事業の指定を受け、客観性、信頼性のある評価を目指して研究を深めていきます。さらに子どもたちの学習が一層充実するように2学期制への移行についても検討を進めております。施設整備では岱明中学校の屋内運動場の建設を初め、豊水小学校等の改築に向けての耐力度調査あるいは設計さらには玉名町小学校屋内運動場の耐力調査も予定しております。社会体育の充実では平成20年度に玉名地域での県民体育祭が開催されますので、今年度は実行委員会の立ち上げ、競技スポーツの強化を図ります。

4番目に、農業基盤整備にあたっては農地の高度利用と集団化を促進し、生産性の高い農業の確立を目指し、土地基盤整備用排水路と農道等の一帯的な整備の早期実現に努めます。また農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、農業が本来有する自然環境機能を維持増進することを図るため、地域ぐるみで効果の高い協働活動と農業者ぐるみで先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する、農地、水環境保全向上支援対策事業によって支援してまいります。本市農業は合併に伴い、県下でも有数の生産基地となりました。認定農業者の数も昨年末で998人となっており、県下で1、2位を争い九州で3位という上位を占めています。今後も消費者への安心、安全な農産物の安定供給を念頭に置きながら、JAを初めとする関係機関との連携を図り農家の経営安定耕作地放棄の防止など、主農業の振興に意を尽くしてまいりたいと思えます。米、麦、大豆等の土地利用型作物については、平成19年度から一定の要件を備えた担い手に助成の対象を限定した品目横断的経営安定対策に転換されることとなり、昨年は麦を中心とした集落営農組織9組織が設立されました。本年も米を中心とした組織の設立が進められているところです。そこで集落営農組織のさらなる拡大と組織の定着化に向けた支援を行ない、地域農業の担い手の育成に努めます。施設園芸につきましてはいちご、トマトは平成17年において全国2位の産出額を誇っておりますが、重油高騰によるコストの上昇や暖冬等の影響による価格低下が見られます。またミカンにつきましては平成18年産の価格は近年になく高値で推移したものの生産量が少なかったため、経営は引き続き厳しい状況にあります。これら本市の主要作物につきましては、国庫補助事業等を活用し、農業の効率化、省力化を図るとともに消費者ニーズに対応した

高糖度、高品質の農産物への転換をJAとともに図ってまいります。また生産対策のみならず地産地消の推進地、都市との交流を図りながら銘柄の確立にも意を用いたと思います。畜産業につきましては、最近鳥インフルエンザが問題となっており、その感染が心配されるところです。市は既に防疫対策の体制を整備しており、関係機関と協力の上で防疫対策に万全を期したいと思います。水産業につきましては海苔、あさりともに近年回復基調でありましたが、平成18年は生産量が停止、不安定な状況です。あさり稚貝の育成を図るとともに、漁業生産基盤である漁場や漁港の整備を計画的に進めてまいります。森林を管理し、防火機能を果たす防火林道として広域機関林道、東部小岱線が県事業により整備されておりますが、自然林としての維持増進や本市から九州自動車南関インターチェンジへの最短道路、さらには九州新幹線玉名駅へのアクセス道として早期完成を目指し、用地の取得に努めます。企業誘致については本市産業振興のため、重要な施策の1つであると認識いたしております。まず、工業用地の確保を強く視野に入れて準備を進めてまいりたいと存じております。商業の振興につきましては、県の支援を受けて、間近な街中居住推進事業に取り組んでまいりますとともに、玉名商工会議所や地域と連携し、商店街の魅力アップを図り、高瀬と温泉とのネットワーク事業など中心市街地の活性化事業を推進します。庁舎移転に伴う跡地を含んだ中心地の利活用利用計画にも商工会議所、崇城大学、市執行部等、多方面から検討委員会を立ち上げ、今年度中のできるだけ早い時期に方向が示せるように検討を進めてまいります。観光振興につきましては、1300年の歴史を誇る玉名温泉を初め、漱石ゆかりの小天温泉や県内外から多くの見物客が訪れる高瀬裏川花しょうぶまつりなど市内に有する多くの観光資源を活用し、九州新幹線全線開業を見据えた観光戦略に取り組むとともに、市内の関係各団体はもとより菊池川温泉郷を初めとした県北各地域の関係主団体との連携を強化し、ネットワーク化を図りながら広域観光振興及び特色ある観光地づくり観光客誘致活動などを推進してまいります。観光物産振興の観点から玉名ブランドの確立を目指し、関係団体との連携の下に積極的な事業展開を図ってまいります。

失礼しました。5番目に、少子・高齢化・人口の減少という有史以来経験したことのない大きな課題が立ちはだかっている今日、活力ある福祉社会の実現が求められています。そのためには乳幼児から高齢期まで、生涯を通じた保健や医療、社会福祉、社会保障の充実やユニバーサルデザインの推進などすべての市民が健康で安心していきいきと暮らせる先進的な福祉のまちづくりに取り組む必要があります。まず保健体制の充実では、メタボリック症候群及び予備軍の増加に着目し、複合健診などより多くの住民の方が受診できるよう医療機関との連携を図り、がん検診や人間ドッグなどの自己負担額の見直し、受診者の利便性を考慮した実施体制の整備等を行ない、市民の皆様方一人一人が生活習慣病への関心と理解を深め、自らの健康状態を知り、生活改善ができるような

保健指導に重点を置き、メタボリック症候群の減少に努めてまいります。医療体制の充実では、玉名中央病院を核に医師会などと連携を強化し、適切な医療を受けられるよう引き続き努力してまいります。また救急医療体制では初期の在宅当番制で地域全体を補い、重症の救急患者に対応する第2次の病院輪番制や救急隊により、適切な救急医療体制に努めます。中でも小児救急医療体制については、医師会の協力の下、夜間の小児救急医療の体制などの充実を図ってまいりましたが、今後も24時間体制での整備が課題となっています。保育体制は多様なニーズに応じた延長保育、一時保育、休日保育、障害児保育などの特別保育サービスに努めるほか、地域に開かれた保育所として子育て家庭の支援に努めます。こうした保育事業に対応した保育の充実を図るとともに家庭や地域などが連携して、子育てのしやすい環境づくりを推進してまいります。それに伴う多くの課題への対応を進めるに当たり、中でも公立保育所の運営につきましては、公立保育所民営化検討委員会を立ち上げ、市民の皆様の十分な意見を聞き、理解を得た上で民営化の方向を目指すべきだと考えております。高齢者福祉の充実では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護予防事業の充実、介護保険制度の情報提供等を図ります。具体的には高齢者が孤独にならないように、地域の身近な公民館で体力アップ体操、いきいきふれあいの場の充実、新たにに取り組む高齢者と子どもが交流、集うことができる事業の実施、さらに市内3カ所の地域包括支援センターでの高齢者の相談等を含む、総合ケアセンターとして活動を推進します。19年度新規事業といたしまして、日本船舶振興会の助成事業で購入する29人乗り福祉バスを玉名福祉センターより天水、横島、岱明の各温泉施設へ運行し、市民の一体感を深めるとともに市民の安らぎの場を提供してまいりたいと存じます。また一本松団地に新たに建築する集会場を活用して、高齢者の生きがいづくりと子どもの健全育成を図ることを目的とした高齢者と子どものふれあい事業に取り組みます。本市の現在の高齢化率は25.8%です。ますます高齢者、特に後期高齢者75歳以上が増加していくことが予想されます。介護予防重視型のシステムをつくっていくことが求められます。そこで元気な高齢者を増やしていくために、また新予防給付等のサービスを受けている方も地域の社会資源を活用し、元気づくりにつながるよう本市のどこに住んでいても介護予防ができる介護予防型のシステムを市民各種関係団体、大学、行政等と連携しながら共同で構築していることを目指し、高齢者元気づくりネットワーク事業に取り組みます。障がい者福祉の充実につきましては、平成18年10月からの本格的な障害者自立支援法に伴う事業の実施により、障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスや相談支援等が行なわれています。本市では平成19年1月より市町村が独自に行なうことができる地域生活支援事業の1割負担に伴う事業のうち、移動支援事業、日中生活支援事業等の5事業は0.5割の軽減を行なうとともにコミュ



ニケーション事業には無料で行ない、平成20年度までの経過措置として進めて行く考えであります。また平成19年度に社会福祉法に基づいた福祉、保険、医療及び生活関連全般にわたる玉名市地域福祉計画を策定し、障がい者分野を含めた玉名市における各種福祉サービスの適切な利用を進めてまいります。6番目に協働のまちづくりについてであります。地方分権と行政改革の流れの中で、新たな自治の市民づくりが進められている現在、協働のまちづくりは全国の自治体に共通の重要な課題となっております。そのような認識のもと、コミュニティーの自治・自立と活性化を図り、21の小学校区の資源や特性を生かした地域づくりを進めるため、玉名21の星事業を推進してまいります。現在、岱明、横島、天水自治区の8校区では計画づくりが進められており、平成19年度からはそれぞれの校区の事業が具体的な取り組みとなってあらわれてくるものと期待しております。大学の専門知識、ノウハウを行政に生かしていくために大学との連携によるまちづくりを進めます。九州看護福祉大学との連携では、福祉医療分野で市民に役立つ事業を具体化、共同運営による公開講座や福祉イベントでの啓発を初め、地域別医療、疾病分析により将来的に医療費等効率化を図ります。崇城大学との連携では既に発足した小岱山薬草の会を中心に自然に触れ合う機会を提案するとともに健康面での効用を周知していき、新エネルギーの普及啓発のための調整などの講座などを共同で進めてまいります。人権啓発の推進では人権について、正しい知識や感覚を身につけることが大切であり、同和問題を初め、女性や障がい者、子どもや高齢者などすべての人権が尊重される社会の実現に向け、学校教育、社会教育などさまざまな分野での人権問題の啓発に取り組みます。男女共同参画づくりでは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための男女共同参画計画の策定や市民及び事業者の理解を深めるような啓発を進め、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。なお、これらの施策の積極的な執行のため、及び職員削減計画の着実な推進のために事務組織の見直しについての条例案も提案をいたしております。

以上、市政運営の最近における市政の動向、平成19年度当初予算について申し上げます。2011年春に開業予定の九州新幹線（仮称）新玉名駅が誕生します。新市玉名の顔をどう作り上げていくか、これからの4年間は極めて重要な期間です。残された時間は決して多くありません。スピード感を持って各種施策に取り組む所存でありますので、議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議案上程（議第3号から議第47号まで）

○議長（松田憲明君） これより議案を上程いたします。

議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第47号財産の取

得についてまでの議案45件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第5 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） おはようございます。ただいまから議第3号から議第13号までの補正予算並びに議第14号から議第22号までの当初予算について提案理由の御説明を申し上げます。補正、当初予算ともに資料を用意しております。資料1が補正予算でございまして、資料2が当初予算となっております。その資料により御説明を申し上げます。

初めに議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億762万円を減額し、予算総額を273億4,038万円とするものでございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと1款市税は収入見込みで7,599万5,000円の追加。10款地方交付税は普通交付税で6億9,056万7,000円の追加。18款繰入金は6億3,494万円の減でございます。主なものは基金繰入金でございまして、補正前の額が13億5,243万9,000円で、今回市税普通交付税等の追加により6億4,000万円減額し、7億1,243万9,000円の繰入としたところでございます。21款市債は事業費の決定及び見込みによりまして、2億3,690万円の減でございます。

次に歳出でございしますが、主なものを申し上げますと2款総務費では、地域インターネット及び情報推進事業の決定によりまして、7,943万9,000円の減でございます。3款民生費では老人福祉費で老人保健事業特別会計への繰出金として、1億5,725万3,000円の追加、児童福祉費で保育所費9,620万4,000円の減でございます。8款土木費では道路新設改良費9,061万3,000円の減と都市計画図作成委託料6,750万9,000円の追加でございます。10款教育費では、天水中学校建設に係る事業の決定によりまして5,041万4,000円の減でございます。11款災害復旧費は事業決定によりまして、7,723万4,000円の減でございます。

次に第2条繰越明許費につきましては、強い農業づくり交付金事業ほか21件で、繰越額の総額は9億5,096万2,000円でございます。財産上債務負担行為の補正につきましては、追加で熊本県自立経営体育成資金の利子補給89万7,000円、並びに玉名市土地改良区が農林漁業金融公庫から借入した借り入れした土地改良施設整備資金2,000万円の元利償還の負担につきまして、期間及び限度額を定めるものでご

ざいます。第4条地方債の補正につきましては、変更で地域イントラネットを施設整備事業並びに災害復旧事業にかかるものほか16件の借入限度額の変更を行なうものでございます。

次に、議第4号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億598万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を84億1,229万8,000円とするものでございます。主なものは保険給付費6,490万円の減で歳入歳出ともその関連する経費でございます。

次に、議第5号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,702万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を90億1,719万7,000円とするものでございます。主なものは歳入で2款国庫支出金の医療費給付負担金が1億2,056万7,000円の減と4款繰入金1億5,725万3,000円の追加でございます。歳出では、2款医療諸費4,639万円の減でございます。

次に、議第6号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,560万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億8,186万3,000円とするものでございます。歳入歳出の主なものは3款国庫支出金の調整交付金が2,905万8,000円の追加。8款繰越金で4,386万4,000円の追加でございます。歳出につきましては、5款基金積立金で介護保険給付費準備基金積立金として1億296万円の追加でございます。次に第2条繰越明許費につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務で、繰越額262万5,000円を計上しております。

次に、議第7号平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,020万円とするものでございます。内容といたしましては、昨年指定管理者制度に移行しまして、月額50万円程度の管理者からの納付をいただくようにしておりましたが、経費の節減等が進んだ結果といたしまして、129万2,000円の指定管理者納付金の追加をするものでございます。

次に、議第8号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ543万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億3,402万8,000円とするものでございます。主なものは、歳出の2款事業費157万4,000円の減と3款維持補修費512万8,000円の減で歳入におきましては、これらの経費の調整でございます。次に第2条繰越明許費につきましては、大開地区農業集落排水資源環境事業が繰越額1億4,146万

8,000円でございます。第3条地方債の補正につきましては、変更で農業集落排水事業の借入限度額を3億5,550万円から3億5,540万円に変更するものでございます。

次に、議第9号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ804万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,159万4,000円とするものでございます。歳入につきましては、7款繰越金が1,396万7,000円の追加でございます。歳出につきましては、2款営繕費の簡易水道施設工事等基金積立金といたしまして804万7,000円を追加するものでございます。

次に、議第10号平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ504万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,504万円とするものでございます。内容につきましては、当初2区画の販売を予定しておりました。3区画販売ができましたので、その関係経費を計上しております。

次に、議第11号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,046万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,560万5,000円とするものでございます。内容につきましては、当初25基の設置を予定しておりましたが要望が少なく13基の設置減としたところでございます。事業費で2,958万7,000円の減で、歳入におきましてはその関係経費を計上いたしております。次に、第2条地方債補正につきましては、浄化槽設置の減によりまして限度額を3,050万円から570万円に変更するものでございます。

次に、議第12号平成18年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。収益的収入及び支出の補正につきましては、収入で1款水道事業収益1,175万1,000円の減額でございます。支出につきましては、1款水道事業費用422万8,000円の減額でございます。次に、資本的収入及び支出の補正でございますが、収入につきましては1款資本的収入で、企業債1,710万円の減額でございます。支出につきましては、建設拡張費3,100万円と施設改良費2,100万円の減額でございます。次に企業債の補正につきましては、第4次拡張事業1,710万円を廃止するものでございます。

次に、議第13号平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。収益的収入及び支出の補正につきましては、収入で1款下水道事業収益568万7,000円の減額でございます。支出につきましては、1款下水道事業費用488万3,000円の減額でございます。次に資本的収入及び支出の補正でございま

すが、収入につきましては1款資本的収入で受益者負担金173万円の増額と支出につきましては、施設建設費450万2,000円の減額でございます。

以上が、議第3号から議第13号までの補正予算関係11件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

次に、当初予算についてでございます。議第14号から議第22号までの9件につきまして、お手元に配付しております資料2によりまして御説明申し上げます。

初めに、議第14号平成19年度玉名市一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算につきましては、総額を256億6,650万円とするものでございます。これは前年度予算費3.7%の減となっております。まず歳入の主なものを申し上げますと、1款市税で65億8,020万3,000円を計上いたしております。個人市民税で24億6,210万円、固定資産税につきましては28億190万2,000円でございます。2款地方譲与税は3億3,300万円で、18年度まで国の三位一体の改革として交付されておりました所得譲与税が19年度から廃止されたことにより大幅な減となっております。3款利子割交付金は3,320万円。4款配当割交付金は1,230万円。5款株式等譲渡所得割交付金は1,650万円を計上いたしております。6款地方消費税交付金は6億4,620万円。7款ゴルフ場利用税交付金は3,120万円。8款自動車取得税交付金は1億1,610万円。9款地方特例交付金は恒久的な減税分と児童手当の拡充分として6,880万円を計上いたしております。10款地方交付税は88億4,100万円で、うち普通交付税78億4,100万円、特別交付税で10億円を計上いたしております。11款交通安全対策特別交付金は1,300万円。12款分担金及び負担金は3億8,424万8,000円を計上いたしております。主なものは老人保護処置費負担金が2,579万円、保育所運営費負担金が3億3,882万9,000円でございます。13款使用料及び手数料は3億9,233万2,000円で、住宅使用料が1億9,987万円、一般廃棄物処理手数料7,030万円などが主なものでございます。14款国庫支出金につきましては、24億5,076万4,000円を計上いたしております。主なものは介護給付訓練等給付費負担金が3億1,500万円、保育所運営費負担金が市立保育園のみの基準額の2分の1で2億2,427万5,000円、生活保護の各扶助費に対します負担金が基準額の4分の3で6億4,500万円などでございます。15款県支出金は17億2,947万4,000円で計上いたしております。主なものは保険基盤安定負担金が基準額の4分の3で2億6,718万5,000円、被用者非被用者小学校修了前特例給付負担金が基準額の3分の1で1億2,372万5,000円、重度心身障害者医療費給付費補助金が基準額の2分の1で6,850万円、強い農業づくり交付金が1億4,153万5,000円などでございます。16款財産収入は1,950万1,000円の計上で、利子及び配当金1,206万6,000円が主なもの

でございます。18款繰入金は9億8,878万8,000円で、主なものは財政調整基金繰入金が9億6,500万円を計上いたしております。19款繰越金は1億円を計上しております。次に20款諸収入は3億8,618万9,000円を計上し、主なものは中小企業振興預託金などの貸付金元利収入1億7,579万4,000円などでございます。21款市債は25億2,370万円、九州新幹線鉄道建設負担金6,080万円ほか17件を計上しております。次に歳出につきましては、1款議会費が2億7,020万7,000円、政務調査費交付金として議員1人あたり年額18万円の540万円などを計上しております。2款総務費は30億2,474万1,000円を計上いたしております。主なものは企画費で玉名平野下流排水整備計画策定業務委託料が1,390万円、庁舎建設にかかる基本設計業務委託料が4,054万8,000円、選挙に要する経費として県議会議員選挙、参議院議員選挙、県知事選挙費といたしまして1億1,900万4,000円などでございます。3款民生費は76億2,022万8,000円でございます。主なものは国民健康保険事業会計繰出金が保険基盤安定分を含めまして、6億3,891万8,000円、重度心身障害者医療費給付費が1億3,700万円、介護給付訓練等給付事業が6億3,000万円、老人保健事業会計繰出金が7億1,257万3,000円、介護保険事業会計繰出金が8億1,470万4,000円、乳幼児医療費が1億3,500万円、児童扶養手当を含みます児童手当費が7億9,603万7,000円、公立、私立の保育所費が15億5,291万9,000円。それから生活保護の各扶助に要する経費が8億6,020万円などが主なものでございます。4款衛生費につきましては21億6,783万5,000円を計上いたしております。主なものは各種予防に要する経費が9,303万6,000円、老人保健対策費が2億165万3,000円、公立玉名中央病院事業負担金が3億9,867万8,000円、塵芥処理費に要する経費が8億4,125万2,000円、それからし尿処理に要する経費が5,821万4,000円などでございます。6款農林水産業費は18億4,216万4,000円で計上いたしております。主なものは強い農業づくり交付金が1億4,139万円、農業集落排水事業会計繰出金が2億3,606万6,000円、農地、水、環境保全向上対策事業補助金が2,471万7,000円、あさり稚貝育成事業補助金が600万円、それから漁港建設費が大浜大正開両漁港修築事業費で2億4,558万7,000円などでございます。7款商工費は3億9,761万1,000円を計上いたしております。主なものは納涼花火大会補助金などを含みます商工会議所、商工会補助金が2,583万2,000円、工場等設置奨励費補助金を含みます企業誘致促進費が3,082万2,000円などでございます。8款土木費は37億2,199万3,000円で計上いたしております。主なものは道路新設改良費が10億6,467万1,000円、下水道事業会計補助金が9億5,528万3,000円、都市再生整備事業費が新玉名駅前公園駐車場整備事業ほ

かで7億7,968万5,000円、住宅管理費が1億6,154万6,000円などでございます。9款消防費は9億6,514万2,000円で、有明広域行政事務組合消防事業負担金が7億7,616万3,000円、防災対策費2,714万6,000円などが主なものでございます。10款教育費につきましては20億3,937万6,000円で計上いたしております。主なものは小学校建設費で豊水小耐力度調査と実施設計、それに玉名町小耐力度調査の経費といたしまして1,466万円、中学校建設費では岱明中学校屋内運動場改築が3億6,266万4,000円、図書館の管理運営に要する経費が7,536万4,000円などでございます。12款公債費は35億8,519万7,000円を計上いたしております。次に第2条地方債についてでございます。九州新幹線鉄道建設負担金ほか17件につきまして、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

以上が一般会計でございます。

○議長（松田憲明君） 提案理由の説明の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（松田憲明君） 休息前に引き続き、会議を開きます。

企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 引き続き、説明をさせていただきます。

次に、議第15号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,960万円とするものでございます。これは前年度予算比10.5%の伸びとなっております。主な要因といたしましては保険財政共同安定化事業の新設に伴い、歳入歳出ともに10億478万8,000円を計上いたしております。まず歳入の主なものについてでございますが、1款国民健康保険税が23億6,243万1,000円。3款国庫支出金は療養給付費等負担金及び財政調整交付金などで27億907万3,000円を計上いたしております。4款療養給付費等交付金は14億8,486万3,000円。5款共同事業交付金は11億4,193万6,000円。8款繰入金は7億7,891万8,000円などを計上いたしております。次に歳出の主なものは、2款保険給付費が57億2,727万円。3款老人保健拠出金は医療費拠出金及び事務費拠出金で14億9万1,000円。5款共同事業拠出金は保険財政共同安定化事業の新設により11億4,195万8,000円を計上いたしております。

次に、議第16号平成19年度玉名市老人保健事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,055万円とするものでございます。これは前年度比0.5%の伸びとなっております。まず歳入の主なものについてでございますが、1款支払基金交付金が医療費交付金などで45億3,315万1,000円。2款国庫支出金が医療費負担金などで27億9,631万8,000円。3款県支出金が医療費負担金で6億9,814万4,000円。4款繰入金は一般会計からの繰入金で7億1,257万3,000円をそれぞれ計上いたしております。次に歳出についてでございますが、1款総務費が1,799万円。2款医療費諸費が87億4,255万8,000円、内訳としまして医療給付費分が86億1,042万円、医療支給費分が1億50万円、審査支払手数料分が3,163万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

議第17号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億3,959万円とするものでございます。これは前年度予算比2.6%の伸びとなっております。歳入の主なものは、1款保険料で第1号被保険者保険料が9億8,356万9,000円。3款国庫支出金は介護給付費負担金及び調整交付金などで13億1,187万5,000円。4款支払基金交付金は介護給付費交付金などで16億3,288万4,000円。5款県支出金は介護給付費負担金などで7億9,594万8,000円。7款繰入金は8億1,470万5,000円で、内訳といたしまして一般会計繰入金介護給付費繰入金並びに地域支援事業繰入金及び職員給与等繰入金でございます。歳出の主なものは、2款保険給付費が52億3,907万7,000円でございます。

次に、議第18号平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ886万5,000円とするものでございます。これは前年度予算比74.4%の減となっております。歳入の主なものは3款繰入金は一般会計からの繰入金で286万4,000円。5款諸収入600万円などを計上いたしております。次に歳出についてでございますが、1款大衆浴場事業費が103万5,000円。2款公債費は起債の元利償還金783万円を計上いたしております。

次に、議第19号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,266万円とするものでございます。これは前年度予算比30.2%の伸びとなっております。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料で5,816万7,000円。3款県支出金は農業集落排水事業補助金及び汚水処理施設整備交付金などで5億4,065万7,000円。5款繰入金は一般会計繰入金で2億4,721万7,000円。8款市債は5億620万円を計上いたしております。次に歳出についてでございますが、2款事業費が建設事業費で10億4,449万9,000円。4款公債費は起債の元利償還金1億9,543万7,000円を計上



いたしております。次に第2条債務負担行為についてでございます。尾田川左岸地区汚水処理施設整備交付金事業について、期間及び限度額を定めるものでございます。第3条地方債についてでございます。農業集落排水事業につきまして、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第20号平成19年度玉名市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,700万円とするものでございます。これは前年度予算比92.7%の伸びとなっております。歳入の主なものといたしまして、2款使用料及び手数料で2,090万4,000円。6款繰入金で2,169万8,000円。9款市債で3,140万円を計上いたしております。次に歳出予算についてでございますが、3款事業費で東地区小天水源地施設整備といたしまして4,840万円。4款公債費で353万5,000円を計上いたしております。次に第2条の地方債についてでございます。地方債の起債の目的、限度額等でございますが、簡易水道事業で3,140万円の限度額を定めるものでございます。

次に、議第21号平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,000万円とするものでございます。歳入は、1款財産収入が1,000万円。歳出は、1款宅地開発費が拠出金などで1,000円を計上いたしております。

次に、議第22号平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,028万円とするものでございます。これは前年度比54.5%の減となっております。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料で230万円。9款市債は1,260万円を計上いたしております。次に歳出についてでございますが、2款事業費が浄化槽整備費で1,553万8,000円を計上いたしております。次に第2条地方債についてでございます。浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

以上、平成18年度補正予算並びに平成19年度当初予算について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明を申し上げますので、御審議をいただき原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 議第23号平成19年度玉名市水道事業会計予算の提案理由の説明をいたします。事業対象区域が旧玉名市と岱明町の区域でございます。第2条の業務の予定水量といたしまして、給水戸数は1万9,595戸、年間の総給水量は465万600立方メートル、1日の平均給水量は1万2,741立方メートルを予定し

ているところでございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額は収入におきまして、水道事業収益7億6,768万6,000円で、支出におきましては水道事業費用7億1,688万8,000円であります。第4条の資本的収入及び支出の予定額は収入におきまして、資本的収入1億2,795万3,000円で、支出におきましては資本的支出3億8,348万6,000円であります。なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は当該年度分損益勘定留保資金、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんする予定でございます。第5条の起債の限度額を1億1,970万円と定めるところでございます。第6条の一時借入金の限度額は3億5,000万円と定めるものでございます。第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費1億2,768万4,000円と定めるものでございます。第8条の他会計からの補助金といたしまして、補助を受ける金額を6,923万7,000円と定めるものでございます。第9条は棚卸し資産の購入限度額を778万円と定めるものでございます。

続きまして、議第24号平成19年度玉名市下水道事業会計予算の提案理由の説明をいたします。まず第2条の業務の予定水量としましては、排水件数を1万890件、年間の総排水を3,211万4,526立方メートルを予定しております。なお主たる建設事業としましては、管渠、ポンプ場及び下水処理場整備事業で7億6,110万8,000円を予定しております。第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして下水道事業収益14億4,170万2,000円で、支出としましては下水道事業費用11億5,803万円でございます。第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、資本的収入といたしまして7億8,752万4,000円で、支出としましては14億3,478万2,000円でございます。なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は当該年度分損益勘定留保資金及び減債積立金等で補てんするものでございます。第5条の債務負担行為は水洗便所改造資金、融資斡旋事業の限度額を定めるものでございます。第6条の企業債につきましては、起債の限度額を3億9,170万円と定めるものでございます。第7条の一時借入金の限度額は10億1,900万円と定めるものでございます。第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費1億3,095万1,000円と定めるものでございます。次に第9条の他会計からの補助金についてでございますが、一般会計補助金としまして9億5,528万3,000円とするものでございます。第10条の利益剰余金の処分は資本的収入支出の不足する額の補てん財源としまして、3,075万円を処分するものでございます。

以上、平成19年度当初予算につきまして御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において説明をいたしますので、御審議いただき議案のとおり

御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 引き続き、助役 高本信治君。

[助役 高本信治君 登壇]

○助役（高本信治君） おはようございます。私の方からは今議会に提案いたしております議案のうち条例等案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。議第25号玉名市副市長の定数を定める条例の制定についてでございますが、これは地方自治法の一部改正に伴い、本市の副市長の定数を条例で1名と定めるものでございます。

次、2ページをお願いいたします。議第26号玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてでございます。これは地方自治法の規定に基づき、玉名市公共下水道認可区域外からの汚水排除を行なうものから、公共下水道事業に必要な費用に充てる分担金を徴収するため、条例を制定するものでございます。分担金の額は第4条に規定しておりますが、認可区域内と同様1平方メートルあたり300円を乗じて得た額でございます。

次に5ページをお願いいたします。議第27号玉名市事務文書条例及び玉名市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは機構改革に伴い条例の整備を図るもので、条例中に規定しております部の名称変更並びに財政課及び高齢介護課の所属部を移管しますことに伴い、条例の整備を図るものでございます。

次に7ページをお願いいたします。議第28号玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは行政手続法の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、委員をしております法律の条が繰り下がったため改めるものでございます。

次に8ページをお願いいたします。議第29号玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法の一部改正及び機構改革に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては「吏員」を「職員」に。「地域自治区調整総室」を「企画制作部企画課」に改めるものでございます。

次、右のページの議第30号をお願いいたします。議第30号玉名市監査委員条例の一部を改正するなどの条例の制定についてでございますが、これは地方自治法の一部改正に伴いまして、改正の必要がある関係条例のうち玉名市監査委員条例及び玉名市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の2つの条例につきましては、法律の条令が繰り下がったため、条例中の引用条項を改め、また玉名市職員定数条例、玉名市特別

職報酬等審議会条例、玉名市長等の給与に関する条例、玉名市長等の旅費に関する条例及び玉名市一般職員の旅費に関する条例につきましては、それぞれ「助役」を「副市長」に改め、玉名市市税条例につきましては、「市吏員」を「市職員」に改め、玉名市収入役事務憲章条例につきましては、廃止するものでございます。

次に11ページをお願いいたします。議第31号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、管理職手当額の限度規定を整備いたしますとともに、扶養手当の支給額を3人目以降「5,000円」だったものを「6,000円」に改正するものでございます。

次に13ページをお願いいたします。議第32号玉名市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の整備を図るものでございます。別表中に規定しておりました結核予防法が廃止され、結核患者に関する規定が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に移行されたことに伴い、条例の整備を行なうものでございます。

15ページをお願いいたします。議第33号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国民健康保険税率の見直しに伴い条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、保険税には基礎課税分と介護納付金課税分がございます。この基礎課税分の所得割「8.1%」を「9%」に、資産割「20%」を「10%」にし、平成22年度には合併協議でなされておりました資産割をゼロにするというもので、19年度は資産割「20%」を「10%」にいたします。被保険者均等割額「2万8,200円」を「2万9,400円」に、世帯別平等割額「2万7,400円」を「2万8,400円」に改め、介護納付金課税分の所得割「1.4%」を「1.6%」に、被保険者均等割額「8,000円」を「8,600円」に。世帯別平等割額「4,600円」を「5,000円」に改めるものが主なものでございます。

次に17ページをお願いいたします。議第34号玉名市手数料条例の一部改正する条例の制定についてでございますが、これは熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、市に移譲される愛玩用鳥獣の使用登録及び登録表、再交付申請にかかる手数料を徴収するため、条例の整備を図るものでございまして、愛玩用鳥獣の狩猟登録及び登録証を再交付にかかる手数料、1件につき3,500円を徴収するものでございます。

次に18ページお願いします。議第35号玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして条例の整備

を図るものでございます。

右の19ページでございますが、議第36号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは市営住宅の家賃の納付期限の見直しを行ない、条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、12月分の家賃の納付期限を12月25日とし、あわせて条文の文言を整備するものでございます。

次に20ページをお願いいたします。議第37号玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは馬の水団地の家賃の見直し及び中土団地の廃止に伴い条例の整備を図るものでございまして、中土団地に関する文言を削り、馬の水団地の家賃を3,000円から3,500円に改めるものでございます。

21ページをお願いします。議第38号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは専用水道施設の使用料の見直しに伴い、横島町の桜谷団地の水道使用料を徴収するため、条例の整備を図るものでございます。

次、22ページをお願いします。議第39号玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法の一部改正に伴い、条文中の収入役の事務を兼掌しておりました「助役」の文言を「会計管理者」に改めるものでございます。

議第40号玉名市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは機構改革に伴い、下水道課を公共下水道課に改めるものでございます。

次に24ページをお願いします。議第41号玉名市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは先ほど御説明申し上げました議第26号玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例と整合性を図るため、条文中の文言の整備を図るものでございます。

26ページをお願いします。議第42号玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防団の組織の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございまして、旧岱明町職員で構成しておりました機動分団を廃止いたしますとともに組織を見直し、消防団員の定数を1,736人から1,712人に改めるものでございます。

27ページをお願いします。議第43号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは玉名市横島町公民館の新築移転及び公民館の使用料の見直しを行ない、条例の整備を図るものでございます。主な内容といたしましては、玉名市横島町公民館の新築移転に伴い、使用料を規定し、あわせて中央公民館、岱明町公民館及び天水町公民館の使用料を改定するものでございます。

次に32ページをお願いいたします。議第44号玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは機構改革に伴い、条例の整備を図るものでございまして玉名市民図書館を本館に、岱明図書館及び横島図書館を分館とする機構改革を行ない、あわせて条文中の文言の整備を図るものでございます。

議第44号玉名市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市文化財保護事業を円滑に行なうため条例の整備を図るものでございまして、現在玉名市には国指定文化財8件、県指定文化財14件、旧1市3町指定文化財106件がございまして、これらに対する補助制度が条例と整合性がございませんため、条例の整備を図るものでございます。

次に35ページをお願いいたします。議第46号市道路線の認定についてでございますが、先ほど正誤表を配付させていただいておりますが、今回認定いたします路線は、立願寺松尾2号線及び山田上1号線の2路線の認定でございます。

39ページをお願いいたします。議第47号財産の取得についてでございますが、これは新幹線（仮称）新玉名駅周辺の整備事業用地として5年間にわたり玉名市土地開発公社から玉名市が買い取るもので、今回は2年目でございます。購入土地の所在地は玉名市両迫間字龍王田281番1ほか47筆、面積11,161.68平方メートル、取得予定価格2億2,475万5,435円でございます。

以上が条例等案件の提案理由でございます。詳細につきまして、各常任委員会で御説明申し上げますので、御審議をいただき原案どおり御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第6 報告8件

○議長（松田憲明君） 次に報告第3号専決処分の報告について、専決第2号ほか7件の報告があります。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） ただいまから報告8件について御説明を申し上げます。議案の40ページでございます。初めに報告第3号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしまして、平成18年12月18日午後0時50分頃、市道青木小岱線において小塚大輔氏が運転する自動2輪車が路面左側に堆積した砂でスリップし、ハンドル及びマフラー等を破損したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、当市は30%にあたる7万

7,462円を支払ったものでございます。

次に報告第4号専決処分の報告についてでございますが、内容といたしましては平成18年12月23日午後7時頃、市道青木小岱線において舩島修氏が運転する乗用車が路上に開いた穴に落ち車両右前輪のタイヤ及びホイールを破損したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして当市は40%にあたる3万8,400円を支払ったものでございます。なお小堺治氏及び舩島修氏に対する損害賠償金につきましては、当市が加入しております道路賠償保険共済より全額給付されております。

次に報告第5号から報告第10号までの専決処分の報告についてでございます。これは市営住宅にかかる家賃等の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提訴について御報告するものでございます。内容といたしまして、玉名市営団地入居者の原田俊子ほか5人に対し、合計244万9,300円の支払い請求並びに建物明け渡し請求の訴訟の提起をしたものでございます。

以上で報告の説明を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 請願の報告（請第1号）

○議長（松田憲明君） 次に、請願の報告をいたします。今回請願1件が提出されております。内容につきましては、お手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3日から7日までは休会とし、8日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないません。一般質問を希望しておられます方は、質問の要旨を具体的に記載し、5日の正午まで事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時47分 散会

第 2 号

3 月 8 日 (木)



# 平成19年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

## 議事日程（第2号）

平成19年3月8日（木曜日）午前10時開議

### 日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田議員
- 2 2番 中尾議員
- 3 18番 多田隈議員
- 4 9番 福嶋議員
- 5 26番 小屋野議員
- 6 16番 松本議員
- 7 27番 堀本議員
- 8 24番 田島議員

散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

##### 1 23番 吉田議員

- 1 市長の今議会冒頭演説（議会招集挨拶）について
  - (1) 演説集について
  - (2) 予算編成（査定）、特色等について
- 2 教育問題について
  - (1) 市内小中学校を研修視察して
  - (2) 夏休み、補習授業について
  - (3) 二学期制について
- 3 これからの市町合併について

##### 2 2番 中尾議員

- 1 防犯灯について

##### 3 18番 多田隈議員

- 1 旧玉名市庁舎移転に伴う跡地を含めた市街地活性化の取り組みについて
- 2 私有地の公共事業への売却、公共用地財産の払い下げに関する価格等の基準の制定について

##### 4 9番 福嶋議員

- 1 柵方、受免地区の冠水被害対策について
- 2 中央病院の不評問題について

- 5 26番 小屋野 議員
- 1 財産の状況について
    - (1) 財政難の対応策として企業誘致課の設置の考えについて
  - 2 松下電器の跡地について
    - (1) 現況と今後について
- 6 16番 松本 議員
- 1 財政問題、公債費負担の軽減対策について
  - 2 頑張る地方応援プログラムと玉名市総合計画の優先事業について
  - 3 博物館の役割について
  - 4 食育と歯の健康について
- 7 27番 堀本 議員
- 1 市勢発展に対する市長の情熱について
  - 2 玉名市農政は、現状で良いとされるか
  - 3 新市計画は、島津カラーを入れるべきと思うが
  - 4 職員の志気の高揚と日頃の勤務のあり方について
- 8 24番 田島 議員
- 1 住民税の歳入と課税のあり方について
  - 2 国保税について
  - 3 介護保険について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**出席議員（30名）**

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 萩原雄治君   | 2番 中尾嘉男君   |
| 3番 宮田知美君   | 4番 北本節代さん  |
| 5番 横手良弘君   | 6番 前田正治君   |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君   |
| 9番 福嶋譲治君   | 10番 竹下幸治君  |
| 11番 青木 壽君  | 12番 森川和博君  |
| 13番 内田靖信君  | 14番 高村四郎君  |
| 15番 大崎 勇君  | 16番 松本重美君  |
| 17番 江田計司君  | 18番 多田隈保宏君 |
| 19番 永野忠弘君  | 20番 林野 彰君  |
| 21番 高木重之君  | 22番 本山重信君  |
| 23番 吉田喜徳君  | 24番 田島八起君  |

25番 田畑久吉君  
27番 堀本泉君  
29番 杉村勝吉君

26番 小屋野幸隆君  
28番 松田憲明君  
30番 中川潤一君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 松岡誠也君 | 事務局次長 | 梶山孝二君 |
| 次長補佐 | 中山富雄君 | 書記    | 和田耕一君 |
| 書記   | 松尾和俊君 |       |       |

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

|                       |       |                                  |       |
|-----------------------|-------|----------------------------------|-------|
| 市長                    | 島津勇典君 | 助役                               | 高本信治君 |
| 総務部長                  | 村田隆夫君 | 企画財政部長兼<br>玉名総合支所長兼<br>玉名自治区事務所長 | 牧野吉秀君 |
| 市民部長                  | 田上敏秋君 | 福祉部長                             | 元田充洋君 |
| 産業経済部長                | 谷口強君  | 建設部長                             | 取本一則君 |
| 地域自治区<br>調整総室長        | 井上了君  | 出納局長                             | 徳井秀憲君 |
| 岱明総合支所長兼<br>岱明自治区事務所長 | 前田繁廣君 | 横島総合支所長兼<br>横島自治区事務所長            | 田上均君  |
| 天水総合支所長兼<br>天水自治区事務所長 | 望月一晴君 | 企業局長                             | 中原早人君 |
| 教育委員長                 | 坂本清一君 | 教育長                              | 菊川茂男君 |
| 教育次長                  | 杉本末敏君 | 監査委員                             | 高村捷秋君 |

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（松田憲明君） 改めまして、おはようございます。御案内のとおり玉名市議会におきましては、一括質問、一括答弁を採用しております。質問回数につきましては、2回を限度としております。通告外は原則禁止致しておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます、ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことといたします。

23番議員 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） おはようございます。有明クラブの吉田喜徳と申します。私なりに判断したんですが、今時期が時期だけに自民党の吉田喜徳と申し上げたいと思います。

月日の流れは早いもので、平成も19年が経ちました。18年度も残り少なくなり、19年度当初予算案審議を中心とした3月定例議会を迎えたのであります。市長の今議会冒頭演説が3月定例議会招集挨拶ともいいましょうか、それはまさに新年度にあたって施政方針演説あるいは市政を運営する方針演説また信ずるところを訴える所信表明演説でありました。この40分の演説は平成19年度一般会計当初予算案256億6,650万円を計上したその内容を中心としたものでありました。私は2月上旬姫路市を訪問した際、正面玄関に入るとそのロビーの各種資料の配付台に真っ先に目に入りました。それは「平成18年第1回姫路市議会定例会、平成18年度所信表明、新生姫路さらなる躍進を目指して」と題したA4版、24ページからなるこの市長の演説集でした。このというのはこれでございますが、3月定例議会では玉名市長も演説されるはずだなあと思い、内容といい形式は違ってもこのようなものを発行して市役所玄関に置いたらと思いました。情報公開の一つになるのではないかと思います、どうでしょうか。

さて、その19年度一般会計当初予算案256億6,650万円であります。収入の概要は市長も発表されたように市税、自己財源と申しましょうか、市税65億8,000万円、市債25億2,300万円、国・県支出金41億8,000万円、地方交付税88億4,100万円、基金9億6,500万円等であります。これは各何%かなあとも思いました。何%ぐらい示しているのかな、各項目がと思いました。またこれで本年度の公債比率は、そして調整基金の今後について等、企画財政部長より答弁願ったらあり

がたいと思います。苦しい財源財政困窮の中での予算編成、大変お疲れ様でございました。特に腐心された点、統一化、均一化、見直し、新規事業等本当に大変だったでしょう。この点お伺いしたいと思います。市長は合併後初期段階の今は各分野、各方面についての調整均一化のため、なかなか特色やカラーを出せない現実と受け止めておられるようですが、私をして表すれば徐々に打ち出されているかなあとと思います。例えば私の所属する文教厚生委員会所管の中でも、旧市において手をつけられていなかった事業、例えば豊水小、玉名町小の校舎や体育館のことや図書司書の配置、あるいは松木のし尿処理場改良の調査研究と、そして教育委員会の2学期制の移行等の検討は目玉とっていいかなあと認識しています。市長の御所見をお願いしたい。各種補助金の見直しや調整、そのような点について今後どのような方策で臨まれるのか。

以上、1点目終わりました次に移りたいと思います。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） おはようございます。吉田議員の演説集についての御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおり市民にわかりやすく、開かれた行政運営に努めているところでございます。その一例として、議会での市長あいさつにつきましては、昨年の3月議会以降分から市のホームページで公表をいたしているところでございます。市長のあいさつ文を印刷文で配布することにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 吉田議員お尋ねの19年度一般会計当初予算案におけます収入ごとの割合につきましては、市税が25.6%、市債が9.8%、国・県の支出金が16.3%、地方交付税が34.4%、基金繰入金が3.9%となっております。また公債費につきましては、35億8,500万円でございます。歳出に占める割合は14%となっており、平成18年度当初予算と比べますと3億2,000万円ほどの増額となっておりますが、これは合併特例債の償還が始まるのが主な要因でございます。市債につきましては、財源を確保するために必要なものでございますが、合併特例債のように償還金の一部が交付税で算入されるものもございまして、財政運営上有利な点もございまして、過大な借入れにならないよう十分注意しながら活用を図っていきたくと考えております。また基金につきましては、基金の今後の動向につきましては新市建設計画におきまして財政調整基金や市有建設基金などの基金の合計額が、合併10年後におきましても30億円を確保するということになっておりますので、これは確実に守っていくというスタンスに立ちまして運用していきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。一般質問、今日、明日と2日間16名の議員が御質問でございます。盛りだくさんでございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。あわせまして、今議会で最後に答弁席に立つ部長もいらっしゃいます。厳しく優しくお願いをしたいと思います。

吉田議員の御質問の中で、議会冒頭の市長のあいさつについての交付のお話がありました。今総務部長から御答弁を申し上げましたように、先年からホームページ上では掲載をしているわけですが、実は先般広域の議会でもお話が出ました。それはまず議員に対してですね、市長あいさつ文、前もって配付した方がいいんじゃないかという意見が出ました。実は県議会の場合にも知事の冒頭あいさつは、文書にして各議員に配付してあります。吉田議員の御指摘のように姫路市ですか、あのロビーに置いてあった、それもひとつの考え方だし、やり方だと思いますが、その前にやっぱりこの議会の皆さんに対してどうするのか、旧1市3町の場合には市長あいさつは、過去に配付されてないということですからずっとこれまで来ております。その慣例に従って新市になりましてからも、市長あいさつは議会に配付されて来なかったんだと、来ないんだというふうに私も理解をしておりますが、1市3町の例は例としながらも御指摘もあったことですし、広域でも話題にのぼったことですから議会の議長さん、議運の方々、委員長さん等々も御相談を申し上げて、それぞれの議会に対する基本的な市長としての考え方は述べてあるつもりでございますので、まずは議会の皆さんに対して配付をするということから検討を始めたらいかがかなあというふうに思っております。もともとこのあいさつ文、始まります前に、議会が始まります前に総務部の方から各部に対して意見を集めます。そしてそれを私どもの秘書課長が中心になって整理をして、1つのあいさつ文という形になってまとめるわけですが、直前になって表現の仕方やその他について、こういう部分はいらんとか、ここはこう言い換えた方がいい、私を変える部分もあるもんですから、やっぱりぎりぎりになってしまう。開会日ぎりぎりになってしまうということがあります。そういう物理的な難しさはございますが、御指摘があったことですからできるだけそれぞれの議会の冒頭の市長あいさつは配付するという方向で検討したらいかがかなと今感じております。

今年度予算の特色についてどう思うかという、どういう感想を持っているかというお話でございました。常々私は申し上げていることは、大きく分けて今今日的課題として、私どもの玉名市が課せられている部分は2つあると思っております。1つにはやはり新幹線開業を間近に控えている。それに伴ういろんな準備、中心市街地の問題も含めて

ですね、あるいはその中に新市庁舎の問題も入るのかもしれませんが、そういう待ったなしの問題、これは大事なことでけれどももうちょっと時間を置いてやろうというわけでこれら問題はいかんわけでありまして、やっぱり新幹線開業にあわせた新市としての取り組みは待ったなしの事柄ではないのか、そういう認識を持っております。同時にやはり1市3町に合併に伴ってそれぞれが力を入れてきた部分というのはやっぱり違うわけであって、今までと同じように1市3町がそのままのルールや雰囲気の中でいくとすれば、何のために合併したのかという合併の意義が問われることとなります。やはりこれはできるだけ統一化していかなきゃならん。しかし、急ぎすぎるとそれが無理がきて住民の皆さんの地域地域によっては、不満を高まらせていく部分もあって、やっぱりここは経過措置をとらなきゃならんあという部分もあるわけでありました。今年度予算を見ましても、例えば住民基本健診、健診問題等々はこれまで岱明町とは随分踏み込んで旧市、旧町時代には対応をしてこられてありました。それは岱明町と同じようなルールにすれば、皆さんが喜ばれるかもしれませんが、それはものすごい金になってしまいますので、どう調整をしていくか、今度の議会で18年と19年度比べて2,200万円と合わせて約4,000万円ぐらいになっているんじゃないかと私は思っていました。財源を補強して住民健診に対する助成の仕組みを自己負担の割合をですね、高めていって岱明町の、旧岱明町のレベルに近づけるような努力をしてきたつもりであります。またあとで質問が中尾議員等からあるようではありますが、防犯灯の問題等々もですね、1市3町がばらばらでありました。これやっぱりそういうわけにはいきませんね、合併した以上は一元化していかなきゃならん。そうしますとやはり一番住民側から見ると優遇されておった横島町にあわせれば、玉名市全市みんな楽になって喜ぶと思いますが、考え方ですから、やっぱり両方全部行政がみている地区の考え方、これは行政の責任だという意識、これも間違いじゃない、それぞれの部落は自分たちの努力、意識の中でその安全を守っていくんだという地域の考え方も間違いではないと私は思います。足して2で割ったわけではありませんが、行政と地域が半分ずつみていこうというような形をとりました。あとそういういろいろな部分での調整に腐心してきたつもりであります。ですから特色というならば、待ったなしの事柄について十分な決意を持って対応したということ、そしてできるだけ無理のない形でそれぞれのルールや規範を1市3町の分を異なっていた部分を調整をしていこうと思ったことが2つ目であります。もう1つはやはりその中でも住民生活にかかわる部分について、やっぱりこれは取り組んだ方がいいんじゃないかと感じた問題については子どもの小児夜間診療のより一層の確保であるとか、サポートセンターであるとか、あるいは一本松団地内のこれモデル事業と認識しているんですが、お年寄りと子どものふれあい事業でありますとか、全市を対象にした福祉バスの運行ですとか、環境問題ではマイバックの試作品の問題ですとか、諸々心

がけてきた。教育問題についても図書室の補助員でありますとか、特殊学級に伴う補助教員の問題でありますとか、踏み込んで考えてきたつもりであります。中には新市計画を少し踏み出して24年からというふうになっていたやつを今年度からというふうに踏み出した部分も学校整備等の問題ではございます。私の認識としては、今年度の予算に対する特色というよりも取り組みに当たっての留意すべき点として申し上げた3点を留意して予算編成にあたってきたつもりでございます。御理解と御支援をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田議員。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 公債比率の14%というふうなお話のことでありまして、健全財政といってもいいかなあというふうな気がして安心感を覚えました。姫路市長の所信表明演説集でございますが、これは私も熟読、声を出してまあ読んでみたら約50分前後かかりました。市長は40分でありましたので、決して市長のは長くないと思っております。そして24ページからなっております。先だって、執行部とすりあいというか、話し合いをしていたときに市長の40分は16、17、18ページかなあというふうなことが何うことができました。ひとつ実現していただければ、また私は開会時には一応大意をその他おおむね書いておりますが、市長の演説を冒頭のあいさつというか、それを聞きまして一生懸命直すことが大変でございましたが、議会に対する前もってのお考えを前向きで御表明いただいて大変ありがたいなあ感じております。それを見ながら一般質問の内容、題材を考えていけることができるようになるならばと、今お聞きして初めてお聞きしてそう感じ取っている次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育問題、(1)市内小中学校視察研修して、私たち文教厚生委員会では昨年は3町の小中学校を今回は去る1月18、19そして26日の3日間の日程で旧市の13小学校4中学を訪問しました。教育委員会や各校の配慮で資料を作成、スライドを使用しての説明は新しい訪問の説明の仕方でありました。校舎等の案内、各校わずか60分程度でしたが有意義な研修ができました。教育委員会並びに各校の先生方に敬意と感謝を申し上げたい。さて訪問した感想をまずもって申し上げますと各校とも先に述べたように資料は各校に常備してある学校経営案を提供されて、その説明をされるのが普通でしょうが、私たち一行のために特別な資料が用意されておりました。それは本当にわかりやすいものであります。各学校ともこの教育を取り巻く環境や内容が激しく移り変わる中、児童・生徒のため寸暇の時間も許されない目まぐるしく躍動している感じを強くいたした次第でございます。いじめや不登校問題、防犯等、油断は禁物であります。学校、地域、家庭と関係プレーして真剣に取り組んでおられる姿が伝わってきて私たちもしっか



りと受けとめ、安堵することができました。給食費未納家庭も100%とあっていいほどなく、PTAの皆さんの御努力に敬意を表したい。施設については、各学校100%満足のいくものではありませんが、乏しい予算の中から各校は当局よりやりくり配慮され、また創意工夫、地域やPTAから寄附金やその他、技術的に援助を受けたりして何とかしのいでいるという状況でした。しかし子どもたちのため、地域のため、これ以上耐えるのはもう限界だなあと施設について各委員ともに改めて認識したのが先にも申しましたように豊水小学校の校舎と玉名町小体育館でありました。以上、研修視察の感想、概要を述べましたが、その実情、実態をこの身に深く刻み込むことができ、有意義な3日間でありました。ただその中で1、2点御所見や御意見を承りたい。玉名市教育目標、玉名市教育委員会は人間尊重の精神を基盤とし、生涯にわたって学ぶ意欲を持ち、進んで国際社会に貢献できる個性豊かで心身ともに健全な市民の育成に努める。平成18年度の玉名市学校教育目標はこうであります。人権尊重の精神を基底におき、校長を中心とした指導体制を確立し、学校間及び学校・家庭・地域社会との連携を図りながら学校評価等により開かれ信頼される学校づくりを推進し、健全な心身の育成と学力の充実に努め、生涯学習を展望した教育指導を推進する。とあります。この玉名市教育目標、玉名市学校教育目標は、学校経営案等に掲げられるいずれも崇高な格調高い素晴らしいものですが、これは毎年度変わるものでもないと思います。その点いかがなものですか。しかしながら新市になって旧1市3町のそれとすりあってできたものであれば、その後60年ぶりに改正された教育基本法を踏まえてそれにふさわしい両目標の内容も多少改善されてよいと思いますが、どうでしょうか。

次に、各校の児童像や生徒像を見てみます。児童像では「郷土を愛する子」とはっきりと表現している学校ただ1校であります。同じような内容として「郷土を知り愛する子ども」、「地域に学び地域の発展を願う子ども」、地域や郷土に対して触れておられるところも3校であります。生徒像では、人や郷土や国を愛し云々、国際理解の視野を持つ生徒と掲げてある学校が、やはりこれも1校のみでありました。新教育基本法では伝統文化を尊重し、これらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うとあります。今の玉名市教育目標にも国際社会に貢献ができという文言があるのでありますから、例えばこういう文言を検討されたらどうでしょうか。伝統文化とか国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う、これは改正法の教育の目標第2条5項であります。こういう内容の下りを記述した先に述べた玉名市教育目標、玉名市学校教育目標に検討してみたらいかがでしょうか。

(2) 夏休み補習授業について。教育再生会議は1月24日第一次報告を決定、第二次5月、12月が第三次、報告をまとめるとしています。再生会議の主要3大改正点

は教育免許法、教育地方行政法、学校教育改正であります。ゆとりから学力へつまり学力向上のため、ゆとり教育の転換を促しています。今回は学校教育法に触れてみます。授業時間数を10%増やすための学習指導要領の改訂等も含まれています。週5日制を見直すのか、5日制は学力低下を招いているのか、今の夏休みは40日短縮して授業日を確認、補習授業を復活させ、学力向上につなげるかなどなど、これらに対してはさまざまな意見もあることでしょう。夏休みが短縮されれば共稼ぎの家庭には幸いとも言われています。現在の休業日、学校休日ですね、これは日曜祝日、春季、夏期、冬期で約120日、3日に1回は休日。5日制になりましたのでこれに40日が増加。これでは詰め込みや教師との触れ合いが低下、影響していることは確かでしょう。酷暑に備えて夏休みを短縮すれば空調等の設備等の必要もなってくるでありますが、土曜スクール5日制も含めて検討に値すると思うのであります。御見解をお願いしたい。

次に補習授業についてであります。最近熊日新聞で「教育の光景」と題して、仮名で実話を元に家庭の経済格差と学力の格差が比例している点を実証しながら、さまざまな問題を指摘していました。就学援助率の増加、以前は9.7%が援助しなけりゃならない家庭に対するのが13.2%と増えております。親の経済力の格差が学力や進路に反映しているのを実証。学習塾の費用、小・中の子どもがいる家庭では2004年、小学校5万8,000円、中学校17万5,000円、母子家庭で仕事に負われ経済的にも余裕のないその母は学校に何とか助けてほしかった、義務教育だから責任を持って学校で教えてほしい。「お宅は高校に行けませんよ。」と言うくらいなら週休2日もやめて土曜日も授業をやってもらおうとか、教師のプライドにかけて標準的な学力がつくまで補習してくださいって言いたい。でも学校は一切補習や居残りをさせないんです。と悲痛な母親の叫びであります。ちなみに学校費総額について言及しますと文科省によると2004年度の学校教育費、学校給食費、学校外活動費を合わせた学習費は公立の中学で46万9,000円と発表されています。今回の学校訪問で補習授業を実施している学校は1校もなかったというふうに感じました。これはどういうわけでしょうか。先の夏休みの短縮は教育委員会のまた補習授業は学校長の裁量でいいはずですが、教育委員会の御見解をお聞きしたい。次に2学期制のことです。市長は冒頭演説の中で2学期制導入の意向を表明されました。私はこの制度とか習熟度別クラス編成や強化編成、土曜スクール等を提言してまいりました。ここに2学期制への意向を表明されました。これは1年を前期と後期に分けた学期制ですが、終業式などの減少で学習時間を増やしたり夏休みなど長期の休みが学期中に入るため有効活用ができるメリットが出てくるわけです。和水町で中学校2校を07年度を施行期間とし、08年度からは小学校7校でも導入したい考えであるそうであります。県内では産山村、大津町、南小国町、現天草市の合併前新和町、4市町村で07年度から、また宇城市が予定しているのでは

ります。玉名市では市長の意向を踏まえて2学期制実施年度を何年と定めて今後どのような方策スケジュールで移行されていかれるのか、その計画をお示し願いたい。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の質問にお答えする前に御礼を申し上げておきたいと思ひます。文教厚生委員の皆様方には先般の学校訪問大変お世話になりました。ただいま吉田議員の方からお褒めの言葉いただきましたけれども、ありがたく思っております。また議員お一人お一人からお気づきの点とかあるいは感想をお書きいただきまして、いただいております。本当にありがとうございます。今後の学校経営あるいは教育委員会の取り組みに役立たせていただきたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひを申し上げておきたいと思ひます。それでは吉田議員の質問にお答えいたします。

玉名市教育目標、玉名市学校教育目標につきましては、毎年教育委員会の会議で検討を行ないまして制定しているところでございます。これらの教育目標については基本的には毎年変わるものではありませんけれども、我々を取り巻く社会の情勢の変化や児童・生徒の実態を考慮しながら部分的な変更は考えなければならないと、こういうふうに思っております。議員御指摘のとおり、平成18年12月22日に新しい教育基本法が公布、施行されております。第2条の教育の目標に関しては教育の目的を実現するために重要と考えられる事柄を5つに整理して規定がしてあります。また第3条には生涯学習の理念が、第10条には家庭教育、第13条には学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力等の項目が新設をされております。したがって、平成19年度玉名市教育目標及び玉名市学校教育目標の制定にあたりましては、新設されました項目も考慮しながら検討を重ねてまいりたいと考えております。さらに玉名市学校教育目標を受けまして具体的重点努力事項を豊かな心の育成、確かな学力の育成、健康体力の向上、信頼される学校づくりの4つの視点から31項目にわたり、具体的に決めております。議員御指摘の伝統文化を尊重し、それらを育てきた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことにつきましては、玉名市の重点努力事項の中で、郷土の文化、伝統を愛する活動を推進する。国際人としての資質の向上を図るという項目を設けて推進を図っているところでございます。今後とも教育基本法の精神をさまざまな教育上の課題解決に結びつけながら、教育目標や重点努力事項の中に反映させていきたいというふうに思っております。

次に夏休みと補習授業についてお答えいたします。夏休みの短縮、土曜スクール、週5日制など検討に値するのではないかと議員の御提案ですが、夏休みの短縮につきましては、現在玉名市では玉名市小中学校管理規則の第3条第4項に夏休み、これは

夏期休業日とっておりますが、これは7月21日から8月31日までと定めております。規則の改正だけでこれを実施すれば議員御指摘の他の課題も出てきますので、研究が必要かと思っております。あとの2学期制の導入の答弁と関連いたしますが、夏休みの見直しをしていこうというふうには考えております。土曜スクールにつきましては、これはいろいろ課題もあり、検討はいたしております。週5日制につきましては、これも議員御承知のとおり玉名市だけの問題ではありませんので、国の動向であるとかあるいは県の指導とか、そういうのを受けながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に補習授業についてお答えいたしますが、現在各学校におきまして夏期休業中に高等学校と同じように全員に課外授業をしているところはございません。しかし、1学期中に学習した内容を十分に理解し定着していない児童・生徒につきましては、希望者を募ったりあるいは全員に呼びかけたりして、夏期休業中に補充学習を実施している学校が27校中26校あります。夏期休業中に実施しなかった学校でも冬期休業中に実施しており、1年を通してみますとどの学校も長期休業中に実施をいたしております。今後も各学校には学力が定着していない児童・生徒に対し、補充学習を長期休業中に実施するよう指導をしてまいりたいと思っております。

次に二学期制についてお答えいたします。二学期制の導入について文部科学省の資料を見ますと、平成15年度では小学校が2.3%、中学校が3.0%、平成16年度では小学校が9.4%、中学校が10.4%となっております。17年度につきましては、まだ詳しいデータが出ておりませんが、かなりパーセンテージは上がっているものと思っております。このように導入している学校が毎年増えております。先ほど議員の御質問にもありましたように、県内でもまた玉名管内でも徐々に増えてきている状況でございます。このような中で玉名市におきましても二学期制導入についてそのメリットや導入する際の課題等について研究調査をいたしております。18年度有明中学校におきましては、二学期制を目指して評価について前期、後期の2期制を取り入れるなど研究を深めてまいりました。その結果授業時数の増加、ゆとりある学校生活の展開、夏休みの有効活用また評価については長い期間で評価できるために信頼性が高まるなどメリットが多いと考えまして、平成20年度をめどに市内全校で2学期制を導入していこうと考えております。平成19年度はその準備期間として位置づけており、5月に2学期制導入検討委員会を発足させ、教育委員会として諮問を行ない、10月には答申を受け、11月の教育委員会定例会で承認をし、規則の改正をしていきたいとかように考えております。また保護者へは説明会やアンケートを通し、意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。また各学校へは20年度をめどに2学期制への移行ができますよう本年2月に小学校の校長会議、中学校の校長会議を開催し、夏期休業中、夏期休

業日を含め、来年度の学校行事や教育課程の編成等を見直しを開始するように指導しているところでございます。児童、生徒、保護者、地域の理解を得て、平成19年度から2学期制を試行する学校も考えております。2学期制の導入につきましては、地域で理解が得られますように議員の御協力をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田議員。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 昔は家庭生活費の全体に占める生活水準を占めるのはエンゲル係数、食費を中心にしたものでありましたが、今は教育費が家庭に占める家庭の経費に占める割合が生活水準のバロメーターになっていると、こういうような中であって、私は昔のことでどうかと思いますが、課外授業とたぶん覚えているわけなんです、進学に当たっても塾なんていうのはそういう時代にはなかった時代ですが、課外授業で一生懸命進学指導をしていただいたことを覚えています。私はそういうのを今日ですね、実例でお母さんが申されたようなことを思って、そういうことはないだろうかなあと、できないものかなあと、こういうふうにした次第です。20年度目標に2学期制の導入を鮮明に申されまして、どうぞ遺漏のないように向かってお進みいただきたいと、このように思う次第でございます。

これからの市、あるいは市や町、市町の合併についてであります。先の議会でも一般質問にどなたか取り上げておられたようでありますが、その後、玉東町との玉名市とのやり取りが詳細に各社で発表、報道されました。それを見た私たち市民は合併、1市3町の合併の検証もしながら、また3月4日熊日にも玉東町とのことが報道され、そういうような状況の中でありましたので、市民の間ではこれからの合併問題はどうかかなあというものが再び取りざたされているというようなことでもあります。3月4月もう終わったところもありますが、区の総会等もそういうような中で取りざたされているんじゃないか、またされていることを耳にすることもあります。そこで18年5月に発表された合併構想作成の趣旨を改めて見て見たいと思っておりますが、これは12年3月に熊本縣市町村合併推進要項の下に18年3月末には48になる、94市町村あったのが48になるなど、市町村の真摯な努力等により着実な進展が見られたと、こういうふうに県は評価しております。さまざまな事情によって合併を選択しなかった市町村も32市町村あるとっております。国においては平成17年4月に平成22年3月までの5年を時限とする市町村の合併の特例等に関する法律が新たに施行され、引き続き市町村合併を協力で推進していくというふうに県は言っております。都道府県が市町村合併の推進に関する構想を定めるとされているので、県の強い第1次よりも県の強い推進や指導が行なわなければならないというようなことではないでしょうか。このため、県とし

ては平成17年熊本縣市町村合併推進審議会を設置して第2次合併を促してまいったのであります。それらを踏まえてできあがったのが、熊本縣市町村合併推進構想、合併推進構想と定めてあります。構想対象市町村の組み合わせを強くここに謳ってあるわけでございまして、望ましい組み合わせ及び検討の方向性を示すこととしております。本構想に基づいて市町村合併の推進に積極的な役割を県は果たしていきたいと明言しているのございます。18年3月末までの合併が平成の第1次合併であり、平成22年3月までの時限を第2次合併であるとするならば、したがって18年5月以来、この合併推進構想指針にあるように、対象市町村の組み合わせについては組み合わせ及び検討の方向性を示すこととしてあるが、本市地域に対して組み合わせ素案でもいいけれども、そのようなことが通達あるいは話しがっているのか、いないのか。まだであればそれはいつ頃になると思われるのでしょうか。

次に一連の各社の記事の見出しを見ますと、玉東町とのことでございますが、いろいろ見出しが出ております。時期尚早とかあるいは玉東さんの特別委員会では統一選後玉名市長へ回答をまとめて、これからのことをよく考えていきたいとか。行政と議会つまり町長と玉東町議会合併問題特別委員会の見解のコメントがされております、これを見てみると、これはかみあってないという、微妙にそのニュアンスが違っているということに気がつきました。それが3月4日の記事でははっきりと見出しでですね、町長と議会、異なる姿勢と大きく報道されています。また昨日の報道を分析すると市長の今回取られた行動は適切であったと私は思います。それは昨日の記事はですね、長くなりますが掻い摘んで申し上げますと、合併市町村の具体的な組み合わせに踏み込んでいないとして、総務省が構想として認めず、国の財政支援が受けられないことが6日わかった。構想は全国で25都道府県が策定したが、内容は不十分とされたのは熊本県のみと、こんなことが書いてあるんです。構想の中核となる合併の組み合わせを省くことはありえないと国は言っております。また人口1万人未満の20町村の合併はいろいろありましようが、一方的押し付けは地域の反発を招くので、県はそれは控えたというふうに言っておりますが。熊本県の構想は法律に基づく要件を満たしていないというふうに総務省が判断しているわけでございます。構想対象市町村の組み合わせ等まで、私はそこでこれは時間がないなあと、こういうふうに強く感じました。だから私は市長のとられた行動は玉名市がとった行動は適切であったと、このように評したいのであります。このような一連の報道について市長の素直な心境を今一度お聞かせ願えれば幸いです。

次に、この玉東町と玉名市とのやり取りについて他町、南関、和水、長洲町はどう思っておられるのかなあと、公式には申されていないと思いますが、申ししていないようですが、その点の情報はあるのでしょうか。あるいは南関、和水、長洲町等には今後ど

のように働きかけていかれるのか、いかれないのか。市長の御所見を承りたいと思います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 合併問題について御答弁を申し上げる前に先ほどの答弁の折に私は健診負担、自己負担について下げる。4割から3割に下げて今度に対応したわけですが、何か答弁したときに自己負担を上げてと言ったそうで、助役の方から市長さっき上げてと言うたですよ。あれ訂正しておった方がいいですよということでした。あれ上げるんじゃないです。下げる方でございますから、訂正をさせていただきます。今合併問題について吉田議員の御質問がありました。少し時間をいただいて熊本県の今回の平成の合併についての私の感想を申し上げさせていただきます。50年過ぎる前に昭和の合併がなされました。私どものこの玉名地域でも例えば長洲町の清里村は不祥事まで起こしながら、長洲町、荒尾に分村をした。この玉名市、南関町でも旧米富村が分村をされた。そういう血を流しながらも合併は断行されていった。そしてその昭和の合併は熊本県全部を見渡しても一部球磨郡等でちょっと遅れた分はありますが、極めて自然な形で行なわれた。私は省みて大きな成功であったと感じております。それならば先般の平成の合併はどうであったか、熊本県における平成の合併は私は大きな失敗であったと思っています。なぜかと言えば、私どもの玉名だけではない、熊本県内いたるところに非常にいびつな形の行政体系をつくってしまったということでもあります。一番南の、球磨郡はちょっと川辺川問題等々抱えているので、今度の折にはあさぎりの分、あれは平成の積み残しですからね、昭和の積み残しですから別として、あんまり話題になりませんでした。芦北では津奈木町というのは1つぽんと残ってしまった。これは特殊な事情があるにしろ、天草郡でも苓北町、これはまあ別の理由ですが、残ってしまった。八代郡では泉や東陽村は跳び越して八代に合併をすることになって、何か町で2つ合併してここに新しい氷川町ができていった。阿蘇も非常に難しい形になった。高森町だけが南郷谷の中で残されてしまった。産山村なんていうのは人口わずかな村ですが、これもやっぱりいろんな小国や南小国のかかわりの中で残ってしまった。比較的スムーズにいったところがあるとすれば、隣の鹿本地区、ここは山鹿市と植木町に整理されて、ある意味ではスムーズにいったところだろうと思っております。そういうものを受けて今県議選が行なわれようとしておりますが、この非常に複雑な形に熊本県中になっているのが現状であります。それを考えるとこの平成の熊本における合併は私は大きな失敗であったと、私は率直に感じております。それが今吉田議員も触れられましたように、昨日のくしくも熊日新聞が大きく取り上げております。なぜそういう形になったのか、県があくまでも自主合併、押し付けはよくない、これはこれで1つの考え方であったと思いま

すが、合併が終わって去年の段階で新たな熊本県の合併推進構想というのが出されました。私は市長会においてこういう抽象的でメッセージのないような県の方向性は示すべきではない、かえって各地に余分な混乱をもたらすことになる、もっときちっとしたメッセージを県は出すべきである、そういうふうに申し上げました。いみじくも総務省がこの熊本県の構想は構想の体をなしてない、もっときちっと枠組みを含めて姿勢を示さなければならんという指摘をしたというのが昨日大々的に熊日新聞に報道されました。一方、今度の新しい枠組みの中で知事の勧告権が、今県知事に与えられているわけですが、初めて福岡県において勧告がなされました。私は行政が新しい時代に向けて地域構想を積み上げていく上で、もっと明確な整理された熊本県の行政体制が作り上げられなければならん強く感じておりますので、機会あるごとにそういうことを申し上げてまいりたいと思っております。その上で私どもの玉名地域の話でございますが、まず全体として言えることは、よく、もちろん非公式でございますが、広域の場面でありますとか、各町長さん方ともお話をする機会がありますし、それから議会の議員の方々ともお話をする機会があります。一様にこのままでいいという認識の方はほとんどおられません。皆さんが、このままの姿でいいと思っている首長あるいは議員はいないというふうに私は認識をしております。ただその中で受けとめ方ですが、例えば私どもの玉名地域、将来は2市8町でいくべきだという人もおれば、あるいはいやいやそれはちょっと大きすぎる、いろんな問題もある、やっぱり1市8町、旧1市8町であるべきだという意見もありましょう。あるいは和木町辺りは昨年合併したばかりですから、歩み出したばかりでまた次の合併を議論するというのはいかがかなあということもあります。しかし和木町でも言われておりますことは、10年を待たずして新たな合併を考えなければならんというのは町長の考え方としても示されておりますが、それぞれがそういう認識の中で現状を受け止めておられるのではないかと私は感じております。そういう中でそれじゃあ玉東町は何で別なんだと、こういう話になると思うんですが、それはもう私が申し上げるまでもなく、皆さん方が御承知のように同じ旧1市8町の中でも玉東町はこの1市3町ととりわけ深いかわりを持ってまいりました。歴史的にもあるいは市民生活的にも行政的にも非常に深いかわりの中で今日まで来ている。中央病院も火葬場もごみ処理もみんな一緒にやってきているわけです、組合として。非常に大きな深いかわりを持ってきているだけに、ぜひもう一遍ちょっとあの昨年私がああいう行動に出ましたのは、ちょっとこのところ合併に対するトーンが下がっているなあということもあって、もう一遍この機会に皆さん玉東町の皆さん、この玉名市との合併について考えてみていただけませんか、そういう強い思いもありまして玉東町に対してそういう申し入れをしたこととさせていただきます。もちろん議会の皆さんやあるいはその前にいろんな方々に御相談申し上げるべきだったかもしれませんが、相手のあることとすし、立場も



ございますから本来的には、内々でというわけじゃありませんが、マスコミ等にそういう大きく報道されることを想定しておりませんでした。それぞれの立場もありますからしっかりお互いに考えてくださいよという意味で申し入れたつもりでございます。町長さんと議会の受けとめ方に少しニュアンスの違いがあるではないかという新聞記事等をとらえてのお話もございましたが、あるいはそういう部分もあるかもしれません。あるかもしれませんが、しかし認識は全体的なあんまり私がここでね、そのことについて触れすぎることは適当でないと思いますが、全体としてはとりわけ住民、町民の方々は私は冷静にものを見ておられる。そして玉名市との合併を望んでおられると私は信じておりますから、今後も機会あるごとに玉東町の皆さんに仲良くしていきましょと、一緒にやりましょよという思いは伝えてまいりたいと思っております。合併というのは今ここで合併したら損か得かということよりも将来自分たちの地域はどういう地域としての町としての歩みを進めて行くんだという中長期にわたっての展望を示すことから始まらなければならないと思っております。今合併することが損か得かという議論よりも将来自分たちの町はこのままでやっていけるのかどうか、そして将来こういう姿の町にしていこう、こういう地域をつくりあげていこうということが考え方の根底にあって、その中から一つの方向性が示されるべきではないかなと思っております。今後とも玉東町はもちろんでありますが、玉名地域、歴史的にも日常的にも深いかわりを持った関係の深い地域であります。この玉名地方が仲良くお互いに連携し、協力し合いながらやっていけるように腐心をしていくことも私どもに課せられた責任ではないかというふうに思っておりますので、議会の皆さんの御理解も重ねてよろしくお願いを申し上げておきます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 吉田議員のお尋ねの中で、組み合わせに関する県のそういう話はないかというお尋ねでございますけれども、合併振興課での県の役割はこれまで以上に重要であると認識されておまして、関係各方面と議論を尽くしていただいた中で玉名地域のあり方も含め、具体的な組み合わせを示していただく第2次市町村合併構想の早期の策定を切に期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田議員。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 市長の強い合併に対する信念のほどをお伺いし、我々議会としても支えていこうではありませんか。

それから終わりになりますけれども、市長申されましたが、私の原稿にもあります

ので一言触れさせていただきたいと思います。

以前の玉名市議会では、この3月議会は御勇退なさる部課長さん方あるいは職員の皆さんは何々付となっております、この議会には顔を見せておられませんでしたが、最近頃から3月31日まで一生懸命こうやってですね、該当される方も何人かおられると思いますが、また課長さん方後ろに控えそれから第2委員会室にも控えておられますけれども、深くその点ですね、3月まで一生懸命頑張られて答弁もしていただくということに対して、立つ鳥あとを濁さず、こういう意味もございますけれども、本当に敬意を表して私の質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時23分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番議員 中尾嘉男君。

[2番 中尾嘉男君 登壇]

○2番（中尾嘉男君） 有明クラブ中尾嘉男でございます。防犯灯電気料負担についてお尋ねいたします。平成19年度から維持管理費における電気料すべて設置してある行政区負担とする方針が決定されております。そこで昨年9月一般質問でお尋ねしました。その結果、担当課初め関係者の努力によって平成19年度防犯灯電気料補助金462万5,000円、防犯灯設置補助金360万円、案として計上されております。そこで3点にわたってお尋ねをいたします。まず一つ目、電気料462万5,000円、設置料360万円、積算の根拠は何か、二つ目に不足分についてどのようにするのか、三つ目区長さん初め市民の方々の理解はあるのか。

1回目終わります。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 中尾議員の防犯灯の電気料負担割合についての御質問にお答えいたします。防犯灯の設置につきましては、児童・生徒など市民が犯罪の被害にあいにくい環境をつくるため、本年4月から玉名市防犯灯設置補助金交付要項を整備し、行政区及び維持管理が可能な団体に対し、随時補助を行なっているところでございます。電気料の取り扱いにつきましては、旧1市3町で異なっておりまして、平成17年度までは旧玉名市においては行政区負担となっており、岱明町は行政区が2分の1の負

担となっております。横島町については全額町負担、天水町は全額これは逆に行政区負担となっております、防犯灯に要する平成17年度の電気料は今回調査を行ないましたけれども、約1,000万円となっております。合併後平成18年度の取り扱いにつきましては、旧自治体の管理方法をそのまま引き継ぎながら一本化できるよう調整を行なってまいりました。その結果、平成17年12月の区長協議会役員会において、平成19年度から設置については行政区で行なっていただき、市が補助金を支給する。維持管理については地元行政区にお願いする方向で決定しておりました。しかし維持管理特に電気料につきましては、継続的な負担が必要となり、地元行政区の負担も大きくなること、また安全、安心なまちづくりは地元住民と行政が共同で進めていくべきものという観点から市といたしましても、一定の割合を負担していく方針で検討をしてきたところでございます。具体的には行政区が負担する防犯灯電気料のおおむね2分の1相当額を平成19年度の当初予算案に計上しているところでございます。

それから次に行政区の理解は得られたのかと、事前に説明あたりはしたのかというような御質問だったということですが、この防犯灯の維持管理費につきましては、各区長さん方に対し、区長協議会での決定事項をお知らせをし、平成19年度の各行政区の予算措置を講じていただくようお願いいたしましたところでございます。これは通知した時点ではあくまでもその取り扱いにつきましては、まだ決定しておりませんでしたので、その決定していない旨を記しましてお願いの通知を差し上げたところでございます。それをもとに区民の皆さんに対しましても、各区長さんから事前に説明がなされたものと思っております。市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら共同して安全で安心なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思えます。

○議長（松田憲明君） 2番 中尾嘉男君。

[2番 中尾嘉男君 登壇]

○2番（中尾嘉男君） ただいま1回目の答弁をもらいましたけれども、一番肝心要の根拠は何かということで約1,000万円の2分の1の462万5,000円を負担をするということでありました。もう少し根拠についてですね、詳しく説明があるかなあと期待をしてました。私はこの防犯灯のですね、電気料負担については先ほど市長からもありましたように旧町それぞれやはり違うたわけですよ。そういった中でやはりその合併してならしというのは必要だと思います。でもその防犯灯に関してはですね、これ行政がやはりするものという認識を持っておりますので、再度質問をするわけです。年間1,000万円中その電気料ですか、これは一つ見れば大きいもんかなあと思いますが、2分の1あと半分は恐らく行政区が負担をするだろうと思えます。我が横島町においても、今そのそれぞれ市民の方と話をしてみると、単なるその800円、これは

その800円というのが昨年12月でしたか、一応横島のその経費として120万円を今の現状の戸数で割って800円というその数値が出ております。全額市民が負担をしてですね、1軒当たり。これを800円をずっとならこのまま払っていくとには、相当やっぱりふとかなあと話を聞くわけです。そういうことですね、これは非常に大きな問題だと思います。昨日ですね、私玉名から晩の7時頃帰って来りました。ちょうど通学路のところを帰りよったらですね、生徒が部活をしてくたびれて、自転車で10人ほど帰っておりました。その後ろをですね、保護者の方がライトをつけてこう電気を照らしながら帰りの送迎をされておりました。これは10人ほどおるけども、10人に対して1軒1軒保護者の方が送っていくとじゃないばいなあと、最後の人なんかは1人でその帰るとばいなあと、またその防犯灯でもついておらんなら、真っ暗い。どがんすつとだろかなあとという気持ちが新たに昨日は起こってきました。そういうことですね、やはりこれはもう1回考える余地があるとじゃないかと私は思っております。またですね、区長さん初め市民の方々の理解は取れたかということで、先ほどその区長協議会においての経過をその旨区長さんですか、話しがされたということだろうと思いますけれども、横島の区長会において3回程度ぐらいですかね、3回4回ぐらい程度その説明あっております。でもその中身に関しては最初言うけども、最後の結論というのはもう尻切れトンボで全然区長さんたちには通じておりますけれども、これは市民の末端の方々には話が通っておらんわけですよ。そういった中で半分を19年度4月から負担をせないかん。もうあの既にですね、予算編成、19年度の予算編成は初会、ほとんど1月の頭でほとんどが終わられているんですよ。その中で、やはり収入歳出のですね、その数値もどこも書いてないわけです。これはあの突発的にですね、金集めの問題じゃないと思います。そのためにもですね、本来なら18年度からこれ負担をすべてをすることで1年間の措置をとられております。この中でですね、1年間の中でもう少しやっぱり本庁と支所とですね、話をして19年度からこういうことで止むを得なくスタートしますということですね、やはりきちんと説明をすることじゃなかったらと思うんです。それで各部落によっては全然この話がなされておらんところもあります。どうですかね、部長、そういうところのですね、やはりその市民に対しての説明ですね、なされておらんからこのままこれを続行するのか、再度質問いたします。それに対してですね、私は私なりにですね、考えがあります。先ほども前の吉田議員の中で、市長が私のことに関してちょっと触れてありました。そういったことですべてをしなさいということも酷かなあとは思いますが。それで、今回ですね、予算案として電気料の462万5,000円、設置料の300万円、この設置料をですね、電気料にもち入れてすれば、市民の負担はまだ小さくなると思います。これはなぜかと言いますと、器具がですね、電信柱あたりに設置してある中で損傷してですね、対外的にやっぱり腐れと風の

ときのちょっと緩んで、それが段々ひどくなってですね、壊れていくんじゃないかと思  
います。これを我々がですね、負担になれば、あああその防犯灯は少し揺れよるな  
あ、ならかなづち持って行って打っつけようかなあとか、あああの笠の部分と骨の部分  
はこれ使われるけん、これはならとっておこうかなあとか、そういった努力をまた私は  
なされると思います。各行政区でですね。この辺の設置料の360万円を電気料に用い  
るわけにはいかんのか、何かをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 中尾議員の防犯灯電気料の関係での再質問にお答えいたし  
ます。先ほど2分の1補助の根拠はというようなことでお答えは申し上げたところでご  
ざいますけれども、この地区の防犯灯の電気料負担につきましては、今申し上げました  
とおり旧1市3町まちまちでございました。設置についても同様であったわけござい  
ます。つまり電灯料の設置及び維持管理費につきましては、行政区が負担すべきなの  
か、あるいはまた市が負担すべきなのか、これは両方2つの考えがございます。これは  
どちらが正しい、悪いというようなことではございませんで、いずれも先ほど市長が申  
し上げましたように正しいかというふうに思います。あくまでもこれは住民と市の役割  
分担と、これに基づいて決定されるべきものだというふうに考えております。市といた  
しましては平成17年12月の区長協議会役員会での結論、これを尊重いたしまして、  
これは設置につきましては行政区が設置をする、そして市が補助金を交付する、また電  
気料については行政区の負担とするという内容でございましたが、その後防犯灯の電気  
料負担について再検討をした結果、行政区の負担の軽減、これは以前からしますと軽減  
という言葉は当たらないかもしれませんが、平成17年12月の区長協議会役員会  
での結論からすれば、その負担の軽減になるということございまして、この軽減と新  
市としての一体性、これは合併後1年半暫定措置でこの電気料の取り扱いにつきましては、  
それぞれの自治体のやり方で行なっていただきました。1年半経過をいたしました  
ので、ここで新市との一体性を確保するために行政区が負担する防犯灯電気料のおおむ  
ね2分の1相当の助成が適当であるという結論に達したところでございます。それから  
市民への説明が不十分であったと、2分の1の補助は継続をするのかと、住民の皆さん  
の理解がまだ得ておられないという中で継続は反対だというような御意見だったかと  
いうふうに思いますが、これは昨年18年12月の18日付でこれ正式に文書により  
まして、各区長さん方に通知を行なっております。これは横島の総合支所長、これは単  
独で行なったことではございませんで、横島の区長、会長さんあるいは区長さん方と話  
し合いの上に代表して横島の総合支所長名で通知を各区長さん方にやっております。こ

れは平成19年度の各行政区の予算編成もございませう。そういった中で総会に備えて12月のうちに各区長さんに文書を差し上げたとう、そしてお知らせをしていると、まだその段階ではもちろん予算編成も終わっておりませう。案も決まっておりませうし、議会の皆さん方の審議も得ておりませうので、その段階では決定はしていないけれども、こういうことになる可能性が大きいから予算措置をお願いしようという通知を各区長さんに差し上げておりますので、区長さん方はそれをもとに各行政区の皆さん方に説明をする責任はあられるんじゃないかと、またしてあるとうふう理解をしております。それから防犯灯設置費の385万円、これを電気料の維持管理費に使えないかとうことございませうが、これは設置と維持管理費は全く、内容的には同じなんですけども、この支出、目的が異なります。したがってこの流用とうのは考えられませう。したがって横島の区民の皆様方には、今まで電気料の負担がなかったのに2分の1の負担が出てくるとうことに対しては非常に御負担をお願いすることになるとうふう思いますけれども、どうぞ御理解をいただきたいとうふう思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

引き続き、18番 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番（多田隈保宏君） 皆さんおはようございませう。新玉名クラブの多田隈です。通告の順に従って、今回は2項目ほど質問いたしますので、執行部の方々の明快な回答を期待しておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず初めに、旧玉名市庁舎の移転に伴う跡地を含めた市街地の活性化の取り組みについて質問いたします。1市3町合併により、7万3,000人の人口を有する県下4番目の新玉名市が誕生いたしましたけど、限られた職員の方々に市民の皆さんへのサービスは恒久的に向上せねばならないと私は思います。そういう観点から議員既に御承知のとおり各階層の市民の皆さん方の再三再四の検討の結果、最終的には島津市長の決断によりまして、新庁舎の建設地は現在の玉名市民会館の北側に決定いたしました。新庁舎の建設場所への市民の皆さんの評価、玉名市の将来像を描いたときに文句なしと私は受け止めております。しかしながら旧庁舎は現在も旧玉名市のまちなかにありまして、商店街や公共機関が集中している旧玉名市の名実とともに中心地でありました。特に商店街の皆さんにとりましては、先進地の事例から考察されても市街地の将来像に不安を感じているのは、私は事実と申します。今回の3月議会開会開催にあたり、19年の島津市長の市政執行の所信表明の中で重点実施事項として、商店街の振興につきましてはその方針を力強く表明されております。再度島津市長の言葉を引用いたしますと、商業の

振興につきましては商工会議所や地域と連携し、商店街の魅力アップを図り、高瀬と温泉とのネットワーク事業など、中心市街地の活性化事業を推進するとともに、庁舎移転に伴う跡地を含んだ中心地の利用計画にも商工会議所やあるいは崇城大学そして市執行部等々、多方面から検討委員会を立ち上げ、そして早い時期に方向を示せるように検討を進めていきますと非常に力強い決意表明がされており、市街地の方々も安堵をされたことと私は思います。これも島津市長の市民との公約の中に一つあります。新玉名市の基盤づくりの中の大きな課題解決の一つと私も確信しておりますのでございます。さて、去る2月15日実施されております第38回広域行政圏市議会協議会においては、頑張る地方応援プログラムの案が提案され、各地方自治体に想定されるプロジェクトの例が10項目ほど挙げられておりましたが、その中の一つにまちなかの再生のテーマは今日の新玉名市での庁舎移転に伴う商店街の課題解決の方策として、市長の方針と一致しておりました。さらにプロジェクトチームの経費等への支援金、あるいは頑張り成果を算定して平成19年度は全国で2,700億円の国からの交付税の措置額も決定していると私は聞いております。玉名市としてはまちなか再生への国の施策についてどのような受けとめ方をされているか、まず御答弁をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） まず中心市街地の問題ですが、やはり通称マルショク跡地、長年ああいう形になっておりましたから、市民の皆様方がやっぱり何とかしなきゃならんという思いを強くお持ちになっていることは事実だと受け止めてまいりました。しかし、やっぱり市役所の位置がここにある場合と例えば市民会館の横に移った場合のやっぱりまちの様子、それぞれの箇所箇所の役割は違ってくるのではないかと私は思います。そういう中で先般市役所の位置を市民会館北側というふうに決定をさせていただきましたので、それならばそれを受けて、この市庁舎の跡地はどういう形で整備していった方がいいのか、あるいはマルショク跡を中心とするあの一帯は、分けても都市計画道路が打ち抜かれることも視野に入れた場合にどういうふうな整備が妥当なのか、早急にお互い議論をする計画を積み上げていく必要があると認識をしておりました。そのために決定後玉名商工会議所は商工会議所で、強い関心を持って勉強もしておられるやに伺っておりましたので、先般、企画部長が課の方から商工会議所の方にもその意を伝え、また同時に崇城大学の秋元教授のグループが市の街並み保存ということで、長年玉名市の商店街等々について御協力をいただいていたという経緯がありますから、この秋元教授のグループにもぜひ一つ市役所跡地あるいはマルショク跡地等々の中心市街地のあり方について御意見を寄せていただだけませんかというお願いを既にしております。同時に行政の立場からやっぱりいろんな、もしこういう事業やるとすれば、こういう制度こういう

補助事業もあるというような行政の流れの中で考えていかなきゃならん問題もありますから、私どもの市役所の中のチーム、この3つが一緒になって議論を重ね、方向性を決めていけばいいというふうに感じます。準備としてはこの3月中にもその二者とも御理解をいただいていると私は承知しておりますので、その検討委員会を立ち上げていただいて、もう少し申し上げると、もう少し具体的なお願いをしていると私は思っていますが、夏以降ぐらいまでの間にひとつそれぞれのチームの一つの考え方を示していただけませんか、そして三者がその案を案に基づいて、できれば私の気持ちとしては10月の合併記念日あたりをめどとしながら、協議を重ねてほしいなあと、そういうふう感じております。一方マルショック跡地等々については、いろいろ市民の皆様方の中でも話題になっているやに何う向きもあるもんですから、関係者と交渉を重ねておまして、しかるべき御理解がある中で、一体的に行動していくことができるのではないかと、そういうふう思っております。ぜひひとつ立ち上がる検討委員会の中で大方の理解や期待がつながるような方向性が見出されることを心から願っております。

総務省が頑張る地方応援プログラムというのを発表している、これに対してどう対応していくかというこういう趣旨の質問、後も松本議員の方も出ているようですけども、この18日にですね、実は総務省から政務官がお見えになりまして、熊本県下で10人の市長や町長を集めて、この頑張る応援プログラムについての懇談会が行なわれることになっております。私はあんまり細かにつぶさには承知していませんが、印象として思っておりますのは、みんな今各市町村頑張ろうという意思を強く持っているんですよ。持っているんですが、頑張っても頑張ってもなかなか背がとわれない地域もあるという認識をですね、総務省は持ってほしいということ、私は申し上げなきゃならんなあと、そういうふう思ってます。企業誘致云々というような話もよく出る。あるいは行政改革も甘いところはだめだよと、しっかりやりなさいよと、こういうのもプログラムの中に入っているようです。どこもね甘い方に甘い方というふう考えている市町村は私はないと思いますよ。市民の皆さんの痛みもお願いをしながらも、やっぱり改革すべきは改革し、切り詰めるべきは切り詰めてですね、行政が成り立つように努力していると思いますが、どんなに頑張っても少子化傾向に歯止めがかからない、あるいは人口減少が顕著である。そういう地域は私はあると思います。そういうところも含めて頑張る地域だけ支援する、その辺が考え方がよくもうひとつわかりませんので、18日はいい機会だと私もそれに出席することに要請を受けておりますので、総務省の考え方を明確にお聞きをし、私どもの地方の首長としての立場もしっかり申し上げてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 18番 多田隈議員。



[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番(多田隈保宏君) 非常に具体的な市長の熱き思いをですね、説明してもらって本当にありがとうございます。先ほど言われましたようにやはりできるだけ検討委員会の早期立ち上げを1日も早くお願いするところでございます。もちろん検討委員会のメンバーというのは今具体的に説明がありましたけども、学識経験者、商工会議所の有識者、当然ですが、さらに私が希望して、これ要望でございますが、現在要望でございますけれども、現在玉名市内で活躍されている観光ボランティアやあるいはNPO高瀬クラブそしてまた実のなる木等々のですね、玉名市の活性化のために非常に無報酬で頑張っている人がたくさんあります。そしてまた一番強みのあるところはそういう有識者の方々は日頃からいろんな日本全国を、情報を自分みずから旅しながら生の情報として、これ体得されているのは私が知っている人もたくさんおります。特にそういうことを感じて、考えられて執行部の方々もですね、やっぱり私が希望するのは公募する方法もぜひ検討されるよう強く要望いたします。組織的にメンバーに入れるよりも協働といたしますか、やっぱりいろんな立場をみんなが目標は一つけども、おのおのの立場でですね、やっぱり自主的に自分でこのまちづくりにですね、頑張るようなそういう人の公募というのをぜひ強くお願いいたしまして、旧玉名市庁舎の移転に伴う跡地を含めた市街地の活性化の取り組みについての私の質問を終わります。

○議長(松田憲明君) 多田隈議員、終わりますか。多田隈議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。午前に引きつづき、多田隈議員の質問を続けます。

18番 多田隈議員。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番(多田隈保宏君) それでは午前中に引き続き、一般質問をさせていただきます。

まず2項目ですけれども、市有地の公共事業への売却及び公共用財産の市民への払下げに関する地価等の基準の設定について質問いたします。

まず、1点目に市有地の公共事業への売却価格の基準設定について質問いたします。公共の道路拡張を初め、公共施設の建設用地として市有地や市有財産を提供する場合には、その価格は工期スタート時の行政が示した公的価格を理解の上で、市民の人は売却に応じているのが、一般的なことと私は思います。しかしながら諸般の事情で

少数の人たちが代替地を前提として公共事業への土地提供を承諾していただける場合は多々あります。仮に30人の地権者の人たちの中に2人が代替地を条件に3年の工期で公共事業をスタートしたが、本人の希望する代替地がなく、工期が3年を過ぎ当人の使用地のところだけ歯抜け状態の公共の道路または施設なり、使用不可となりましたので、止むを得ず市有地の売却に2人は応じることになったときに、3年工期でしたけれども、それを過ぎた途端に3年前には土地が1坪1万円だったのが、2万円にアップしたときあるいは5,000円にダウンしたときの2人の地権者への土地代金の支払の基準はどのようになっているのか。新玉名市誕生から早1年6カ月になり旧市町村で統一できていると思いますが、実行ベースでの特別処置や暫定処置があれば、旧1市3町を含めてその事例を説明していただき、その上で市有地の公共事業への売却の基準を説明をお願いいたします。

次に、公共用財産の払下げに関する価格等の基準設定について質問いたします。新玉名市に散在する国有財産、俗に言われている赤線水路とか青線道路、いわゆるさと道とか里道と言っておりますけれども、本来国が直接管理をすべきものでありますが、日々の管理は地方自治体に委ねられていたと聞いています。そういう中で地方分権が大きく叫ばれるようになり、地域に密着した財産であるがゆえに地方自治体が所有し、そして管理した方が市民の皆さんへのすべての面で対応が効果的で、出たあとの見解から平成11年度から平成16年の5年間の期間をかけて、公有財産から地方自治体への無償譲渡が実施されております。当時は水路もさと道も里道も機能が生きていて、市民へその役割を果たしている、要するに前提条件で譲渡されておりました。これは機能が喪失したならば、やはり譲渡はできないと思います。しかしながら実態は道路の新設やあるいは補助整備の進展によりまして、さと道にいたしましてもあるいは水路にいたしましても、機能の役割も喪失したものがたくさんございました。国が調査していれば絶対一括無償譲渡は出来なかったと私は思います。機能喪失であれば、やはり目的財産から普通財産に移行して有償譲渡となると思います。しかしながら一たん地方自治体の財産に帰属した以上、地方自治体の独断での市民への有償払いの基準も違法ではありませんが、一方では従来の国からの市民への要するに払下げ、国有地の払下げの方法、あるいは価格等々も私は踏襲すべきとの声も非常にそれに関する人たちから聞いておりますが、執行部の考え方の御答弁をお願いします。

以上、2項目について執行部の見解をお願いします。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 多田隈議員御質問の市有地の公共事業への売却についてお答えをいたします。都市計画課で実施しております都市計画道路等の整備に伴う買収価

格につきましては、公共用地の取得に伴う損失補償基準第3条により土地の取得または土地等の使用にかかわる保障額は契約締結のときの価格によって、算定するものとし、その後の価格の変動による差額については、追加払いをしないと定められており、本市におきましても毎年対象物件の価格算定を行なっております。算定方法としては地価公示価格や地形、周辺環境などさまざまな条件を鑑み適正な評価を必要とされることから、国家資格を有する不動産鑑定業者に鑑定を依頼し、算定を行なっております。御存じのように都市計画事業につきましては、多額の事業費がかかることから長期に及ぶことが多く、事業開始時と終了時とでは価格の変動もございますが、鑑定による価格の設定を行なうことにより、適正化が図られ事業の円滑な遂行ができるものと考えております。

次に地元要望事業の買収事業につきましては、合併前の1市3町、それぞれ買収単価が異なっていたため合併協議会でも議論されましたが結論が出ず、合併後の協議となっておりました。本庁及び支所関係各部で調整会議を行ない、旧1市3町及び近隣市の買収単価や課税評価額と付近の売買単価を参考にし、1平方メートル当たり宅地で5,000円、田で2,000円、畑1,500円、山林、墓地、雑種地800円の単価に改正をし、平成18年4月1日より実施をいたしております。また要望事業については地元区長より要望書を提出されるときに、全地権者からの市の買収単価での同意書をいただいております。買収単価以外での買収を行なうことはございません。

次に継続事業工事でございますが、未買収地の買収単価についても増減はありませんので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 多田隈議員お尋ねの公共用財産の払下げに関する価格等基準制定についてお答えいたします。国有財産の青線水路、赤線里道の市町村への譲与につきましては、平成7年5月19日に地方分権推進法、平成11年7月16日に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が公布され、地方分権の一環として公共物としての機能がある法定外公共財産は、平成12年度から平成16年度までの5年間に年次計画に基づいて市町村へ譲与、法定外公共物の取り扱いについては機能管理及び財産管理とともに市町村の自治事務として市町村が適切と判断する方法により管理するものとなっております。これにより本市も平成17年4月1日より適正な維持管理を行なっているところでございます。公共用財産の払下げの場合の価格につきましては、実売価格を基準と考え、近隣の固定資産税評価額を0.7で割戻した価格で提示しております。ただし面積が広大な場合や売買額が100万円以上になる見込みの場合などにつきましては、払下げ申請者の希望により不動産鑑定を実施しております。この

場合不動産の鑑定料は申請者の負担としております。ちなみに国より法定外公共物の譲渡を受けた平成17年4月1日以降は払下げの申請が7件提出され、すべて市の提示額で払下げを行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 18番 多田隈議員。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番（多田隈保宏君） 御答弁ありがとうございました。それでは市有地の公共事業への売却価格の基準設定について、今回は強い要望をいたします。まず土木課の地元要望事業の買収単価につきましては、私も非常にタッチしておりますけれども、地元の区長はまた土地改良の委員長の要望書の中には、買収単価までは書いておりませんけれども、地権者全員の同意、記名、捺印をし、全員の賛同しなければ工事に取りかからない鉄則の厳守をぜひ新玉名市全域で厳守していただきたいと思っておりますし、実際やられていると思っております。また周知徹底するためにも玉名広報等で時々やはりトピックスして教宣してほしい。地権者一部の人たちから私はよく言われますけれども、公共事業に資産を売却するときはごねれば得するよと、通称ごね得という風潮はよく聞き、私たちは非常に議員としては困っているところでございます。また都市計画の買収価格につきましては、地権者と契約の都度、不動産鑑定業者に鑑定を依頼し、そして算定し地価を決定することなのですが、私はやはり同一ラインの道路で毎年の地価の変動によって、地価を変えることもこれはですね、やはり地権者間でのトラブルは発生しないか、またこのような方法で都市計画道路、延長とすればですね、予算時は私の個人的考えですけれども、荒く私は組むんじゃなかろうかと、そして実施段階で補正予算が膨大になることが推測されますし、またそれによって工期も長くなると思っております。これは私の考え方でございます。私としてはこれ希望ですけれども、都市計画道路にしてもやはり市の拡張工事同様にですね、地価の工事完了期間一定にして、絶対補正予算地価に対して組まないようにし、またそうすることによって工期を短くするようにする。仮に期間中に非常に地価が大きく変動した場合には、完了時に私は適切な補てんをすればいいと思っております。こうすることによって何が大きな問題が発生するか私わかりませんが、これこそ私は生きた行政改革と思っておりますので、非常に難しい点もあると思っておりますけれども、都市計画関係につきましてはやはり今後検討されるように私は強く要望し、次の私の質問のときに期待しております。

次に、ただいま公用地財産の払下げについて詳しく説明がございましたけれども、先ほど執行部から言われましたように、平成12年度から16年度の5年間の間で国の財産である赤線水路や赤線里道ですか、さと道は地方分権が大きくその当時から叫ばれておりましたので、機能を有していること、要するに里道も水路もこれ機能を有している

という、これ絶対前提条件して地方自治体に無償譲渡されていたと思います。もちろん機能を達していたならば、そういう無償譲渡じゃなかったと私は思いますが、ただいまの説明では市の財産だから、もう財産になったんだから市の独自の判断で実売価格を基準として、あるいは売買額が非常にたかい時には不動産鑑定士を導入して、実売価格の検証をされておりますが、それも堅実な売却の方法だと思います。しかしながら、もし玉名市が有償で購入したものであれば私は問題ないと思いますが、機能を有している前提で無償譲渡しているんですから、もしその後いろいろ土地の付け替えとかあるいはほ場整備等々が発生したならば、私は一たん国の払下げを戻して、国の払下げ方法で踏襲すべきと私は思います。一口に言えば従来からの国の払下げ価格は今払下げられている人と過去と見ると非常に高いわけでございます。その辺で市民の皆さんからいろいろ苦情聞きますけども、私としては市の財産というか、財産の面から見れば板ばさみになるんですけども、現在のところ7名ですか、7名の方が払下げしていると思いますけども、それが段々大きくなるとですね、これは必ず問題が出てくるんじゃないかと思えます。その中にはこういう点に非常にこう有識者の人がたくさんいますので、私は再度ですね、やはり無償譲渡して機能を全然使っていなかったらですね、従来からの国の払い下げの方法に戻すべきと私は思いますけれども、強く私は要望いたしまして、次の機会にですね、その辺の現状をですね、もう少し私も調べまして再度質問いたしますので、今日は強く要望してこの2件につきましては、私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（松田憲明君） 以上で、多田隈保宏君の質問は終わりました。

引き続き、9番 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） 9番、有明クラブの福嶋譲治です。通告に従いまして、柙方、受免地区冠水被害対策についてと玉名中央病院の不評問題について質問したいと思いますが、その前に先日、2月22日の熊日新聞に嬉しい記事が載っておりましたので、一つここで紹介させていただきたいと思えます。高峰さん（玉名市）局長賞、農水省優良担い手表彰という記事が載っておりました。農水省は21日優れた認定農業者と集落営農組織を称える2006年度の優良担い手表彰の受賞者を発表した。県内から温州みかんやトマトなどを手がける玉名市天水町の高峰務さん58歳が個人、施設等型部門の経営局長賞に選ばれた。同表彰での県内の受賞者は3年ぶり3件目、高峰さんは1997年に認定を取得、みかん専業からトマトとの複合経営へ転換した。当初から家族経営協定を取り入れ、後継者夫婦と作業分担を明確化、また園内に作業用道路を整備するなど労働負担軽減を進めながら規模拡大した点が評価された。高峰さんは受賞は光栄なこと、農業が厳しい時代だが励みにして後継者の育成に努めたいと喜びを語った。同表彰は2000年に創設、農業経営の改善に取り組みながら地域農業の振興に寄与した生産

者を表彰している。表彰式は26日東京都港区である。という記事が載っておりまして、非常に低迷する農業の中で嬉しい記事が載っていたなあということで、ここで紹介させていただきました。ちなみにこの高峰さんは、天水町での認定農業者協議会の初代の会長でありまして、熊日新聞の編集局長であります高峰武氏のお兄さんであります。天水町のみならず玉名市の農業者の励みになることでもありますので、紹介させていただきました。それともう1つ大相撲が3月11日より始まりますが、普天王が3枚半上がりまして毎日熊本県玉名市出身と玉名市の宣伝にもなりますので、皆さん応援の方をよろしくお願ひいたします。それでは私の質問に入ります。短いのでお許しいただきたいと思います。

まず1番目、枅方、受免地区冠水被害対策について質問いたします。私は昨年9月の議会におきまして、これと同様の質問をいたしました。くしくも宮田議員も同じ質問をされて執行部より答弁をいただいております。それを踏まえまして再度質問いたします。答弁の中で枅方地区流域面積900ヘクタール、その内受益面積が67ヘクタール、受免地区で流域面積270ヘクタール、受益面積135ヘクタールとなっておりますが、平成7年度の調査結果としまして、立花川、石橋川、本村川に築堤し、山地流域に降った雨を直接呑崎川に放流し、冠水した地区については、排水機を新設して築堤した河川に汲み上げる計画という説明がありました。が、その尾田川流域の無湛水化と同じ方法ならば、この3本の河川改修を考えねばならず、農水省と国交省の合体事業になります。また汲み上げ用のポンプも3カ所必要となり、多額の維持管理費が発生します。これは平成24年から38年の新市建設計画で約60億円を予定して計画されているということですが、私が言いたいのは対策が考えてあることに対しては、歓迎しますし、非常にありがたいことだと思っております。ただ24年まで手をこまねいて、今の被害を毎年受けながら待たねばならないかということでありまして、もっとシンプルにできることがないのかということです。例えば、尾田川のような湛水防除事業と排水対策特別事業、いわゆる排特事業なんです、一緒に利用するんじゃなくて排水特別事業だけで部田見か立花の下辺りにポンプを設置をして唐人川に汲み出すとかですね、そうってひとつの案ですけども、平成24年の採択申請までの手続として何かできることはないのだろうか、採択申請年度が決まってから動くのでは遅いと思うんですよ。概要から大規模に変化することが十分考えられますので、地元の理解が早く得られるよう我々も努力しますし、またしなければいけないと思っております。例えば土地改良区役員や地元区長さんらを中心にした事業の推進委員会を設置して地元への協力要請をしたり、説明会等を実施するとか、そういった地元としての協力体制をいつから整えたいんですか。私は早い方がいいんじゃないかと思っております。攻めの体制でいかないといつまでも進まずに前回も言いましたけれども、30年経っても50年経っても毎年

毎年浸水被害、冠水被害に遭わなければいけない。ちなみに栢方地区では67ヘクタール中2.2ヘクタール、受免地区では135ヘクタール中27.8ヘクタールがハウス施設です。冠水被害がなければもっと施設園芸が増えるはずですし、農業用地としてだけでもその経済性は何倍もの価値が上がります。また栢方地区では小中学校を初め、医院が4カ所、公共施設等もたくさんあります。もっともっと発展できる、しなければいけない地域です。その地域が浸水被害、冠水被害の危険に毎年さらされております。だから早期の対策が必要なんです。新市建設計画の平成24年度採択を考えるなら、また考えてもらうために平成19年度にどのようなことが考えられるのか、できるのか、またしたらいいのか。県への調査費用などの申請はできないのでしょうか。この県から出る調査費用については市の負担はないときいております。最初に言いました築堤による天井川方式では、規模が非常に大きくなって地域の同意を求めるのも大変だと思います。いろんな方面から柔軟にその技術的なこと、方法を考えていただきたいと思います。この栢方、受免地区の受益者の皆さん、住民の皆さんは何年も耐えて我慢していらっしゃるんです。こういう対策が講じられるならば、皆さん待ってましたとばかり協力体制はすぐできます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目に玉名中央病院の不評問題について質問いたします。以前に玉名中央病院の小児科等々について質問しましたところ早速対応していただきまして、午前中の市長の答弁にもありましたように小児科等の対策がなされました。今回も病院議員がおられる中に少々筋違いかとは思いますが、複数の市民の皆さんから意見と要望がありますので、あえて玉名市玉東町病院組合の長でもあります市長に質問いたします。中央病院の評判については、皆さんもいろいろお聞き及びかと思えます。よい評判だといいいんですけれども、通告に書いていますように不評ということで悪い評判をここできくつか例をあげて述べさせてもらいます。中央病院で私の知人の親が多少高齢なんですけれども、高熱のため受診いたしましたところ、血液検査、尿検査等を受け、中央病院の医師から異常ないと言われ、熱さましの薬をもらって帰りましたところ、どうしても熱が下がらないために翌日近くの主治医にその旨相談したそうです。中央病院の医師の検査報告書を見せましたところ、その異常値が4カ所ありますが、中央病院の医師は何か所見を述べられましたかというような主治医の質問だったそうです。異常ありませんと答えられましたとその主治医に伝えましたところ、その主治医は無言で地域医療センターでの再検査を勧められ、再検査の結果肺炎ということで今日までまだ1カ月入院して完治していない状態だそうです。その検査結果の表というのはここにあるんですけれども。次の例、やっぱり申し訳ないんですけど、私の知人の娘さんのことでございます。15歳の時に、高校生の15歳の時に39.5度の体温、高熱であったと。中央病院に受診しまして、そのとき家族は髄膜炎ではないだろうか、多少ちょっと医学的な知

識があったということで、髄膜炎ではないだろうかと尋ねましたところ、いえ問題ありませんと言われて帰宅したそうです。ところが熱が下がらないために大牟田の別の病院に受診しましたところ、髄膜炎と診断され2週間入院したということです。今度は別の人からの話なんですけれども、玉名の開業医の先生が自分の専門外の患者にいい先生が来ておられるからと中央病院を紹介されたそうです。ところがその患者さん本人が中央病院だけは嫌だといって、その断られたそうです。そういう信頼感がなくなっているんですね、中央病院に対する。この玉名の開業医の先生、医師というのは本人から私承諾を得ておりませんので、名前は言いませんが聞けばすぐあの先生かって皆さん御存じの先生です。今度また別の人の話、老人施設の理事長に私が中央病院について、つい先日意見を求めました。そしたらあそこはだめですよ、看護師の対応が全然っていない。どこか教育機関に頼んでやり直した方がいいということで、どがんしよんなはるですかって聞いたところ、うちは済生会病院に替えましたと、お願いする病院を替えましたという啞然とする答えが返ってきました。今こう4例ほど挙げましたが、ほかにもいっぱいあるんですよ。そういった話がですね、非常にこういったふうに市民の信頼をなくしている中で信頼を取り戻すのは大変なことだと思いますが、やっぱり玉名の真ん中にある総合病院として市民の健康のよりどころとなれるように立て直してほしいんです。病院の議会の議員さんにもまたお願いですが、また市長の中央病院に対する考えと再生の意気込みをお聞かせください。

一応1回目の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 天水総合支所長 望月一晴君。

〔天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君 登壇〕

○天水総合支所長兼天水自治区事務所長（望月一晴君） 福嶋議員の御質問にお答えいたします。まず現状でございますが、栢方地区は流域面積が900ヘクタール、受益面積が67ヘクタールでありまして、湛水防除施設といたしましては、呑崎樋門及び排水機2基でございます。一方受免地区は流域面積が270ヘクタール、受益面積が135ヘクタールで湛水防除施設といたしましては、排水機1基でございます。これらの施設で両地区の湛水防除にあたっておりますが、満潮時で樋門が閉鎖し、豪雨と重なった場合、これらの施設の排水能力を超えることとなり、地区内において湛水していることは議員御承知のとおりでございます。このようなことから当時天水町では、平成7年に栢方、受免地区の排水対策を検討いたしまして、平成12年に関係役職員による検討委員会の設置について協議をいたしております。検討いたしました結果につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございます。60億ぐらいの金は必要になってくるんじゃないかということでございます。今後は尾田川地区の湛水防除事業等の解決しなければならぬ問題も多々ございますけれども、栢方、受免地区の排水対策について抜本



的な解決にはならないかとは思いますが、平成18年度より実施しています村づくり交付金事業で柵方、受免地区の水路8本を整備することといたしております。また抜本的な解決のためには柵方、受免地区の排水対策事業の採択がぜひとも必要でございます。そのために議員おっしゃられましたように基礎調査等をですね、早急に実施されますよう地元関係者並びに関係部署と協議を重ねながら、関係機関に要望をしていきたいというふうに思っております。また現存の排水施設等につきましても機器のオーバーホール等を行なうなど、維持管理に努め施設の能力を最大限引き出しながら今後湛水防除に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 中央病院について厳しい御指摘をいただきました。お答えをいたします。中央病院は組合病院ですから、本議会からも7名の議員が出ていただいて、中央病院のありようについていろいろ御審議をお願いしているところです。そういうこともありますからと思いますが、あえてこの議会での御質問でございますから答えさせていただきます。私どもの玉名中央病院はドクターが33名、プラス4、プラス3、プラス4というのは研修医が4名とそれからパートといいますか日勤、週に何時間というふうに来ていただくお医者さんが3名、ドクターが約40名おられます。看護師は210名プラス40、210名が正職員で40名がパートということになります。事務職は47名が正職員で派遣が8名おられます。平均年齢は51歳なんです、事務職のね。ところが問題なのはこれ一番下の方が47人分の一番下の方が46歳なんです。それより下の方がおらない。それで平均年齢が51歳ということになるわけですね。約340名になります。そういう中で働いていただいている方は。いろいろこの病院が私どもの玉名地方の中核的病院であることは間違いのない。この病院がしっかり運営し、対応されていくことによって、市民住民の健康、病気に対する安心感も増すものと承知しております。そういうことですから病院憲章というのも掲げてあります。私たちは病む人の立場にたって親切でよりよい医療を実践します。いつも速やかにできるだけの対応を心がけます。常に研鑽に励み親しまれ、信頼される病院をつくります。こういう病院憲章も掲げてあります。常に意識の高揚は教育されていると承知しております。先ほど申し上げたような職員数でございますが、全部が全部福嶋議員指摘されるようなことではないわけなんでね、これはこの中の一部だと私は思っています。しかし、一部と言えども御指摘のような見方があるとすれば極めて遺憾なことでもあります。いろんな定期的には職員の接遇委員会でありますとか、あるいは病院内に8カ所も投書欄を設けて、いろいろ患者さん、市民の意を聞くシステムをつくるとかして、それが個人指摘であった場合には個人指導をやる等々を行なっているわけです。しかし公立病院の置かれた現状とも

鑑んで、以前からこういう御指摘のような見方があることも否定しません。それだけに病院の組合長としてしっかり対応する責任を感じております。今年いろんなドクター間の問題あるいは大学の関係等々があって、苦慮しておりますが、そういう状況を乗り切って一つ一つ改善に努めながら市民住民の皆様方の付託に応えてまいるように努力を続けてまいります。ただあんまり評判が悪い悪い言うと本なもんになりますからね、その辺も御理解の上で一つみんなで中央病院を私たちの病院として見守っていただくように御指導いただくようお願いをいたしておきます。

○議長（松田憲明君） 9番 福嶋議員。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 最初の枵方、受免地区の被害対策の問題については、まず早い時期にその調査の要請をするというような答弁でございました。尾田川地区の改修の重要性は非常に私も認識しております。もう早く対策がなされて早く取りかかって受益者の希望にかなうように早く事業が進められるのを期待しております。ただそれが終わらなければ、枵方、受免地区の被害対策ができないという、もう前回の答弁と違いまして今回はちょっと進んだ答弁でありましたので、その辺は評価したいと思います。現実住宅地が床上浸水までしょっちゅうなっているわけですので、その辺の対応は何かこの農地対策としてではなく、そういった住環境の対策としても考えていただきたいと思えます。早い時期に実質的な対応をお願いしたいと思います。

また病院の問題ですけれども、組合長が市長がおられて病院議員さんがおられての運営ですけれども、この病院というのはまた別なお医者さんの組織があったりして非常に難しい問題だと思えます。ちょっと意見として強くなりすぎたかもしれませんけれども、市長も言われましたように地元の中核病院として地元の健康のよりどころの病院としてまた一つ信頼を取り戻して、何かあればあそこに行けばいいんだというような病院にみんなで作ってあげていけたらいいなあということで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、福嶋讓治君の質問は終わりました。

引き続き、26番 小屋野幸隆君。

[26番 小屋野幸隆君 登壇]

○26番（小屋野幸隆君） 26番の有明クラブの小屋野です。今回一般質問をいたしますのは財政の現状それに財政難の対応策として、企業誘致課の設置の考えはあるのかということと、2番目に松下電器の跡地の現状ということで、質問をいたします。新玉名市発足以来2年目を向かえ、島津市長を先頭に市職員一丸となって、市行政のため日夜努力をしておられることにまずもってエールを送りたいと思えます。今回私が質問をいたします財政の現状についてであります。合併後間もない事情もあり、私も十分こ

のことについては厳しいということはわかっています。しかしながら地方の声を市政に届け、また市の対応を市民の皆様伝えることが議員の職務だと考えていますが、市の方はどのように思っているか、伺いたい。今年度の予算を見てみますと昨年対比3.7%減であります、今の現状で算定されたのか、また2年後、3年後あるいは10年後を見据えてされたのか、今のままでは緊縮予算といいますか、それではいけないと思い、今回市に提案をいたします財政難の対応策として企業誘致課の設置の考えはあるのかということをお願いしながら進言をいたします。市長はいつどのように考えておられるのか、現在企業誘致推進室に3名の職員の方が仕事をされていることはわかっていますが、それでは手薄で、今の社会の現状には追いついていけないのではないかと、ただ市単独で企業誘致をやるのか、広域圏で行なわれるのか、どちらかを早く選んで策定をしていただかないと、玉名市民、今から玉名市を背負っていかれる若い人たちの願望でもあります。これから予算策定については市税収につながる課に十分な予算を立てていただいて、職員の方々がそれに答えることが合併に同意された市民の皆様に対する当然のことだと思っています。これも財政課に関連することではありますが、今現在の玉名市の公債費率は何%なのか、私の考えでは新幹線新玉名駅前広場、玉名バイパス、玉名市役所移転等山積している現状でありますので、かなりのパーセンテージが上がるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。そしたらですね、朝から議長が質問は一括してというようなことでございましたので、続けてまいります。

2番目に松下電器の跡地について旧岱明町の開田地区に九州松下電器という会社が操業しておりましたが、昭和43年4月より操業開始され、その間旧岱明町においては多い年には年間3億円もの法人税をいただいた年もありまして感謝をいたしております。しかし、会社の都合により平成17年3月3日閉鎖をされ、旧菊水町、今の和木町に移転され、その跡地は現在どのようになっているのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 小屋野議員の御質問にお答えいたします。まず新年度の予算の中で3.7%対前年度の予算の減ということでの主な要因でございますけれども、これにつきましては天水中学あるいは情報管理課のイントラネット整備等の完了に伴う部分が主たる部分でございます。それからこの予算の例えば組み方等について、10年あるいは20年先を見越したというお尋ねでございますけれども、これにつきましては現在までは新市建設計画に沿った計画の中で、あるいは今後は第一次の玉名市の総合計画の中で、そういったものの計画をベースにして、その中で適切に取り組んでいくと、計画的に取り組んでいくということになるかと思っております。そういった中でかなり

の公債比率等の率が高くなってきはしないかというお尋ねでございますけども、お尋ねのように新幹線あるいはこのあと新庁舎というものを控えております。まさに平成24年頃がそういった意味ではかなりピークの時期に来るというふうに予想されるところでございます。それから公債費の現状と申しますか、等についてお尋ねでございますのでお答えさせていただきますと、公債費に充当されました一般財源が市税や地方交付税の一般財源総額に対する割合を示したものが公債費負担比率でございますけども、それが財政構造の弾力性をどれくらい圧迫しているかということを見るための数値でございます。これにつきましては、この公債費負担比率が15%が一つの警戒ラインということになりまして、20%が危険ラインといわれております。この指標の状況につきましては平成16年度の決算状況で旧玉名市が15.5%、旧岱明町が15.9%、旧横島町が9.5%、旧天水町が13.1%でございましたが、合併後の平成17年度決算におきましては、新玉名市として14.9%となっております。平成18年度の決算状況につきましては6月になって取りまとめる予定でございますけども、公債費の負担比率についてはほぼ横ばい程度になるのではないかと推測しているところでございます。財政状況といたしましては、この指標も示しておりますように財政の健全性を今後も保っていく必要が非常に大切であるというふうに認識しているところでございます。今後も行政改革等を踏まえ、あるいは新市の中での一体となった取り組み等も取り組みながら財政の健全化等を含めて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、議員の方から財政難の対応策として企業誘致課の考え方というお尋ねであったかと思っております。企業誘致課の設置の考え方についてでございますけども、企業誘致の推進につきましては、自主財源の確保だけではなくて、雇用の場の確保あるいは地域振興の面からも大変重要であると認識のもとに総合計画や行政改革大綱におきましても重点施策のひとつとして位置づけているところでございます。今回市の組織体制の見直しにあたりましては、事業の積極的な推進や業務の効率化、明確化を図るための改革を重点として進めたところでございますが、一方では職員定数適正化計画の中で適正化計画との調整も不可欠でありまして、企業誘致推進室の課への昇格については今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。なお、企業誘致の推進に関しましては玉名市の魅力を積極的に発信するとともに企業訪問を通して情報の収集と企業との信頼関係との醸成を図りながら、引き続き誘致推進に積極的に努めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 今予算議会ですから当然そうなると思っておりますが、財政問題につ

いて何人かの議員さん方から御質問があることにもなっております。小屋野議員も財政問題に触れた質問がございましたが、15%が公債費負担率が危険ラインということで、率直に言ってその近辺をうろうろしているわけですね、近辺にあるわけですから。これは非常にしっかりやっていかなきゃならんと思います。午前中の吉田議員の質問の折にはちょっと私申し上げませんでした。今年の予算編成にあたっての一番留意した点は何か、特色ということではありません、当前のことだと言われればそれまでですが、それは何か常に財政の諸君と話し合っておったのは、やっぱり意にしたのは財政の健全性、これをやっぱり損なってはならんということが私どもが留意した一番大きな要諦であったと私は認識をしております。ですからそれは新市計画に書いてあるこれからの方向性になぞりながら、財政運営をやっていく、そうするとやはり健全性を損なうことはないだろうと、将来とも30億の調整基金に手をつけることのないような玉名市の財政運営が望ましいと考えながら取り組んでおるつもりでございます。今ちょっと企画部長の方もお答えをいたしました。財政とももちろんかわりがあると思いますが、企業誘致、直線的につながるかどうかというのは私もちょっとわかりませんが、関係があることは間違いないと思います。就任しまして企業誘致対策室というのを新設をさせていただいた。で、現下対策室で取り組んでまいりたいと思っております。非常に懸命に対策室の諸君も努力をしておりますが、実効につながらないことは大変残念に思っておりますが、ここのところ景気好調ということもあり、熊本県は今年度は企業誘致の受けに入っております。ただこれは各地が相当のリスクを覚悟しながら工業団地を準備してきたり、私ども周辺のまちでもこの企業団地は15年ぐらいかかって今いっぱいになろうとしている。私どもも今後玉名市に企業誘致を必要だという認識に立って、頑張ろうとするときにリスクは承知の上でも、企業団地の造成をしないで、企業誘致を唱えても何とか念仏になりはしないか、そういう気がいたしております。議場で明確に申し上げることは控えさせていただきますが、議員の皆様も小耳には挟んでおられると思いますけれども、市内一部の地域ではそのことに向けた模索をですね、ここにおられる方々にも御苦勞をいただきながら、今準備をしているところでございます。ぜひ理解をいただく中でそういう方向に向けて、踏み込んだ努力をしていかなきゃならんと思っております。松下電器、今跡地どうなっているのかという話ですが、市長に就任をさせていただいてから諸々の状況を把握する中で、私自身も非常に気になっておりました。どうなっているんだどうなっているんだと執行部に伺いましたけれども、なかなかそ野だけでははっきりしない部分がありましたので、去年の何月でしたか、今ちょっと日月は覚えておりませんが、先方に連絡をして松下電器の跡地を訪ねてまいりました。荒尾市のある企業経営の方があそこは現在松下電器から売却を受けて所有しておられます。広大な敷地立派な工場跡が残っておりますが、あんまり個人の企業のことですから

多く触れようと思いませんが、何かに使われているというのは、極一部の部分でイオン水を中心にしておつくりになっている部分はありますが、全体としては未利用のまま置かれているというのが現状でございます。それでその企業の方がちょうどバイパスが一部かかるような形でこれから数年の間に進んでまいりますので、あの土地をどうこれから活用していこうとしておられるのか、私どもも強い関心を持って必要であれば再三お目にかかりながら、やっぱりこの玉名市内でございますからね、しかも申し上げたようにバイパスが取り付く、国道に取り付くちょうど結節点、一番私どもにとっては大事な場所でございますので、今他人が持っておられる土地ですから、あんまり私が触れすぎると怒られますのでね、これ以上申し上げることは控えさせていただきますが、大事な土地であるだけに強い関心を持って見守ってまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 26番 小屋野議員。

[26番 小屋野幸隆君 登壇]

○26番（小屋野幸隆君） 今、部長、市長両名の方から答弁をいただきましたこと、まずもってそのことを信じ、やっていきたいと思えます。ただ私が今申し上げましたこの議題についてですね、まだ今の状況ではそういうことはふさわしくないというようなことだろうと思えます。ただやはり土地は別として人材の育成については私は先行投資的なものの考え方を持たないと人の考え方というものは、すぐには変わりはいたしませんと思っておりますので、このことだけはお願いをしておきます。それからですね、松下の跡地の問題でございますが、今回私が質問いたしました理由といたしましては周辺の皆さん方がやっぱり今までその松下という強いイメージを持っておられましたので、何か閉鎖された以後廃物みたいになって寂しい思いをされておるということでございますので、あえてどのような状況下に置かれているのかということをお尋ねをしたわけでございます。

短時間でございましたけれども、これにて私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、小屋野幸隆君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

---

午後 2時24分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番(松本重美君) 多士済々の有明クラブの皆さんに混じってささやかに質問させていただきます。新生クラブの松本です。しばらくお付き合いのほどよろしくお願ひします。早速、質問に入ります。まず財政問題、公債費負担の軽減対策について質問いたします。政府は平成19年度から行政改革または公営企業の経営改革を行なう地方公共団体を対象に3年間で5兆円規模の公的資金、いわゆる財政投融资資金、郵政公社資金、公庫資金などの繰上償還を行ない、高金利の地方債の公債費負担を軽減する政策を通達しました。対象地方債は一般会計及び公営企業債、主に上水道、下水道、工業用水道、公立病院などの5%以上の金利の地方債。対象団体は金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費などに基づいて段階的に設定されるとあります。政府資金の繰り上げ償還の対象地方債残高は3兆8,000億円程度。財政投融资資金が3兆3,000億円程度、郵政公社の簡保資金が5,000億円程度とあります。2つ目の公営企業金融公庫資金の繰上償還の対象地方債残高は、1兆2,000億円程度とあります。1及び2の繰上償還については、その財源として必要に応じ民間資金等による借換債が発行できることとするとあります。これは地方交付税の削減による地方公共団体の財源悪化を少しでも和らげてやろうという政府の思いやり政策のようにも思えますが、マッチポンプのようでもあります。玉名市は金利5%以上の借入金が一般会計で約58億円、公営企業の下水道事業などで約24億円程度と聞いております。そこで質問いたしますが、1つ目は合併玉名市には、ほかにも外郭団体など見えにくい高金利の借入金はいいのか。2つ目は玉名市は3年間のうちでこの政策の恩恵にあずかることができるのか、初年度からできたとするならば、市中金利との金利差は何%ぐらい得するのか。3つ目は昨年から世界の金融市場の中で国内外の金利差を利用して利ざやを稼ぐ円キャリー取引が異常に膨らみました。一転して3月に入って外国為替株式市場は、大波乱となっておりますが、日本の低金利が特にヨーロッパのユーロ高を招き、ヨーロッパ諸国からは貿易障害になっているとの批判があります。皆さんの中でベンツとかバッグとか買おうと思ってえらく高くなったなあと思ってる方もいらっしゃるかと思いますが、景気回復に伴い日銀の金融政策が基準金利を徐々に引き上げていく方向ならば2年目3年目に玉名市が借換債の恩恵にあずかったとしても、そのとき市中金利と借入金利に5%の差がなくなったり、逆転する場面があれば、全くおいしくとも何ともない政策になってしまうのではないかと思います。見解をお尋ねいたします。

2番目の質問、頑張る地方応援プログラムと玉名市総合計画の優先事業について、私なりの考えと質問をいたします。このほど国はやる気のある地方が独自の施策を展開することにより「魅力ある地方」に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトを自ら立案するよう促し、前向きに取り組む地方自治体に国は地方交付税等の支援措置を講ずる

案を示しました。この応援プログラムの基本的枠組みは①地方自治体によるプロジェクトの策定、公表、地方自治体は独自の具体的な成果目標を掲げて、プロジェクトを策定、住民に公表する。その上で総務省は各自治体のプロジェクトをホームページ上で公表する。②地方交付税による支援措置、平成19年度、午前中の質問と答弁にもありましたが、2,700億円程度、地方自治体がプロジェクトに取り組むための経費を3年間支援し、頑張りの成果を交付税の算定に反映する。また農林水産省、経済産業省、国土交通省などとの連携プロジェクトも示されています。例えば地域経営改革プロジェクト、地場産品発掘ブランド化プロジェクト、少子化対策プロジェクト、企業立地促進プロジェクト、定住化促進プロジェクト、観光振興プロジェクト、まちなか再生プロジェクト、環境保全プロジェクト等々があります。この応援プログラムの中に度々出てくる成果目標とか、成果主義という言葉は前の竹中平蔵大臣流でありまして、非常にアメリカ的な政策またはビジネスの経営手法であって、一握りの勝ち組と90数%の負け組みという格差を助長する悪しき政策とも受け取れます。人材や人口、産業、気候、地理的とさまざまに不利な条件を抱えている貧しい地方も、都会で豊かな地域も横一線で厳しい地域間競争をさせられたら、豊かな地域はより豊かに、そうでないところはそれなりどころか自治体が消滅するほどの格差が生じるのは明らかであります。我々は九州の片田舎に暮らし、それなりに心豊かで落ち着いた暮らしをしているつもりです。それを唐突に数値が高いほど所得格差大きいことを示すジニ係数とやらが3.16で全国ワースト4位、また東京の勤労者所得と比較したら60数%しかなく、全国ランキングどべから10傑目ぐらいだから、あなた方は貧乏人と認定されましたと言われても、戸惑ってしまいます。確かに平均貯蓄のもっとも低い10県、人口当たり自己破産者が最も多い10県、人口当たり最も自殺者が多い10県、大学入試センター試験の平均点が最も低い10県が、ほぼ同じメンバーで占められていると言われております。強い者だけが勝ち残る市場原理の導入は、経済上の格差を広げたばかりでなく、命の格差を広げ、教育の格差までも広げてしまいました。だが我々の貧乏は、江戸時代からの歴史と伝統のある明るい貧乏であって、夕張のような旧産炭地のにわか貧乏の暗い貧乏とは品格が違うけん、心配せんでよかと言いたいところです。貧乏人の中の勝ち組を誇ってもしようがないところですが、この国の応援プログラムは玉名市の総合計画と重なる部分がたくさんあって、まるで双子のように見えます。私は国の政策とリンクした事業で玉名市喫緊の課題を考えた場合、人口急減対策を念頭において、新幹線と在来線を活用した定住化構想と企業誘致が最優先事業ではないかと考えます。有明地区の出生数は平成10年1,487人、平成15年1,314人で173人減、出生率は人口1,000人当たり平成10年が8.3人、平成15年が7.5人となっています。死亡数は平成10年1,677人、平成15年1,973人で296人増、死亡率は平成10年が9.4人、平成



15年が11.2人となって、死亡数が出生数を上回る事態は早くから続き、この3年間でその差は一段と拡大しているものと思われます。2月20日付の熊日には九州各県の将来推計人口が2030年の時点で熊本県人口は184万人から153万人と16.7%減。有明地区は17万4,000人から13万2,000人と24%も減少すると予想されていました。かつて家の二男、三男は都会に出て自らの人生を開拓しなければなりません。田舎には長男が家の跡取りとして残り、地域の貴重な人材として活躍、そして人口の再生産の役割を担い、“夜も一生懸命”頑張ってきました。しかし、近年は家に子どもも少なく、また所得格差には勝てず、長男、長女までもが都会へ出て行ってしまい、世代のバトンタッチができない危機的状況となっています。市長は19年度施政方針演説の中で総合計画の骨子に熱弁を振るわれましたが、計画を総花的に推進するだけの体力は玉名市にあるとは思えません。事業の選択と集中にこそ活路を見出すときじゃないかと思います。市長は新庁舎の建設を新生玉名の出発点と位置づけておられるようですが、地域経済が疲弊している中でありすぎて逆に不透明な戦略でもって、“一将功成りて万骨枯る”であってはなりません。玉名市も変わらなきゃいかん、どがんかせにゃいかんと早急に取り組む戦略的優先事業をどのようにとらえておられるか、見解をお伺いします。今までの答弁の中でいろいろ聞いてまいりましたので、簡潔でよろしゅうございます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 松本議員の質問にお答えいたします。まず平成19年度の地方財政対策において、公債費負担の軽減対策として行政改革・経営改革を行なう地方公共団体、地方公営企業を対象に平成19年度から平成21年度までに5兆円規模の公的資金の補償金なし繰上償還が認められることとなっております。公的資金の金利5%以上のものの一部について、市町村合併の状況、財政力等に応じ繰上償還を行ない、高金利地方債の公債費負担の軽減が図れる制度でございます。本市の金利5%以上の地方債は、平成17年度末において一般会計債約19億3,000万円、先ほど公共下水道債、約24億円、公営企業債、全体でございますと約39億2,000万円程度の元金残高でございます。あわせてほかに外郭団体などで高金利借入金はないかというお尋ねでございますけども、本市が加入しております一部事務組合等の中で、この高金利借入金に該当しますのは、公立玉名中央病院の借入金、平成17年度末現在高約20億円程度でございます。次に玉名市はこの政策の恩恵にあずかれるのかでございますが、補償金なしの繰上償還の詳細はつかめておりませんが、実質公債費率等が要件にあるようですので、現在のところ一部は対象になるものと思います。本市においても公営企業債のうち、公庫資金について、金利7%以上の借換えを実施し、公債費負担の軽減

に努めてきましたが、さらなる将来的な市民負担を軽減するためにも、最大限本政策にのった繰上償還ができるよう努めてまいりたいと考えております。最新の財政融資資金の貸付金利は1.8%程度となっており、また、平成17年度に市中銀行等より借り入れた地方債金利は1.8%でございます。景気回復に伴い金利上昇傾向ではありますが、近々での5%以上の上昇は見込まれませんので、金利逆転により松本議員御指摘の政策効果がなくなるようなことはないかと思われまます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えをいたしますが、難しいものだなあと思っています。新庁舎の建設はこういうふうにしてやるんだということを合併の時点で新市計画にきちっと書いてある。そこで新庁舎をやろうとすればこれから張り切っていかなきゃならん、そういう声が強かったと認識してます。そのときは新庁舎はどうするんだという声が出てくる。やろうと動き始めると新庁舎じゃ何にもならんぞ、市民は豊かにならんぞという声が出てくる。難しいものだなあと改めて思っております。しかし決められた道でありますからしっかり歩いてまいりたいと思います。先ほども申し上げましたが、頑張る地方応援プログラムをどうとらえて市政運営にあたるかと、こういう趣旨のお尋ね、先ほど多田隈議員もちょっと同じ様なことおっしゃった。そのときも申し上げたように18日に熊本である懇談会、これは公明党出身の政務官が総務省を代表しておみえになって、市長が半分ですかね、あと町長が半分でしたか。ちょっと定かではありませんが、要するに10名の首長を集めて、この応援プロジェクトについての懇談会を総務省がやりたいと、こういうことでございますから、私はこの応援プログラムの目指すところ、先ほども申し上げましたが、つぶさによく精神なり内容について理解してあるわけではありません。しっかり勉強をさせていただきたいと思っております。その中でちょっとやっぱり哲学としては似ているんですかね、松本議員、今品格ある貧乏人を誇りにしていかなきゃならんということおっしゃった。やっぱりあの貧しくともお互いが助け合い支え合う、自然の豊かなところで、静かに地方文化を育てていく、そういう中でお互いが一つの集落を作り上げていく、これも一つの哲学であろうと思っております。決して私はそれを否定しません。あるいは私もそういう時限でものをとらえているかもしれません。しかし今私どもの玉名市に課せられた問題、それは先ほども申したように待たなしの要件で新幹線が走ってまいります。間に合わなかったから玉名は素通りして行こうというわけにはいきません。何が何でも新幹線が走る以上は玉名駅にも新幹線が停まってもらう。それは私どもに課せられた最低限の責任である。そしてそれに伴うハードの整備もこれもまた避けて通れない、優先順、今ほかにもいろいろなものを考えているか、考えてな

いかというお話があるかもしれませんが、そういうことを考える余裕が今あるのか。私は優先は何かと問われるならば、先ほども答弁したと思いますが、その新幹線開業にあわせた地元としての体制整備をきちっとしていくということであり、市民生活の面においては、1市3町の違いをできるだけ埋め合わせながら、1日も早く合併した以上は、一元化を目指していく、そのための施策こそ優先すべきものであると、そういうふう感じております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 16番 松本議員。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 公債費負担の軽減については、初年度から該当すると玉名市はよほど財政状況が悪いのかと世間から見られてしまってですね、また後年度回しになると、市中金利の上昇で恩恵にあずかれないかと思いましたが、結構1.8%だったら随分得する場面があるかと思しますので、平成17年度には80%が適正水準とされる経常収支比率が98.6%と既にかんりの高い状況でもあり、新たな行政需要が発生した場合、弾力的に対応できるよう申請できるものは速やかにすべきものと思います。

2つ目の総合計画の優先事業ですが、なかなか非常に答えにくい質問によく答えていただきましてありがとうございました。私としましては新庁舎、新幹線、玉名バイパスはあくまで土台、根幹であって、それが結論ではないわけでどのようにそれに枝葉をつけるかという問題を思っているわけです。定住化構想も華がなければなりません。市長は以前、私の質問に新庁舎と新しい市民会館を同時に造ったら夕張市の二の舞、それこそ二の舞になるとぼささり切り捨てられました。それは私としてはそのとき、金食い虫の箱物という認識にとどまっておられるからで、新幹線とのセットにすれば戦略的価値は高まるんじゃないかということを考えて、夢が広がるんじゃないかということは言ったわけでございます。最近熊本市が産文会館周辺の再開発に劇場を中核とした文化ゾーンを計画しているのもまちづくりの目玉に文化の力の必要性を感じたからだと思いません。文化ホールを造って破滅するか、財政の健全を第一義とするあまり何もしなくて沈んでいくなら、地方応援プログラムの意に便乗して命名権を売ったり、JR九州また関西の私鉄の大手の興業ノウハウを導入するなどして、創意工夫でやってみる価値はあるんじゃないかと思っているわけでございます。このあとも博物館の役割の中でも少し触れますが、今後も議論を深めていきたいと思えます。

それでは3番目の質問、博物館の役割について。今年には西南戦争130周年で各地で記念イベントが開催されています。玉名市においても博物館をはじめ市民グループの博物館友の会、玉名の自然と文化を守る会、観光案内のボランティアグループ、商工会議所、まちづくり委員会と、それぞれの企画でバラバラに行なわれていました。しか

し、これらの市民グループのメンバーの多くはいくつものグループのまたがって重複しているのが実情です。ならば博物館が調整役というかリーダーシップをとって、総力を結集してイベントを盛り上げれば、もっと県内外のファンの知るところとなり、玉名のPRにつながるものと思います。西南戦争の研究グループは兵力の分散を最も戒めなければならない兵法を研究しているはずなのに、この轍を踏んでしまい、ハイライトのトーク会場を山鹿温泉と八千代座に持って行かれてしまったと悔しがっている人がいました。もともと肥後は幕末以来わずかな違い、すなわち小異をもって党派を立てると言われている土地柄で、そんな変な伝統が玉名で生きているんだと思えば、妙に納得できます。しかし博物館は孤高の博物館であってはならないと思います。玉名温泉、菊池川のハゼ並木、里山の小岱山、蛇ヶ谷公園などアウトドアの自然や観光についても積極的に情報を発信し、また文化や歴史イベントの司令塔としての役割を果たすべきではないか。総合計画にもある協働のまちづくりの理念に沿った行動する博物館として、その存在感を高めていくときだと思えます。どん底からはい上がった物語を描いて、日本アカデミー賞に輝いたフラガールのいわき市、これから再起を目指す夕張市の若者による若者のための成人式、伝統の夕張映画祭など市民に勇気と感動を与えるのは、いつの時代もお上ではなく、草莽朽木の市民の文化力にほかなりません。博物館にはそういう力を養成していく役割があるはずであります。当局は博物館の機能強化とやる気についてどのような思いか、お尋ねいたします。

最後の質問、食育と歯の健康について。栄養学的にも伝統的な和食の献立はカロリー摂取が理想的で栄養のバランスが整っているとされています。塩分には多少の疑問符がつくところですが、こうした民族の食の伝統を我々は次の世代に確実に伝えていかねばならない義務があります。ところが最近ではコンビニ弁当、ファミレスの夕食など安易な食事を子どもに提供し、お金さえ出せば何を食べてもいいという風潮があります。自分が生まれた土地の食べ物を知らずに郷土意識が希薄になれば、ふるさとを愛する郷土愛の欠如につながります。韓国では一時期キムチの消費量が減った際、国策としてキムチを消費するキャンペーンを張ったそうです。自国の食べ物を愛せないでどうして自分の国を愛せるかという理由で、学校給食にキムチを積極的に取り入れ食べさせたといいます。またヨーロッパでは十数カ国が参加するEUヨーロッパ連合になっても皆自国の食文化を大切にしているそうです。民族の食というのは基本的には保守的でなければならないと考え、むやみにグローバル化せずに独自性を保っています。養生訓の貝原益軒も「飲む水や食べ物はよく選べ、それによって人の天性までも変わるのだから」と300年も前に述べています。犯罪の凶暴化、カッとなって切れやすい性格は食事と無関係ではなさそうです。日本では戦中、戦後の食糧不足と栄養失調の苦い経験から何が何でも欧米化することに価値があるという風潮が長く続きました。そのせいで繊維質の多

い粗食に耐えるよう腸が長く出来上がった民族の体質は食生活の変化にさらされ、生活習慣病、心臓病、大腸がんの急増につながっています。これら諸々の反省と食への感謝と健康への願いを込めて「食育」という言葉が生まれたものと認識しています。そこで質問ですが、学校給食に郷土の米、麦、大豆、野菜、トマト、苺、ミカンなどの食材はどれくらいの比率で使用されているのか。先ごろ市長も玉名町小の児童と給食を試食されていましたが、季節ごとの郷土料理の献立はあるのか。またできるだけ意識して調達する努力はなされているのか、そして総合学習などで郷土愛につながる地産地消についての学習は行なっているのか。

以上、お尋ねいたします。

次に歯の健康については、玉名市の歯科医療費の件数は高く、虫歯のある子どもの割合は県の平均を上回っているとの報告があります。食育以前に歯が悪く、かむ力が弱くは話になりませんが、幼児・児童生徒たちへのフッ素コーティングの普及は荒尾市などに比べると遅れていると聞いていますが、フッ素コーティングの安全性というか、是非についてまたこれからの方向性についてお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 松本議員の質問にお答えいたします。博物館の役割についてということでございますが、玉名市立歴史博物館は市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するために設置されました教育機関でございます。平成6年5月の開館以来、「河とともに発展した玉名」をテーマに、常設展示の観覧だけでなく、企画展示や催し物・体験学習を頻繁に開催し、市民はもちろん周辺自治体住民や観光客にも御利用をいただいております。本館では設立の際の『愛郷心のセンターと位置づけ「参加できる博物館」を重視する』と、そういった基本構想を大事にしております。できるだけ多くの市民と一緒に参加し、体験していただき、また出演者や講師として御協力をいただけるような親しみの持てる行事を数多く企画いたしておりますし、小・中学校の社会科見学や総合学習としての利用が集中する秋には、学校教育の内容にあわせた展示や催し物の開催を行ない、また個別の要望に合わせて体験学習ができるようにメニューを取り揃えております。今後も今まで以上に郷土の歴史研究・学習の核としての役割を自覚しながら、博物館友の会をはじめとした関係団体と連携をとるとともに、一歩進んで、幅広いまちづくりの観点から、各種団体とのネットワークづくりを積極的に模索し、情報を交換しながら相互に補完し、相互に発展すべく積極的に事業を推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

次に総合的な学習の時間などで、郷土愛につながる地産地消の学習が行なわれてい

るのかということでございますが、地域の農産物を地域で消費し、活力ある地域生活とのつながりを目指す取り組みが地産地消と考えております。小・中学校ともに総合的な学習の時間や学級活動、給食指導の時間等に地域で採れる農産物を取り扱った指導を展開しております。中学校では、総合的な学習の時間に郷土料理コースの学習を設けたり、家庭科で地域の食材を扱った調理について学習する時間を設けたりしております。小学校におきましても、総合的な学習の時間に「食と健康について」ということで、地元の料理を調べたり、家庭科で「地元の料理」を作るということで、郷土の農産物について学習をしたりしております。また時間数の多少ありますけれども、すべての学校におきまして給食指導の時間に当日の給食の献立について、話題として取り上げながら食育の指導を行っております。このほかにも、栄養士が年間を通して全学校を対象に計画的な食の指導を行ったり、学校からの要請がある場合は、学校と連携をとりながら食育の指導を行ったりいたしております。郷土の食材はどれくらいの比率で使用されているか、また意識して調達する努力はなされているかということでございますが、主食である米につきましては100%JA玉名の地元産米を使用いたしております。その他野菜等におきましては、ミニトマト80%、ニンジンが70%などを使用しており、地元の農産物をより多く学校給食として提供することを基本に考えております。また納入物資につきましては伝票に産地名の記入を義務づけており、積極的に地元産を納めていただくように指導を行なっているところでございます。季節ごとの献立につきましては、日本の行事食として節分、ひな祭り、こどもの日、七夕など食文化の継承の意味で関連した献立作成を行っております。また外国の郷土料理を理解する意味でALT出身地の代表的な料理を取り入れたり、セレクト給食やリクエスト給食など食における自己管理能力の育成を図ると同時に食べる楽しさを実感してもらっておる次第でございます。

以上、質問にお答えいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 松本議員の子どもたちへのフッ素コーティングの安全性と普及の是非、その方向性についてお答えいたします。市民が健康で長生きするためには歯の8020運動は不可欠であり、その8020運動は1989年（平成元年）の提唱以来、私たちの生涯にわたる歯科保健の目標として展開されております。中でも虫歯は我が国における歯の喪失の第一の要因として上げられ、話すことも食べることも不自由し、QOLも低下するため、乳幼児期からの予防が重要とされています。虫歯の予防のためには「歯磨き」、「砂糖の制限」、「歯の質を強くするフッ化物の利用」といった3つの予防法をバランスよく組み合わせて行なうことが、最も効果的であります。玉名市の

歯科保健の現状を見ますと、歯科医療費については平成18年5月分、玉名市国保被保険者で受診件数3,698件で全体の11.4%でその費用額は5,673万8,990円でございます。また平成17年度の1人当たり歯科診療費では県下で12位でございます。幼児健診での虫歯有病者率については、平成17年度で1歳6カ月児が4.9%、これは県平均が4.8%で、3歳児が35.3%、県平均は34.3%でございます。わずかでございますけども県平均を上回っている現状でございます。フッ化物利用による虫歯予防については既に多くの研究者や研究機関が50年以上にわたってあらゆる方向から再三の確認を行ない、安全かつ有効であるとの結論が出ています。これらの結果を踏まえ、WHO（世界保健機構）、FDI（国際歯科連盟）を初め、国、日本歯科医師会、日本口腔衛生学会など内外の専門機関、専門団体が一致してフッ化物利用の有効性と安全性を認め、その積極的な利用を推奨をいたしております。実際フッ化物利用による虫歯予防は世界的にも広く行なわれており、大きな効果を上げております。平成17年度の保育園、幼稚園のフッ化物洗口事業実施率は、玉名市14.8%で県の26.0%を下回っています。合併前までは旧横島町で3園、旧天水町で1園実施しており、さらに平成18年度から市内、これは旧玉名市でございますけども3園の私立幼稚園が実施をいたしております。以上のようなことから平成19年度に歯科保健推進検討会を設置して、歯科保健推進にかかわる関係機関との連携強化を図り、今後の歯科保健対策のあり方について検討し、歯科保健事業の円滑な推進を図っていきたいと考えております。特に幼児期からのフッ化物洗口事業を普及、推進していく予定でございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 16番 松本議員。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） ありがとうございます。博物館については地道な努力をなされていることは承知しております。しかし世間はどれほど多くの入館者があったかで評価するところがあります。廃園の危機からアイデアを次々に繰出して、みごと日本一の動物園になった旭川市の旭山動物園、大和ミュージアムの呉市海事博物館など、ヒントになるところはいくつかあります。玉名市歴史博物館も思い切って西南戦争ミュージアムに特化変身すれば、それこそ全国から歴史愛好家がやってくるのではないかと思います。開館から十数年、最近影が薄いようですが、気をしっかり持って方向性を決めて努力すればきっと存在感を高めていくものと思います。頑張ってください。

次に歯の健康、先ほどは何かフッ素コーティング、フッ化物利用の安全性というような表現でございましたが、とにかく歯が悪いと食事も楽しくありません。それに医療費削減につながるものなら推進してほしいと思います。

最後に食育についてはレベルの高い食育を心強く思います。また生活習慣病につい

ては、我々の世代はもう手遅れで仕方がありませんが、次の世代の子どもたちまでもが同じ失敗を繰り返し、ため息をついて親や世間を恨んで嘆くことのないようしっかり指導、教育をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で松本重美君の質問は終わりました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

引き続き27番 堀本泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 御指名をいただきましたので、ただいまから一般質問を開始いたします。今日だけ野党の堀本泉でございます。ここでちょっとお断りをいたしておきますが、お聞きのとおり私、暮れから正月にかけて脳梗塞で、けんか相手の救急車に積まれて、あの世から生還いたしております。ちょっと口が具合が悪いので言いそこ間違いもあると思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。先ほどの議員さんの質問にも、巻頭言でもありましたけれども、市長をお褒めいただいたあいさつの件でございます。私もそれなりに評価をしながら質問をいたします。今議会は19年度当初予算の上程議会でもあり、大きく4項目を掲げての質問でございます。

まずその1、市政発展に対する市長の熱意について伺います。招集日に40分以上もかけてのいわゆる施政方針演説を熱弁をされました。7万5,000人市民の生活向上を前面に掲げた非の打ち所のない演説であったとは思いますが、にもかかわらずですね、拍手の一つもなかったこと、なぜか誠に残念でありました。そこで改めて市長の情熱を再確認をいたしたいと思っております。例えば、教育所管の豊水小学校の校舎改築の予算、先ほどの一般質問の方の中にもありましたけれども、向こう11年間の新市計画から見れば少なくとも3年近くも前倒しになっている予算の計上であります。全国的な子どもは国の宝だと、これを受けた形で合併協議の協定を破っての計上であるはず、予算建設額は6億余り、国からの補助金はわずかとは言えませんが失礼ながら9,000万円余り、地方債、玉名市の借金が2億初め一般財源よりの持ち出しが3億を超えるはずであります。思いつき予算とはいわゆる向こう受けする予算とは思いたくないが、市長の市民を愛する情熱のあらわれと見てよろしいか伺います。本体着工負担金のやりくり、いわゆる3年繰り上がったことに対するやりくりと財政当局との協議も十分あっているとは思いますが、なかなか苦しいやりくりが押し寄せてくるはずだと思います。相当の決意だと思いますので、もう少し声を大にしてですね、恩を着せれとは言わんけれどもですね、反対派の人おらすけんじゃいかんから、やはりせつかくの予算を3年も前倒しと子どものためにやっただから、声を大にしてやってもらいたかったと思っておりますが、すらすらすらとじゃいかんだろうと思っております。いかがでしょうか。かつて前市長が官府10年、市長が8年がちょうどよか区切りと言っているながら、先般の選挙に再々



出馬をされ、島津市長にいわゆる借敗をされました。結果は当然としてもあの人が不似合いな票を取って追いつけた中身、原因は主なやつは何回もこれ言っておりますけども、いわゆる2つのあめとむちが考えられます。1つは一区一輝での1億円を越える金の公金のばらまきであり、むちの方ではこれも人気取りと思いましたが、官制談合の最たるものと私が評価しました、あの時は刑事訴訟もじせんということで主張したはずですが、いわゆる落札率90%以下の業者以外は、業者は次回の入札には指名をしないと建設部長赤松さんが言ったこと、これは建設委員会ではっきり論証を取っております。いわゆる業者を脅して入札残を出し、その入札残でこういうことができた、あるいは今後私が市長になったらこういう数億、13億円か金が浮くからというようなことで人気を取ったやり方であります。ことの是非は別としましてですね、入札には一切関与しないとされる島津市長、気迫は誠に立派ではありますが、足元をみたような、これは業者の話ですが、96%とか8%以上の落札率はいかがかと考えます。関与とは別の形で競争の原理の作用する方法を提案すべきと考えます。貴重になりがちな自主財源の確保につながる手法はないか、伺わせていただきます。例えば一般競争入札や予定価格の発表を差し控える等々において、島津流の牽制球は投げられないかと思いますが、いかがでしょう。私は現在、市の重要プロジェクト新幹線特別委員会の委員長という重職を拝命いたしております。議員各位の御協力をいただき、先般全会一致で上部機関に陳情書も出し、また市長も再三再四にわたりお願い行脚をされた結果、先日の特別委員会で16億からの予定された埋蔵文化財の掘削必要額が、申しますように関係課長の労が実り先月の特別委員会において12億円近く節約ができるやり方が認められたと発表がありました。施政方針の熱弁の中にこれらのことはありましたかなあ。私はちょっと病弱で耳も悪い聞こえなかったかと思っておりますけども、なぜ市長は決定したことは御承知だと思いますが、それだけの借金を、借金の12億だから同じことだと思われるかもしれませんがですね、かなりの財政的余裕には貢献すると思っております。自分を褒めれとは言いませんがですね、今後の11年間の新市計画の大きな変動はあるはずですから、やはり胸を張って声を大にして述べられた方が市民の安心を買うと思っておりますが、いかがでしょうか。それから先ほど来声があった中心市街地等の開発等の絡みもあってですね、ここにあります新市計画なるもののですね、予算投入等についての話し合いは財政当局ともあっておると思いますが、やはり政治家ですから、市長も。きれいごとばかりじゃないかん、もう既に選挙は動いておる状況です。県会議員の選挙に絡んで、やはり心していくためにはやっぱ市民に対しての心ならずもと言いながら、やっぱり宣伝も必要ですよ。私はそう思います。強面ですね、食いしばっておっても、人気は上がらんと思いますがですね、いかがですか。言うべきは言うてよかですよ。努力はしなはったんだけん。そういうことですね、そのタイトルは何だったかなあ。のお尋ねをいたしま

す。お答えがあつてから再質問はしますが、長くなりますからその2にいきたい。

玉名農政は現状でよしとされるかと題しております。申しますように招集あいさつにいう農水産の現状、認識の項の中に国の政策のカバーの中で例えば集落営農、担い手、農地・水・環境等の問題は施行箇所のところから見るとすこぶる順調というような発言だつたと思っておりますが、違いますかなあ。どこにも15カ所できたとか何とかと言うて、もろ手を挙げて喜んでおられるという印象でございましたが、その辺ですね、一抹の不安じゃないけど、心配を感じました。そこで私なりの意見を交えながら質問といたしますが、過去において数億円の国費の投入が、まあ、ところを申しますのが例えば大野野口の圃場整備等々ですね、大規模な区画整備、圃場整備ができております。それにはやはり地元の玉名市の一部負担金、もちろん生産者の負担もありますが、そして出来上がった圃場整備自体だから集落営農が簡単にといいますか、まとまっていきよつと思ひます。ならばそのために資金投入をしなかつたいわゆるうちあたりでいうと家の側ですね、固定資産税等々がどうか知りませんが、農振地の除外はされておりますけれども、何ら手を打っていない土地は年寄りのうば捨て山じゃないけれども、1反百姓、2反百姓で補助の対象も何にもないという状態のところは玉名市の中に半分近くあるいは、むしろ国による格差の将来を来たしている現在、地方自治により、日頃から申し上げておりますけど、少しでも小さくすることが必要だという感がいたします。つまり国の手の届かない住宅周辺の優良地等は、耕作放棄は放棄寸前の状態でありますので、農地・水・環境の事業等により土地改良事業が圧縮される、これはもう過去には市長とけんかしましたけれども、ような施策は市長の人気の上でもマイナス、年寄りの批判を受けると思ひます。新市計画の中で農政に対しては予算増を含めた島津カラーが必要だと思ひます。どの辺にそれが見えるのかですね、予算は増えているとしても恐らくそういう大型地域の方に対する予算ではないかと思ひます。島津カラーが見えるような弱者に心を配った予算になっているかどうか、詳細をわかればですね、ポイント的にも結構でございます。これが玉名のオリジナルな農政だというようなことですね。私は先日も関係者にも申しましたが、2、3日うちに何ですか、地域農政のあれがあると思ひますが、今会長は市長がやっておられるでしょう。減反政策等々に対するあれは、いかがですか。それが今後は国の政策により団体は減反の割り振り何かでやるなら、農協長が大將になっているじゃないですか、違いますかなあ。今のうちに玉名市のことは俺が口出しをするぞというような体制も必要じゃないかと思ひますが、いかがかなあ。言わん方がよかかなあ。私は御承知のとおり今土地改良区より選出をいただき、議選の皆さんとも一緒に農業委員会の委員をやっております。御承知のとおり農業委員会は会長それから事務局長もいる立派な一つの独自機関であります。WTO、いわゆる日豪EPA、まさに嵐の前の状態の農業情勢の中に農地の負債整備、貸借関係での解

消、赤字の水準を埋めて、地目変更して、アパートをだまかされ建てよつととか、いろいろ近年、受付件数もうなぎのぼりの現場を見ると、いかに行革とは言え、農政への理解度において、市長はイエローカードをささげてもいいんじゃないかということが過去にはありました。その後何か少しは中身の異動があるということをお聞きしますが、改革をすれば、農業委員会に関する限りは最小限のダメージを受けるような形でですね、がまだすもんは廃止するかは知らんけれども、今の状態をイージーに変えるということは、再考させていただきたいと思いますが、そういう問題に関してですね、引っ掛けて自分が務めております農業委員会の行革の問題もお尋ねさせていただきます。議長から一遍にやれといわれておりますので、妥協じゃないけど口は戻らんけど、続けます。

3番目にですね、第1項と関連はしますけれども、当時合併協議、いつかも申し上げたかなあ、合併協議への委員会に当時の議長として私も参画をしております。もちろん島津市長あたりは影も見えないときでございます。助役もそうでございます。1市3町の首長を初めとするそれぞれの主張は今も鮮明に私の頭脳の中にあります。島津カラーに染めかえる、その珍問は当時私は議会の皆さんから堀本を議長に上げて、1市8町でもめよつとば早う突っ返して、1市4町、玉東も交えた4町の合併を期日までにしようじゃないかということで、のような選ばれ方ですね、憎まれ役になったつもりでおります。議員の皆さんの計画に引っ掛かったようなもので、議長に上げていただきました。計画どおり合併はできましたが、その経過の中でですね、スムーズな合併をするために玉名市は遠慮せれといろいろごちゃごちゃ言うなというようなことで周囲の町長あたりから説得を受けましてですね、いろいろ一番ものは言いましたけれども、手を打つ形で引きました。そのとき言われた言葉、町長名は言いませんけれども複数の人から合併をすれば巾着は一つだけん、市長がにぎっとだけん200数十億の合併特例債の使い道か何かは市長が思ったん、一応はこれでいこうじゃないかというぐらいの程度ですね、合併の11年の新市計画は成り立っていると確信しております。ところが市長にいろいろ申し上げる中で例えば横島の問題も豊水小学校の問題のときも市長が腹かけば早かけんですね、声を荒げて合併協議会で決まっておることば簡単にされるかというようなことをおっしゃったのは御記憶があると思います。しかし、私は島津カラーにせんなら、あんたが市長にした甲斐がなかじゃないかと、堀本ででんよかじゃなかかと方程式がそのままならということも言いました。今ようよう豊水小学校を初めとして町小の問題等々も含めてですね、変革が生まれつつありますが、計画の前倒しはこの2カ所だろうかと、それとも大幅なですね、この庁舎の建設ですね、庁舎は何年だったかなあ。平成23、24。11年の新市計画ではですね、この年に44億1,400万円というような巨額の出費が、地方債借入等々が計算してありますので、この数字だと思

ますが、これは予定どおりでございませうか。少しは前倒しになりますか。先ほど市長がいわゆる新幹線は間違いなく何年間で来るという形ですね、それに合わせた形で全体的な見直しをするような発言をされましたので、ひょっとすればですね、この新市計画自体を一遍二遍、財政当局とも話し合っておられるんじゃないかと思ひます。それでやる気についてですね、それはびしゃっと見直して例えば先ほどからいう子どもは世界の、日本の宝だという観点からですね、やるべきことの最たるものはやっぱり教育関係にやっぱり意を注いでですね、今の子どもが1日も早くいい学校に進めるとか、いろんな配慮をすべきだと思ひます。ポイントをとれということじゃなくてですね、道路行政とかそういうことについては、新幹線に関係するとは別としまして、飛行機場の滑走路じゃなかったけん、バウンドするようなことはないけん、今の道路でも十分ここ何年かはいけると思ひますよ。業者がかわいそうかけんとか何とか発想には、もちろんならんと思ひますけどもですね、私はいわゆる国の財産といわれる子どもたちに知見を注いでですね、この充実をこの予定表を切り替えてもですね、この豊水の小学校の建て替えを急いだやはり前倒したことをばねにしてですね、検討されてないなら、全体的な見直しをして周辺住民にもですね、やっぱり同意を求めるといふ、いわゆる島津が市長になったけん、もうきつかりうばってん、こうするばいたという線を出してもらいたいと思ひます。

あと一つですね。これが問題ですけどですね。私はですね、皆さんに会場の皆さんに、先日熊日を初め、全ローカル新聞読みました。職員の飲酒運転による何ですか、あの件です。誰か言いよんなはるだろう、しかし野党不在の議場だからですね、言いよんなはらんだったと思ひますけれども、私は言うべきは言わんならば、やっぱり市民の方が議員ば何ばしよつかいっておっしゃる方もおられると思ひますので、あえてその被告は誰だかも知りませんけどですね、実際知らん、名前も知らん。ただそのペナルティーのですね、市長、中に新聞記者の談話の中にですね、事故もあっておらんけんって、これは助役が言いなはったつかなあ。事故もあっておらんけん6カ月ぐらいがよかろうというような記事が載っておったはずです。事故も起こしておらんけん、被害者は確かに運転手だろうと思ひますよ。前の晩飲んだつ残っておったというぐらいで、今度誰かが飲酒検知器ば付けたらどうかとおっしゃると思ひますがですね。私はその懲罰の理由にですね、このやっぱり何といひますか、事故になっておらんからよかじゃないかという理由はいかん、これはおかしいと思ひます。それば言うならですね、一番忙しい、そして何か話では管理職だとも聞いておるが、新聞に載っておるこの記事でもってくだり、それは別段ですばってん。一応ですね、私はかつて土木の現場に行きまして、何日か続けて行って、なぜ旧玉名市の土木だけが入札に絡んで郡部のやつは何億円とか何千万円の土木事業、ずっと入札にいつてですね、たったあれ紙1枚の中に、玉名市側

んとは2件しか載っておらん、20何件のが2件しか載っておらんこつが2、3回ありましたもんね。どうして玉名市の土木は進まんかと言ったら、職員が1人がんの疑いで寝おつとるとか、誰がおらんとかいて、手不足でというようなことだから助役のところジブシーでよかけん人間ば入れて、土木はするんですかと言うたこともあります。その忙しい土木の何か知らんばってん、係長か何かがですね、半年も、ま、給料はやらんかも知れんばってんですね、6カ月、30万円とりよるなら3×6、18。180万円ですか。どっちみちお金をやらんとならば、半年を1年に延ばしてですね、仕事をさせながらお前は給料は半額だと、そういう制度は作れんとですかね。審議会6人で話し合ったと新聞に載りましたが。少なくとも事故を待っているような、事故がなかったからこれでよかろうというような裁断はですね、私は時代逆取りだと思いますがいかがですか。そっで気に入らんから質問に至った、この話したわけで。市民がいい面の皮、一番忙しいところの管理職をですね、6カ月も飯の食い上げにされてですね、事故起こさなかったぐらいのペナルティーならば、むしろそちらの方が本人に対してもやる気が残っただろうと思います。

それからですね、これもまた市長とけんかですが、あのたばこの件でですね、市長ははっきり議事録があるはずです。時間をくださいって、堀本さんの意見はわかりません、時間をくださいとそれなりに研究をします。もうあれから何カ月ですかね、約1年。まだ時間が取れませんか。そこで私見を申し上げます。私はたばこは人前で堂々と飲んで、そのリスクの分は飲んでから気分転換して頑張って、市民のため2倍の努力をすればそれでちゃりたいというようなことでおりました。現在ちょっとひねくれてですね、考えが少々変わりました。そこで大体たばこ1本吸うのに2階あるいは1階から3階のあなたの懇談の場所まで上ってですね、市長は職員とコミュニケーションが取れてよかばいた堀本さん、あた黙っておきなせと言いなはるばってんですね、正直言って一部の皆さんが、ここの本庁関係の偉か人はよかでしょうけどね、なら離れ島ですか、別館ですか、あなたが顔も何も見られんわけだけんな。そうでしょ。もともとたばこを隠れて飲むような制度ならばですね、それなりのペナルティーをやるべきですよ、職員にもですね。犯罪とまでは言わんが、1日に7本、5回にして40分、1週間換算にして200分、1カ月で800分、1年で9,600分。つまり8時間労働に換算して20日間仕事をしないで給料をもらっておるということになるわけですな。屁理屈ですが。それならばですね、男女共同参画の時代、女性はまあ茶碗洗いの時しゃべりよらせん、それでいいか知らんが。女性のあれはいつ発散されますかね。なら女性にもモンブランかキリマンジェロのいわゆるコーヒーのブレイクタイムを与えなんごとになりやせんですかね。男女共同参画だからですね。そこで提案ですけど、たばこ飲む人は登録制にして、伊那市あたりがやっているように庭の草取りとか何とかを1カ月に土曜日か

何か、昼飯を30分にして後の30分は1カ月2遍な草取りせいとか、そがんと市長の命ではできませんかな。私は職員の中からですね、手挙げして。もう偉か人は別としてですね、若手から何年入学制のしんがあるはずだから、その辺からやってもらいたい。市民は納得せんですよ。それは犯罪者扱いで影蔵隠れて飲んでですね、遊んでるって言われるならきつかですもんね。それではひとつ、市長の言明で、大体市長は職員からですね、あたが就任しなはったときは、島津さんのならすならばたいぎゃあな怒らるるばいって、選挙もあんまり加勢せんだったけんって、この辺も言いはせんですか、そんなこと言っている。それが今優しいワイルド性もない、言うべきも言わない島津になったけん、残念至極。やってください。それからですね、昨日、今日、私はぼっと思ったつが、携帯電話ですね、裁判になったけん言うわけじゃないです。私が携帯どま使い道も知らんで、自分のかけるときだけしかかけきらんです。登録も何もしておらん。皆さんの電話番号も知らん。公務で来て、市役所におっとならやっぱりそれはキープせんといかんと思いますよ。今は災害やらいろいろあって、偉か人は携帯で入って来ますもんなあって。それがおかしい。何のため登録番号を印刷してですね、各家庭にやっておるか。公務である以上は公務の電話をすべき。そこまでよりまだ悪かのは、その公用でかけよっとならやっぱりおっしやるばってん、なぜそんなら玄関先の横さん隠れたごとしてはははで、あれは嫁に内緒でかけよる。思いますよ。そがんですよ。堂々とやっぱり課長がおろうが何しようが公務なら、あそこの道路そうですね、と言ってよか。なぜ隠れて玄関先逃げ出してですね、かけなんか。携帯電話の勤務中の交信、受信は止むを得んかも知れんけどですね、こちらからのあれは公務である以上は、公の電話でですね、登録されてまでやるべきと思いますが、いかがですか。あと5つばかり聞こうと思っておるですが、一応このくらいで。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 去年の暮れに堀本議員がちょっと体調を壊されましたが、あの時は私にあんまり厳しく当たられたもんだから、ちょっと体調が悪くなられたんでね、今日はこれぐらいでいかんとまた血糖値が上がりますからよろしくお願いします。質問の内容が多岐にわたりましたので、私も少し抜ける部分があるかもしれませんが、その点はまたお許してください。市長としての情熱をしっかりと持てという激励をいただきましたが、市長職をお預かりをした以上、この新市の発展のために自らの持てる情熱を注いでいこうという気持ちは堀本議員に負けないぐらいに強くしっかりとっておるつもりでございます。今後もそういう気持で頑張ってまいります。その中でもう少しその自分のカラーを出しなさいと、こういう御指摘がありました。聞きようによっては逃げ口上に聞こえるかもしれませんが、私は元来こういう雰囲気でございますけども、非常に地

味な男でございまして、今市政運営にあたって私の心の中にあるのは何かと言えば、やっぱり着実な市政運営に心がけるということが私の気持ちの中に正直ございます。午前中の質問にもお答えをしまいましたが、今私どもに課せられている近々の逃げて避けて通れない問題はやはり新幹線を初めとする中心市街地のこのハードの準備をきちっとしていくということは避けられない。一方市民生活のレベルを統一をしながら、そのニーズなり期待に応えていく、この2つだろうと私は承知をしております。そのことを着実に数年間続けていくことが今大事なことなんではないかなあとと思います。決して逃げ口上ではありませんが、今大向こうを意識した施策の展開を島津カラーというような感じで打ち出していこうというつもりはありません。例えば、どなたかがいつかおっしゃったような記憶がありますが、新幹線が開通すれば九州上からも下からも人を呼ぶことができる。駅前に立派な音楽ホール、文化ホールを造んなさいと。どなたかがおっしゃったんじゃないですか。しかし、私にはそういう勇氣はないということを申し上げた記憶がありますが、そういうその感じ方が全然ないということではありません。しかし今私どもがそういうふうな雰囲気なり方向性で市政を打ち出して行って、それが島津の個性だ、カラーだというような感性は私は持ち合わせておりません。今申し上げましたように今与えられた難しい問題を一つ一つ着実にこなして、合併後の新市の体制を整えていくということが、今私どもに課せられた一番大きな責任ではないのかなあと、そういうふうに思っております。そのことを基調にしながら一つ一つの案件に取り組んでいきたいと思っております。豊水小学校の問題、しきりに堀本議員触れられました。市長就任当初から私に対してもあの学校は何とかしろ何とかしろとおっしゃってた。私は途中でいろいろ怒った振りをした。私もちょっと似たところがありましてね、わあっと言うときにはあれは別のことを考えている場合がありますのでね。新市計画に載っているじゃないかと何言っているんだと言いました、確かに。しかしその以前に私は助役を伴って学校の実態というのはそれ以前につぶさに見ておりました。また議員の皆さんも学校視察もしておられました。そういう中で3町を初めとする他の学校施設と比べて極めて老朽化が進んでいるなあという認識は持っておりましたので、あえて決して大向こう受けをねらったわけでも何でもありません。やっぱり学校施設の整備という観点からもこれはやっぱり取り組むべき新市計画よりもそれは前倒しになったかもしれないかもしれませんが、取り組むべき課題だという認識を持って今日まで準備を進めてきたつもりであります。町小の体育館につきましても同じように見てみてやっぱり中心にある中心の小学校だと自負される方々から見れば当然だなあと、前後ろ斜めからもよく何回も拝見をしております。やはりこれは他の学校施設と比べても早く対応への準備をしなければならぬあとそういう思いはずっと持ち続けてきたわけであって、今、諸々御指摘いただいたようなことを意識しながらこの問題に取り組んだということではないということだけは申し上げてお

きます。あと何だったかな。そういうような意欲、責任感、堀本議員、意欲、責任感そういうことはしっかり持ってこれからも頑張っていきますので、よろしく願います。

まずそれから、次に農業問題。このままでいいのかという話がありました。今我が国の農業は大きな転換点に来ていると思います。やっぱりオーストラリアとの個別交渉も始まろうとしていますし、WTOにも今日本農業を直撃しようとしている。一方国内においては、品目横断的に政策を掲げた農政の転換が今言われております。そういう中で日本全体農政の行方に非常にみんなが心配している。必ずしも日本農業はこういう姿になるということが今確定していると私も思いません。先日というか昨日ですね、昨日農政局がお見えになりました。農政局の責任者の方がお見えになりましたいろいろと農地、水の事業についての協力あるいは今後の努力をお願いするということでお見えになりました。いろいろ懇談を申しあげました。今、玉名市における堀本議員が指摘される農政の現状の認識でございますが、おっしゃいましたようにその農地、水事業がわかりやすく言えば、今までは区役的なもの、あるいは土地改良事業で行なわれたようなものを、この農地、水環境の事業として行なっていくんだということになって、私ども今年度予算にも市の金が2,500万円、事業料として1億円の予算を組ませていただきました。これによって、指摘がありましたように、集落組織といいますか、それに対応する組織が作られた地域は確かに農業環境なり農村環境なりの整備は進めやすくなると思います。天水でありますとか横島でありますとか、あるいは大浜、滑石等の海岸沿いの米作地帯を中心にして多くこの組織が立ち上げられました。ただ御指摘があるようにそれじゃあそういうのが立ち上げられた地域はいいけれども、立ち上げるのに戸惑ったところはどうするんだという御指摘でございます。私も同じ、これは昨日はよくまあ、こんなものを農林省はこういう政策を考えつきましたねと、私は揶揄も込めてお話をしたんですが、それはいいことですよ。進みますからどんどん。1億円、そういう事業で今年いっぱいを使い切るのかなあと、19年度。むしろ私はそっちの方を心配しているんですけどね。ただそうでない地域はあの単市事業あるいは土地改良事業でこなしていかなければなりません、この農地、水環境の問題が一つだけあるのは今申し上げたように、その立ち上げられた受け皿組織を立ち上げた集落はいいけれども、立ち上げられなかった集落をどうするかという問題がやっぱりこれは、この政策の本質論として残っている。それをやっぱりきちっとやっていかなきゃならんということがひとつある。同時にさっきからこれ絡んできますが、農地、水の事業と土地改良事業との整合性なり区分けなりをどうしていくか、これは市の耕地課を初めとする担当者の諸君の一番心しなければならん問題であろうと思っております。しかしこのことが全体的な農村の整備につながっていくことは間違いありませんので、この19年度予算案を承知してい



ただければ、今まで区役のようにしてやっておった事業をもっと幅を広げて対応することができるのではないかなと思います。同じようなことは品目横断的政策にも言えると思います。認定農家あるいは集落営農組織を中心として、国は農業事業を応援をしている、その他の地域はそうではないということになってしまいますと、認定農家や営農組織が作りあげられた地域はいいけれども、そこまで至らなかった地域あるいはそこまでいかない農家をどうフォローしていくかということは、これからの農政にかけられた最大の課題であると思います。先日、昭和40年代からあったそうなのですが、玉名市の野菜振興協議会の解散をいたしました。これ昭和40年代から行なわれておったんだそうですが、3町の方には3町の方でそれぞれあるわけです。だから実態が違うんですね。玉名市の予算にしても10万円ですよ。この旧市の野菜振興協議の予算は。それに農協がまた10万円ずつ出して野菜振興協議会というのが運営されておった。横島等は300万円以上の金が野菜振興協議会ということで、今まで使われておって、だから先進地への売り込みでありますとか、あるいは市場との懇談会でありますとか、そういうのを盛んにこれまでやってきたわけです。しかし合併した以上はみんな一応これ解散してください、そして玉名市の野菜振興協議会として改めて立ち上げようではありませんか。JA玉名、JA大浜、組合長さん方も御同席の中でそういうお話し合いをしたところであります。その中でこれはまだ決定でも予算も組んでもおりませんから、言えませんが、イメージとして例えば天水町が渋谷区のイベントに参加してですね、小天みかんを今までいくつも店があるところで売って、宣伝をして来られました。しかしこればらばらにやるよりも玉名として玉名市として統一をしたやっぱり行動をとるべきだろうと、市の事業としてやるならばそうであるべきだろうと、それでイメージとしてあって私は担当の諸君にも計画書を作り上げてくると指示しておりますが、例えば東京で1年、大阪で1年、交代でもいい、少々金がかかるかもしれませんが、玉名出身者、玉名市の出身者等の呼びかけて、玉名の地産フェアをやれないか。そして出身者の方々に自分の郷里は今どうなろうとしているかということをお話を申し上げ、あるいは郷里の産物に親しんでいただく、同時に我が玉名の産物のアピール、ブランド化の進展にも役割を果たす、そういうイベントができないか、そういうこともその野菜振興協議会の中で申し上げてきたところであります。そういうことをJAと一緒に、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。新市計画を越えてやりなさいという話がありましたが、やはり新市計画はいろんな粗暴はあるかもしれませんが、これを一つの下敷きにしていかなきゃならん、これを無視するという形にはならない。しかしそのとおりにやりなさいということになると、それは膠着してなかなか市政に柔軟性が生まれてこないと思っております。ですから下敷きにする、新市計画を下敷きにする。その中で今、堀本議員からも御指摘がありましたような私の責任とお思いを基にして、運用

をしてまいりたい。そういうふうに思います。答弁になったかならんかわかりません。あっちいたりこっちいたり、そうですか。質問があっちいたりこっちいたりするから、答弁もそういうふうになるんですが、どうぞひとつ情熱、意欲、責任感きちっと持っているつもりでございますので、よろしく御指導ください。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 堀本議員の御質問にお答えいたします。職員の志気の高揚と日頃の勤務のあり方についてでございますが、初めに職員の飲酒運転違反に伴う懲戒処分のある方ではありますが、公務員の飲酒運転による事件、事故が相次ぎ、全国的に飲酒運転撲滅の世論が高まる中、本市におきましては昨年10月1日付で、「飲酒運転事故（違反）処分基準」の見直しを行ない、さらに厳罰化を図り、周知徹底のため部長通達を発するなど再三にわたり注意を喚起したにもかかわらず、違反を引き起こしたものでございます。当該職員は速度超過違反及び酒気帯び運転したとして検挙され、その事実を速やかに報告もせず、また職場では監督者の地位でもあることからその行為は全体の奉仕者たる公務員として自覚に全く欠けたもので、著しく信用を失墜させ、その責任は極めて重大であることから、市の規定としてはこれは停職の規定でございますけれども、最高の6カ月と判断し、懲戒処分を行なったものでございます。我々市の管理者といたしましても非常に残念であります。市民の皆様方には当然お詫びを申し上げたいというふうに思っております。なお、こういう事故をこのようなことを二度と起こさないように部課長会におきましても、このたびは市長通達文を全職員に回覧する形をとりまして、綱紀粛正を図るべく、再度注意を喚起したところでもございます。したがって、先ほど堀本議員の方から事故を起こしてないから軽い処分だったというようなことでは絶対ございません。これは酒気帯び運転でございますけれども、厳罰をもって対処をしたということでございます。

次に喫煙問題についてお答えいたします。この問題につきましては、9月、12月議会の答弁についてお答えをいたしました。その後の協議結果だろうというふうに思います。議員御指摘のように1日数本から先ほど7本というような御指摘もあったわけなんですけれども、いずれにいたしましてもそのたばこを吸いますと自席を当然離れます。そうなりますと非喫煙者と喫煙者とは勤務時間の差が出るのは明白でございます。喫煙者も非喫煙者も勤務時間中に集中力を高めるための気分転換、これは公務能率アップには必要かと考えます。このようなことから最終的に結論を出すのはなかなか難しいものがございます。他市の取り組み状況等を見た場合、玉名市の喫煙体制というのはかなり進んだ状況にございます。市といたしましても厳しくその喫煙の方は建物内の喫煙というような取り扱いで行なっておりますので、かなり厳しい態度で臨んでおると

ころでございます。現段階におきましては、これは12月議会でも申し上げたかと思いませんけれども、喫煙者個人のモラルに委ね、できるだけ喫煙の回数、時間を減らすといった取り組み等現在いたしております。そしてあわせて各課長がその課員を管理指導することといたしておるわけでございます。そういうことから堀本議員、もう3回も連続して質問をしていただきましたので、かなりこのたばこの回数あるいは時間等も減ってきておりました、非常にありがたいことだなあというふうに思っておるところでございます。いずれにいたしましてもですね、この喫煙問題は一番いいのはもう建物内は全部禁煙だとするのが一番いいんですけれども、たばこの嗜好ということもございしますので、先ほど申し上げましたような取り扱いでしばらくはまいりたいというふうに思っているところでございます。副流煙が問題になっておりますけれども、その関係はクリアしておりますので、あまりそのたばこを吸わない人に対する迷惑というのはさほどございませぬので、これで御理解をいただければというふうに思っております。なお、市民の皆様方に対しましては、職員の喫煙に対する不信感を抱かせないように日頃の勤務態度や来庁舎、電話の対応など職員1人1人が自問自答の上、意識改革に努めるように引き続き指導をしてまいりたいと思っております。

それから携帯電話の件でございますけれども、これは携帯電話の普及によりましていつでもどこでも気軽に電話できるという体制がとられております。体制といいますか、そういう世の中になってきたわけでございますが、これがその公務かあるいは私用かという問題になりますと、確かに公務で携帯を使用している職員もかなり多いわけなんです。たださっき堀本議員御指摘になられたように私用での交信、これは緊急な場合を除いて絶対やってはいけない、極力避けなければならないというふうに思っております。当然そういった場合は就任地の備え付け電話で交信をすべきだというふうに思いますので、このことにつきましては部課長会を通じまして、職員に徹底を図りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 27番 堀本議員。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 小さなことです。気合いの入った御答弁いただきましてありがとうございます。私はですね、過去に1回この席でも申し上げたことが小さなことあります。今先ほどから言うように子どもは宝だと言いながら、玉名市役所はそういう気持ちは口ばかりで全然ないと見ました。先ほどもちょっと注意をしましたが、もうわかかってと思っていります。あの市民課の福祉課の境にサークルがありますね。赤ちゃんを預ける。事務とりよる間に乗せておく、何って言いますかベビーベッドですか。あれは過去夏の頃だったけど、1カ月以上危険ですから使用しないでくださいと張

り紙して置いておったから、そのときもなぜ1カ月も子どもを乗せられんかと聞いたら、ビスが1本抜けておりますと。用度課がせんとだもんなあという言い方をしたから、課長を呼べということで、すぐポケットマネーででん40円か50円のビスだけんな、されるとじゃないかと言うて、して、その後もう一遍毛布なんか、やっぱり赤ちゃんば抱いてからこうさっさんけん、まるくつとできんですね。後の者な乗せられんじゃないかと、親なら心ばかよわせれということで、毎日通りかかれば注意してみれよと言うたことはあります。ところがどっこい、今もう1カ月半ばかり、この冬の寒いのにですね、それこそ懲役じゃあるまいし、むしろ敷きなしでですね、マットのしかもパンフレットば置いておるキャビネットの上に山ごつ立てとる下に据えとるですね。市長御存じですか。あた2階から来よつとだろな。これは小さなことです。本当に市民の子どもをの事をあれを思うならですね、こぎゃんとは職員の課長どんが、偉かつが一番口に気の付かなんたい。どがんですか。職員に言いました。あんた子は持つておつとだろつて、あんたならここに子ができて、字ば書かなんけんて置く気になるかって、見てみなっせどがんしておるか知らんけど。頭ば置く前には本立のごたつとば、そこにはパンフレットとかディスクとかいっぱいあるばいた。その後ろに子どもを寝せきるですか。そういうふうなことをしておつてですね、少子化対策とか何とかおこがましいことを言うてもらっては困るです。監督不行き届き、誰か知らんばつてん、最終的には市長でしょうね。飲酒運転と同じことで。

それとこの件も2、3回言いましたが、市民課のサイドのガラス窓にスクリーンを張つてあるなあ。暴走族じゃあるまいし、外から見えないスクリーン、御存じですか。色紙、中が見えん、真っ黒じゃないけどですね、いわゆるスモークですね。前任の市長もそうばつてん、開かれた市政、ガラス張りの市政と口じゃ言いながらですね、影倉にしましておるですね。2階は立ち上がつて覗くもんはおらんけんが止むを得んだろつてですね。冬のこの寒いのに当時の言い訳は朝から日光が差して、室温が上がつてクーラー代がもったいなかけんて、そういう言い訳でした。ところが冬日に真っ黒けにしておく必要があるですかね。なぜ市民の目を遮る必要があるのかですね、私は疑問です。これについて課長はおんなはるですか。課長の答弁をいただきたい、なぜガラスばブラックにしておるのかですね。

それから市長にひとつあります。今市長のおっしゃられたけんですね、いわゆる新幹線等を利用した高速対応でですね、いわゆる博多からでん住民で移動されるごたふうなグローバルにするという思いだったと思います。結局新幹線は遊びに行くため、スポイド現象するためじゃなかでしょう。玉名に来ていただくためにも利用すつとでしょう。そこでですね、無計画に50年前の住宅計画を踏襲してですね、市営住宅は例えば糠峰、大倉と建て直してですね、500戸だから500戸建てるシステムじゃなくてで

すね、民間を利用したいいわゆる農地を伴うような住宅でん、できるような新幹線の周辺にです、自由空間の創設をしてです、人口を増やす。この件については、あは玉東町の前田さんあたりもです、ささやかながら人間を500人増やしてペナルティーによる地方交付税の減額をです、住民増によって増加してやらにして健全財政を保つと、そういう申し出がっております。もうずっと前に。合併した当時です、それだから心配かけるばってん、玉名市には今度はおかたれんと。ただし4年やってみて思い通りいかんだったときは、万歳したときは頼むけんとおっしゃるから何人か、どうですか。全員協議会で私が提案して玉東町がかたるといときは今までと同じで対等合併で皆さんどがんでしょうかということで、了解事項で申し上げているはずですが。そのときある議員、ある議員が南関町がそのときは合併を申し込んでおったから、申し込んでおる南関町は入れんで、なんで反対する玉東を入れるかというような話もありましたから市長が個人で訪問されて、合併してくれんかとおっしゃったという話聞いた時、あいたあ、議会の考えとはちょっと違うなあと、向こうから玉東町から頼ってきたときはうち入れるという、北朝鮮のあれじゃないけどです、そういう考えを前の議会ですよ、今の議会は関係ない。了解事項でとっておりますから、あとで聞いてみておってください。よかならば、合併も含めてです、やっぱり議会の表に出して、聞き取り協議をしてもらいたいというこれはお願いでございます。いろいろ長く論議しました。済みません。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） あの定住化考の話がひとつありますね。これは前にも申し上げましたが、JAとも協議して今、民間資金云々ということは別ですが、イメージとして、イメージとしていわゆる何とか団地をつくるというようなイメージじゃなくて、そういう住宅地を作ろうではないかという協議をJAも積極的ですし、私どもの方もそういう思いで進めております。これは県との共同事業で、県が18年度応援をちょっとしてくれましたから、定住化に向けた意識調査等々を行ないましたので、それに基づいて今、堀本議員おっしゃったようなイメージの新しい住宅地をつくることできないか、それが新幹線後の定住化につながるような住宅地をつくっていったらどうだろうということで今、JAとも協議を、JAが去年のJA総会で玉名市に呼応して、今自分たちの持っている農地をです、宅地化するというようなことも総会決議はさせていただいておりますので、市と協力し合ってやっていこうと、こういう話を今しているところです。それから先ほどの質問のときにちょっと皆さん、ちょっと何か文化財調査がどうのこうのというような話がちょっとあったんですが、あれは例えば新幹線の駅前用地のところは条里跡といういわゆる古い水田の跡があの下の方にあることがほぼ予想されます。県

道立花線の工事現場の中で掘削されて、その調査も行なわれたところですが、ただこれこのまんまいきますとね、全部あそこは調べなきゃならん。そうなりますと金と時間もとてもしゃないが、間に合わなくなります。私は玉名というところは古墳の非常に多いところ、古い歴史のあるところですから、これはこれで私どもの財産だと思っています。ただだからといって、今私たちの世代が全部それを掘りくり返してしまって、見てみなきゃならんということではないんじゃないか。そこに歴史があり、古墳があるということをも明記しながら次の世代の人たちが掘ってみる時期があってもいいのではないかなあというふうに、私は感じております。私どもの担当課長もそういう認識を持っております。そういう認識を県の教育委員会の文化課の方に申し上げておまして、おおむねじゃない確実に御理解をいただいたもんだと思っています。そうでなければ、この新幹線にかかわる工事等々は一切前に進まないということになりますので、私どもは強く意見を申し上げてまいりましたが、御理解をいただいたものとして今、そんな中全部しないというんじゃないですよ。やっぱりしなきゃ、ため池を作ります。ため池等は掘った削りますから、ため池をつくるために。そういうところはきちっと文化財調査をいたします。その他の地域、無理して掘りくり返してみらんでもいいところはやはり次の世代の人たちが調査をするためにもですね、ここは古墳地帯だという、歴史地帯だということをも明記しておくということにとどめるという考え方があってもいいと私は主張しております。だから今申し上げたわけです。あんまりあの流儀がございましてね、お許してください。今、なぜ言わんかとあえて言われましたから今そのことを申し上げておきます。それから職員の士気高揚についていろいろ御叱りをいただいております。この間の事柄は全員協議会にも出ささせていただいて、お詫びを申し上げましたが、市民の皆さんに対して飲酒運転撲滅を訴えている最中に、市職員がああいう不祥事を起こしましたことは極めて申し訳なく、遺憾の限りであります。今後重ねてそういうことのないように綱紀をさらに肅正してまいります。ただ昨年海岸線等でボランティアの方々が。海掃除をする、海岸掃除をするという話が出ました。ボランティア団体の方々がしていただくから私から言うわけにはいかんけれども、支所単位、出身単位で呼びかけて、市の職員も日曜日のことだし、一緒にやってくれたらいいのになあというふうに申しあげたら、全地域で全部じゃなかったかもしれませんが、市の職員が休日を返上してボランティア活動をしてくれました。ごみの日等々はもちろんでございますが、それから先日のマラソン大会も盛会に終わらせていただきましたが、この折にも市の職員がせめて市がやっている行事には意識を持って応援に1時間、2時間出てほしいなということをお願いしたら、これにも多く賛同してくれた。職員の皆さんも1日1日合併して新しい行政体制の中になじんできてくれていると思っています。どうぞひとつそういう目でも職員も御指導もいただきたいし、激励もいただきたいと思っております。心して綱紀肅正に努

めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、堀本泉君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 4時15分 休憩

---

午後 4時25分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 本日、最後の登壇になりました社民党の田島八起です。8人目の登壇ということで、多少お疲れのところもあろうかと思えますけれども、そして中身にも少しわけのわからないという方もおられると思えますけど、そういう質問も混じっております。しかし、中身は税のあり方に対する基本的な問題提起という思いもいたしておりますので、ひとつ御清聴のほどよろしくお願いいたします。新年度は三位一体の改革に伴う所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止、地方交付税における交付基準の一部見直しなど、歳入構造における大きな変化があり、本市の今後の歳入にもかなりの影響があると思われます。このような中で市長は、今議会の開会挨拶において、新年度の予算編成にあたっての事業の重点施策や具体的な課題別の取り組みについての所信を述べられました。内容としては予算全般にわたり、かなり詳細に力のこもった演説であり、2年目にかける市長の意気込みが伝わってきたところでは、その中で、昨年2回の議会で取り上げてきた学校用務員廃止問題については、制度としては残らないけれども、学校教育の充実のため、市費による教諭補助を10名、司書と補助員を15名配置すると明言をされました。この中に用務員廃止での人たちが受け入れられることだというふうにも思っております。そういう思いを述べさせていただいて、質問に入ります。まずは住民税の歳入と課税のあり方についてです。この中では4項目についてお尋ねします。①所得税5%の住民税への税源移譲についてです。三位一体の改革において補助金4兆円を削減し、そのうちの3億円分を平成19年度より所得税の5%を住民税に税源移譲することになっています。政府にとっては1兆円の削減効果があり、よいばかりの話でしょうが、地方にとってはひも付きでない自由に使える財源といっても今日の財政危機の中では1兆円の削減は迷惑な話です。しかし、既に決まっていることですので、その影響についてお尋ねします。税収の5%の移譲ですから税収の多いところと少ないところでは歳入において大きな開きが出ると思われます。本市においては減収になると思われますが、その見込みはどの程度か、減収になるとするならばその補てん策はどう講じられているか、さらに税源移譲するまでの3年間は暫定措置として所得譲与

税が交付され、本年度の本市における交付は当初予算で4億8,741万4,000円です。大体これが5%の税源移譲に匹敵する金額かなあという思いがいたしておりますけれども、これと比べるとどうなるかと。また19年度から地方交付税の交付基準の簡素化のためとの理由で交付税の10%を面積と人口割りにして交付することになっていきます。昨年6月頃の政府の構想では30%程度が見込まれており、熊本県が発表した当時の試算においては県下ほとんどの市町村が歳入減となり、本市でもかなりのマイナスが見込まれていました。新年度からの見直しが10%とされていることから歳入減はいくらか抑えられると思いますが、それでも一定の影響を受けるのではないかと思います。したがってその影響はどの程度か、そしてその補てん策はどう考えてあるか。②税源移譲によって1年間だけ税金が5%増えるのではないかと、ということについてであります。私は、平成19年度から税源移譲がされるなら、18年分の所得税は5%下がるのではないかとの思い込みがありました。しかし18年分の所得税の税率を見ると最低税率は10%で変わらず、釈然としない思いをしておったところですけども、ある日の新聞で税源移譲の記事があり、よく読むと税源移譲については所得税は19年の1月から、住民税は6月からとなっており、このことだけを見れば納得しないでもなかったところですが、しかしよく考えてみると平成19年度の住民税の算定所得は18年分の所得であります。そのように考えると5%の税金を1年だけ余分に納めるような気がしてなりません。それは私1人の思い過ごしでしょうか。③住民税の課税の仕方に問題はないかについてであります。税金は所得があって初めて納めるものと思います。ところが住民税の課税は支払う年の所得がなくとも前年の所得を基礎に納めなければならない、そのことは前年に退職をしたり、前年末に退職したり解雇されたり、事業をやめたり倒産したりしても翌年の市民税は納めなければならない仕組みになっているからです。私はこれまでそれが当たり前とってきたところですが、税源移譲の時期のあり方等考えているうちに住民税の課税のあり方に矛盾を感じてきたところです。住民税の課税が納める年の所得にかかる仕組みになっていけば、前のような税源移譲の時期で矛盾を感じることはそういう疑問は出てこなかったところです。したがって現在の住民税の課税のあり方について矛盾は考えられないか、また前年所得に課税ということになっていることが、所得がなくとも住民税を納めなければならない仕組みになっていることから、今日滞納の問題が大きく取り上げられていますが、滞納増の一因にもなっているとも思われますが、どう考えられますか。④新年度の予算における住民税の歳入見込みが低すぎるのではないかについてであります。新年度の歳入についてはこれまでの約4億8,700万円の所得譲与税が5%の税源移譲として、市民税として入り、住民税減税補てん債として認められていた市債6,380万円や減税による減収補てんのため、特例交付金が交付されていましたが、これが新年度で約1億1,000万円減額となりますが、こ



れも市民税として増収が見込まれます。また国税においては新年度において、約7兆6,000億円の増収が見込まれており、そのような景気の動向を見ると、いかに本市の税収が全国平均を下回るといってもかなりの自然増が見込まれると思います。確かに本市の新年度予算における市民税においては6億3,560万円の増額が計上されていますが、先ほど述べました増収の見込みからするとまだまだ低いような気がします。特に個人市民税は低い見込みだと思います。したがって以上の4点についての御所見をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 田島議員の御質問にお答えいたします。税源移譲につきましては、三位一体改革の一環として国税であります所得税を減らし、地方税であります個人住民税を増やすことにより、国から地方へ税源を移すこととございます。19年度予算に及ぼす影響につきましては、市税の個人住民税が6億1,140万円増額で計上いたしております。その反対といたしまして、所得譲与税が4億8,741万4,000円の減額で計上しているところでございます。本市におきまして直接的に影響する額は1億2,398万6,000円の増額でございます。しかしながら国が示します地方財政対策の方針により本市の歳入を見込みますと、地方特例交付金1億970万円、減税補てん債6,380万円、臨時財政対策債9,490万円の減額となり、併わせますと1億4,441万4,000円の減額となる見込みでございます。これらにつきましては、不足する財源補てんに関しましては、現在考えられておりません。

次に新型交付税につきましてはでございますが、国の関与の廃止・縮小に対応した地方交付税の算定方法の簡素化、透明化を進めていく方針に基づき、平成19年度から基準財政需要額総額の10%程度を新型交付税に移行させるものでございます。この新型交付税は「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」から導入されることとなっており、算定に当たっては人口規模や土地の利用形態によるコスト差を反映するため、人口と面積を10対1程度の割合で算入基礎とするものでございます。国としましては地方団体の財政運営に支障が生じないような制度設計を行ない、変動額が最小限度となるよう留意しているところでございます。お尋ねの新型交付税導入における影響額でございますが、平成19年度の地方交付税制度が明確でない現段階においては、詳細な算定結果は算出できないものでございますが、平成18年度の算定をベースに試算しましたところ、本市の基準財政需要額への影響としては数百万円程度の減少となり、受ける影響はさほどないものと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 田島議員御質問の住民税の歳入と課税のあり方についてお答えいたします。2番目の税源移譲により1年間だけ、税金が増えるのではないかとの御質問でございますが、所得税は当該年度のすべての所得から所得控除額を差し引いた課税所得に税率を適用して課税するものでございまして、住民税は前年1年間の所得に対して課税する制度となっております。所得税と住民税とでは人的控除額に差があり、同じ所得額でも住民税の課税所得額は所得税よりも多くなりますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは所得税と住民税を合算した税額が増えることとなります。そのため個人の納税者の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額することでトータルとしての税負担額が変わらないような措置を講じることとされております。今回の税源移譲は住民税の税率を3段階の税率を一律10%とし、所得税の税率を所得再配分機能がより適切に発揮されるよう4段階から6段階に変更されております。これが所得税、住民税合わせた税負担が変わらない制度設計というふうになっております。所得税は今年の1月から既に実施されております。住民税は今年の6月からの実施でございます。これによりましてほとんどの人は1月から所得税が減額され、6月からその減少相当分だけ住民税が増えることになり、税源移譲の前後で納税者の負担は変わらないものとなっております。これらの税源移譲に伴い市民皆様への周知といたしまして、市のホームページに掲載するとともに本年2月1日号の「広報たまな」と一緒に折り込みチラシを全世帯へ配布したところでございますが、再度6月1日号の「広報たまな」で前回同様全世帯に配布したいと考えているところでございます。

次に住民税の課税の仕方の問題についてでございますが、個人住民税の所得割は毎年1月1日を賦課期日として前年1年間の所得に対して課税されるものでございます。課税標準につきましては、地方税法において前年の総所得金額とすると定められておりますので、これは制度的なものとして御理解をお願いいたします。

次に4番目の住民税の歳入見込みが低いのではないかという御質問でございますが、それにお答えいたします。三位一体の財政改革の一環として、平成18年度税制改正において国においては、所得税から個人住民税へ約3兆円の税源移譲が決定され、平成19年度から実施されるものでございます。平成19年度の個人市民税、これは現年課税分の当初予算額を24億4,050万円を見込み計上しておりますが、これは前年度当初予算比で33.3%の伸び、額にして約6億1,000万円の増額でございます。この積算の基礎となります税制改正の主な内容につきましては、課税所得金額区分がなくなり、一律に6%課税となったこと。また定率減税7.5%が廃止になったことなどでございます。影響額といたしましては、税率分で約4億7,600万円、定率減税分

で約9,350万円などで全体で約5億3,400万円の増額でございます。それに自然増収が約7,600万円見込めますので、これらの内容を考慮し、所得割額及び均等割額の納税義務者数などを見込みまして、予算計上いたしたところでございます。議員の御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 24番 田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 税源移譲についてはお話を聞くとあんまり変わらないような答弁だったかなあというふうに思います。新型交付税もですね、数百万程度の減額かなあ、これはまあわからないけれどもということでした。ただあのこの新型交付税が打ち出されたときは、30%の見込みで出されてありましたし、大体今年度は10%程度ということですので、段々割合が増えていくかなあというふうに思います。それで数百万円程度でこれが納まるならばですね、大して影響はないかなあというふうに思いますけれども、今のところは詳細な検討はまだできていないということですので、これからちょっと見守っていきたいというふうに思います。

それから②の5%増えるのではないかというのは、これは私が多少思い込みというのがあったところでありまして、毎年毎年確定申告をするときにですね、19年度から住民税が5%減税移譲になるならば、その計算の基礎は18年度の18年分の所得税が基礎になるから当然18年分の所得税は税率が5%下がるとかなあとい、下がらんとおかしいなあという思いがあったところですが、18年分の所得税はそのまま10%でありましたので、そこでちょっと疑問を思ったところです。それから③のところについては何でそういう思いになったかなあということを考えてときにですね、確かに今の住民税の仕組みというのは前年度の前年分の所得に税率をかけるというのはそれは今までわかっておったことでもありますし、私も特に定年した人は元気で働いた年の所得を基準に市民税が翌年仕事がない、収入がない中がかかってくるということになりますので、非常に税金もそうですけれども、国民健康保険税をそのまま扱おうと最高になるというふうな状況が生まれるわけですので、そういう意味では当時はあんまり疑問も持たずに1年間ちょっときつかもんなあという話をしておったところが、今回の税源移譲とか、その前には老年者控除の50万円の控除の時期の問題、いろいろ考えるとですね、やっぱり住民税の課税が、税金というのはもともと所得があって、払うものでなければならんと。住民税は法律で決まっておるから前年度課税ということになりますけれども、もともと税金はその年に所得があって、初めて払うものじゃないかなあというふうに私自身は思うわけです。だからそういう観点から考えると住民税だけがなし、収入が所得がなくても貯金を下ろしてでも払わにゃんか、これやっぱり課税のあり方がおかしいんじゃないかなあというふうに思ったわけです。それで19年分の所得に住民税をかけ

るならですね、税源移譲の5%を余計払わなんていう疑問も出てこなかったところですので、そこら辺をですね、税のあり方としてどういうふうに考えられるかというのをですね、私は通告をしておったつもりです。これはまあ前年度の所得に対して1月1日の在籍というのですか、住民ということで課税されている。それはもうわかっておることですので、わかっておるところですけれども。基本的なやっぱり税のあり方としてですね、そういうところがちょっと住民税はおかしいんじゃないかと、そしてそのことです、そういう仕組みになっておるのが今日税の滞納が言われますけれども、貯金をはたいて払えない人についてはですね、やっぱり滞納になる要素をもってありますので、そういう意味で滞納の一因にですね、なっていないかというふうに、要因になっていないかという思いがしておりますので、そこら辺のですね、再答弁をお願いをしたいというふうに思います。ことと、私も財政学習会に行ったときに講師の人にそういう質問をしたところですが、それはやっぱり中央の方でもですね、そういう問題が少しは論議をされておるという話を、答弁をいただいたところです。だからそういうことをですね、市長自身はどういうふうを受けとめられるかなあという思いがありまして、そういう意見をですね、少しでも受けとめられるならば、何かの機会です、そういう問題提起を市長会あたりでお願いできたらという思いも込めてですね、ちょっと再質問をこの点はさせていただきたいというふうに思います。

それから住民税の見込みが低いということではですね、先ほど5%の税源移譲の関係で大体4,700億円、それから今まで減税補てん債が認められておって、それで大体9,300万円ぐらいがですね、今までは補てん債として認められたやつが今度市民税というふうに変ってきますので、全体の収入は変わらないにしても市民税はやっぱり増えて市債が減るという形になりますし、この5%の分はですね、消費譲与税という形で今まで、今年度までは3年間入ってきました。これは4億8,000万円が先ほどの話で言いますと、4億7,600万円程度ということで5億7,000万円ぐらいが財源、受け入れの項目が変わって、そういうことで増えたということだと理解しております。私はあと一つ、この減税補てんの意味でですね、特例交付税というのが入ってきておりました。これが今年度は1億7,800万円ぐらい入ってきておったところですが、新年度の予算ではですね、6,800万円ですかね、程度になっておりますので、それはもともとそれが大体減税補てんの意味ではですね、増える要素じゃないかというふうに理解をしておったところです。だからそういうふうにして考えるとですね、6億3,000万円ぐらいの増収では済まんのではないかというふうに質問した根拠でありますので、できますならばですね、そのところもあと1回ちょっと御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから続けてですね、質問をあと2つ残しておりますので、その方を質問を先に

してですね、答弁をいただきたいというふうに思います。

次は国民健康保険税についてです。この件については2点についてお尋ねします。

①国保税の課税区分の税率変更についてです。国保税の課税区分は所得割、資産割、均等割、平等割の4段階から、合併後は資産割を廃止して3段階にすることになっていましたが、それを単年度で行なうと資産割がかからない人は急激な負担増になるため、3年をかけて統一を目指すということで本年度は4区分のままで税率の統一が図られました。新年度においては資産割をこれまでの20%から10%に下げる提案がされています。そのことは他の3区分の引き上げとなりますが、その金額を見てみると資産割10%減額に見合うだけの引き上げだけでなく、増税分も含まれているのではないかと考えています。どの程度の引き上げになっているのか。②保険財政共同安定化事業の運営主体と、その具体的な運営についてです。新年度の予算では、共同事業交付金として保険財政共同安定化事業交付金が10億478万8,000円の歳入が計上してあり、また歳出においては同じく保険財政共同安定化拠出金として支出されて、交付された金額と同額の支出となっています。拠出金としてはかなりの多額の金額であり、保険安定化共同事業の運営はどこなのか、また事業費の具体的な運用はどのように考えられているのか。以上、2点についてお伺いします。

最後の質問は介護保険についてです。2点についてお尋ねします。①介護保険の介護予防サービス予算の大幅減額についてです。介護保険は平成12年4月にスタートし、その後は3年ごとに事業内容を見直すということで、昨年4月より2度目の見直しが行なわれ、本年度から新しく介護予防事業に取り組むことになりました。本年度当初予算においては介護予防サービス給付費として7億3,275万7,000円が計上されていました。しかし、新年度予算においては2億6,592万8,000円の約3分の1に激減しています。私はこの介護予防事業をこれからも増え続けるであろう要介護者の増加を和らげ、そのことは高齢者の健康維持に大きな役割を果たすものと期待していたところですが、予算計上をみれば期待する成果は見られなかったということだと思います。大幅な予算減に至った要因は何か、その理由を。②初めての試みとしての介護予防事業の取り組みの内容とその実績はどうかについてです。介護予防の事業内容については制度化される前の議会でも実施内容について質問をしてきたところですが、はっきりしないところもあったところ。この1年近く、どのような事業を実施して、どのような成果があがったのか。以上、2点についてお尋ね、御所見をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 田島議員の住民税の歳入と課税のあり方についての再質問にお答えいたします。住民税の事務的な手続につきましては、すべてこれは地方税法の

規定に基づき執行するものでありまして、条例を制定すべきものは議会の承認を経て定めているところでございます。したがって現行の法制度を遵守し、適正な税務事務を執行する以外にないというふうに考えております。この個人住民税につきましては、当該年度の所得が基礎となって算定されるべきではないかという御提言でございます。確かに税のあり方からすれば、そういうのが一番いいんでありますけれども、逆にそれでは市独自で個人市民税を算定するということになると、これは莫大な基礎資料あるいは基礎算定資料がいるわけでございます。それに要する経費というのほとんどない金額を要することになります。そういう意味では現行制度が合理的な制度というふうなことは言えようかというふうに私自身は考えているところでございます。ただこの翌年度に所得がなくなる場合の市民税でございますけれども、これは災害等その他、急激なその経済的な変動があった場合には税の減免措置等が市において講じられておりますので、そのほかの我々退職者につきましては、その退職する年度にある程度の貯金をしておく、備えをしておくというのが現在は常識となっております。そういうことで私も少し貯金をしておるところでございます。どうぞ。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 田島議員の国保税についてお答えをいたします。まず最初に国保税の課税区分の税率の変更について、その中でお尋ねの国保税の課税においては、資産割の引き下げとその範囲での所得割、均等割、平等割の引き上げか、値上げ分はないかというようなことについてお答えをいたします。議員も御承知のとおり合併協議会において、国保税の賦課方式は3方式による均一課税で承認されておりますが、急激な負担増減を避けるため、向こう3年間で毎年税率を見直し、財政調整基金等を当てながら平成19年度までは4方式、20年度には合併協議会の承認事項であります3方式に移行するというようなことで18年度の税率改正の際に議員の皆様方には全員協議会で御説明をし、お諮りをしながら御承認をいただいたものというふうに認識をしているものでございます。平成19年度の税率改正では、4方式による均一課税の最後の年度となり、18年度の実質単年度収支見込額2億5,600万円の赤字を補うことと、資産割を10%引き下げた分を考慮して税率を設定をしております。平成18年度11月末の調定額を基に改正前の税率と改正後の税率とで比較した場合、1世帯当りの平均税額が8,669円の増額となっており、率といたしまして5.61%の伸びということになっております。

次に保険財政共同安定化事業の運営についてでございますけれども、国保の運営、この事業の運営主体は熊本県国民健康保険団体連合会が行っております。具体的な運用につきましては、市町村国保間の保険税の平準化と国保財政の安定化を図るため、昨年

10月から実施をされたものでございます。1件30万円を超える医療費について、市町村国保からの拠出金を財源に都道府県単位で費用負担を調整し、将来に向けて市町村国保の再編・統合を図るものでございます。こういうことでございますので、国保財源の安定化に向けて今後も努力をいたしますので、御理解と御協力をお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、介護保険について御答弁をいたします。まず議員御指摘の介護保険の予防介護サービス予算の大幅減額についてでございますけれども、平成18年度4月から介護保険制度の大幅な改正が行なわれたところでございます。要支援1、要支援2と判定された方については予防給付を行なうこととなりました。議員御指摘の介護予防サービス予算については介護予防サービス給付費のことでございまして、これは平成17年度までは支援サービス給付費と呼ばれていたものでございます。これは要支援者の支援サービス費として介護給付費として給付をされていたものでございます。平成18年度の制度改正で従来の認定で要支援の方は要支援1、要介護1の方は要支援2と要介護1に認定されることになりました。そして要支援1、要支援2については介護予防サービス費を要介護1から要介護5までの方については、介護サービス費を給付することになっております。今回介護予防サービス給付費等が平成18年度当初予算と平成19年度当初予算を比較して、大幅な減額となっておりますけれども、平成18年度の当初予算では国は従来の認定の要介護1の方の中で、要支援2に移行する割合が70%というふうに予測をしておりました。市におきましてもこれを基本として18年度予算を計上をいたしておりました。しかしながら玉名市においては新制度における認定では要介護1から要支援2に移行した割合が平成19年1月末で36%となっており、平成19年度当初予算はこのような実績に基づいて編成をしておりますので、大幅な減額になったわけでございますので、一応御理解をしていただきたいというふうに思います。

次に、「介護予防の取り組みの内容とその実績はどうか」ということでございますが、介護予防の取り組みとして運動機能向上の実践や口腔・栄養などの介護予防の学習会、人と人とのふれあい、閉じこもりの人を誘うための機会や場所づくりなど高齢者が身近な公民館単位の通える場所で実践できるような取り組みやすい環境づくりを整備していくことが必要であるというふうに考えております。平成18年度は各組織団体やいきいきふれあい活動、介護予防体操教室など、いろんな場で介護予防の必要性やその取り組み方について説明し、また講話を行なってきたところでございます。その中で特に重点を置いたのが公民館単位でおおむね週1回実施の介護予防体操教室の立ち上げで、地域リーダーとともに立ち上げ、地域住民の主体的な活動を支援し、リーダー育成や自主グループの育成に努めてまいりました。その進め方として身近な公民館単位での介護予防教室の立ち上げの必要性を説明して、動機付けをし、取り組みたい地域で介護予防

体操教室を4カ月から6カ月間行ない、自主教室につなげていき教室のフォローをしてまいりました。このような教室が本年度25カ所立ち上がり16カ所自主教室になり、9カ所が教室を実施中でございます。平成17年度までに27カ所の継続教室がありますので、現在52カ所の教室となっております。主に旧岱明町を中心に取り組んだ介護予防体操教室が玉名市全体に広がりつつございます。その効果として一部の教室のアンケート調査により教室の参加後の精神的な変化として、99%の方が以前より明るくなった。前向きになった。会話が多くなった。外出の頻度が多くなったなどの回答があり、身体的な変化として100%の方が歩行が軽くなったり、立ち上がりしやすくなった。階段の昇降が楽になった。膝の痛み・腰痛がよくなった。不定期に腰の痛み、膝の痛みがあった方が体操をすることにより受診せずに済んだなどの回答がありました。また参加者は毎週集まることを楽しみにしており、地域のつながりは強くなり、運動機能向上のみでなく、認知症、うつ予防にも効果があるように思います。さらに自主教室になれば地域のリーダーが中心になって教室を運営していかれますので、生きがいや満足感につながっているようにも思います。玉名市全体にこの活動の輪を広げていきたいというふうを考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） まだ再質問と国保の方は残っておりますので、税関係ではですね、住民税のこの課税のあり方について玉名だけを19年度分なら19年度の所得にかけろということを行っているわけじゃありませんので、これはもう今の地方税法がそういうふうに規定されておりますから、それを変えなければ勝手にでけんということはわかっておりますので、ただ税のあり方としておかしいので、やっぱりそういう問題意識を持ってですね、今後やっぱり今改革の時代ですから、少し改革していく必要があるんじゃないかという思いで取り上げたところです。

それから国保税についてですね、18年度から4区分を3区分に変えるために、まず今年は18年度の方角が出されて、それを単年度でできないから3年かけてやるということですね、既に理解はしておったところです。だから私は今年、新年度の予算がその資産割を10%下げるのにですね、何で所得割、均等割、平等割がこんなに上がるかなあと、特に所得割がですね、ぼんと上がるもんで、これは値上げ分が含まれておるのじゃないかと。だから私がひとつ言いたかったのはですね、やっぱり制度を変えるだけではなくして、そういう値上げ分が先ほどの御答弁では2億5,000万円赤字が出たと。私自身はですね、もともと18年に資産割を20%で統一をされたその中身からしてですね、これで国保財政をもつのかなあというのはその提案のときからもう思って



おったわけです。だから平均すると全体的に少しこの厳しい状況の中で下がるということが言われておりましたので、とても19年度はそれではもてないのかなあと。それでもつのなら結構だという思いがあったところですけども。これまで国保税を上げたり、国保税を新しくするときにはですね、大体3年間のめど、3年間はこの税率でいくというのを基本にして決定をされてきたという経緯がありましたので、そういうことかなあという思いと、ちょっとこれでもつのかなあという思いがあったところですので、だから値上げ分がですね、2億5,000万円、6.51%値上げするということが含まれておるならば、やっぱり提案の説明する時期にですね、やっぱりそういうことはきちっとやっぱり説明してもらわんとややもすると見逃して、なんで国保税上がったか言われるとですね、私たちが済まなかったなあということでは済まない要素もありますので、そこら辺をですね、ひとつはきちっと前もってやっぱり説明をしてほしいと、説明すべきじゃないかというふうに思うところです。

それから介護保険についてはですね、予算が減ったことについては、それだけ受給者が減ったということである意味ではいいかなあという思いもするところではあります。できればそれだけの予算があるならもっとやっぱり引きこもりの人とかできるだけ参加をできるような形でですね、積極的な取り組みをする要素もあるんじゃないかなあと、そのことが介護保険の世話にならない人を作り出す要素ではないかなあという思いがするところです。それからちょっとこれは予防介護の取り組みの中で、公民館ごとの講話という取り組みがされて、これは非常に受講される人には好評だったと思います。ところが新年度からなくなるんじゃないかなあという心配をされておられたところもありますので、その点よろしかったらですね、どうなるか、このまま継続されるということであればもう別にいいわけですけども、もし廃止になるということであれば、ちょっと御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 田島議員の再質問にお答えいたします。まずあの国保税の件でございますけれども、国保税につきましては先ほども御答弁をいたしましたとおりの合併協議の時点でいわゆる国保税の賦課方式は3方式というようなことが決まっていたわけでございます。しかしながら18年度のその3方式によって税率を試算をいたしましたところ急激な負担増なり、または下がる人が出てくるというようなことですね、これは何回も協議を執行部の方で協議をしながら議員の皆様方にもお諮りをしながら、一応18年度、19年度は従来どおり4方式でいって、20年度には合併協議で決定したような3方式でいこうというようなことをお諮りをしながら決定をしたところでご

ざいます。そういうことで議員も税の構成につきましては、御承知のことかと思えますけれども、国保税の仕組みといたしまして所得割、資産割で50%、平等割、均等割で50%、この割合によって国保税が賦課されるわけでございます。それで今回3方式にした場合は当然ながら所得割で50%、平等割、均等割で50%というようなそういう所得が多い方につきましては、相当な負担増になるというようなことですね、4方式にしたわけでございます。しかしながら基本的には合併協議で3方式でいくというようなそういう基本的な考え方がございますので、資産割をすぐに少なくするというようなことではですね、どうしても所得のある方に対する負担がございますので、18年度が20%、19年度が10%というような段階的な税率を定めたところでございます。そういうことでこれに伴いまして、当然ながら所得割りの方にウェイトがかかるのは当然でございます、またそれと医療費等々の状況あたりを考えてですね、当然ながら先ほど言いました8,600等の増額になっているところでございます。しかしながらあまり負担をかけるといかんというようなことですね、財政調整基金を充てながらできるだけ負担が少なくなるような税率を設定をしたところでございます。そういうことでございますので、どうか御理解をしていただきたいというふうに思います。

それと介護保険でございますけれども、これは大変失礼でございますけれども、議員が少しちょっと勘違いの点もあられるのではないかなあというふうに思いますけれども、先ほど御説明をいたしました介護予防サービス給付費というのは、17年度までは支援サービス費と呼ばれていたものでございます。これは要支援者が介護給付を受けるときに、この予算から給付を支払をしていたわけでございますけれども、新制度になりました、これが介護予防サービス費というふうに名称が改められたわけでございます。これは制度改正によりまして18年度から介護予防に力を入れていこうというような考え方のもとにこういう名称が定められたところというふうに理解をいたしておりますけれども、この減額になった分につきましてはですね、国としては要介護1から要支援の方に移るだろうというような人員の方を約70%ぐらい見ていたところでございます。しかし先ほども言いましたとおり本市においては30数%だったというようなことで、当然ながらこの差額はですね、介護給付費に残っているわけです。それで18年度の予算を見ていただければわかるかと思えますけれども、介護サービス給付費は前年対比で5億9,500万円程度の増額がなっているところでございます。介護予防サービスというのは地域支援事業というようなちょっととらえ方と違いますので、その辺は御理解をしていただきたいというふうに思います。そういった身近な公民館での講話についてやめるのではないかというような御心配でございますけれども、これはやめるということではなくてですね、継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 24番 田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 国保税のですね、税率区分についてちょっと私の言い方が悪かつかなあという思いがするんですけど、今年は、新年度は今まで資産割の20%を10%に下げるわけですね、だからその資産割を10%下げると当然所得割と均等割と平等割を上げにゃいかん、だから10%下げる分をそれぞれに振り分けて上がっておるのなら別に私も何も言うことはないわけですけど、何か私はそれ以上に上がっておっとつじゃなかつかというふうなことで、質問をしたところですよ。そこら辺がちょっと何か誤解されてとられたかなあというふうに思いますし、私はそういうふうな理解をしておりましたので、今日はもう再質問するところではありませんので、一応そういうふうな私の質問の趣旨はですね、受け止めてほしいということで終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、田島八起君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時32分 散会

第 3 号

3 月 9 日 (金)

# 平成19年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

## 議事日程（第3号）

平成19年3月9日（金曜日）午前10時開議

### 日程第1 一般質問

- 1 11番 青木議員
- 2 15番 大崎議員
- 3 13番 内田議員
- 4 4番 北本議員
- 5 6番 前田議員
- 6 3番 宮田議員
- 7 1番 萩原議員
- 8 7番 近松議員

### 日程第2 議案及び請願の委員会付託

散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 11番 青木議員
  - 1 玉名市における今後のごみ行政について
  - 2 妊産婦の検診について
  - 3 思いやり駐車場区画の設置について
- 2 15番 大崎議員
  - 1 基盤整備事業等について
    - (1) 大開地区基盤整備事業の進捗状況及び地区内湛水防除事業について
    - (2) 九番地区基盤整備事業について
  - 2 明辰川改修について
    - (1) その後の進捗状況について
    - (2) 未広開旧樋門（県指定重要文化財）の改修について
  - 3 ブックスタート事業について
- 3 13番 内田議員
  - 1 天水老人憩の家に関する調査結果について

- 2 玉名市の財政運営と展望について
  - (1) 一時借入金の執行状況について
  - (2) 市債と基金の推移について
- 4 4番 北本 議員
  - 1 平成19年度予算の市民と協働のまちづくりについて
    - (1) 玉名市民の心を育む玉名市民図書館について
    - (2) 玉名市環境基本条例の制定について
    - (3) 住み慣れた地域での暮らしについて
    - (4) 子育て応援玉名市の市制について
- 5 6番 前田 議員
  - 1 子育て支援について
    - (1) 小児救急医療体制（24時間）の整備状況について
    - (2) 乳幼児医療費助成制度の現物給付について
    - (3) 公立保育所の民間委託に向けての市長の方針について
    - (4) 延長保育や一時保育の今後の実施予定について
  - 2 国民健康保険について
    - (1) 税率改正について
    - (2) 滞納世帯の動向について
    - (3) 資格証明書、短期保険証発行の評価について
    - (4) 滞納の原因について
    - (5) 滞納に対する国のペナルティーの状況について
    - (6) 平成20年度で資産割廃止の予定だが、資産割廃止に向けての課題について
    - (7) 市民の健康を守るための施策として、今年度の特徴について
- 6 3番 宮田 議員
  - 1 アルコール検知器の配備について
  - 2 旧天水中学校の跡地整備計画について
  - 3 「鞠智城跡」、国営公園化のもたらす新幹線玉名駅の観光客誘客への期待度について
- 7 1番 萩原 議員
  - 1 高瀬裏川にある花しょうぶの管理について
  - 2 今後の玉名市のビジョンについて
- 8 7番 近松 議員

- 1 環境問題について
  - (1) コンテナ回収の現状と可燃ごみ量について
  - (2) クリーンパークファイブのみでの対応について
  - (3) ごみ分別指導員について
- 2 子育て支援について
  - (1) 10年前より深刻さを増していると言われている子どもたちの現状について
  - (2) 支援体制について
  - (3) メディアリテラシー（メディアとの付き合い方・メディア教育）について
- 3 玉名市行政改革大綱について
  - (1) 事業別予算書・決算書の作成と活用について
- 4 国保財政について

日程第2 議案及び請願の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（30名）

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 萩原雄治君   | 2番  | 中尾嘉男君  |
| 3番  | 宮田知美君   | 4番  | 北本節代さん |
| 5番  | 横手良弘君   | 6番  | 前田正治君  |
| 7番  | 近松恵美子さん | 8番  | 作本幸男君  |
| 9番  | 福嶋譲治君   | 10番 | 竹下幸治君  |
| 11番 | 青木 壽君   | 12番 | 森川和博君  |
| 13番 | 内田靖信君   | 14番 | 高村四郎君  |
| 15番 | 大崎 勇君   | 16番 | 松本重美君  |
| 17番 | 江田計司君   | 18番 | 多田隈保宏君 |
| 19番 | 永野忠弘君   | 20番 | 林野 彰君  |
| 21番 | 高木重之君   | 22番 | 本山重信君  |
| 23番 | 吉田喜徳君   | 24番 | 田島八起君  |
| 25番 | 田畑久吉君   | 26番 | 小屋野幸隆君 |
| 27番 | 堀本 泉君   | 28番 | 松田憲明君  |
| 29番 | 杉村勝吉君   | 30番 | 中川潤一君  |

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 松岡誠也君 | 事務局次長 | 梶山孝二君 |
| 次長補佐 | 中山富雄君 | 書記    | 和田耕一君 |
| 書記   | 松尾和俊君 |       |       |

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

|                       |       |                                  |       |
|-----------------------|-------|----------------------------------|-------|
| 市長                    | 島津勇典君 | 助役                               | 高本信治君 |
| 総務部長                  | 村田隆夫君 | 企画財政部長兼<br>玉名総合支所長兼<br>玉名自治区事務所長 | 牧野吉秀君 |
| 市民部長                  | 田上敏秋君 | 福祉部長                             | 元田充洋君 |
| 産業経済部長                | 谷口強君  | 建設部長                             | 取本一則君 |
| 地域自治区<br>調整総室長        | 井上了君  | 出納局長                             | 徳井秀憲君 |
| 岱明総合支所長兼<br>岱明自治区事務所長 | 前田繁廣君 | 横島総合支所長兼<br>横島自治区事務所長            | 田上均君  |
| 天水総合支所長兼<br>天水自治区事務所長 | 望月一晴君 | 企業局長                             | 中原早人君 |
| 教育委員長                 | 坂本清一君 | 教育長                              | 菊川茂男君 |
| 教育次長                  | 杉本末敏君 | 監査委員                             | 高村捷秋君 |



午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（松田憲明君） 皆さん、おはようございます。全員お揃いいただきありがとうございます。ありがとうございました。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

11番 青木壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） おはようございます。この一般質問の様子は昨日から6月のインターネット放送本格化を前に、本庁ではもう全部どのパソコンでも御覧いただけるようでございます。どうかよろしく願いいたします。公明党の青木壽でございます。どうぞよろしく願います。

初めに玉名市における今後のごみ行政についてお尋ねをしたいと思います。環境省の中央環境審議会と経済産業省の産業構造審議会の合同会議で、ペットボトルなど容器包装ごみの再資源化を定めた容器包装リサイクル法の見直しについて報告をまとめました。そしてさらに国民の意見を聞くパブリックコメントの作業を行ないました。報告はその焦点となっていたスーパーなどのレジ袋有料化や地方自治体への経費配分制度を創設するなど提言をしております。そして平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立、公布されました。見直しの基本的方向は大きく分けて3つからなっております。

1つ目容器包装廃棄物の3Rの推進、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルでございます。2番目にリサイクルに要する社会全体のコストの効率化、3番目に国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携などであります。この法改正は限られた資源を有効に使う「循環型社会」を目指す内容で、玉名市においても市民に分別の徹底を、新たな分別を求める動きとして、このほど「広報たまな」で、より一層の分別の周知をされたところですので。そこで玉名市のごみ減量化へ今日までの総括としてリサイクル率は今現在全国平均で15.9%前後ですが、玉名市のリサイクル率はどうか。また将来目標はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

次に、環境省によると家庭から出るごみの約4割をプラ容器が占めております。プラ容器ごみを分別している自治体は2004年度で1,757市町村と全体の58%にとどまっております。政令指定都市でも千葉や神戸、福岡などではまだ実施をされておられません。リサイクルをすればするほど収集コストが高つくため、リサイクル貧乏に

なると言われております。そこで玉名市のプラ容器リサイクルへの今後の取り組みについてお尋ねをいたします。消費者の何気ないごみ出しのルール違反は、選別などに手間がかかりリサイクルコストが増加することになります。市民の分別徹底がなければリサイクル社会は築けません。見た目には同じでも「プラマーク」がないプラ製品もあります。このほど法改正で収集も拒否できるようになりますが、分別、洗浄、汚れの除去などを一層徹底する必要があります。市民への働きかけについてどうお考えでしょうか。お尋ねをいたします。改正容器包装リサイクル法の概要で容器包装廃棄物の排出抑制の促進が盛り込まれております。これは具体的にはレジ袋対策であります。レジ袋は年間およそ300億枚が消費されているといわれております。京都市が試験的に調べたところではプラスチックごみの約15%がレジ袋であったようです。環境省の合同会議の報告ではレジ袋の有料化については義務化を見送ったものの、企業に有料化を通じた削減目標づくりを求めています。また対象となるのはスーパー、百貨店、コンビニなどでいわゆるレジ袋以外のプラスチック製または紙袋の手提げも含めるとしてあります。再資源化はなかなか進まないペットボトル以外のプラスチックごみ減量の刺激剤と注目を集めております。玉名市では今議会の開会日に市長の所信あいさつでも市章を入れたマイバックの導入を述べられましたが、具体的に製造個数、配布対象者、市民への配布方法などをお示しください。

最後にごみステーションでの資源物等の第三者による持ち去り行為についてお尋ねします。このことは私の近所でも朝早く、新聞紙やペットボトルを持ち去る行為を目にしたこともあります。熊本市では資源物等の持ち去りを禁止するための条例改正案が上程されております。熊本市の禁止する規定の条例化の詳細について、熊本市は責任をもって家庭の一般廃棄物の処理を遂行していく立場にあることから、市の行なう一般廃棄物の処理に対する妨害行為であると、持ち去り行為の防止を務める必要があります。また持ち去り行為は市民の方々への迷惑になっていることや、分別への協力意識の低下につながることから市としては見過ごすことはできない状況にあることに判断しました。しかし、持ち去り行為については現行法令で一律に規制することが困難であり、市として対処する場合にこの根拠はないのが現状です。このため持ち去り行為を禁止することを条例化に明記することにしましたと熊本市は述べております。またその実効性をあげるための罰則規定等を設けることにしました。

以上でございます。ただホームレスの方の人権などに今苦慮しながら、現在慎重審議がなされておるところです。この持ち去り行為について玉名市当局でも把握されていると思いますが、その現状と対策についてお尋ねをいたします。また、その防止策として条例化についてどういう御見解を持たれているかお尋ねをいたします。

以上、答弁を聞いてからまた登壇いたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） おはようございます。青木議員の御質問にお答えいたします。まず最初に最近3カ年のリサイクル率でございますが、平成15年度、平成16年度の合併前の年度につきましては、1市3町の資源化量、総排出量等を合算し、算出しますと、平成15年度は16.0%、平成16年度は17.3%、合併後の平成17年度につきましては17.4%となっております。また将来目標は平成23年度のリサイクル率を20%と設定をしております。次に、リサイクルの分別が細分化される計画ですが、市民の理解を得るための働きかけのことでございますが、平成19年度より玉名、横島、天水地区の燃えないごみをリサイクルごみとして金属類、ガラス類に細分化、燃えるごみの中から紙くずを抜き、その他紙類として追加収集するほか、資源物の収集についても分別を統一をします。市民の理解を得るために3月1日に広報たまの配布時に、岱明町につきましては岱明町を基準にして定めておりますので、岱明町を除く全世帯について、分別変更の一覧表を配布をいたしました。3月15日配布予定の平成19年度ごみ出しカレンダーも合併に伴い、新様式になり分別を図入りで詳しく説明をいたしております。また、平成19年度より玉名市ごみ処理区域の処理計画を毎年発行し、わかりやすいごみ行政に努めてまいります。

次に改正容器包装リサイクル法ではレジ袋対策が盛り込まれているので、玉名市のマイバック導入の具体的な内容ということですが、平成19年度4月からの改正容器包装リサイクル法の施行によるレジ袋使用抑制にあわせて、本市においてもレジ袋使用抑制を推進するため市章入りのマイバックを作成するための予算を今議会にお願いをしておりますところでございます。作成個数として300個を予定しており、配布対象者としてはマイバック推進連絡協議会と連携して、マイバックの活動に協力するマイバック運動推進員に配布をしたいと考えております。

最後に資源物等の持ち去り行為に対し、玉名市の現状と対策、また防止策としての条例化のとの見解でございますけれども、玉名市の資源物持ち去り行為については新聞が収集される日に市民からの電話による苦情が時々寄せられているところがございます。当然、環境整備課の職員が早急に対応して現場周辺の搜索等を行ない、持ち去る者に対し指導しようと努力をしているところでございますけれども、なかなか現場付近において見つけることができず、資源物が持ち去られるというようなことが現状でございます。このような行為に関して法的に鑑みますと、ごみステーションに放置してある物については、所有者が所有権を放棄したものとみなされ、盗難ではないとの解釈がされており、根本的な持ち去りを無くすにはごみステーションを市の管理地とし、持ち去り禁止とする条例の制定をすることが必要であります。しかし、条例施行後の監視員の人件

費など、それにかかる経費等を考慮いたしますと、今後、資源物の有価による取引が継続的にできるかどうかの懸念もあり、市場の影響により有価による取引が困難になった場合、持ち去り行為自体が無くなる可能性がありますので、今後の課題として位置づけできるかどうか検討が必要と思います。さらに現状の資源ごみが高価で取引されている状況下でコンテナ回収の普及及び学校関係、各地域における廃品回収も活発に行なわれており、一概に東部環境センター、クリーンパークファイブの搬入量の確認だけでは持ち去り量、被害額の把握が困難であり、これらをできるだけ調査した上で条例整備すべきかどうかを判断する必要があります。また、条例整備をして対策に乗り出した場合の効果も不透明でありますので、条例による資源物の持ち去り対策を予定されている熊本市の効果及び近隣市の整備状況等も踏まえながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 11番 青木議員。

〔11番 青木 壽君 登壇〕

○11番（青木 壽君） ごみ行政についてお尋ねをいたしました。今の答弁の中で新しい分別が岱明町を除く玉名、横島、天水町で開始されるようであります。そこで周知の方法については、今の答弁で3月1日の広報たまな、また全世帯に分別の変更のチラシの配布、またさらに3月15日のごみ出しカレンダーの新たな配布等々手を打たれるということですが、なかなか皆さん忙しくて広報をゆっくり見ることもないということなのですが、私はこのごみ分別については、かつて平成8年の10月の1日よりごみの有料化、これは旧玉名市ですけれども、ごみ袋の有料化が始まり分別がいよいよ始まりました。その当時やはり分別に不慣れな方々にその分別を指導する、いわゆるリサイクル指導員、1,000名ほど旧玉名市におられました。そのリサイクル指導員を導入して、きめ細かに分別収集の指導をされてまいりました。そして、それは皆様が段々その分別に徹底をされてきて、このリサイクル推進員も指導員も発展的に解消したという歴史があります。これは私は平成8年の10月1日の旧玉名市のごみ袋の有料化と分別がごみ行政の第1期の私は改革だと思えます。そしてこの新しい新たな分別の4月から始まる、この分別収集がごみ行政の分別における第2期の改革ではないか、このように私は思っております。新しい分別の導入でまだまだ戸惑いが私はあると思えます。ごみ出しのルールを徹底を図るために国の言い方ですと容器包装廃棄物排出抑制推進員のような、もっと平たく言えばリサイクル推進員ですけれども、そのような配置の考えはあるものかどうか、これは再質問でございますけど、お尋ねをしたいと思えます。

質問を続けます。後ほど答弁お願いします。2番目に妊産婦の検診についてです。妊産婦というのとあれですけど、お腹の大きい方のための検診であります。安心して子ど

もを産み育てやすい環境の整備が今求められております。「子どもはほしいけど、お金がかかる。」これが本音ではないでしょうか。妊娠は病気ではないということで、妊婦検診には保険の適用はありません。しかし母子ともに健康を願いお腹の赤ちゃんが、子どもが正常に育っているかどうか、チェックするための妊婦検診は欠かせないものであります。ましてや昨今のように正常でない胎児が非常に増えている状況ではなおさらであります。母子保健法第13条では、「市町村は必要に応じ妊婦、妊産婦または乳幼児若しくは幼児に対し、健康診断を行ない、また健康診断を受けることを勧奨しなければならない」と謳っております。また受診することは望ましい、健診回数については厚生労働省の通達には①妊婦初期より妊婦23週までの4週間に1回。②妊婦24週より妊婦35週までの2週に1回。③妊婦、妊娠36週以降分娩までの1週間に1回とされており、これにそって受診した場合、受診回数は14回程度と考えられます。健診費用の公費負担の経緯を見ますと昭和44年度からは、都道府県が委託した医療機関において、低所得者の妊婦を対象に、公費、これは国が3分の1、県が3分の2による健診を行なっていました。これは妊娠前後の及び後期1回を開始しました。そして昭和49年度からはすべての妊婦について妊娠前後及び後期各1回、都道府県が委託した医療機関において健康診断を実施、これは国庫負担率が3分の1、県が3分の2となっておりました。そして平成9年度からは実施主体が都道府県から市町村へ移行されました。さらに平成10年度からは妊婦健康診査費用を一部一般財源化、これは地方交付税措置でありますけれども、されて今日に至っております。公費負担の現状では、公費負担回数の平均、全国平均は2.14回で実施率が96.6%となっております。運用については母子手帳に公費負担の回数分の妊婦健康検査受診票がついており、妊婦は市町村が委託した医療機関において検査、健康検査を受診した際、受診票を提出すれば無料となる仕組みであります。回数については厚生労働省の通知によると、妊娠初期から分娩までの14回程度の受診が望ましいと示されております。ただ、公費による無料検診はおおむね2回程度であります。それ以外は任意のため医療保険の適用外で出産までの受診回数は14回にのぼり、1回の受診で4,000円から5,000円かかるようであります。若い夫婦にとってかなりの負担となっております。そこで妊娠や出産に伴う高額な負担が出生数の低下を招くとの観点から妊産婦健康診査の公的助成の拡大を提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねします。

3番目に思いやり駐車区画の設置について。現在障害のある方の来庁用の駐車場は本庁で3台分、天水、岱明総合支所でそれぞれ2台分、横島総合支所は現在造成中でありまして、恐らく2台分は確保されると思います。思いやり駐車区画とは従来のスペースに加えて内部障害者、妊婦、高齢者、乳幼児を抱えたお母さんやベビーカーを持参する人などが利用する駐車スペースのことです。特に内部障害者は心臓、呼吸

器、腎臓、膀胱または直腸、小腸の機能障害、免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つに大別され、身体障害者の4人に1人がこの内部障害者と言われております。事実玉名市における身体障害者の4分の1に当たる、これは旧玉名市の調査ですけど、約280名がこの内部障害者の方々であります。外部からは見えない障害であるため社会の無理解の中で多くの困難に直面しているのが現状です。妊婦であることを示すマタニティマーク、内部障害者を示すハート・プラスマークなど工夫して一般の方々からも一目でわかる標識を立てた思いやりのある駐車スペースの設置を提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 青木議員の質問にお答えいたします。まず最初にごみ行政についての再質問にお答えをいたします。容器包装廃棄物排出抑制推進員の配置についてでございますけども、横島地区において環境美化推進員を各行政区ごとに26名委嘱をしており、玉名、岱明、天水地区につきましては、各行政区の嘱託員に協力をお願いしているところでございます。平成19年度からごみ分別の変更に伴う周知の方法といたしましては、分別変更のチラシ、分別処理計画、カレンダーの配布、分別マニュアルの配布等を予定しておりますが、不法投棄の監視や資源物の持ち去り防止等の諸問題を解決していくためには、行政からのチラシ、広報による啓発や職員による指導だけでは限界がありますので、今後小学校を初め、教育関係や老人会や環境団体などの各種関係の皆さん方の協力はもちろん、専門推進員を育成し、ごみ問題等に対する市民の皆さんの関心を高めていくことが必要と考えております。

次に、妊産婦の検診についてお答えいたします。最近全国的に高齢やストレス等を抱えた妊婦が増加傾向にあるとともに就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦も見られるところであります。また母体や胎児の健康確保を図る上で妊産婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところでございます。議員御指摘のとおり、平成19年度より地方財政措置で妊産婦健康診査も含めた少子化対策として、拡充の措置がなされたところでございます。国が示した妊婦が受けるべき健康診査の回数については「母性乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」により、妊娠中に14回程度行なわれることが望ましいと考えられております。またその中で最低限必要な時期として、妊娠8週前後、妊娠20週前後、妊娠24週前後、妊娠30週前後、妊娠36週前後の5回と考えられており、これを基本として5回程度公費負担することが望ましいという考え方が本年1月23日厚生労働省から通知があったところでございます。現在玉名市においては、母子保健法第13条の規定により妊娠前期に1回と妊娠後期に1回の計2回までの公費助成を、また必要な妊婦に対しては精密健康診査を、35歳以上の妊

婦につきましては、超音波検査を熊本県医師会との委託契約のもとに行なっているところでございます。妊婦健康診査の重要性につきましては、母子手帳交付時に周知を図り公費負担5回につきましては、今後十分検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 青木議員の御質問にお答えいたします。思いやり駐車場区画の設置についてでございますけれども、この市役所の来客用駐車場につきましては、現在、庁舎前の方に39台、立体駐車場の2階の方で33台、それから第1別館前で10台と、それに身障者駐車場として3台の85台の状況でございます。議員御質問の身障者、妊産婦、内部障害者そして子どもを連れて来られた方あるいはベビーカーを押されている方、お年寄りに対して思いやりのある駐車場を設置してはとの御提案でございます。今後、福祉課あるいは高齢介護課、子育て支援課、そして総合支所等の関係各課と十分協議いたしまして、合わせて先進地の事例等を研究し、庁舎前駐車場、第1別館前駐車場等々について今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 11番 青木議員。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 妊産婦検診についてでございますけれども、部長の方から1月23日に厚生労働省のいろいろ通達があったと、最近の記事を見ますと対厚生労働省が財政支援をはっきりするというのもいろいろ話が出てきております。部長の答弁の中で私は5回という話まで出てます。5回。そうするとかなり煮詰まった話だと思いますので、もうこれはするとかしないとかいう話でなく、何回やって、それはいつからするのかというような今の論議だと思いますので、もう少し踏み込んだ答弁ができないものかと思っておりますので、再質問いたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 青木議員の妊婦健診についてお答えをいたします。ただいまの議員の方から御指摘がありました、いつから、何回するのかというようなことでございますけれども、今年度妊婦健診として本市が予算計上いたしておりますのは、約800万円、これは2回でございますので、1回当たり約400万円ということで、5回ということになればさらに1,200万円の予算が必要になってくるわけでございます。確かに厚生労働省からの交付税措置等を見てもみますと、倍増されたと、子育て支援に対

する交付税措置が倍増されたというような情報がありますけども、交付税措置は確かに妊婦健診をそれだけすればそれなりに交付税措置はされると思いますけども、子育て支援の中にもいろいろと項目があるわけです。1番大きな項目としては保育所の措置の問題とか、乳幼児の検診問題、乳幼児の費用問題とか数項目にわたる子育て支援予算があるかと思います。そういう中で妊婦健診を5回した場合の予算といたしまして、当面先ほど申し上げましたとおり1,200万円の今後の予算措置が本市としても必要になるわけでございます。大変財政厳しい中に当然ながら子育て支援というのは必要な事項というふうに認識をいたしておりますので、今後財政課等々ともですね、十分検討しながら取り組んでまいりたいと、今後の課題としてですね、考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 11番 青木議員。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 妊婦健診でありますけども、いわゆる子育て支援策の中でいろいろ盛り込まれている中にこの妊婦健診ができるような形でかなり増額したはずなんです、国は。ですからそれに沿って、どうか1日も早い時期をもって無料検診の増額、5回という話が出てますけども、2回から5回できますように要望しておきます。

思いやり駐車区画についてですが、昨日堀本議員の中で質問の中で、やはりベビーベッドの近くに危険なパンフレットみたいなのが置いてあったと、これもやっぱり思いやりの気持ちがどういふふうになっているかということの発想だと思います。やはり作る、作らないのそのハード部分ではなく、それだけではなくて、やはり先ほど言われたけども、子育て支援課また高齢支援課、やはりそういう大きな内部障害、いろいろなことを持っておられる方にどう来庁されたときに気持ちよくできるのかなという、いわゆる思いやりの発想をどうかまたそういう関係、部署でもってより以上持っていて、この思いやりの駐車場の建設に強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、青木壽君の質問は終わりました。

引き続き、15番 大崎勇君。

[15番 大崎 勇君登壇]

○15番（大崎 勇君） 改めまして、おはようございます。15番、大崎でございます。通告順通り質問したいと思います。

まず、基盤整備事業等についてでございます。大開地区基盤整備事業の進捗状況及び区内湛水防除事業についてお伺いいたします。大開地区の基盤整備事業については、年次計画に基づいて順調に工事も進んでおり、まずは執行部に対し厚く御礼申し上げ



げます。当地区は長年、湛水被害で悩まされており、現在は排水路整備も済み、相当の効果も上がっており地区住民も喜んでいただいております。厳しい財政状況の中で予算の確保については大変御苦勞があるかと思いますが、できるだけ早い完了を期待しております。そこで次年度以降、どのように計画されているのかをお聞きしたいと思います。また基盤整備事業と平行して実施されてきた大開地区の湛水防除事業の導水路工事も18年度にて完了と聞いております。しかしながら多少気になる点もございます。と申しますのは、基盤整備が完了しますと現在の排水路はすべてコンクリートの三方張りに整備され、地区内の排水が短時間のうちに導水路へ流入するのではないかと考えられます。現在、2つの排水機場で唐人川へ排水しておりますが、1機場については昭和54年度に完成し30年近く経つために老朽化が進み、頻繁に故障していると聞いております。ちなみに4時間ぐらい運転すれば停止するという状況でございます。また当地区の上流部の六十丁地区についても排水路の整備が計画されております。排水が短時間のうちにますます当地区の導水路へ流入するものと考えます。そこで老朽化している排水機場の建て替え、更新等についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。2番目に九番地区基盤整備についてお伺いします。九番地区の基盤整備事業については19年度事業採択に向けて進められていると聞いておりますが、現在までの進捗状況及び今後の計画等についてお伺いいたします。

次に、明辰川改修のその後の進捗状況についてお伺いします。明辰川の改修については平成17年12月議会定例会におきまして、質問をしておりますが、その後の状況についてお聞きします。まず、横島干拓地内の明辰川に囲まれた昭栄地区の排水対策については単県事業の調査が行なわれ、地区住民からいろいろな意見、要望がなされていると聞いておりますが、どのような対応、どのように対応されているのか、お伺いいたします。

2番目に末広開旧樋門（県指定重要文化財）の改修についてお尋ねいたします。旧干拓堤防施設が貴重な遺跡として、県指定重要文化財に指定されましたことは誠に喜ばしいことと思っておりますが、その中の明辰川下流部分に位置する末広開旧樋門、通称六枚戸は敷き高も高く、また排水断面も不足しております。上流部に湛水被害をもたらす一つの要因となっており、明辰川改修事業の中でこの末広樋門旧樋門の改修が上流部における長年の湛水被害を解消し、安心して営農を行なう上での一番重要なことだと思っております。改修事業は地元住民の長年の要望であり、ここに来てやっと実を結ぼうとしている状況でもあり、それぞれの立場から非常に難しい問題ではあるかと思いますが、その点について担当部局の答えをお聞かせ願います。

次にブックスタート事業についてお伺いします。教育長は御存じでしょうが、ブックスタートというのは乳幼児健診時などの機会に子どもにあった絵本をプレゼントし、

子どもの心が豊かに育つことを目的とした事業です。ただし、単に本をプレゼントするだけではなく保護者の方々に事業本来の目的を周知するとともに、読み聞かせボランティアなど地方の方々の協力によって、若い母親及び父親に読み聞かせの方法を伝えることが求められます。この事業の効果としては絵本を通じた親子、家族の触れ合いにより子どもの心の教育にも効果があり、将来的にはその経験が読書の推進にも大きな効果を発揮すると言われていています。このブックスタート事業は合併前の旧横島町では平成14年度から天水町では15年度から実施されておりまして、子育て中の母親にとっては大変有意義な事業として喜ばれており、また地域のボランティアの方々との出会いという面でも、大きな成果を挙げてきたと思っております。また本市においては、合併と同時に子育て支援課が設置され、市として積極的に子育て支援に取り組んでいるところでもあります。しかしながらこのような効果的な事業であるにもかかわらず、平成19年度当初予算では計上されていないようです。本市においても財政状況が厳しいとは思いますが、具体的な事業費を調査してみました。まず子ども1人当りの必要金額が1,600円から1,700円であります。平成18年3月1日から19年2月28日までの1年間の出生数が全市で577人、このブックスタート事業を全市で実施したとしても必要な総予算は100万円前後となります。この金額を考えてみますと行政は最初の経費で最大の効果を発揮することが求められておりますが、近年少子化が大きな社会問題となっている中、将来の玉名を担っていく子どもたちを育てていくという観点から、まさにこの時期に取り組むべき事業であると認識いたします。特に旧横島町、天水町にとっては、来年度からいきなりこの事業が無くなるわけで、この際全市で取り組みを開始する必要があると思っております。これにより我が玉名市は市をあげて子育て支援を重点政策としていることを市民の皆様方にアピールすることができるものと考えます。ちなみに他の自治体の状況については、全国で約3分の1の自治体に取り組んでおり、県内では48自治体のうち20の自治体、市だけで見ますと14市のうち合併後に取り組み始めた市も含めて9市で実施されております。このように非常に効果的な事業でありますので、早急な取り組みが必要と思われませんが、この点について教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 横島総合支所長 田上均君。

[横島総合支所長兼横島自治区事務所長 田上 均君 登壇]

○横島総合支所長兼横島自治区事務所長（田上 均君） 大崎議員の基盤整備事業等についての御質問にお答えいたします。まず最初に大開地区基盤整備事業の推進状況及び地区内の湛水防除事業についてでございますが、まず大開地区基盤整備事業については、大開地区として事業費約9億3,900万円、受益面積にいたしまして68.2ヘクタールが平成15年度に、また大開2期地区として事業費10億7,700万円、受益

面積にしまして71.9ヘクタールが平成17年度にそれぞれ県営事業として分割採択されております。事業の進捗率は平成18年度までに大開地区が約70%、大開2期地区が約48%となっております。両地区とも工事については平成20年度完了を予定しております。その後確定測量、換地処分（登記）等を行ない、平成22年度までには全事業の完了が予定されているところでございます。次に、大開地区内の湛水防除事業についてでございますが、導水路については御質問のとおり平成18年度で完了いたします。また基盤整備事業に伴う排水路の整備も済み、湛水被害も解消されつつあります。御指摘の排水機場は昭和54年度に設置されて、老朽化も進み頻繁に故障はしておりますが、早期対応により何とか重大な故障に至っておらず、湛水被害を回避している状況であります。しかしながら地区内の基盤整備が完了し、さらに上流部の排水路整備が計画している中で相当量の排水が短時間のうちに流入することが予想されます。現状を維持していくことには不安を感じているところでございますが、そのために今後、排水特別対策事業等による建て替え等を視野に入れて関係機関との協議を重ねながら、その実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。続きまして、九番地区基盤整備事業についてでございます。九番地区につきましては県営事業として事業費約9億2,400万円、そして受益面積といたしまして53.8ヘクタールを計画しているところでございます。現在、土地改良法に基づく手続き中で、現計画概要等の公告・縦覧を終え、現在関係者の同意を徴収しているところでございます。今後、県、国への採択申請を行ない、平成19年度事業採択の予定で進めておるところでございます。採択後におきましては、実施設計それから事前換地作業等に着手いたしまして、平成20年度から工事に着手する計画でございます。その後に確定測量、換地処分（登記）を行ない、平成24年度事業の完了を予定しているところで進めているところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口強君。

[産業経済部長 谷口 強君 登壇]

○産業経済部長（谷口 強君） 大崎議員の明辰川改修のその後の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。明辰川は大浜町と横島町の境を流れ、横島干拓地を通り、有明海に流れる農業用排水路でございます。明辰川流域は玉名管内でも農業が盛んな地域で度重なる洪水のため、施設園芸の作物に多大の影響を与えている状況にあります。これを解決していくため、平成16年度には玉名地域振興局農地整備課におきまして六枚戸から上流の区域についての流域計画調査を実施され、また平成18年度には昨年でございますが、県事業において、今年度でございますけれども、県事業において流域の排水調査と地域の意見聴衆及びアンケート調査を実施しており、現在県により調査の

集計作業が行なわれております。地元からの要望についてどのように対応するのかというお尋ねでございますけれども、地元の方から主な意見要望として4件ほどっております。まず1つ、昭栄地区の排水を地区東側へサイホンを設置して排水をする。2つ、新設サイホンの排水先の導水路を整備する。3つ、横島干拓地内の明辰川護岸が漏水しているため補強をする。4つ目に六枚戸の改修。

以上、4件の案件が要望されております。今後についてでございますが、実施計画をどのように立てて進めていくのかを検討するために、平成19年度には県文化財に指定されております六枚戸の周辺の整備方針の協議に必要な基礎調査の実施が計画されております。また明辰川護岸整備とサイホンの新設関係調査もあわせて行なわれる予定であります。この調査の結果を参考に地元の調整、改修工事に最適な工法の検討及び環境面での配慮等の協議を重ねてまいりたいと考えております。明辰川の改修事業につきましては、今後も関係機関と十分に協議を重ねながら事業の早期採択に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 大崎議員質問の県指定重要文化財にかかる末広開旧樋門の改修についてお答えいたします。末広開旧樋門には通称六枚戸と呼ぶ樋門とその西側の二枚戸樋門1基がそれぞれ現存しております。明治時代中期の長大な潮受け堤防と樋門が現存する全国でも稀な干拓遺構であり、近世から続く有明海干拓の歴史を示す重要な遺構として、学術的にも貴重なものでございます。平成11年に有明海旧干拓施設群として熊本県の近代化遺産に報告されて以来注目を浴びており、平成12年3月には文化庁の直接の視察もあり、その後は、県・旧玉名市・旧横島町の間でも保存に向けての協議を重ねてまいりました。平成15年頃からは旧横島町町民の手によって、清掃活動が行なわれ、保存運動の気運が高まる中、平成17年7月旧玉名市・旧横島町から同時に県指定文化財の申請を行ない、合併後の平成18年1月11日、熊本県重要文化財に指定されたものでございます。今回の大崎議員の質問の末広開旧樋門の改修についてでございますが、現在県指定重要文化財であることから、今後県文化課を含め、関係部署間において十分協議を重ねながら、文化財の保存と事業の推進とのバランスを図り、将来的には国指定になるよう最善の努力をしておりますので、議員の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○**教育長（菊川茂男君）** 大崎議員のブックスタートについての御質問にお答えいたします。議員も御承知のとおりこのブックスタートとは赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントをし、多くの赤ちゃんの周りで本を介して温かく楽しいひと時が持たれることを目指した運動であります。もともとこのブックスタートは1992年、英国の都市バーミンガムで発案された試みでありまして、日本でのブックスタートは子どもの読書年推進会議、現在はNPOブックスタート支援センターが引き継いで、平成12年杉並区の方で始まったものであります。この事業の結果、本への意識が高まり多くの本を親子で楽しむ、あるいは楽しい絵本の時間を習慣をして持つようになった。子どもの思考能力であるとかあるいは心の成長に大きな影響を与えることがあるというふうな報告もなされております。議員御指摘のとおり横島図書館では平成14年度より、天水町では平成15年度よりブックスタート事業として8カ月健診時において絵本のプレゼントを実施していた経緯がございます。玉名市民図書館では、平成14年度よりブックスタート事業とはいえませんが、幼児向け絵本を充実し、専用棚を設けて貸し出しを実施いたしております。岱明図書館は赤ちゃん向け絵本コーナーを設けております。また子どもより保護者が絵本・図書館と接する機会を提供するため、各館で定期的にお話会を実施しております。今後本市におきましては、保護者が子どもの年齢に応じて、読んで聞かせたい本を自由に選択できるようなシステムの構築をさらに充実をさせてまいりたいと考えております。利用者に対しましては、リクエスト制度を実施しており、多くの市民に図書館を利用させていただくとともに、今後ブックスタート事業についても検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、議員の御理解をお願いいたしておきます。

以上です。

○**議長（松田憲明君）** 15番 大崎議員。

[15番 大崎 勇君登壇]

○**15番（大崎 勇君）** 大開の基盤整備事業については、22年度ですべて完了するということでございますので、どうぞ完成に向かって一生懸命お願いいたします。それから九番地区も順調にいったるようでございますので、これもまた農家の方々の気持ちを酌んで、慎重に行なってもらいたいと思います。

それから明辰川改修も調査などいろいろこれから本格的に始まるものと受けとめました。県指定の文化財というのは100%これはどうにもならないものだと思いますけれども、明辰川の改修をするにあたりましては、どうしてもこの樋門をサイホンなどを使ってやっぱり、考えていかないと明辰川の改修はできないと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それからブックスタートを検討するというところでございますが、ある市では第3子

から修学旅行の費用まで無料と聞いております。ぜひこのブックスタートも普及されますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、大崎勇君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休憩

---

午前 11 時 20 分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 13番内田です。まず天水老人憩の家に関する調査結果についてお尋ねをいたします。先般、平成18年9月玉名市定例議会におきまして6番議員より天水老人憩の家に関する一般質問がなされたところです。その質問の大筋は老人憩の家の泉源からボイラーに温泉水を引き、そのボイラーから公共用以外の用途目的を持ってパイプが引かれているのではないかとの質問だったかと記憶をしております。執行部の答弁に対して事実確認を求められ、それを受け昨年11月に老人憩の家の問題とされた現地において、執行部による調査がなされたと同っております。この問題は旧天水町あるいは天水町民にとりましてもその名誉にかかわることでもあり、それぞれ深い関心を持っております。昨年11月にどのような調査方法において調査されたのか、またその調査結果についてお尋ねをいたします。

○議長（松田憲明君） 天水総合支所長 望月一晴君。

[天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君 登壇]

○天水総合支所長兼天水自治区事務所長（望月一晴君） 内田議員の天水老人憩の家に関する調査結果についての御質問にお答えいたします。昨年9月定例議会で6番議員からの一般質問に対しまして、平成18年11月6日午前9時より6番議員立会いのもとに現地において調査を行ないました。調査の方法といたしまして、まず6番議員より問題とされるパイプを示していただきました。そのパイプは地中から路肩の水路側に1メートル程度露出したところで折れた状態で存在しますが、そのパイプがどのような目的でここに埋設されたのか、その経緯を関係者の方の証言を交え説明いたしましたが、納得ができないということでありましたので、6番議員より指示された場所を掘削し調査することといたしました。その際、「指示された場所を掘削し、先に説明したとおりであるならば、この調査の目的であります『憩の家ボイラーから公共用以外の用途目的でパイプを敷設し、お湯を採っていたのではないか。』という疑いは晴れるのですか。」と6番議員に確認いたしましたところ、その疑いは晴れるということでしたので、指示さ

れた場所を掘削いたしております。掘削して出てきたパイプにつきましては、老人憩の家の方には延びておらず、憩の家入り口付近にある灌水用ボーリングの方に延びていたことを確認し、そのパイプは現在使用されておらず、また過去においても老人憩の家ボイラーからの公共用以外の用途目的で配管された事実はなかったことを確認し、6番議員も納得され調査を終了しているところでございます。

[堀本議員「議長、答えが食い違ったところはどがんなっとかい。6番議員な議席から言うたでしょう。疑いがあると」と呼ぶ]

○議長（松田憲明君） 13番 内田議員。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） それでは御指摘の事実はなかったということでしょうか。

次に、玉名市財政の現状と展望についてお尋ねをいたします。まず、一時借入金についてお尋ねをいたします。3月6日に財政再建団体に指定されました北海道の夕張市では本来当座の資金繰りのために金融機関から短期で融資を受ける「一時借入金」を乱用し、地方自治法の目的とする「一時借入金」制度について、不適切な処理で「粉飾」とも思える会計処理を行ない、10年ほど前から赤字を「一時借入金」で穴埋めし、表面上は黒字決算を続けて現在に至っているといわれております。この「一時借入金」は年度内返済を前提に金融機関から借り入れるもので、予算書にはそれぞれ必要とする借入最高額が明記されており、議決の対象となっているものの決算においては、自治法上「一時借入金」の会計処理についての特段の定めもありません。夕張市においては予算書の借入最高額を徐々に引き上げることにより、返済のために新たな一時借り入れを繰り返すことが可能になり、一時期は膨らむ負債を表面上は取り繕うことができたものの、それも限度となったものといわれております。当玉名市においては、当該予算においてそれぞれ「一時借入金」の最高額を一般会計においては20億、国保特別会計においては5億、介護保険特別会計においては5億、農業集落排水事業については5,000万円、簡易水道特別会計においては100万円と定められているところです。そこで一般会計をはじめとするそれぞれの特別会計における一時借入金の借入金利、借入状況、返済状況についてお尋ねをいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 内田議員の御質問にお答えいたします。一時借入金につきましては、会計年度中に歳出予算内の支出で歳計現金が不足した場合にその支払資金の不足を補うための借入金をいいますが、本市におきましては、18年度につきましてはまだ借入を行なっておりません。例年3月末に支払が集中いたしますので、本年度

も借入れが必要となってくるかと存じます。17年度につきましては、2回借入を行っております。1回目が10億円を平成18年2月24日から29日間、利率0.31%で借入しております。2回目が15億円を平成18年3月27日から31日間、0.4%で借入を行なっているところでございます。また一時借入金の限度額でございますが、近隣市と比較しますと玉名市は20億円、荒尾市で40億円、山鹿市で28億円となっております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 13番 内田議員。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 夕張市におきましては、執行部の提案する「一時借入金」の最高額を市議会も追認をし、現在一時借入金の最高額は約200億円は超えているとのことでございます。ただいまの答弁によりますと玉名市の「一時借入金」の執行状況につきましては、借入期間が29日間と31日間で短期の借入れであり、借入額につきましても議決をされました20億円以内の範囲のものでありまして、適切に処理されておりますが、この借入金の最高額は予算規模とも関係があるものと考えております。玉名市におきましては独自の基準を設定して、この「一時借入金」の最高額を定め、議会に上程をされているのか、基準があれば示していただきたいと思っております。また基準があるとすれば今後その基準を引き上げ、また引き下げる予定はあるのかどうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） ただいまの一時借入金の限度額の設定についてのお尋ねでございます。本市におきます一般会計の限度額の設定につきましては、予算総額の10分の1程度を目安に定めているところでございます。しかし今後平成23あるいは24年あたりの庁舎建設等の大事業がある年度におきましては、資金運用の面でも不足する可能性がございますので、限度額を増加する場合もあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 13番 内田議員。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 次に市債と基金の推移についてお尋ねをいたします。近年の三位一体の改革による地方交付税や補助金の削減、あるいはバブル経済崩壊後の景気対策の一つでありました地方単独事業や観光開発をはじめ、自治体の振興をかけた箱物行政の不振などにより地方財政は極度に悪化し、ついに自治体破綻が現実のものとなってまいりました。このようなことから国は破綻に至る前の段階で早期に自治体財政を是正



することができる仕組みである地方公共団体財政健全化法案を今国会に提出することとしております。そこで玉名市財政の一つの柱になっております地方債発行の今後の動向推移についてお尋ねをいたします。合併しました1市3町は従来より住民福祉の向上と地域振興を目的として積極的に各事業に取り組んで現在に至っております。その間、国や県の補助事業に伴う起債や地方単独事業としてさまざまな起債を発行し、その事業の財源として財政運営に努めてきたところです。まず、合併年度であります平成17年度の各会計ごとの地方債の発行残高と平成18年度末の地方債の残高見込みについてお尋ねをいたします。次に、今後新庁舎建設関連事業や新幹線関連事業さらに都市計画道路整備事業や義務教育施設整備事業など玉名市にとって緊急かつ重要な施策の展開を図らなければなりません、今後起債発行のピークはいつ頃と考えられておられるのか。また償還のピークはいつ頃と考えておられるのかお尋ねいたします。また昨日の一般質問におきまして、公債費負担比率につきましては14.9%との答弁がございましたが、総務省が平成17年度より新たな指標として導入しました実質公債費比率はどの程度になっているのかお尋ねをいたします。

次に、基金の現状と推移についてお尋ねいたします。3月定例議会における島津市長の所信の中に平成17年度末の一般会計の積立基金残高が54億9,600万円とあり、平成18年度の当初予算の編成時点では約13億8,000万円の基金取り崩しを予定していたものの、年度中の繰越金等の戻しなどにより実質取り崩しが3億4,800万円程度となり、平成18年度末の一般会計の積立基金額は約51億4,800万円程度と公表をされております。そして人件費削減をはじめとする行財政改革を推進することにより平成28年度においても玉名市の標準財政規模約150億円の20%に当たる約30億円の積立基金を維持することとされておりますが、今後の積立基金の推移についてお尋ねをいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） まず市債につきまして御説明申し上げます。本市では普通会計、特別会計、企業会計等に区別して運用をしているところでございます。普通会計につきましては17年度末で323億3,593万8,000円、18年度末の見込みは325億8,938万2,000円でございますので、2億5,344万4,000円の増額でございます。特別会計につきましては17年度末で31億326万9,000円、18年度末の見込みは32億9,703万6,000円でございますので、1億9,376万7,000円の増額となります。企業会計につきましては、17年度末が152億2,870万3,000円で、18年度末見込みでは149億2,805万5,000円でございます。そういうことから3億64万8,000円の減額となっております。

合計いたしますと17年度末で506億6,791万円となります。18年度末見込みでは508億1,447万3,000円でございますので、1億4,656万3,000円の増額となるものでございます。また市債におきます借り入れと償還のピークにつきましては平成23、24年度に庁舎建設が控えておりますので、借り入れにつきましては24年度がピークとなります。償還につきましては、それから3年後の27年度がピークになると見込まれます。お尋ねの実質公債比率につきましては、17年度決算統計から新たに用いられた指数でございまして、普通会計債、公営企業債、一部事務組合の償還金、債務負担行為分等市全体で償還を必要とする経費の比率を表すものでございます。17年度につきましては、16.3%でございまして数値的には18%が警告ライン、25%が危険ラインとされております。

次に基金でございますが、本市では財政調整基金を初めとした基金を積立基金特別会計等に関するものを、その他の基金として運用を図っております。積立基金は17年度末で54億9,605万3,000円、18年度末見込みでは51億4,814万5,000円でございます。3億4,790万8,000円の減額でございます。その他の基金につきましては、17年度末で8億8,928万1,000円でございます。18年度末見込みでは9億4,886万8,000円でございます。5,958万7,000円の増額でございます。合計しますと17年度末で63億8,533万4,000円であったのが、18年度末見込みでは60億9,701万3,000円となります。2億8,832万1,000円の減額となるものでございます。19年度予算におきましては、財政調整基金を9億6,500万円取り崩す予定としておりますが、昨年と同様に18年度の剰余金の積み立て等によりかなりの財源が確保できると見込んでございます。今後の推移といたしましては、あくまでも見込みでございますが、財政計画を遵守した場合、決算ベースで平成21年度末で45億、24年度末で34億、27年度末で31億円の残高を確保できるものと予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 13番 内田議員。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） ただいまの答弁によりますと地方債の発行残高が平成17年度末で506億円程度、平成18年度末が508億円程度とのことでございますが、この数値は玉名市の一般会計予算、また特別会計、それぞれまた企業会計予算を合わせた総額にもなるものと思われま。また起債発行のピークは平成23年度、24年度、また償還のピークは平成27年度ということで当面玉名市の起債残は増加傾向にあるものと受け止めております。また実質公債比率も公表によりますと16.3%とのことで、国、県の許可がなければ地方債の発行ができないとされます18%に限りなく近づく恐

れもでございます。このような厳しい財政状況を踏まえ、今回発表されました玉名市の行政改革大綱案をもとに、より一層の財政健全化に向けた取り組みを強化し、将来にわたり安心して生活できる玉名市づくりに邁進されるよう切望をいたします。また玉名市の財政事情が上半期の部、下半期の部として年に2回「広報たまな」により詳しく公表をされておりますが、専門用語が多く使用されておまして、その内容がわかりづらいところがあるように見受けております。今後の行財政改革を推進するためにもまた健全な財政体質を維持するためにも市民の方々の理解と協力が不可欠と考えておりますが、財政事情の公表や予算の説明等について改善の余地が多分にあるものと考えておりますが、どのように考えておられるのかお尋ねを申し上げます。また基金積み立てにつきましては、合併協議事項でもありました積立基金を標準財政規模の20%、10年間留保することにつきましてはほぼ達成することができるものと安堵したところでございます。ただこの協議事項が三位一体改革の最中に取り決められたものでありまして、平成19年度より国は新たな新型交付税を導入する予定となっており、地方自治体を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことを前提として市政の運営に心を砕かなければならなりません。自治体財政が悪化し、サービスの切り下げや公共料金の値上げが現実的なことともなりますと他の自治体への人口の流出が起これ、財政難の自治体はますます疲弊することとなります。自治体破綻が現実のものとなった現在、市民がその市政を評価する目安は従来にも増して財政の健全度が大きな指標となってくるものと考えております。このようなことから財政運営には将来にわたり特段の注意と緊張感を持って事に当たれるますよう切望し、先ほどの答弁をいただき、私の一般質問といたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長（牧野吉秀君） 今、内田議員の方から財政事情公表等のよりわかりやすい財政事情公表を考えておられるか、あるいは市民が例えば市のそういう財政状況について、やっぱりより、こう訴える私どもの行政としてもそういう責務が当然にあるわけでございます。先ほどの答弁でも申し上げておりましたけども、地方債につきましては増加傾向でございます。ただ基金につきましては、減少傾向でございますけども新市建設計画と比較いたしましても計画の範囲内で推移しているところでございます。今後庁舎建設等の大事業も控えておりますけども、財源等も十分確保できる見込みでございます。そういったことではございませんけども、先ほどお尋ねのようなことで財政事情公表、よりわかりやすく市民の方々にお伝えできるような創意工夫を今後努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

引き続き、4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番(北本節代さん) こんにちはと用意しておりましたので、おはようございますの方に変わりましたが、お腹が空いてきてちょっとイライラする時間じゃないかなあと思いますが、一生懸命やりますので御清聴ください。通告に従いまして一般質問をいたします。

3月の議会では、冒頭、市長の新年度予算の所信表明に感動いたしました。合併後のたくさんの難問をいつもおっしゃっていましたが、合併の痛みを19年度の予算にどう反映されるのかを思っておりました。そうすると、子どもたちには学校の建設、また二学期制の導入、10名の補助教員の配置、図書補助指導員の全校配置。高齢者には送迎の福祉バス。住みなれた地域に暮らすことへのさまざまな新しい事業、事業の展開。新幹線への道路の整備。農業で働く人々の支援の継続。幅広い考えをお聞きし、安心しました。玉名市が市民と協働のまちづくりを進めていこうと思われる意気込みを感じました。また障害を持たれたお子さんの保護者の方々も大変喜んでいらっしゃると思います。市長の話聞いて、一般質問の構想を19年度予算の「市民と協働のまちづくりについて」と大きくまとめ質問をやり直しました。2月17日の新聞記事、熊本県のジニ係数0.316、全国4位、貧富の差熊本県大きくと、一面報道されていたのは皆さん見られたかと思います。全国平均が0.308ですので、平均を上回ったと報道されています。ジニ指数は0.3を超えると所得格差が目立つとされています。また一昨日の新聞では1人当たりの県民所得が1,000円増しの全国で38位でした。犯罪が増え、事故が多発し、環境が破壊され、おまけに貧富の格差。しかし、今だからこそ希望を持って社会に大きな夢を持ち、行政改革を進め、規制緩和、機構改革をやっていくことが必要だと私も痛感します。私たち議員も市政のチェック役として、有意義な予算の使われ方に市の役割を有効的に果たす市政になるように、常に市民の立場にたち質問いたしたいと思っております。初めに学校で充実される図書指導員の提案で、市民図書館と協働の質問です。協働の図書館づくりの質問です。玉名市民の心を育む市民図書館について、今回、条例の改正が提案に出されております。これからは玉名市民図書館、岱明分館、横島分館となり、どこで借りてもどこで返しても良い方法で開始になりました。今回の質問にあたって荒尾市、山鹿市、鹿本町、合志市、熊本市、熊本県のほか近隣の市民図書館を視察いたしました。熊本県は46カ所の市民図書館があります。1日に貸し出されている本の冊数は14,970冊です。市民図書館は市民にとっても本の提供ばかりでなく、情報の収集、心を育む場であり、社会的マナーを学ぶ場でもあります。学習する場でもあり、また町の文化を伝承する場でもあると思います。そしてそれはその町に住む人々の心の豊かさの形でもあると視察を通して感じてまいりました。あ

る図書館では市民図書館と書いてある図書館専用のバックで本の往来を大切にやっているとあります。また子どもたちが本をとりやすく、畳のスペースを広くとられ工夫をされているところ。その場所に集中してよい絵本が置かれてあったり、親子連れでも子どもが退屈しないように中央に子どもの遊びのコーナーが設置されていたり、いつ来ても図書の本をゆっくり見れるスペースなど考えられていました。また勉強できるスペースも別に作ってあるところもあり、それぞれに工夫されている様子を伺えました。しかし、全国的には市民の読書離れが指摘されていて、毎日新聞の2005年学校読書調査の報告によりますと、1カ月間に読んだ本の冊数は小学校4年から6年で7.7冊、中学生では2.3冊、高校生では1.6冊となり、前回のデータと比べても減少傾向にあるとのこと。また1カ月に1冊も読まない児童・生徒の割合は小学生では6%、中学生では25%、高校生では51%であると報告されています。ビデオやインターネット、DVDなど各種情報メディアの発達普及などが背景にあるとは思われますが、なぜ読まないのかでは、1番が本の値段がもっと安くなればいい。2番が内容を面白く。3番に面白いタイトル、きれいで楽しい絵、内容がわかりやすいの順でした。この調査結果から見ましても市民図書館の役割は大きく、心を育む場としてよい本の提供の場としても予算をかけていくことが必要だと思えます。また公立図書館の利用は29%となっていて、利用者は40歳代から44歳がトップで67%でした。今回の市民図書館の質問を10項目にまとめてみました。1に市民図書館の市民のニーズ調査をやっているのか、やっているとしたらいつごろやられて、対象者はどなたを対象とされたのか、調査結果報告はまとめてあるか。昨日の答弁で教育長が2学期導入を進めるに当たり、有明中でモニタリングをやった、その結果ゆとりが出てきたという報告があってましたが、ニーズ調査は大変必要だと私は思っております。2つ目に開館時間の妥当性をどう考えるか、延長時間や短縮、それぞれの図書館で開館時間が異なっています。特徴を生かすことによりそれぞれの人と人が集うことは人の人件費がかかってきます。解決しなければならない課題があると思えます。そのことについてどう考えておられるか。3にモラルの低下による本の破損状況をお答えください。玉名市民図書館だけではなく、あらゆる図書館にもお聞きしましたが、料理の本の切り抜き、洋服の型紙のページの切り抜き、線引きやマーカー、落書きなどあとを絶たないと聞きました。そしてまた目の当たりにいたしました。ある大学では図書館の本を学生が返さないまま卒業するので、卒業証書と交換で返却を促しているという現状が報道されておりました。4に市民と協働の図書館づくり、サービスを充実させると人的な費用がかかります。それは当然のことです。市民と協働の図書館づくりを提案いたしたいと思えます。夏休みに1日程度図書館ボランティアを小学生がされていたように思います。継続的にボランティアを推進していくシステムは教育委員会と協力し、できないものかと思えます。時間外の

要望も高いのですが、実際に利用する人はどれぐらいいるのでしょうか。時間外に専門知識のある方々のボランティア養成講座を開いて、人的な人材を養成して市民の要望も受け入れていくという考えはいかがでしょうか。また本の破損の手入れや落書の字の修正などのボランティアさんもほかの図書館でお見かけしました。前回質問したときには貸し出しの守秘義務があるのでできませんとのお答えでした。現在は返したと同時に誰が借りたのかデータが残らなくなっているとのことでした。また学生のボランティアと図書館との協働はゆくゆくは市民のモラルを守っていくことにもつながると思いますし、活字離れが叫ばれている子どもたちの解消にもつながるとも思います。第5に玉名市は読み聞かせボランティアさんのグループと個人がたくさんいます。そのことは先日学校を訪問した折にも学校の先生方から御紹介がありました。読み聞かせボランティアは最低でも10回以上の練習が必要です。そのためにも現在行なわれている貸出期間より延長の制度の充実をお願いしたいと思いますし、またあれば継続をいたしてほしいと思っております。第6に分館の玉名市外の本の貸し出しの継続について、規制緩和で継続の希望が多く、そのことがこれからも玉名市外の貸し出しができるように図書館条例の中では玉名市外貸し出しは無理だと書いてあります。分館の玉名市以外の貸し出しの継続についても御質問いたします。また第7に図書館の協議会が発足していると聞いております。内容と計画をお示しくください。第8に3つの図書館と学校図書館の連帯についてお尋ねいたします。今回提案になっています学校図書指導員の全校配置には大変な御苦勞や無理があったかと思えます。しかしこの4月からすぐスタートいたします。全く図書指導員として働いたことのない方々の不安は大変なものだと思います。進めるにあたって月1回のペースでも4月からの指導者に指導をやっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。そこで市民図書館のノウハウなどを生かし、一緒に連帯してやれないかということです。予算はついたままではだめだと思うし、どのようにうまく活用していくかだと思っております。また第9に天水図書室ですが、現在は公民館にある図書室になっております。どの地域でも近くにある図書館の充実を望んでいると思います。図書分館になる計画はあるのか、また内容の充実の計画はあるのかどうかをお尋ねします。最後にこれらのことを踏まえ、玉名市図書館のこれからの展望について教育長にお尋ねいたします。午後から質問を続けさせていただきます。

○議長（松田憲明君） 北本議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。午前に引き続き北本節代

さんの質問を続けますけれども、午前の質問が多岐にわたっておりますので、ここで教育長の答弁を求め、次の質問に移らせていただきます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の玉名市民の心を育む玉名市民図書館についてお答えをいたします。10項目ほどありましたので、連続して申し上げていきたいと思っております。玉名市民図書館では図書館に対する具体的な市民のニーズ調査は今のところしておりませんが、市民に対する投書箱等を設置し、市民の意見を聞くようにいたしております。開館時間の妥当性をどう考えているかにつきましては、玉名市民図書館では平成14年10月時間延長を実施し、平成18年度から祝日開館を実施しております。岱明、横島図書館においては地域性や地域の要望に応じて開館時間を設定しております。モラルの低下による破損の現状につきましては、切りぬき等の破損は月200件程度ございますが、現在、返却時の点検、開館時に巡回を行なうとともに利用者に対してのマナー向上の啓発をいたしております。市民と共同の図書館づくりにつきましては、各図書館において小学生の1日図書館員、中高生の職場体験学習を受け入れ、ボランティアの育成を図っております。読み聞かせボランティア団体貸し出しとして、1カ月100冊まで貸し出しを開始する予定でございます。市外者に対する貸し出しは、現在、横島図書館だけが実施しております。ほかは実施しておりません。特に玉名市民図書館は貸し出し冊数が多いため、市民を優先し、市外貸し出しは考えておりません。図書予算につきましては、各図書館例年どおりの予算をお願いいたしております。図書館協議会の発足についてですが、玉名市図書館協議会は学校教育、社会教育の関係者並びに学識経験者及び学校代表の10名で構成されており、館長の諮問機関になっております。玉名市の図書館への御意見を伺って、図書館運営に生かしております。3つの図書館の連携また学校図書室との連携についてでございますが、各図書館におきましては月に1回担当者会議を開いて、図書館の充実を図るようにしております。また学校図書室との連携については、図書主任会議を実施しており、今後さらに学校との協力体制を構築してまいりたいと思っております。天水公民館の図書室の充実につきましてはオンライン化されており、端末を設置し玉名市民図書館・岱明図書館・横島図書館の蔵書についても検索、貸し出し、返却もできるようになっております。図書室補助員の件でお尋ねがございましたが、現在のところ15名を予定しております。図書室の業務に携わったことのない方もおられますので、3月末には全員を集めまして、いろいろ図書館業務についてですね、講習会をやりたいというふうに考えております。図書室業務の主なものは大体図書事務としてカウンター業務であるとか、あるいは古い本の廃棄手続、あるいは貸し出し利用状況の調査とか、破損した図書の修理等があります。また新刊受け入れ作業

とそういうのが主な仕事になりますし、また図書室の環境設営あたりも業務の中の一つに入ろうかというふうに思いますが、3月末に1回やりまして、その後学期ごとに研修会を持っていきたいなあというふうに考えております。これからの図書館の展望につきましては、3月より玉名市内3カ所の図書館をコンピューターで結び、ネットワーク化しております。これにより最寄の図書館から別の図書館の本を検索したり借りたり、返却できるようにいたしました。天水町公民館内の図書室はネットワーク化されておりましたが、端末を置き自由に検索、貸し出し、返却ができるようにしており、他と同じようなサービスが受けられるようになっております。今後は各図書館との連携をさらに深め、同一歩調で図書館運営にあたっていきたいと考えております。各図書館との配本、配送をスムーズにし、できるだけ早く利用者の手元に届けることや図書館のホームページの開設、イベント情報の掲載等を充実し、各学校、各機関等との連携を深めるなど市民が同様のサービスの恩恵が得られるように玉名市図書館の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田憲明君） 4番 北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁ありがとうございました。図書館の方で再質問ですね。ニーズ調査を行っていないというふうなことでした。次の開館時間とかの妥当性にもつながってくるんですけど、祝日や休日開けてほしいという要望が例えば意見箱の中に入っていたとしても、それは1人2人の意見だと思います。ニーズ調査をですね、行なうことによってより市民が要望をされていることや思っていることがわかると思いますので、早期にニーズ調査を行なってもらいたいというふうに思います。それから本のモラル低下のことにしても月に200件上がっているというふうなことです。一方的ですけど、図書館側からやっぱりモラルの低下がやっぱりあっているということを発信するというのもですね、やっていかななくてはいけないというふうに思いますので、ぜひそのこともお伝え願うための図書だよりなどを作っていただきたいなあというふうに思います。

再質問ですが、図書の貸し出しについては岱明町は、すみません。市外貸し出しについては横島分館がやっていますという答弁でしたが、これからもですね、続けていく、方向的には続けていくというふうなところがちょっとあいまいでしたので、続けていかれる方向で再質問、いいのかどうかですね、再質問をします。それから蔵書予算については本館、分館の金額がわかたらお示してください。わからなかったら少し予算が減っているようになっているということも聞いておりますので、そのところがどうなのかという再質問です。天水図書の充実のところではネットでですね、結んでくださるということで、近くの方たちが図書館を利用されるようにですね、ぜひよろしくお願



したいと思います。

次の質問に移らせていただきます。環境基本条例制定についての質問です。環境基本条例制定は合併前の議会で、議会の答弁で合併後に制定するよう答弁をいただいております。市長あいさつでお聞きし、条例制定に向けての市の取り組みが始まることの前に玉名市の環境問題に対して基本的なところをお尋ねいたします。玉名市が環境問題に対して、一番大切に考えていることをお示してください。玉名市のごみ問題をどうとらえているのかということです。環境問題を市民と一緒に作りあげていく方法として市民や業者による素案の検討、それから市の責務、市民の責務、地球温暖化の取り組みの進捗状況、数値目標の達成率、それからマイバック運動は青木議員のところはかなり詳しくお答えいただいておりますので、具体的なことを示してくださいということでしたけど、これは省かせていただきます。答弁はいりませんので。マイバックと同じことなんですけど、レジ袋がですね、静岡市の方でレジ袋が市指定のごみ袋になっておりました。そういったレジ袋とそれからごみ袋と二重にごみのですね、ごみの中に燃やされないような方法として、レジ袋が市指定の袋になっていたと思います。そういった具体的な検討に対してはどうかをお示してください。今日の環境問題は私たち人類の滅亡の危機があるほど緊迫した問題です。1993年に環境基本法が制定され、全3章からなっておりますが、玉名市においても玉名市環境基本条例が市民と協働で制定できることをですね、願って質問いたしました。

続きまして、住みなれた地域で暮らしたいの質問です。地域包括支援センターの今後の役割強化について。2月に文教厚生委員会で地域包括支援センターの視察に行きました。大変お世話になりました。皆さん御承知のとおり玉名市で3カ所、岱山苑、玉名市社会福祉協議会、樹心台の3カ所にあり、設置人口としては2万5,000人から3万人に1カ所ぐらいとなっておりますので、玉名市の3カ所はおおむね了承としても地域包括センターの職員の方々にお話を聞いてみますと、市長がお考えの「年をとっても住みなれた地域で暮らしたい」とのことを相談員も含めて、ケアセンターを充実させたいとごあいさつがありました。しかし現状ではですね、ほど遠く3名の主任ケアマネージャー、社会福祉士、看護師が250名から350名の介護予防プランを立てなくてはならず、地域の高齢者の相談に乗ってやることは皆無に近い状況です。また介護保険制度の改正で4月からは8件ばかりしかほかのケアマネージャーが持てないということですが、介護プランが地域包括支援センターに移動して来ます。地域包括センターの本来の業務である包括的に支援すること、高齢者や障害者が住みなれた地域で暮らすためにさまざまな支援を考えたり、権利を守ってやったりする業務ができないままになっております。高齢者や認知症、精神障害者の人たちの相談援助、または社会参加のサポートが必要です。介護予防の高齢者の状況が悪化し、介護保険が増大しないように住み慣れ

た地域で暮らしたいという願いを支援するために玉名市は今後どうされていくのかをお尋ねいたします。また次にですね、成年後見人制度の問題があります。これも地域包括センターの役目なのですが、成年後見人は御存じのとおり従来、禁治産、準禁治産制度はさまざまな点から利用しにくい制度と指摘されてきて、平成12年4月より新たに成年後見人制度として導入されました。この制度は従来の財産管理にとどまらず、日常生活の支援、社会福祉の分野で高齢者、障害者などに対する各種サービスの適正な利用などを支援する制度です。高齢化社会において認知症の高齢者は急増すると指摘されております。これからはますます成年後見人制度の重要は増すばかりです。成年後見人の実態把握、現状把握は玉名市としてはどういうふうにお考えかを御質問です。

続きまして、3つ目の子育て応援玉名市制についてです。2つのことを質問いたします。一つは玉名市の公立幼稚園についてです。去年は3月議会、12月議会でほかの議員からも質問が上がっております。その中の答弁で玉名市の公立幼稚園は開園して20数年が経過している。地域の方々がなじんでこられたとありました。地域の方々と相談しながら進めてまいりたいとの市長の答弁です。教育長からは問題があるとすれば入園数の減少傾向が問題ではなかろうかと答えてらっしゃいます。また去年の3月議会では合併前、合併協議会におきまして園児数や近隣の保育所の現状を踏まえ幼稚園のあり方について検討、調整するとなっております。状況を見ながら検討してまいりたいと思っておりますと答弁ありました。今回再度質問いたしますのは、公立幼稚園に入園をしたいと申し出たのに校区外だからと断られた、公立幼稚園なのになぜ入園できないかということでした。早速私も現状把握をするために調査をしましたが、地域にあるけれど公立保育園に入園できないという理由、そして遠くの幼稚園に通わせないといけない理由がどこにあるかという質問です。私も現実そんな問題があるとは気づいておりませんでした。前回の議員の質問の中にも平等性などで疑問に思っている市民はたくさんおりますとありました。市長は痛みを伴いながらたくさんの平等を進めてまいりました。中でも1市3町の保育料では町部の方々に多くの痛みを感じての改正があり、介護保険料もやっぱり大きな痛みがあって改正してこられました。そのほかにもさまざまな改革が進められました。学校図書指導員の問題、用務員さんの問題、合併と同時にともにいろいろな痛みがあり、それは統一していくほかの同じ市民として権利を守りながらかつ公平にしていく痛みだったと思います。しかしこの公立保育園の条例改正だけは特別なものにしていくのかなあと思われて質問いたしました。19年度予算では歳入が31万2,000円、歳出は1,824万6,000円になっております。この予算は御承知のとおり玉名市独自の予算です。しかも合併後3年を経過しても市民の声に耳を貸さず改革もしていらないという現実をどう考えるかを伺います。玉名市の子育て応援は、今最重要課題で進めないといけないのではないのでしょうか。対象になる人数の把

握、保育料も含めてお答えください。昨年の3月の答弁、12月の答弁よりもさらに進んだ検討の答弁でお答えをお願いいたします。

次に次世代育成に関する質問です。先月玉名市民会館におきまして、次世代育成の取り組みを熊本県荒玉女性地域リーダーつばさの会が熊本県地域振興局とともにパートナーシップで企画をいたしました。市長にも来賓として出席していただき、また担当課の職員さんにも子育て支援課からパネラーとして出席をしていただいたと聞いております。県、地域振興局、玉名市、企業から熊本ファミリー銀行、荒尾市民病院のパネラーをお呼びし、「次世代育成に取り組む企業と語ろう」と題して、熊本県からもすべての予算のバックアップをいただき、次世代育成に企業も参加していただくことを実践するお伝えをする次世代育成事業を協働でつくりあげる市民フォーラムでした。アンケート回収率は56%でしたが、その中から20代の学生さんが子育ては単に相手がないから産まないだけと聞いていたが、企業や国の支える体制がないとできないことがわかりました。これからはもっとこのような機会を増やし、若い人たちの意見を出す場を作ってほしいとありました。また参加者のほとんどが啓発、研修を進めてくださいとありました。次世代育成事業を玉名市として行動計画をもとに、本年度の実施状況また19年度の実施計画をお答えください。また市民と協働、企業と協働の企画、男女共同参画室、商工会、地元の事業所などと進めていく計画などされていくのかをお尋ねいたします。次世代育成事業で情報を収集しているときにほかの市町村から子育て応援パンフレットをたくさんいただきました。玉名市の子育て応援パンフレットはできておりますでしょうか。また活用はどのように考えていかれてますか。子育て応援に関して玉名職員に関する質問です。玉名市の出産育児にかかわる休暇、休業についての質問ですがもちろん男性職員対象です。出産特別休暇、配偶者出産時の休暇のことですが、熊本県は3日以内、熊本市も3日以内ですが、市町村になると天草市2日以内と減ります。特別休暇も生後3カ月未満、1日90分以内。熊本県、熊本市は生後2年未満で時間は90分、しかし市町村では1年未満で60分となります。しかしこの制度があったとしても、なかったとしても使ったことがないのが現状で、熊本県では平成15年に1人、平成16年に4人、熊本市では毎年1人、玉名市ではどのように考えられているかをお答えください。19年度予算の中から市長の所信表明も交えまして、教育、福祉、環境、労働、子育て、文化に伴う予算の質問を市民と協働でやれないかということをもとめて出しました。どうぞ前向きな御答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。まず、図書館に対する市民のニーズ調査の件でございますけれども、先ほども申し上げました

ように今のところ市政に対する投書箱等を設置して、そこで意見を聞くようにいたしておりますが、今後このことにつきましても検討をしてまいりたいというふうに思っております。

2番目にモラル低下による破損等についてございましたが、マナー向上の啓発についても今後とも強力に進めてまいりたいというふうに考えております。なお、図書館便り等は今のところ出しておりません。したがってこのことにつきましても研究をし、出せるようになりましたらそういったところでも啓発をしてまいりたいなあというふうに思っております。

3番目の横島図書館の市外者に対しての貸し出しの件でございますけれども、これは今後とも続けてまいります。

図書費の件でございますが、一般図書といいますか、消耗品につきましては変化はありませんけれども、高額な図書、いわゆる備品等につきましては玉名市民図書館において購入して相互に利用を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 北本議員の質問にお答えいたします。まず最初に玉名市が環境問題に対して一番大切に考えていかなければならないことについて、御答弁をいたしたいというふうに思います。近年の環境問題は従来の産業公害から現在では都市生活型公害へとその姿を変えるとともに多様化してきております。それに加えまして大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う人の活動は環境への負荷を増大させております。その影響は生物の生存の基盤であります地球環境にまで深刻な影響を与え、地球温暖化が問題となっております。このような今日の環境問題を解決していくには行政、市民及び事業者が協働して取り組む必要があります。それぞれのパートナーシップのもと玉名市のこれからの環境はどうあるべきなのか、どのような目的、理念のもとにそれぞれ行動していくべきなのかを示す決まりを作り、お互いが一つの方法に向かって環境保全を推進していく必要があります。そのため玉名市の目指すべき環境像を掲げ、それぞれが果たすべき役割を明確にした上で環境保全やごみの減量化などの個別の施策を展開していくべきとの考えから、平成19年度に仮称でございますけれども、環境基本条例を制定する予定としております。続きまして、玉名市はごみの問題をどうとらえているかというようなことでございますけれども、平成17年度の玉名市のごみの総排出量は約1万8,253トンとなっており、市民1人当たり1日に688キログラム排出している計算になります。本来のごみのリサイクルと減量については、大人から子どもまでの市民全員で参加し、初めて達成できる目標であり、その目標を私たち市民が実行、達成しやすいよう

に仕組み化するのが行政であろうと認識をしております。だれかがやってくれるだろうではなく、そのだれかに市民一人ひとりがなっただく意識こそが、ごみ減量の初めの1歩であると考えます。ごみ問題を環境問題、資源、エネルギー問題の一環としてとらえ、消費の削減と環境循環的な利用促進、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指すことが最も重要な課題だと考えております。環境問題を市民と一緒に作りあげていく方法及び市民や事業者による素案の検討についてですが、環境基本条例の制定については環境基本法第44条の規定に基づく環境の保全に関する審議会を設置する予定であり、環境基本計画の策定時に市民や事業者の意見を取り入れるなどして素案作りを実施していきたいというふうに考えております。また広報等を利用し、パブリックコメントなどで広く市民から意見を募ることも考え、検討したいと考えております。

レジ袋を企業と連帯し、指定ごみ袋にする計画についてでございますが、例えば先ほど議員から御指摘ありました静岡市においてはスーパー等のレジ袋を市が認定し、そのレジ袋に市の認定マーク等を入れさせることによって、市のごみ袋として利用できるよう施策を実施されています。このごみ袋自体の焼却を考えますと最終的には市のごみ袋とスーパーのレジ袋の両方が清掃センターで焼却されてしまうわけで、年間を通して考えますとかなりの袋の量が焼却されていることとなります。このためレジ袋を市の指定ごみ袋と同様に認定することにより、市民が使用したレジ袋を利用できるメリットはあると考えます。しかし現在、市が実施しております有料袋についてはその売価の80%は市が歳入予算として、年間5,278万4,000円を受け入れ、これはごみ処理費の歳出予算として充当をいたしております。確かにごみ袋については年間かなりの量を焼却していますが、ごみ処理にかかる費用についてごみ袋を市民の方に購入していただき、ごみ処理に要する費用を一部負担していただいていることから認定レジ袋を導入した場合の市民の負担分についても小売店などと協議する必要があるかと考えます。また認定レジ袋を導入することを考えた場合、袋の色を袋の中が透けて見える程度の色にすることや、全国展開の大型店舗においては全国統一のレジ袋を利用している場合が多く、袋の色や企画などのため認定マークや行政区及び氏名欄の印刷の可否等の問題が考えられます。このほか問題といたしましては、袋を焼却した場合の発生ガスの問題もあり、特に東部環境センターにおいては、現在指定袋として活性フェロキサイトの袋を利用いたしております。この活性フェロキサイトというものは高活性酸化鉄のことでございまして、燃焼効果をあげる、助ける、そういうことによってダイオキシンの発生を抑制するというような効果がございまして、そういうことでこの活生フェロキサイト含有の袋を限定していることや広域行政事務組合によりごみ処理を実施していることから構成市町との調整等の問題も発生することが考えられます。以上のようなさまざまな問題が

あり、レジ袋を小売店や事業所と連携し、指定ごみ袋にするという計画については市・清掃センター・構成市町・小売店・事業所・市民などと十分な協議が必要と思われ、早急な実施は困難であるかと思えます。環境問題をはじめごみ減量化推進の観点から今後考えていかなければならない施策だと位置づけております。

以上です。

すみません、あと1件住み慣れた地域での暮らしについて。そういう中での包括支援センターについてのお尋ねでございます。議員御承知のとおり昨年4月に地域包括支援センターがスタートいたしまして1年を経過したところでございます。委託しております3包括支援センターとも地域ケアを支える中心的な施設として大変御協力と御苦勞、御努力をいただいているところでございます。この支援センターの主な業務は包括的支援事業と介護予防支援事業であります。包括的支援事業は①社会福祉士の総合相談支援、権利擁護事業、②主任ケアマネージャーの包括的・継続的なケアマネジメント支援事業、③保健師または経験ある看護師による介護予防ケアマネジメント事業等でございます。また介護予防支援業務は予防給付のケアマネジメントでございます。ところで平成19年4月から介護支援専門員、ケアマネージャーですね、が作成できます要支援者への予防ケアプランの作成が先ほど議員から御指摘がありましたとおり、「8件上限規制」が設けられました。そういうことで9件以上の部分が包括支援センターが作成するということになりました。このため包括支援センターはケアプラン作成に追われ、研修等にも頻繁に参加せねばならず、総合相談支援、権利擁護業務等が十分にできるものか心配をしているところでございます。包括支援センターもケアプラン作成の人員確保を計画しておりますので、本年19年度予算におきまして委託料の増額を今議会に計上をお願いしているところでございます。これにより人員確保ができましたならば、包括的支援事業や大切な活動の一つである地域づくりができるものと考えております。まず包括に行けば安心だ、包括に行けば何かをしてくれる、包括に行けば相談に乗ってくれると地域の方々から知っていただき、充実した地域ケアの中心施設に育っていくものと期待をいたしております。市といたしましても、今後とも現在行なっております月1回の地域包括支援センターとの定例会を通して、包括支援センターの意見を聞き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に成年後見人制度の問題でございますけども、平成12年度から介護保険制度がスタートしたのに伴い民法が改正され、車の両輪として自己決定の尊重、本人の保護の理念の調和を図った新しい成年後見制度もスタートしました。本市におきましても成年後見制度の利用支援の観点から、今年度「玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱」と「成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱」の2つの要綱を制定したところでございます。本市の高齢者の現状では昨年社会福祉協議会や高齢者

施設等を通じて、数件市の方へ相談がっておりますが、家裁への審判を申し立てるといようなケースまでは至っておりません。相談の対応といたしましては司法書士会が成年後見制度を支援する目的で設立している「リーガルサポート」を紹介し、または成年後見制度に関するパンフレットやリーフレットの配布等を行っております。具体的な審判等の手続に関する問い合わせについては直接家裁へお尋ねいただくようお願いをいたしております。また相談ケースの内容によっては、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業を検討し、社会福祉協議会と連携をとって権利擁護事業につなげたケースもあります。今後は高齢者福祉にかかわるさまざまな機関、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などと連携を図り、権利擁護事業も含めた事業の周知やニーズの把握を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の公立幼稚園に対する質問にお答えしてまいります。初めに熊本県内の公立幼稚園の数の推移について申し上げますと、平成15年度は45園ありましたが、園児数の減少であるとかあるいは合併により、平成18年度には41園となりわずかではありますけれども減少している状況であります。幼稚園の授業料につきましては県内41園のうち、最高が年額7万2,000円であり、最低が玉水幼稚園を含む2園が年額3万6,000円で平均では6万3,000円となっております。玉水小校区の5歳児までの幼児数を見ますと、今後5年間は22名から23名と横ばいの状況であります。次に玉名市内における4歳、5歳児の数は1,265名でこのうち公立・市立の保育園に通園している園児は698名になっており、残りの幼児につきましては、私立の幼稚園と在宅になっていると思われま。議員御指摘の区域指定の廃止についてでございますけれども、区域の指定につきましては玉水幼稚園設立時において、周辺の保育所等と協議を行ない、決定し現在に至っております。区域指定を廃止すれば周辺の保育所等に影響を与える恐れがありますので、なかなか難しい問題だと考えております。今後のことにつきましては、合併協議会の中で合併後、園児数、周辺の状況により検討を行なうようになっておりますので、状況等を見ながら検討をしてまいりたいと、かように思っております。御理解をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 北本議員の次世代育成事業に関する御質問についてお答えいたします。平成15年7月に制定されました次世代育成支援対策推進法では、市民の子育てを対象とした次世代育成支援行動計画と国及び地方公共団体を対象とした特定事

業主行動計画や企業を対象とした一般事業主行動計画の策定を義務付けられております。その内容につきましては、簡単に申し上げますと、まず市民を対象とする行動計画では平成21年をめぐりに玉名市が取り組む子育て支援サービスの数量を定め、策定したところでございます。一方企業の計画は301人以上の従業員を雇用する事業所が対象であり、国の指導を受けその計画が策定されているものと思っておるところでございます。また玉名市役所の職員を対象とした特定事業主行動計画の策定をされております。議員の御質問にありました「次世代育成に取り組む企業と語ろう」につきましては、2月10日に開催され、市長や子育て支援課の職員も参加いたしまして、本市の次世代育成行動計画について説明をしたところでございます。参加いたしました職員も企業や地域が協力し合いながら、次世代育成を進めることが課題であり、大切なことと感じたというふうなところでございました。一方平成18年度からの子育て事業の新しいものを御紹介申し上げますと、平成18年度には休日保育をスタートさせております。また平成19年度につきましては、子育て中の親の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする「つどいの広場事業」と地域において子どもの預かり等の援助を行ないたい者と援助を受けたい者からなる会員組織の「ファミリーサポートセンター事業」を予算案として今議会に御提案申し上げているところでございます。これからの子育て支援は男性を含めたすべての人が仕事と家庭生活の多様なライフスタイルの選択・見直しができ、また職場優先、性別役割分担といった意識を解消できるよう男女共同参画の視点から啓発するとともに、あわせて議員の御質問にもありましたように国、県の行政機関と一般事業所を含めた関係機関が連携を深め、共同でできる事業につきまして検討しながら若い人たちが結婚に夢を持てるような働きやすい環境づくり、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また北本議員の御質問にありました玉名市の子育てハンドブックでございますが、これは子育てに関する情報提供につきまして、子育て支援サービスや保育サービスなど子育て中の保護者が安心して子育てができるよう玉名市子育てハンドブックを5,500部作成中でございます。これは次世代育成行動計画のダイジェスト版ともいえるかとも思いますが、子育て中の市の職員が中心となりまして、堅苦しさを取り除き、わかりやすく編集したものでありまして、出来上がりましたら母子手帳交付時や保育所等の子育て支援の施設の窓口で配布予定でございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 北本議員の本市職員の出産、育児にかかわる休暇、休業に



ついでに御質問にお答えいたします。出産育児休暇等の本市の男性職員の取得状況でございますが、出産特別休暇につきましては平成18年中の休暇取得可能者13人に対し12人が取得をしております。取得率は92.3%、1人当たりの取得平均日数は1.75日となっております。しかしながら男性職員の育児休暇及び育児のための部分休養につきましては、残念なことではございますが、取得請求をしている職員はいないのが現状でございます。次世代の社会を担う子どもを産み育てることができる環境の整備に取り組むことが緊急の課題となっている状況下におきまして、男女を問わず職業生活と家庭生活の両立を進めることが重要となっている中で、特に我々公務の現場においては他の民間事業所等への模範的立場から一層男性職員の育児参加を促すことが重要であると認識をしております。議員御承知のとおり国、地方公共団体、企業主などさまざまな主体が社会を挙げて取り組んでいくためにつくられた次世代育成支援対策推進法に基づき、本市におきましても職員を雇用するという一事業主として職員が子育てと仕事を両立し、安心して子どもを産み、育てることのできる職場環境の整備を実現するための特定事業主行動計画を平成18年9月に作成したところでございます。本市の計画は主に育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに関すること、それから超過勤務の縮減に関することなど5つの視点から安心して子どもを産み、育てる職場環境の実現を目指すものであり、部課長会時、また庁内欄への掲載等により全職員へ周知を図り、計画の推進を図っているところでございますが、特に育児休業の取得を希望する職員が担当する業務が休業期間中に支障なく遂行されることや休業後の職務復帰に対する職員の不安を解消することが育児休業を取得しやすくするための環境整備として重要であると考えます。この計画を推進するために庁内に設置しております実施委員会を中心に各職場の所属長等にもさらなる周知徹底を図りながら休暇・休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田憲明君） 4番 北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 環境条例制定につきましては、本当に丁寧な御答弁ありがとうございました。玉名市の環境条例はですね、遅れていたと思います。条例制定がですね、本当によりよい条例をつくるためにというふうな願いを込めて質問しましたので、市民と一緒にですね、作りあげる環境条例を目指していきたいと思います。マイバックに関してはマイバックを推進するという市長のごあいさつがありましたけど、マイバックはレジ袋を減らすというのが目的なんですね、今ごみ収集のところを見ていただくとわかるように指定のごみ袋の中にレジ袋が入って捨ててあるんですね。ほとんどレジ袋が一たん、レジ袋で結ぶか新聞紙でくるんで入れるかというふうな状況でごみが捨てられていると思います。なかなかですね、水切りをした生ごみをそのまま指定の袋に入

れるというふうにはならないんですね。さっき青木議員の方からも数値がありましたので、私の方からは言いませんでしたけど、相当なるレジ袋がやっぱり燃やされているというふうなところがですね、どうにか一括してごみを減らせないかという提案で、これも本当に丁寧な御答弁をいただきましたので、これからですね、ますます企業と連帯してレジ袋はマイバック以上に作らない、作ってもそれを燃やすときに二重に燃やさないというふうなことを考えていっていただきたいなあと思います。それから住み慣れた地域で暮らしたいということに対しての質問では、認知症が増えるということはもうわかっていることで、認知症の方たちの制度が成年後見制度なんですね、それから精神障害とか知的障害、もともと自分たちの財産に対してわからなくなるというふうなところの部分のサポートです。権利擁護とはちょっと違っているんですね。成年後見制度は今はずごく足りないというかですね。足りないといふうなことで躍起になって今育成、養成をされていますので、そういったところも含んで、これからですね、玉名市においても包括支援センターの普及が一番ですけど、包括支援センターがあるということも知らない方多いですので、答弁にありましたように包括支援センターに行けば助けてもらえるというような包括支援センターの方が来るとどうにかなるというふうなですね、普及もあわせてしていっていただきたいというふうに思います。4番の子育て応援、玉名市の市政ということですね。子育て応援のところですね、私たち先ほど保育園と言ったというふうに御指摘ありましたので、公立幼稚園ですので、公立幼稚園、もし保育園でしたら公立幼稚園に訂正いたします。料金のことで、月に3,000円ですね、年間3万6,000円というふうなことで私は公立の幼稚園は廃止に向かうというよりも、困っている方、保育園はですね、働いているお父さん、お母さんですね、共働きのところしか行けないんですね。働いてないところは行くところがやっぱり幼稚園なんですね、保育の応援としては幼稚園にしか行けません。どんなことを言っても書類が通らない限り保育園に入れてもらえないという現状があります。市内の私も幼稚園の値段がですね、いくらぐらいなのかということ調べてみましたが、幼稚園の月間の保育料が安いところでも2万円ぐらい、高いところはですね、通園バス料金を入れると3万円になるんです。働いている方たちは保育園に入れられて、働いてない方たちというのはもちろんこれは文部省の管轄で、厚生省の管轄ではありませんので、3万円の金額を出してやっぱり幼稚園にやられているということは、子育て応援の玉名市の市制としては3,000円で幼稚園に行けるんだったら、本当にそれはいいなあというふうなこと、教育長がですね、近くの保育園と競合するというふうな、ちょっと私の聞き取りが悪かったら申しわけありませんけど、言われましたけど、そもそも保育園と幼稚園は目的が違うというかですね、近くの保育園と競合したり周りの保育園と競合するのはやっぱりそれは違っていると思います。保育に欠く子が保育園には行って、保育には欠かない子と

いうとおかしいですけど、本当に文部省管轄の幼稚園は小学校の就学前の子どもたちのサポートとして子育て支援があると思ってますので、そこは競合はされるのかおかしいんじゃないかというふうに思います。それから天水の方でも私、歴史がわからなくてしゃべってますけど、町内です、行きたいなと言われる親御さんがもしいらっしゃればやっぱり入れていくというのが合併したですね、良さじゃないだろうかというふうな事を思っています。でもどんなに私も言いましたけど、条例改正がない限りこれは不可能ですよというお答えでしたので、せめて天水町にいらっしゃる方で幼稚園に上げたいという人たちに対してのですね、やわらかな処置はないだろうかということのを再質問をいたします。それからもうひとつの子育て支援のところですね、パンフレットを、子育て応援のパンフレット、冊子の方が出来上がりつつありますということで、冊数もですね、ちゃんと配られるかなあというふうなことは思いましたけど、もし完全に出来上がってないのでしたらですね、出来上がる前に窓口で母子手帳交付時でいらっしゃったり、お母さんたちがされると思うんですね、そこでこういったパンフレットはいかがでしょうかという意見をですね、聞き取り調査でしていただいて、もしまだ出来上がってなく、校正の段階でしたら、そういった聞き取りの中にこういったのがあったらいいねという声をですね、ぜひ窓口調査でも入れていっていただくとさらにいいパンフレットができるかなあというふうに思いますので、これは要望をしておきます。

それから最後のですね、質問のところの市の職員で育児休暇をとっているのありましたけど、今日の熊日、今日議会ですので、見る暇がなかった方も多いと思いますけど、今日熊本県がですね、こういった方向を出されたかという少子化対策ですね、要するに今日の新聞紙面です。熊本県はですね、育児休暇取得を義務付けるという方向で出されました。ぜひ部長もしっかりおっしゃいましたけど、取りにくい状況がある、そして帰ってきてですね、そのこと自体が出世の妨げになったりですね、やっぱりあいつは何かかって、育児休暇というのは若い人しか取りません、本当に失礼かもしれませんが、20代、30代後半ですね、40代全般の方までだと思います。ぜひその方たちが取りやすい状況をこれからも進めるという部長の答弁でしたけど、義務づけるというんですね、県の言われていることは。すごく私は何か安心したというかですね、玉名市の方でもやっぱり義務づける程度ですね、ことができないだろうかというふうなことを再質問いたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長（菊川茂男君） 幼稚園と保育園の違いについては、その違いについて私も十分承知しているつもりでございますと言いたかったわけです。その上で申し上げておるわけでございますけども、この区域外指定の件につきましては、設立当時の話し合いで

決められておることをごさいますので、ここで私の方からはっきりこうしますというふうなことは申し上げられませんので、御了解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 北本議員の再質問でございますけれども、今日の新聞に熊本県が育児休暇を義務化するという報道がなされたことについてでございますけれども、この意味合いはさっき北本議員おっしゃったようになかなかこの育児休暇が取りにくいものですから、取りやすいための義務化だというふうに私も受け取ったところでございます。玉名市におきましても十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 北本議員の質問、広範にわたりましたので私に対する質問はどれだったかなあと考えて。その前に青木議員が妊産婦の検診問題について御質問がございました。青木議員が所属される公明党において、いろいろ福祉関係、とりわけこの子どもの問題についていろんな提言をしていただいていることに私は敬意を表しますが、今玉名市は2回だけ市の事業としてやっているわけですね。午前中に市民部長の答弁がございましたが。あと3回、5回までと増やしたら、1回400万円ですから、かかりますけどもね。全体的な子育て支援という意味合いの中でやっぱりそういう方向に向かって努力すべき事柄でないかなあと受けとめました。かわりが非常に多いんですが、大崎議員がブックスタート事業について触れられましたので、休みの間にちょっと財政等と呼んで、これどういうことになっているんだと聞きましたら、今度から図書館が本館分館方式に変わるわけですね、その中で図書費として1,620万円組んであります。だからこの予算組み立ての時点ではその範囲の中で図書館事業の一環として考えるということであって、ブックスタート事業を止めた、こういう認識は財政当局にもありませんということなんです。それでこれから図書館事業の充実ということについて、本館と分館の協議が進められていくと思います。これは特殊な部分ですからね、地域限定の事業でもありましたから、協議が行なわれる。そういうふうに止めたというよりも1,620万円図書館の図書費の事業の中に組んでありますからその中でやるということになるのかどうするのか。ただこれが明確に区別しなかった理由というのはブックスタート事業というのは、8月検診の時に本を渡すんですね、ただ本を渡してしまった方がいいのか、あるいはその後図書館事業として例えばそういう乳幼児の親子を一緒に集めて講習会なりサークルなりつくってやった方がいいのか、そういう議論が

まだ煮詰まってないのかなあと私は感じました。いずれにしろ大事な事業だろうと、私も質問を聞きながら改めて思ったところです。やっぱり図書館の話が盛んに出ましたが、振り返ってみて私も若い頃はちょっと本を読んだ記憶があるかなあと、最近ここまとまってまともな本読んだかなあと、視力が落ちてくることも含めて、あんまりこういう本を読みましたというね、記憶がございません。どうでしょう、議会の皆さんも含めて大崎議員が先頭に立ってひとつ読書の習慣が議会の中でも深まりますように、そういう機運を盛り上げていくということは大事なことのようには思います。何言っているのかわからん。あの北本議員の質問の中で環境基本条例をつくられるようだが、何を一番大事にすべきかという質問がありました。あなたは何が一番大事にすべきだと思われるのか、それちょっと聞きたかったですけどね。私の認識が一番大事なことはやっぱり市民の環境に対する意識をきちっと公表していくということこそこの基本条例の根幹をなすものではないのかなというふうに北本議員の質問を聞きながらそういうふうに感じました。ちょうど昨日、今日、私の方に相談、報告がっておりますが、県が行なっております一斉清掃デーというのがあります。県内一斉にやろうと。それが今年は玉名市を拠点としてどうだろうかという相談が今、あっております。たぶん8月になるんだと思いますけどね、例年8月ですから。なれ松原海岸あたりでどうだろうかというような相談が執行部の当局と県の方からあっております。やればいいじゃないかと私は前に言っておいたんですが、こういう機会をとらえてですね、改めて市民みんなの環境意識を高めていくということが大事なんだろうと思っております。最近皆様そういう意識しておられたかもしれませんが、一般市民は私も含めてですが、つい2、3年前まで地球温暖化なんというのはあんまり言葉にも出なかったし、関心も薄かったと思いますよ。それが最近ではね、桜がやがて咲く、これはおかしいなあとみんな感じているわけですよ。あるいはこれが地球温暖化が我々の玉名にさえ影響として表れたのかなあとというふうに感じ始めている市民は非常にたくさんいるわけです。やっぱりこういう機会をとらえて環境意識の高揚を図っていくというのは市の行政の責任としても大事なことなのではないかなと思っております。子育てについてのお話だと思っておりますが、子育て支援というのは医療でありますとか、保健でありますとかという部分があります。同時に福祉の視点から見る部分があります。また教育という学校教育という場面から見た問題があります。それがこう見てみるといろいろ既に行なわれているんですね、たくさん。その中でやっぱり包括をして、今、玉名市ではこれだけの子育てにかかわる事業が行なわれておりますよということを整理してお示しをするようなことになっていかなきゃならん。その中で玉名市としてどこに、全部これは大きな流れの中でやっている事業がほとんどですからね。市の個性をどこに求めるか、医療体制等については市の医師会との協力の中で、乳幼児医療をやっているのもあるいは個性かもしれません。幼児の夜間診療ね、

やっているのも個性かもしれません。あるいは福祉部門で学童保育とこれ教育に入るのか福祉に入るのかちょっと別ですが、玉名市型の学童保育のあり方を探るのも個性なのかもしれません。先ほど話題に出された地域社会とのかかわりの中でやっていくものもあるかもしれません。私自身強い関心を持っておりませんが、今申し上げたいいくつかあります項目がね。既に子どもが事業として取り組んでいるのがいくつかもある。医療保健、福祉、教育、そういう分野に分かれた部分であります。これを整備する中で、その中で玉名市としてどこに個性をもって玉名市の子育てはこの部分を中心に力を入れていくんだということを早く意思決定をしなきゃならんという意識を強く持つておけるといことを申し上げておきます。それからもう1つだけ、これ私に対する、教育長が答弁しましたが、これだけはぜひ理解をしてほしいと思いますが、あとで前田議員が公立保育所の問題について、どうも質問されるようで、これはね、考え方の違いもあるかもしれませんが、全体として流れとして、やっぱり民間への動きというのは否定できない事実ですよ。行政分野の中で。幼稚園も決してそのうち外ではない。私はないと思う。それでこの玉水幼稚園の設立時の歴史がある、環境がある。ちょっとあの表現の仕方が教育長と違うけど、保育所がどうのこうのじゃないんですこれは、地域社会、住民との約束事の中でスタートした。私はちょっと私なりの意見はありますが、そのことは申し上げませんが、やっぱりその信義にも劣るようなことはしてはならないということがひとつ。もうひとつの流れとしてはやはりできるだけ公の部分の部分を少なくする中で、地域社会のあり方を考えていこうというのは私は全国的な全社会的な流れではなかろうかと認識をしております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 4番 北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 明確に答えにくいのかなと思いますが、子育ての中でどこを中心にもっていくのかというふうなところは私もわかりました。本当に歴史がある中で、玉名がですね、どういうふうに向いていくのかというのも理解しました。けど、公立の公の部分ですね、民間に変わっていくという以前に公立の予算をですね、とっているところにその市民の声をぜひ受け止めていただきたいというふうな私の再質問でした。再々質問にまたなりますので、ここで終わりにしますが、玉名市の本当に市民と協働のまちづくりをつくりたいというふうな願いで今回は一般質問をたくさんにわたってさせていただきましたけど、すべての問題を網羅しないと市民と協働のまちづくり自体が出来上がらないかなあというふうなことでした。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時25分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。予告をいただきましたまず子育て支援の取り組みについて質問いたします。平成15年に成立しました次世代育成支援対策推進法に基づきまして、玉名市次世代育成支援行動計画、いわゆる玉名市健やか子どもプラン2がつくられました。その中には子育てに希望が持てる玉名市、子育てしやすいまちづくりを目標にして、市民も参加した計画推進委員会を設けて取り組みの進み具合や評価など検討しながら、また進捗状況を市民へわかりやすく周知しながら文字どおり子育てに希望が持てる子育てしやすいまちづくりの玉名市を目指すことが述べられております。島津市長は社会福祉法人の関係者として保育所運営、老人施設の運営などにも造詣が深い方だと思っております。したがって、とりわけ福祉行政につきましては熱が入るのではないかと感じているわけでありまして、平成の大合併が一段落しました。ところが市町村合併が進む中で、それまでそれぞれの自治体で取り組まれていた独自色は消えてしまい、住民のまちに対する誇りも失われていくのではないかと感じている点が多くあります。市長は玉東町へ合併の申し出をされていますが、合併をしなければよかったという声はまだ残っている以上、魅力ある誰もが誇りを持てる新玉名市を1日でも早く実現することが玉東町民の理解を得る上でも最大のポイントになるのではないかと思います。市長は開会日の施政方針演説の中で、厳しい財政状況のもとでバランスの取れた予算配分を行なったことを言われました。バランスが取れた中でも島津市政の特徴は何かと考えるわけでありまして、中でも造詣が深い福祉施策に輝きを期待するものであります。そこでまず小児救急医療体制、いわゆる24時間体制の整備について、その取り組み状況をお聞きします。2点目、乳幼児医療費助成制度における償還払い方式から現物給付方式への利便性向上に向けての取り組み状況をお聞きします。3点目、平成19年度の予算書案では保育所民営化検討委員会の報酬が予算化してあります。現在玉名市内の保育所は全部で20カ所あり、公立は11園、社会福祉法人経営が9園であります。こういう中で公立保育所民間委託に向けてスタートするわけですが、市長は公立保育所と私立保育所の割合をどのように考えておられるか。また委託先は社会福祉法人に限定されるのかどうか、またどの園をいつまでに委託するかなどなど、保育所民営化に対する方針をお尋ねします。4点目、平成19年度予算書案では延

長保育は前年同様の予算であります。一時保育や休日保育の予算は減少しております。前年度の実績からの予算計上かと思うわけですが、保育サービスの拡大、充実について市民の要求は大変大きなものがあります。延長保育や一時保育につきまして、今後の実施計画をお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員の小児救急医療体制24時間の整備状況についてお答えいたします。議員御承知のとおり公立玉名中央病院の小児科医師が関係機関との協議の上、平成18年4月から1名体制が2名体制になっております。このことについてはまだまだ十分とはいえませんが、従来より改善されたものと思っております。また夜間小児診療体制につきましては、公立玉名中央病院が日曜、祭日の午前10時から午後10時まで。また玉名郡市医師会が地域医療センターにおいて小児科医が当番で月曜から土曜日までの午後7時から午後10時まで診療を行なっているところでございます。このことにつきましては市といたしましても必要性を十分認識し、また玉名郡市の医師会への委託事業として関係町と協議を行ない、18年度は看護師分の手当として138万円予算計上し、更に19年度には医師の手当分としての一部を含む6,632千円の予算を本議会にお願いをしているところでございます。議員御指摘の24時間体制につきましては、いろいろと難しい課題もあるかと思っておりますが、今後関係機関と協議を進め、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 前田議員の乳幼児医療費助成制度の現物給付につきましてお答え申し上げたいと思います。昨年9月議会でもお答えいたしました。平成18年度から子育て中の保護者の負担軽減を図るため、市窓口への直接申請を玉名郡市の医療機関等の協力により外来分は医療機関などから郵送で市へ提出していただくようになっております。申請方法の改正によりまして、受給者から「ほっとしました」など利便性が高まったと評価を受けており、市ホームページでの要望等の書き込みも少なくなりました。助成額も4月から1月までの10カ月間の前年度比は1.33倍に伸びており、申請がしやすい環境ができたというふうに考えております。県内自治体の状況は現物給付のみでなく、半数が現物給付と償還払いの併用を行っております。本市の償還払いは受給者間の公平性を保つことや高額療養費支給と各健康保険組合の付加給付の二重払い防止などを考え、適正に運営するためでございます。これからも助成制度の適切な運営方法をいろいろな角度からの検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よ



ろしくお願いいたします。

次に保育所の民間委託・民営化の方針についてでございますが、現在の状況を私の方からまずお答え申し上げたいと思います。今日、少子化、核家族化の進行、就労形態の多様化により保育所及び保育サービスの充実、拡充が全国的に見ても求められているところでございます。子育て支援の充実をはじめとした多くの課題への対応を進めるにあたり、保育所の果たす役割は重要な位置を占めているものと考えております。多様な保育サービスの実施や効率性、また運営に関しましても柔軟な対応が可能である民間の活力を導入することは、最小の経費で最大限の効果を得ることを目的として民営化は避けて通れないものだろうというふうに考えております。ただ保育所の民営化を進めるにあたりまして、一番重要なことは市民の皆様の十分な意見をお聞きし、理解を得た上で進めることだと考えております。そのためにも、まず新年度早々に公立保育所民営化検討委員会を立ち上げ、今後のあり方、課題などについて調査研究をしまいいり、民営化の方向を目指すべきだと考えておるところでございます。

次に延長保育や一時保育の今後の実施予定についてでございますが、この事業は、平成16年度に策定いたしました次世代育成支援行動計画の中でも市町村が実施に努めることと法で規定されております。定められた具体的な事業であります、特定14事業に掲げられております。まず、延長保育につきましては、平成16年度の事業量が12カ所196人を平成21年度までの目標量といたしまして、18カ所303人というふうに定めておまして、より身近な地域で柔軟な対応ができるよう実施箇所増を目指すものでございます。一時保育につきましては、児童の保護者が仕事の状況や病気などで家庭における育児が困難となった場合、一時的に保育する制度であります、これも平成16年度5カ所14人を、平成21年度までの目標を7カ所22人と定めているところであります。このほかにも次世代育成支援行動計画をもとに、更なる事業を展開してまいりたいと存じますので、議員の御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） まず、24時間体制の小児救急医療についてでございますが、この体制についての十分な認識はされているようでありますので、今なかなかその困難になっている、これは全国的にもいわれておりますが、深刻な医師不足というのがネックにあらうかなというふうにも思っております。これは県内でもその影響は、牛深あるいは荒尾などでも新聞報道などで、これは公立病院の存続さえ脅かすような状況になってきているのかなというふうに感じているところです。医者が不足する原因はさまざまな原因があるとは思いますが、これは大もとには政府与党の政策にあることは明らかであ

ります。政府は「医者が増えれば医療費が膨張する」と宣伝して医学部定員の削減で医師の養成を抑えてきました。その結果日本の臨床医の数は人口10万人当たり200人、OECD加盟国の30カ国中27位と深刻な医師不足を引き起こしているわけです。そういった背景を踏まえて今年度は国の方でも増やす方向に若干なってきたようでありまして。医師不足の解消はこれは玉名市だけの努力では解決はできません。我が党としましても国会でこの解消のためさまざまな提言をしているところであります。

ちょっと市長にお尋ねしますが、市長は小児救急医療体制、この必要性は施政方針演説の中でも述べられました。十分認識をされているようですが、市長の構想としてです、今されているような輪番制も活用した玉名地域だけで整備されようと考えられているのか。あるいは荒尾、玉名、山鹿、鹿本、城北地域全体を含めてこういった体制を整備しようと、その辺の構想が何かありましたら、ぜひ答弁をいただきたい。

もう1つというか、乳幼児医療費の助成制度についてであります。平成17年の11月からだったですか、窓口での手続が簡素化されて、利便性が高まったという市民からの評価ということではありますが、さらに今一方高めるための提案で現物給付はどうかというふうに私言っているわけではありますが、先月、上天草市がこの乳幼児医療費窓口無料化の実施に踏み切ったという新聞報道がされたところです。早速問い合わせをしまして話を聞く中で、日々の利便性向上はもちろんですが、私なりに3つぐらいまとめたわけですが、まず病院の窓口で現金のやり取りが不用になるために領収書発行も不要になって、病院側も事務量が軽減されるようになると、これはまあ病院にとってはいわゆるメリットもかなり大きいというようです。2点目は診察が終わったらすぐ帰れると、待合室でお金を払うために待っておかなくていいから、病気の感染を避けることにもつながるとじゃないかなと。3点目はレセプトチェックをしている支払基金や国保連合会に手続を委託することから、先ほど言われました二重払いの心配がないと。またその国保だけじゃなく組合健保などの加入者、なんさま一斉にスタートできるということでもあります。ただいわゆるデメリットとしてはやっぱり外部に委託するわけですから、委託料というのが発生して、大体どんぐらいですかって聞いたら、約件数として2万1,000件で300万円ぐらいかなという話でした。これを玉名に換算すると委託料が900万円ぐらいになっとなあ。それと文字どおり完全無料化になるわけですから、例えば今まで例えばの話ですけど、100円だったら償還払いで手続ばせんだった人でもやっぱり100円もきちんとカウントされるから、きちんと補助するということで、今まで以上に助成額が増えるかなという、そういう心配な点もあるわけですが、私はこの間議会で県内自治体の併用という取り組みも紹介しながらぜひ更なる市民の利便性向上をということで、窓口無料化の検討を求めてきたところです。この問題につきましては県内の情勢、また全国的にも対象年齢の引き上げ、あるいは窓口払いの上天草市の例

みたいに窓口払いの簡素化など、やっぱり行政は子育て支援という観点から日々やっぱり進展していると思うわけです。それで島津市長はこの上天草の記事も御覧になっていると思いますが、これを見られて、「よそんこったい」と思われたのか、あるいはどのような感想をお持ちかなあと。玉名でも採用してみようと思っておられないかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

それと延長保育につきましては、次世代子どもプラン2に沿ってどんどん実施をする園を増やしていられると思いますが、今年はどこか増えるのかなという思いがありますので、もし今年どの園を延長保育を実施しますということが案としてありましたら、お答えいただきたいと思います。公立保育所に関してまとめて言いますけど、ここ4、5年の間ですね、玉名では公立保育所の民営化というのがどうも息を潜めていたんじゃないかなというふうに思っているわけですが、行政改革とあるいは指定管理者制度の導入によって、これがまたにわかにかう息を吹き返してきたなというふうに感じております。かつて第2保育所が民間委託になったときには、これは松本市長の時代でしたが、保護者が署名運動を展開され、また不安な点などを行政側に公開質問状として提出をされて、なぜ民間委託なのかということが、議会内外で議論をされました。そういう運動がありましたので、委託を受けた法人側はこれはもう絶対によか保育をすると、そういう思いが強くて頑張ったということを経験した園長先生より後ほど伺ったこともありました。八嘉保育所が松本幼稚園に移譲される際には、これは高寄市長の時代でしたが、保護者の皆さんの反対運動はもちろん、また私立保育園の関係者の皆さんからも当初異論が出されて、スムーズに当時の市長の思惑どおりには進まなかったわけです。結果的にはこの間、2つの公立保育所が民間に委ねられております。公立保育所のこの民営化につきましては、今全国的にも各地で裁判が起り、拙速な民営化は違法という判決も出ております。私は公立保育所の民営化につきまして全面的に賛成ではありませんが、民営化を進めるにあたって欠かせないことがあると思います。先ほど民営化についての大きなポイントとして部長答弁の中では民営化は避けて通れないということと、市民の意見を聞き理解を得るといふ、そういったことおっしゃられたと思いますが、私もこの1つだけは賛同するわけですが、民営化を進めるにあたってはですね、まず現在民営化になっている2つの園のその後の検証、あるいは評価、これも必要じゃないかなと。そして新たに新しく進めることについては保護者や市民への十分な説明責任と合意を得ることだと、こういうふうに思っているわけです。

公立保育所の運営についてちょっと2点、先ほどの延長保育の件も合わせてですね、お聞きしますけど、臨時保育士の時間外手当について今どのような対応がなされているか。保育所には年間を通してさまざまな行事が計画をされております。その準備につきましては、子どもたちが帰った後に行なうということが、ほとんどだと思っております。

もちろんその子どもたちが昼休みで寝てる間にもできることはやられておられます。臨時職だからということで、時間がきたから帰ります、というわけにはこれはなかなかいきません。時間外の仕事については、これはやはりきちんとその手当をすることが必要と思いますが、実態はどうなっているでしょうか。もう1つ、先月開催された第50回熊本県保育研究大会に私参加をしました。たまたまその図書館に行きましたら、ある私立の園長先生と会いまして、「何しよっと、時間があるなら来なっせ」という、ということで分科会に参加をしました。テーマは公立保育所の特性を生かした取り組み、今後の公立保育所の役割と実践を考える、そういう分科会でした。各地の報告や協議の中で私が感銘を受けたことは、子どもの日々のちょっとしたしづきがほかの子どもたちと違うということに保育士が気づき、保健師と連携をとって保護者に知らせて子どもたちの成長にしっかり責任を持っていると、こういう報告でした。私保育士として子育てへの責任を感じたわけです。そしてまたやっぱり誇りを持って仕事に頑張りよんなはるなど、そういうことがしっかり伝わってきました。初めて参加をしました。保育関係者だけでなく、保護者、一般市民がですね、多く参加をすれば参加をして保育士の声や保育所経営者の皆さんの話に直接接することができれば、もっと素晴らしい保育環境ができあがるのではないかなというふう感じたところです。何というか参加をしてですね、保育士の専門家魂といいますか、そういったところを見た思いもしました。そこで玉名の公立保育所における保育士の専門性を高める研修についてどのような対応がなされているか、現況をお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） お答えをいたします。前田議員の市会議員としての日頃の日常活動、お人柄も含めて、同じ地方政治にかかわる者としての私はそういう意味では同士だと思っているんですよ。困りますか、それでは。ただですね、基本的な考え方の部分でいくつかやっぱり違うなあと感じております。例えば町村合併に触れられました。これずっと町村合併の議論が始まって以来、前田議員の党は全国的に反対をしてこられました。熊本県内に98から94に減りましたが、市町村でもいろんなところでこの町村合併はいかんという主張を展開してこられました。これはひとつの考え方ですから、その考え方についていろいろ申し上げるつもりはありません。しかし、行政の整備がなされなければならんという認識は多くの方々を持つ中で、私は必要だと思った人が大半であろうと思います。その部分がまず違うと。それから今公立保育所の問題について触れられました。あるいは小児医療の問題に触れられましたが、こういう問題は全部国がやるべきなんだと。地方や個人がやるもんじゃないんだというお考えがどうも底流にあるようですね。この辺の考え方認識は私といささか違うと。こういうふう感じておる

わけです。そこでですが、小児救急医療体制の整備の状況ですが、エリアの問題等々は今にわかにここで考え方を整理して申し上げるところまで至りませんが、玉名における形を考えますときに、就任しましたときに例えば中央病院はおひとりでした。小児科のお医者さんが。みんな非常に不安がっていた部分があると思います。今、去年春以降2人、もう1人来ていただいて2人体制になって市民サイドから見れば、それなりに中央病院も小児医療についてよく対応できるようになったのではないかなという見方評価をしていただいていると思っております。同時に夜間診療等々についてやっぱりなかなか中央病院が2人だけだもんですから、対応しきれないという部分もあって玉名郡市医師会が夜間診療を受け持っていていただいているわけで、この辺はやっぱりお互いに医師会の方々の地域に貢献をしようというお気持ち、我々もまた信頼関係を損ねないようにやっていこうという姿勢、こういうものが今日の時点ではうまくかみ合って御協力をいただいているのかなあと思っております。置かれた状況の中で精いっぱい踏ん張っているというふうに受け止めていただければありがたいなと思います。それから小児医療費の問題ですが、昨年皆さん御承知のように年度途中で償還払いと言いながら対応をとらせていただいた。それで市の取り組みの変更をただけで4,900万円の補正予算を組ませていただいた。玉名市の財政規模の中で、いきなり4,900万円というのは決して小さくない、中には議会の皆さんの中にもちょっと待てよという意見も出るのかなあという心配を私はいたしました。大変だけれどもやむを得んだろう、しっかり頑張れというふうに皆さん理解をしていただいたんです。これはそれぞれの議員の皆さんが大変だけれどもやっぱり小児医療等々は踏ん張ってやっぱり頑張れよという御理解をいただいているのかなあと思いますが、今またこれをこうしたから今度は現物給付にしないよという、去年やったばかりですよ。まあちょっと様子を見て、むしろ県内でもそこまで踏ん張っている。小児医療について踏ん張っているという理解なり評価をして、よくやったと褒めていただきたいなとそういうふうに思います。

公立保育所の問題ですが、議員も御承知だと思いますが、合併前の菊水町が公立保育所を一遍に廃止しました。民営化になりました。今度南関町が全部で4つの公立保育所を持っているんですが、民間移管をするという方向を決定をされて、それは保護者会も行政も含め、何回も玉名市内の第二保育所なんか何回もお見えになったようですが、皆で視察に来たりいろんな話し合いをされるなかで、方針を決定されて、玉名郡市の保育園に対して民間移管を実施いたしますと、御希望の方は手を上げてくださいという文書を回されました。その中には南関町としてのきちとした方針が細かに決めています。玉名郡市における社会福祉法人を対象として、民間委託をしたいというふうに、その他の項目をいっぱい入れて書いてあります。各町村がここまで踏み込んで民営化の方向を目指しているということをもまず承知をしなければ成らんと思いますし、私ど

もの玉名市において旧市時代、前田議員が触れられましたように一遍旧市時代に旧市はたくさん公立保育園がありました、公立中心でした。私は30年前に帰ってきて保育所始めさせていただいたんですが、公立中心でした。そういう公立中心の玉名旧市の中において、何年前になるかちょっと定かではありませんが、民営化するんだということをして市としても決められた、方向を。そしてその第一番手が私どもの第二保育所であったということでございます。私がかつてかわりがありましたただけになかなか触れにくいわけですが、この折にも確かに非常な皆さん心配があった。私は今振り返って考えてみて、何が一番大きな皆さんが心配された理由かといえば、どこどこが公立保育園と私立保育園という法人保育園は違うのか、そしてどこどこが同じなのか、現状はどうなっているのかということについての大方の方々の認識が必ずしも十分でないというよりも、ほとんど御存じないんだなあとということその折に強く感じました。いろいろ経緯の中で私ども何年間かの経緯があったと思いますが、そういうことがあったからということではなくて、普通にやってきたんだと思いますよ、普通に。今日まで積み重ねてきたものを生かして普通にやったと思っております。その普通にやったことが私は市民や保護者の皆さんの御理解をいただいていると私はそういうふうにとめておりますし、職員のみみんなも誇りと責任を持って、このことに対応してきたと思っております。それで今合併がなされました。旧岱明町に4園あります。旧天水町に1園あります。そして旧玉名市に現在6園残っていると承知してあります。この中でその具体的にどこからどうやるというふうなこと今申し上げる段階ではないと思いますが、考え方方向性としては隣接の和水町や南関町がここだって同じような意見がないはずはありません。ありませんが、あえて現状をとらえて踏み出してきたということ私どもは同じ管内にある者として、そしてどちらかといえば玉名市は中心市として、これから地域を引っ張っていかなくやならん立場にある行政体が、もっとカチツとした方向性を私は持つべきだと、自分にそういうふう言い聞かせております。部長が答弁いたしましたようにきちとした検討委員会を立ち上げる。その中には公立の職員の代表の人たちも入るべきでしょう。地域のそれぞれの地域の住民代表の方々も入るべきでしょう。そしてどう違って行くのか、どう違わないのか。そしてそれぞれの地域にあった保育園はどうあるべきかということ大いに議論をしていただいて、皆の理解が少しでも得られる努力を積み重ねることが民営化に向かっての一番大事な心がける点だと、そういうふうな執行部局にも指示してあります。今後検討委員会を立ち上げて、いろんな手順を整え議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく御理解をしていただいて、むしろ前田議員が応援団に加わっていただければ非常にありがたいと、そういうふうな思いをしております。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 前田議員の再質問3点ほどあったかと思いますが、お答え申し上げたいと思います。まず延長保育の今年度の予定ということでございましたけれども、今平成18年の4月1日現在では20園中13園が延長保育に取り組んでおります。恐らく19年度もこの方向はそのまま維持されていくものだろうというふうに私は思っております。まだ正式にきちとしたものが定まっておらないというふうに思っております。

それから行事に対する時間外手当はあるのかという御質問でございますけれども、公立の保育所でも特色ある保育の実施を目指して、保護者会等の協力を得ながら各保育所でいろいろな事業を実施いたしておりますが、土曜、日曜あるいは時間外とかそういうふうなもの行事につきましては、振り替え休日や早帰りを含めたローテーションを組み、対応しているところでございます。

それから3番目の研修会への出席につきましては、乳児保育研修会あるいはマーチング講習会あるいは運動会の実技研修会、保育士のブロック研修会、自閉症及び発達障害の特徴とその支援のあり方についての研修会などなど全職員を対象に計画的に派遣をし、研修をさせているところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 6番 前田議員。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 市長の答弁があったわけですが、24時間体制の小児救急医療とかですね、あるいはいろんな福祉政策、全部国がせれというふうに思っているわけじゃなかつですけど、やっぱり国政の影響に玉名市の地方政治といいますか、これが左右されるということはこれはどうしても否めないわけで、そういう中でやっぱり玉名市の独自色というか、そういうのを出すように努力してもらおうごつ提案ばしよっとですけん。

次に移ります。国保についてであります。次に国民健康保険についてであります。今議会には国保税の税率改正が提案されています。合併における統一を図るということで、平成18年度から20年度までの改正、その2回目であります。昨年改正では試算によりますと、国保税が介護分も合わせて上がる世帯が45%、下がる世帯が55%になっていました。統一に向けて急激な負担を避けるということで、全体としては国保税が下がる世帯が若干多かつたわけでありまして。平成19年度の改正における市民の負担はどのようになるのでありましょか。私も国保世帯であります。これはその負担は大変大きいと感じています。大体目安として年収の約1割が国保税になるようであります。所得に応じた減免制度もありますが、減免されても滞納せざるを得ないところも少なくありません。国保連合会がまとめた資料によりますと、玉名市における短期保険

証と資格証明書の発行世帯は2002年と2006年を比べて見ますと約1.5倍、資格証明書だけを見ますと2倍に増えています。滞納世帯がこれは減少していないなあということがわかるのではないのでしょうか。滞納が増加するという事は国保会計の財政基盤そのものを脅かし、めぐりめぐって国保税の増税につながっていくという悪循環に陥ってしまいます。そこで国保について国民健康保険について、まず第1点、今議会で提案されております税率改正につきまして、その改正の中身はどうなっているのか、平均何%の増税になるのか、また先ほど言いました国保世帯でいわゆる上がるどころ、試算ですよ、上がるどころあるいは下がるどころの状況などをお尋ねいたします。2番目、国保税滞納世帯の動向推移はこの間どうなっているのか。3点目、短期保険証、資格証明書が発行されておりますが、その効果についてどのように評価をされているのか。4番目、滞納の原因はどこにあると、あるいは何にあると分析をされているか。5番目、滞納に対するいわゆる国のペナルティーがありますが、その状況は玉名市における国のペナルティーの状況はどうなっているか。6番目、平成20年度で資産割を廃止する予定になっておりますが、平成18年度、平成19年度と連続改正の中で資産割廃止最終年度に向けての課題はどんなものがあるのか。7番目、市民の健康を守るための施策として平成19年度の特徴についてどんなものがあるかお示してください。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 前田議員御質問の国民健康保険税の税率改正についてお答えいたします。まず、今定例議会に平成19年度国民健康保険税の税率改正をお願いしているところでございますが、内容といたしましては医療分で所得割を現行の8.1%から9%、資産割を20%から10%に引き下げ、均等割を2万8,200円から2万9,400円、世帯平等割を2万7,400円から2万8,400円に改正し、また介護分で所得割を現行の1.4%から1.6%、均等割を8,000円から8,600円、世帯平等割を4,600円から5,000円にそれぞれ改正いたしまして、その影響額につきましては、1世帯当りの平均で年額8,669円、率にいたしまして5.6%の増額でございます。なお今回の平均5.6%の引き上げによりまして当市の国保税率は県下14市中高い方から8番目、低い方から6番目になる見込みでございます。

次に国民健康保険税の滞納世帯の動向につきましては、平成17年度決算において1,390世帯で全体に占める割合は9.5%、平成19年2月末で1,427世帯、これは割合は9.8%でございます。年々増加傾向にあります。

次に滞納の原因についてでございますが、これは4番目の御質問でございます。国民健康保険の被保険者は年金所得者であります高齢者の占める割合が大きく、その結果



として低所得者数の割合も高くなっていること、また景気動向は回復しつつあります旨の被保険者の平均所得額が年々減少していることが大きな要因であるというふうに考えております。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員の国民健康保険につきまして答弁をいたしたいと思っておりますが、その前に先ほど私小児救急医療体制の中で医師の手当の分の一部に対しまして、6,632万円というように申しました。それは663万2,000円ということでございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。すみませんでした。

では国民健康保険につきまして、まず最初に資格証明書、短期被保険者証発行の評価について御答弁いたします。短期被保険者証については前年度分以前の滞納がある世帯かまたは現年度分の滞納額が4期以上ある世帯に対して、通例より短い3月期限の被保険者証を発行しているところでございます。評価については被保険者証の更新時に滞納者の方と接触を図り、収納へ結びつける機会としてとらえ、その接触頻度を増やすために短期被保険者証を交付しているところでございます。資格証明書につきましては、被保険者の負担の公平を図る観点から特別な事情がない場合に1年以上保険税を滞納している世帯主に対し、あらかじめ書面で通知の上、被保険者証の返還を求め、それにかえて資格証明書を発行しております。評価につきましては保険税を滞納されている方と接触を持つことが最も効果的な収納向上の方策のひとつとして考えております。そのためには国民健康保険制度が相互扶助の精神のもと健全な運営を継続していくために納めるべき保険税を確実に納めていただくことを御理解していただく機会だと考えております。

続きまして、滞納に対する国のペナルティーの状況についてでございますけれども、滞納に対する国のペナルティーにつきましては、国民健康保険の一般被保険者にかかる保険税収納の割合について、収納率が90%以上92%未満の場合は国の普通調整交付金が5%カットされます。さらに87%以上90%未満の場合は7%カットされます。本市における平成17年度の収納率が91.83%であったため2,689万2,000円が減額をされております。

続きまして、平成20年度で資産割の廃止の予定だが資産割廃止に向けての課題でございます。平成18年度税率の改正の際に議員の皆様方には平成20年度に3方式に移行するというようなことで御説明をいたしまして、御承認をいただいているところでございます。3方式による課税につきましては資産割10%の調定分が所得割に影響を与え、固定資産を所有していない中間所得層に増額が見込まれます。対策といたしまし

では、これは田島議員の中でも申し上げましたとおり応益割、応能割の割合が50対50というようなことで、当然ながら応能割の所得割が、資産割が無くなった場合は所得割にその分が加算されるというようなことでございます。そういうことで応益割の方に応益割、均等割、世帯平等割の比重を上げてですね、所得割に影響が出ないような税率の改正を調整をしていきたいというふうに考えております。

次に、市民の健康を守るための施策としての今年度の特徴についてでございますけれども、保健予防事業として一般市民を対象に健康体操教室、ゆったりストレッチ教室、40歳以上を対象とした健康大学などの計画をいたしております。なかでも健康大学については講座会場を各自治区ごとに設け、多くの市民の方々が身近で受講できる機会を増やし、自らの健康づくりに役立てることができるように考えております。また医療制度改革が順次実施されている中で、九州看護福祉大学との協力協定のもと、関係機関と連携を図りながら生活改善ができるような保健指導に重点を置き、メタボリック症候群の減少に努めてまいりたいというふうに考えております。今後とも国民健康保険事業特別会計の安定的な財政運営ができますように御理解、御協力をお願いをいたしたいというふうに思います。それから先ほど総務部長の方から税率改正につきまして、御説明をいたしましたけれども、その中で所得の段階ごとの上がる世帯、下がる世帯、そういう割合について少しだけ私の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。全体的に見ますと増額となる世帯が前年は45.22%でございましたけれども、今年度は75.57%、減額となる世帯が前年が54.78%に対して今年度は24.43%というようなことで、今年はいわゆる資産割を少なくしたために上がったところもございすけれども、この数値からいきますとどうしても医療費の増加分、そういうのは財政調整基金等を充てながら税率の改正を行なったところでございますけれども、実情としてはこういうことになっております。具体的に申し上げますと上がった世帯で5,000円ぐらい上がった方が全体で32.7%、5,000円から1万円上がった世帯が11.12%というようなことで、大体1、2万円内上がった方で全体で43%ぐらい、43、44%というようなことでございます。下がる方にとっては5,000円未満の方が約17%、1万円内の方が全体で6%ぐらいというようなことになっております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 6番 前田議員。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 私は今回の国保税税率改正によりまして、この増税が新たな滞納を作り出すんじゃないかなあというふうな心配をしているわけです。なぜなら国保加入世帯の所得は先ほどの答弁の中も決して高くはないというふうになるわけです。ちょっと調べてみますと所得がゼロから33万円ぐらいまでが全体の国保加入世帯の全体

のですよ、41%、ゼロから133万円ぐらいまでが全体の66%というような状況ですね、やっぱり低所得者の人が多いと。この間税源移譲で住民税が増税になると。定率減税の半減及び今年からは廃止などを合わせますとこれは国保税、こうした関連の増税ということも相まってダブルパンチとなってですね、市民の暮らしを追い詰める結果になると思うわけです。短期保険証資格証明書の発行につきましては、先ほどおっしゃった滞納者と接触の機会を持つと、いわゆる納税相談、納税の意識を促すというようなことが過去にも再三聞いていますが、実際相談にあたりその世帯のあるいは家庭の所得状況もある程度把握するわけですので、世帯のその状況によってはですね、保険税の玉名市の定めのある保険税減免規定、いわゆる申請減免制度を大いに活用して納税がスムーズになされるような積極的な指導及び住民サービスを求めるものであります。また市民の健康を守る施策としておっしゃったような、昨日も介護保険に関連してさまざまな取り組みが紹介されておりました。そういった地域の公民館を中心とした取り組みがですね、さらに拡大充実されることを求めるわけです。またいわゆる地域の力といいますか、老人会あるいは婦人会、ボランティアなどそういういわゆる地域の力をこれからどのように引き出して協力してもらうかということがこれからますます重視されるようになってくるんじゃないかなというふうに感じているわけです。

再質問の1点目がですね、答弁ありましたペナルティーにより減額された調整交付金のその減額分の手当はどういうふうになっているのかなと、私はこれは一般会計からきちんと手当を補助をするべきだと思いますが、実際にはどうなっているのか。2点目、資産割の今回の税率改正により資産割の半減に伴ういわゆる増税を抑えるために、約6億8,000万円あまりの国保財政調整基金を活用したらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。それと3点目、医療費との関係が密接に国保税深いわけですが、医療費の支払に関してはレセプトのチェックが現在なされています。医療機関も当然計算ミスといいますか、計算違いがあるわけですので、このチェックによって払い過ぎているということが発見されると思います。この払い過ぎがあったときの被保険者へのいわゆる市民への通知などは現在どのようにされているのか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。ペナルティーに対する財源の補てんといいますか、このことにつきましてはですね、当然特別会計がこれだけの財源不足になったわけでございますので、負担すべきかなというような気もいたしますけども、これは徴収等にかかわる件でもございますし、十分関係担当課ともですね、協議をしながら対応させていただきたいというふうに思います。それから診療報

酬の中でいわゆる請求ミスといいますか、過誤といいますか、そういうのが発生した場合に当然ながら患者は一部負担を支払っておりますので、その分に対する通知につきましてはですね、国保連合会の方から市の方に保険者の方にこういった過ちがあったというような通知がございますので、1万円以上その一部負担がですね、1万円以上あったものに対しては、当然市といたしましても被保険者の方に通知をいたしております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 前田議員の国民健康保険税に関しましての再質問にお答えいたします。私の方からは2番目の再質問でございます資産割の半減分について、財政調整基金を活用したらどうかというような御質問だったというふうに思います。この平成19年度の国保税の予算を編成するにあたりまして、当然財源不足が生じております。その分、財政調整基金から繰り入れておるわけでございますけれども、さらに繰り入れるというような要望でございますが、1億2,000万円ほど平成19年度の予算編成においては不足を生じております。しかしながらこれをすべて財政調整基金から繰り入れれば、これはトントンの収支が期待できるわけでございます。しかしながら後年度の継続的な財政運営をする中におきまして、一遍にこの財政調整基金を繰り入れるということは非常に厳しゅうございますので、いわば赤字覚悟といいますか、本来ならばあと1億2,000万円ぐらい財政調整基金から繰り入れるかあるいはその保険税を引き上げるかしなければ収支が合わないわけです。しかしながら急激な国保税の負担を抑えるために平準化を図るために、こういった措置を講じているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（松田憲明君） 6番 前田議員。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 国保税につきましては、なかなか国保会計厳しかと、どこも厳しか厳しかですね、どこがよかつかなあと、よかところはなかつかなあとと思うわけですが、国保税につきましては合併時に決めた決め事を守るという点からいいますと、私は2つあると思います。1つは資産割を廃止する、もういっちょはやっぱ負担増、急激は負担増、この急激というのがどの程度か判断に迷うわけですが、大事な点は負担増を避けるということではないかなと、この2点がしっかり担保されてこそ、初めて合併協の合意にかなうものと思っております。こういう意見もあるということをごひとめていただきたいと思っております。

以上、一般質問終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

---

午後 3時44分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番有明クラブの宮田知美です。通告書に従い質問をしていきたいと思っております。一番最初はアルコール検知器の配備についてでございます。2006年8月25日福岡市で幼い3人の兄弟が犠牲となる痛ましい追突事故が発生し、日本中に大きな衝撃を与えました。この事故は加害者が公務員、被害者が子どもという国民の関心を引きやすい事故だったために、この事故を契機にして各自治体も綱紀粛正やとりわけ飲酒運転を撲滅する運動が急激に活発化してまいりました。そしてこうした撲滅運動のような機運を一時的なものにしないように各自治体とも厳罰や飲酒運転防止対策、マニュアル等を作成しています。しかし先日玉名市の職員の方が飲酒運転で捕まり、行政処分を受けられました。またどの上司の方々も処分をされています。どんなに市長や皆さん方が素晴らしいことをしてもまた述べられても、市民の方々からは1人の職員のために玉名市全職員が批判の対象となります。聞くところによりますとまだまだ朝から酒の臭いをぷんぷんさせて出勤してくる職員がいると聞きます。深夜まで飲酒して翌朝出勤などで車を運転した場合、本人が意識していなくても酒気帯びの状態になっていることが多いと思っております。もし朝一で公用車の運転をしている途中、事故を起こしたらどのようないわけを皆さんなさいますか。市長を初め、結果責任を追及され、責任をまた取ることになるかと思っております。こういうことは個人のモラルの問題かとも考えましたが、0.15ミリグラムはビールを少し飲んだだけでも軽く超える濃度でもあると言われております。そこで今各自治体で検討されているアルコール検知器を配備して、飲酒運転の根絶をし、すべての面において玉名市民の模範となるように日々研鑽に励み、努力すべきではないかと思っておりますが、市の御所見を伺います。

続きまして、旧天水中学の跡地の整備計画について質問をいたします。現在、天水中学校の生徒の皆さんは3学期から新しい校舎で勉強に励んでおられます。木の香りのするとても美しい校舎です。ただこの新しい校舎は天水町の2面ある社会体育施設であった総合グラウンドの片面の上に建てられました。もう1つのグラウンドは学生と社会人が共有して使用する学社融合のグラウンドとしてスタートをしました。しかし平日は朝の7時半までは社会人の方も使用してよい、ただし生徒が早朝練習のときは邪魔しないように、土、日、祭日は中学校の許可を得て使用する。ただし、中学校の部活や行事

がある場合は優先する。皆さん御存じのように野球部などはほとんど毎日練習をしています。これでは今までこの総合グラウンドでスポーツをしてこられた社会人の方々や高齢者の健康維持の散歩、ジョギング、グラウンドゴルフの練習などはどこですればよいのか。また社会人の体育祭や各種のイベントなどどうするのか、非常に困っておられます。そこで質問します。今取り壊し中の旧天水中学校跡を社会体育施設としてしっかり整備することはできるのか、またこれから先、いつどのように整備されていくのか。おじいちゃんやおばあちゃんたちが安心して健康維持のためにグラウンドゴルフの練習やスポーツなどができ、社会体育施設として整備し、使用できるのはいつなのか。市の御所見を伺います。

○議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長（村田隆夫君） 宮田議員お尋ねのアルコール検知器の配備についてお答えいたします。議員御承知のとおり昨年の10月に飲酒運転事故違反処理基準の見直しを行ない、全職員に対し、飲酒運転に対する意識の徹底を図っているところでございます。しかしながら先般市職員が酒気帯び運転で検挙されましたことは誠に遺憾なことで、なお一層職員に対する指導の徹底を痛感したところでございます。さて、アルコール検知器の職場への配備であります。あくまでも職員のモラルの問題であり、自宅や職場で自主的にセルフチェックを行ない、飲酒運転は絶対にしないさせないを再認識し、自己意識を高めることに活用すべき機器であると思います。また車を運転するマナーとして飲酒運転の可能性が少しでもあると思われる場合は、事前に必ずアルコールチェックを行ない、絶対に酒気帯び運転をしないようにするため公費ではなく個人で購入することが当然ではないかというふうに考えます。それにより職員1人1人が酒気帯び運転に対する認識を高め、飲酒運転撲滅の意識付けになっていくものと思います。ちなみに県下13市の配備状況を調査いたしましたところ、熊本市と宇土市の2市が配備済みで費用は管理職からの徴収金や職員互助会で賄ったとこのことでございました。当市におきましても職場内での設置につきましては、このような方法もありますので、酒気帯び運転を未然に防止する目的からいずれかの方法で設置するよう各部署の代表者で検討するならばと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 宮田議員の旧天水中学校の跡地整備計画について御質問にお答えいたします。現在、建物におきましては現在解体をしておりますが、解体後に建物跡の整地を3月末までに終わらして、4月からは多目的グラウンドとして利用でき

るようしております。その後の整備についてでございますが、19年度につきましては一応現状のままで市民の方々に利用していただき、その中で利用されるスポーツ団体や市民の方々の意見等を踏まえ、各種関係団体とも相談をしながらいろいろなイベントにも利用しやすい施設として20年度以降に整備する予定をしておりますので、どうぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 3番 宮田議員。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番宮田です。アルコール検知器の配備につきましては、個人の問題ということもあって、いろんなこと、方面で検討されるということでした。ただですね、私が危惧するのは、その今は非常に機運が高まっているわけですね。飲酒運転をしちゃいかん、飲んじゃいかん、ちょっと飲んでもうやめておこうと、そういう形は皆さん意識あると思うんですよ。これがですね、半年もするともうほとんど忘れておられます。それが普通の人間なんですよ。ですからそういうことないようにですね、やっぱりせないかんなかと思っております。だから私も忘れっぽいんですが、ただ熊本市と宇土市が入れたと聞きますけどですね、やはりその市長とかですね、部長さん方はまずされないと思うんですよ。ですね。意識が高いから。しかしその下の方々はですね、やはり人間というのはですね、泥棒しちゃいかんということをみんな知っております。しかし魔が差すこともあるわけですよ。その時はでも上の方必ず結果責任をとらないかんとですよ。結果的責任を。それだけは忘れないでください。よろしく願いいたします。

次のですね、天水中学校跡地の整備計画ですが、19年度に一応今の中学校の跡が全部取り壊されて、そのあとにある程度の整備ができる、そこでいろんな方々が利用される中でいろんな意見を聞いていくと、20年度から整備をもう一度必要ならばやっていくというようなことでしたけども、やっぱりその間ですね、ぴしゃっとできておらんからですね、運動不足になる方もおるだろうし、ストレス不足になる方おるだろうしですね、そういうことですね、医療費が上がったんじゃないたまりませんので、早めですね、整備を強く要望しておきます。

それでは3番目の質問の方にまいりたいと思います。鞠智城跡、国営公園化のもたらず新幹線玉名駅の観光誘客への期待度についてです。先日山鹿市菊鹿町で国指定史跡、鞠智城跡の国営公園化を目指し、県知事を会長に菊池川流域の市町村長、議会、経済、文化団体、観光協会などの方々が歴史公園設置促進期成会を発足させたと報道がされました。この鞠智城跡についてですね、少し皆さん多分御存じない方もいらっしゃるんじゃないかろうかと私思っております。それでちょっと少し述べておきたいと思いま

す。今回のですね、鞠智城跡というのはですね、この漢字からしてですね、ちょっと難しい字なんですけど、鞠智城はですね、菊池市とか菊池神社と全く違う場所なんです。これは現在の菊鹿町にあります。もともとはですね、久しい久しい智と書いてですね、久久智城と読んでいたらしいんですよ。それがこういうふうに変ったというふうに説明で聞いております。それでですね、ちょっと述べさせてもらいますと鞠智城は東アジア情勢が緊迫した7世紀後半、約1300年前に大和朝廷、日本最初の統一国家ですが、築いた城であるといわれています。それは663年大和朝廷が朝鮮半島に侵攻した際に逆に白村江の戦いで唐、新羅の連合軍に大敗してしまいました。そこで大和朝廷は連合軍の日本列島への逆襲に備えました。その頃九州を統治していた大宰府を守るために城が築かれたそうです。鞠智城はその中において武器、食糧を補給する城であったといわれており、続日本紀、これは日本書紀のあとに続く本なんですけど、国の歴史書にも記載のある全国有数の重要遺跡として平成16年2月27日に国史跡に指定され、年間10万人の観光客が訪れている歴史観光地です。そこでさらに国営の公園化を目指し、知名度を上げたいわけですが、国営公園化は都道府県を超える場合が原則とされております。しかし皆さんよく御存じの吉野ヶ里歴史公園のように特別に閣議決定して指定された場合もあるそうです。指定がなされれば、国費による大規模な施設整備や学術調査、PRが可能になると聞いております。幸いにこの鞠智城跡は新玉名駅からは阿蘇方面に位置しますので、私たち玉名市にとっては非常に使い勝手のよい場所じゃないかと考えられます。それは新しい観光ルートの開発です。例えば新幹線の新玉名駅から日本一の装飾古墳の宝庫である菊池川流域、また玉名から山鹿、植木、菊池周辺へは日本の歴史を語る上で欠かせない重要な史跡や建築物が多く残されている地域、また国立国営の公園の鞠智城そして世界的認知度の高い阿蘇へと歴史遺産を結んだ熊本市を通らない新ルートの開発が生まれると私は思っております。新ルートには時代を超えた歴史探検に関西からまたは関東からそして韓国や中国から歴史の浪漫観光を求め、修学旅行や家族単位または退職された熟年の旅行などで押し寄せるだろうと私はつながると思っております。余談になりますがですね、年をとるとなぜかですね歴史が好きになるそうです。ですからそういう熟年の方々の旅行はこういう歴史を求めて来られるんじゃないかと思っております。方々がですね、レンタカーなどで訪れてもらえば幸いかと思っております。と申しますのもですね、せっかくですね、今回新幹線駅を玉名に誘致しました。大体先ほど中尾議員に聞きましたら40億以上かかるということですね。せっかくこれだけの大金を投資しますので、やはり新幹線が起爆剤になってですね、新しい産業が生まれ新しい雇用ができるのじゃないかと、今述べましたように鞠智城の国立公園化は私たち玉名にとって決して無関係ではなく、非常に価値の高い付加価値が生まれると思っておりますので、ぜひ国指定にされますよう働きかけてほしいと思いま



すが、市の御所見を伺います。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口強君。

[産業経済部長 谷口 強君 登壇]

○産業経済部長（谷口 強君） 宮田議員の鞠智城跡国営公園化のもたらす新幹線玉名駅の観光誘客への期待度についての御質問にお答えをいたします。山鹿市にあります鞠智城につきましては議員御案内のとおり平成16年に国史跡に指定をされておりますが、御承知のとおり鞠智城を国営歴史公園にしようということで、国営鞠智城歴史公園設置促進期成会がこのほど発会いたしております。国営公園化が実現すれば、全国レベルでの知名度がアップするのは必死であり、熊本県北はもとより県全域でも屈指の観光施設になるものと期待されるところでもあります。市といたしましても必要に応じて国営公園化に向けた支援、協力を行ないたいと考えております。ところで4年後に迫った九州新幹線全線開通及び仮称ではありますが、新玉名駅の開業は地域活性化へのビッグチャンスであると同時に観光振興を図る上でも大きな景気となります。既に新幹線全線開通を見据え、玉名温泉を初め山鹿、菊池、植木の各温泉が連携をしまして、昨年10月に菊池川温泉郷づくり協議会が発足いたしまして、早速広域での観光戦略への取り組みがなされており、先般は西南の役130年をテーマにしましたモニターツアーもこの協議会で行なわれているところでございます。菊池川流域をメインに熊本県北地域には、そのような西南の役を初め全国にも見劣りをしない歴史的に重要な史跡や古墳あるいは温泉、自然、文化、レジャーなどもそれぞれのキーワードをもとに豊富な観光資源が点在をいたしております。そこで九州新幹線全線開通を4年後に控えた中、新幹線新駅を起点にそれらの観光資源を有機的に結びつけた広域での観光振興がますます必要不可欠でありまして、新幹線を活用し御案内のとおり阿蘇を含む、熊本県北全体を視野に入れた観光振興策あるいは広域観光ルートの開発と観光商品の造成など喫緊の課題であると認識をいたしております。そのような観点からも国営公園としての鞠智城を熊本県北の主要観光施設と位置づけて、全国に発信、PRすることで新幹線を利用して熊本を訪れる観光客にとって、新玉名駅に乗降する機会が増大するものと大いに期待されます。また観光客の交流が拡大することで熊本県北唯一の新幹線駅としての役割も十分に発揮をされ、県北の玄関口としての機能もますます高まるものと予想されるところであります。今後も新幹線新駅に予定されている仮称ではありますが、観光交流センターでの情報の発信、情報提供を念頭に入れながら魅力ある観光資源を大いに活用した観光戦略を検討し、県を初め県北各自治体や観光協会あるいは菊池川温泉郷づくり協議会などの観光関係諸団体との連携を強化しながら、新幹線を生かした観光振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後も力添え御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 3番 宮田議員。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番宮田です。今、谷口部長から見解が述べていただきましたが、非常に私も安心はいたしました。ただですね、これひとつ問題なのですね、世界の阿蘇と謳われた観光地が今ですね、行きたい観光地の百選から漏れております。これは私たち熊本県民が誇りにしていたものだと思っております。それが行きたい観光地の百選から漏れたということはですね、いわゆる由々しきことじゃなかろうかと思っております。それをですね、取り戻すためにもですね、やはり我々はもっともって阿蘇へのルートを作ってですね、頑張っていかなきゃならないかと思っております。それがいわゆるこの玉名を生かす道じゃなかろうかと思っておりますので、執行部の皆さん方と我々と手をつないで頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

一般質問終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

引き続き、1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 皆さんこんにちは。有明クラブの萩原雄治です。一般質問の前に一言御礼を申し上げたいと思います。昨日の一般質問で吉田議員から詳しく報告がありました学校訪問についてです。1月18、19、26日の3日間、文教厚生委員8名で旧玉名市小・中学校を訪問いたしました。その時菊川教育長初め、教育委員会の方々には御案内をしていただきまして、大変ありがとうございました。また校長先生初め、教職員の方々にもパソコンを使って親切丁寧な御説明をしていただきまして、誠にありがとうございました。今の学校の現状が少しばかりわかり先生たちが1人1人の生徒のために一生懸命努力している姿を見まして、感動を覚えました。私も小学5年生の子どもを持つ一人の親としまして安心をいたしました。この場を借りまして御礼を申し上げます。もう一つ、2月25日第30回横島いちごマラソン大会があり、初めて参加してまいりました。5キロを37分46秒で完走して249位でした。昨日の一般質問のときに市長からも職員の方のお手伝いの報告がありましたように職員の方やボランティアの方々に感謝をいたします。

それでは通告に従いまして一般質問に入ります。今回の一般質問は高瀬裏川にある花しょうぶの管理と今後の玉名市のビジョンについての2点です。1点目の高瀬裏川にある花しょうぶの管理については、中川議員が高瀬裏川筋を愛する会の顧問として地元におられますが、2月5日と3月2日玉名商工会館5階におきまして、しょうぶの会があり、しょうぶの会のメンバーとして出席しまして問題になったので、質問をいたしま

す。玉名市には秋の大俵まつり、夏の花火大会、春の花しょうぶまつりの3つの大きな祭りがあります。それぞれに玉名市の予算がついております。花しょうぶまつりについては昨年作本議員が6月の一般質問の中で休耕田を借り上げて花しょうぶを栽培し、期間中花を絶やさないう補植を行なっていく、そして余分に余った花は駅のホームにやらまた商店街の軒先、そういったところに並べておけば玉名市全体が花しょうぶ一色に包まれ、今以上にまつりの雰囲気が高まるのではないかと考えます。と提言されています。これに対して谷口産業経済部長の答弁は、花しょうぶまつりの状況等についてとなっており、最後に来年に向けての検討すべき事項につきましても議員御指摘のよういろいろな意見を伺いながらまつりの主体団体であります高瀬裏川筋を愛する会と協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますとあります。また取本建設部長は今後は休耕田を利用し、補植用の苗を生育したり、田植えの時期、新品種の植え付けについて専門技術者への意見聴取やほかの施設における管理方法を調査研究し、県内外からも見物客の方々が少しでも長い時間満足していただけますよう取り組んでまいりたいと考えております。と具体的に答弁をされています。先のしょうぶの会での問題点は、昨年花しょうぶ巡り期間は5月14日から6月10日までとなっておりますが、しょうぶの花が咲いたのが遅くて期間初めに来られたお客様方はしょうぶの花を見ることができなかったのです。だから今年は花しょうぶめぐり期間を5月20日から6月16日に遅めの日程にされておりますが、早く咲いてしまうかもしれません。花しょうぶめぐり期間中には花を絶やさないように手入れのできる方に任せることはどうでしょうか。玉名市を代表する三大祭りの一つである花しょうぶまつりの花を絶やさないようにすることが絶対に必要ではないでしょうか。そこで今回は都市計画課に質問をいたしたいと思えます。取本建設部長が答弁された内容の進捗状況をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 高瀬裏川にある花しょうぶの管理についてお答えをいたします。昨年6月の定例市議会におきまして、作本議員より花しょうぶの維持管理についての御質問があり、今後の管理についての答弁を申し上げたところでございます。その後の対応についてでございますが、花しょうぶの生育から考えますと周期的な株分けが必要となりますので、桃田運動公園内に育苗施設を設け、植え替え及び補植用として株分けした苗を生育のよい苗に育てております。さらに新品種を取り入れるなどをして、公園全体がバランスの取れた花の色になるよう工夫をしているところでございます。また他の植物と同様に自然環境に大きく左右されるものであることを踏まえ、県内外において花しょうぶを育てておられる専門家の方々とも連絡を取り合い、株分けの時期や施肥の方法など管理について知識を共有しながら、研究しているところでございます。裏

川の花しょうぶめぐり期間中しょうぶの花の色合い、花の大きさなどを楽しみに見物に来られる多くの方々に満足していただけるよう都市計画課の職員一丸となって精いっぱい維持管理に努めているところでございます。その期間中、見学者が満足して帰られますように職員一丸となって努めておりますので、議員の御理解のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 1番 萩原議員。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） さすが玉名市役所都市計画課、迅速な対応ができています。ありがとうございます。再質問ではありませんが、玉名市の三大祭りの一つである花しょうぶまつりを毎年楽しみにして、玉名に遠くから来ていただく方々や地元の方々のためにも玉名市役所都市計画課と高瀬裏川筋を愛する会、さらには地元の方々としっかり連携をとりながらどこにも負けない一流の花しょうぶの育成と管理もお願いしたいと思います。

引き続き、2点目の質問に入ります。2点目の質問は今後の玉名市のビジョンについてです。今回は前置きが少し長くなることを初めにお断りしておきます。ここで初めに現在の玉名市を分析してみます。市長を初め執行部の方々は一昨年10月3日、1市3町で誕生した新玉名市をそれぞれの町の特長を生かしながら一つの基準にまとめるのに苦労されていると思います。そして合併特例債を活用した新庁舎建設は急務といわざるを得ません。建設予定地もほぼ決定し、それぞれの旧庁舎跡地の活用を検討しながらの建設計画と考えています。新幹線も平成22年3月開業の予定で、仮称新玉名駅舎のデザイン素案も熊本駅舎と並んで熊本日日新聞1月26日の朝刊に載っていました。国道208号玉名バイパスの1工区2キロ河崎から寺田まで「ちゃくちゃくプロジェクト事業」により、今年の12月までには供用と聞いています。残り2工区の1.6キロと3工区の2.6キロの買収が本年4月から始まるとお聞きしています。このような中で玉名市はずば抜けた特色がありません。しかし、一つ一つを見ていけば農産物では天水のミカン、横島の苺、トマト、海産物には有明海のノリ、アサリなどがあり、玉名温泉、天水の草枕温泉、岱明の潮湯や鍋の松原海水浴場、玉名ラーメンも有名で遺跡も多くあり、また世界一の梵鐘を持つ蓮華院誕生寺奥の院があります。高等学校は5校あり、大学院を併せ持つ九州看護福祉大学もあります。アクセスを見たら車を使い、熊本空港まで約1時間、福岡空港まで高速を使い約1時間半以内、新幹線が全線開通したときは仮称新玉名駅から博多まで20分、鹿児島まで55分くらいで行けることとなります。さらに九州新幹線の中で仮称新玉名駅から熊本県下最大の集客を誇る三井グリーンランドまでが一番近くて車では約20分ほどで行きます。ここで公立玉名中央病院を見てみましょう。昨日の一般質問で福嶋議員が中央病院の不評問題について述べられてお

り、また病院議会議員の方々がおられるので、詳しいことには触れませんが、現在常勤医が33名在籍しておられ、今年度も何とか医師の入れ替えはあるものの定員を満たしているが、脳外科に関しては大牟田の病院にお願いをしているところと聞いています。さらに毎年赤字を計上して、このままでは預金も底をつくことでしょう。荒尾市民病院のことについては、平成18年12月8日の熊本日日新聞朝刊に載っていましたが、小児科、消化器科内科、神経内科の内科系常勤医の大学病院による引き上げで、住民に大きな不安を与え、患者減少で病院の存在そのものを揺るがす深刻な事態に陥っていると荒尾市議会では医師確保に関する決議案を全員一致で可決しているとあります。また県北3つの自治体病院においても同様に小児科、消化器科内科等の大学病院への引き上げ、不補充による医師不足により地域医療の確保が困難な状況にあります。さらには診療報酬の改定により3%以上の減収が見込まれる中で、医療収益の安定が見込まれない不採算経営となりかねない厳しい経営が見込まれています。しかし、一般財源を出しても公立病院の存続は必要不可欠なものであると思います。ここで私の提案ですが、それぞれの公立病院が全国的に存続の危機にあるわけですから、城北地区の公立病院が大同合併して一つの核としての総合病院を建設してはいかがなものでしょうか。実は宮城県釜石市の県立病院と市立病院が共倒れの危機に直面したときに、平成15年12月市民病院佐藤昇一氏の釜石市議会における発言により釜石市は特区を利用して地域を再生しようと、「かまいし健康ルネッサンス構想、いきいきタウンかまいし」を平成17年6月に打ち出しました。自治体病院の再編が盛んだが、釜石の公立病院統合は起こるべきで起こった統合といえよう。かつては地域住民のよりどころとしての不可欠であった自治体病院も人口や疾病構造の変化、国の弱体化など時代の大きな変革の中で、そのあり方も変わっていかねなければならないだろう。地域と協力しながらいち早く変革に取り組む決断が必要なようだとの記事がありました。この構造改革特区の申請期限を政府は2月5日の事務次官会議で今年の3月までとなっていたものを5年間延長することを決めた。と熊本日日新聞2月6日の朝刊に載っていました。近い将来、道州制が導入されればますます地域間格差が出てくるものと思われれます。そのためには玉名市が城北地区の核となる必要があると考えます。もう1つ玉名郡市医師会より熊本県北地域医療充実についての提言が今年の2月7日になされています。以前は患者さんの地域外流出は30%であったものが、地域住民の要望に答えられなくなり、すべての診療科に対する不安が波及しているように思える。すべての自治体病院は特色があるわけではなく、類似の医療が行なわれてきたといっても過言ではない。その結果、医療技術の研究の向上とともに自治体病院の機能、設備が追随できなくて、国民の医療ニーズに応じられなくなり、現在では60から70%も患者さんが流出する事態となっている。それゆえ熊本県北部、荒尾、玉名、鹿本郡市の人口25万人を対象とした完全紹介型、急性型病院を新

たに設置して既存の中核病院と連携して地域内完結を目指し、住民の満足度を高めて住民の安心と安全を与える地域にすることが必要だと考える。そして急性期を過ぎたりハビリを主たる目的とする病院、従来の病院、終末期の病院という機能別の病院、病床に再構築する必要があるだろう。だから医師会としては現在の公立病院は地域住民のために従来型の病院として縮小、再編して残しながら各公立病院の機能を超える高次医療を担う急性型病院と考えています。この急性型の基幹病院は完全紹介型の病院で、社会医療法人が運営する公設民営の病院であり、7つのセンターからなる病院であると提言されています。これ以上、この場で詳しく述べることは必要がないと考えますので差し控えますが、私が考えている以上に玉名郡市の医師会の方々は一生懸命市民のために将来の地域における医療のあり方を考えておられるということをお願いいたします。先ほど申しましたようにアクセスはよい、自然環境に恵まれ、農水産物は豊富で温泉もあります。また九州看護福祉大もあります。高齢化社会に突入している我が国日本は医療費に悲鳴を上げています。健康なお年寄りになっていただき、生きがいのある人生を送っていただきたいと思います。ただ単に大きい病院をつくるのではなく、城北地区の核となり長寿国世界一の日本が福祉国世界一となるためのモデルケースとなる社会づくりができることになることと思います。私の考えます城北地区公立病院の統合や医師会で提言されている基幹病院の建設について島津市長よりお答えや考え方を伺いたいと思います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えをいたしますが、まずそのこれは玉名市のビジョンという質問でしたけれども、地域完結型病院を中核に据えた玉名市構想という提言ですね。その前に花の話の方がさわやかでいいような気がします。先日もどなたかおっしゃったが、やっぱりしょうぶは量の多さだけを見るんじゃない、やっぱりその花の大きさだとか鮮やかさだとか、それがやっぱり玉名のしょうぶはすばらしいという形になった方がいいなあとと思います。今度都市計画課の中に花の都まちづくり係というのを新たに係を創設することになりました。まだこれ申し上げていいのかわかりませんが、その極めて専門的な勉強をしてきた職員が新しく入ってきてくれることに期待を寄せているわけですが、やっぱり3月から4月にかけての蛇ヶ谷公園を中心とする桜、4月から5月にかけての山田の藤、そして5月から6月にかけてのしょうぶ、3つともやっぱり自慢していい玉名の花だと思います。ただ秋何かないですかね、秋。これからやっぱり考えてみる値打ちがあるんじゃないかなあと、そんな感じがしております。そういう中で一緒になってひとつ花の都が結実するように努力していこうではありませんか。その第一歩として花係を今度4月からつくるつもりです。そこに極めて技術的な専門家も含めて

今お話があったような事柄も含めて、花の都らしい玉名の花の形が充実すればいいなあと思っております。

今萩原議員からありました地域完結型病院というんですけどね、これ玉名医師会の名前で出ている提言書。随分洗脳されているみたいであの辺にもだれか一人洗脳されている人がいるんですが、これ読んでいただくとですね、これ非常に立派なことが書いてある。これ読むとですね、皆あなるほどなあそのとおりだなあというふうに思います。私もそう思います。その中核は何かと、この提言の中核は何かというと、どうしてもこの圏域内から大都市、簡単にわかりやすく言えば熊本の方に医者も患者も流れていってしまっているのではないか。そのためにはそれを防いで地域内での医療の完結を目指していくためには、ここに本当に中核的な大きなしっかりした病院をつくらなきゃならんという提言なんです。私は理念としてはこのとおりだと思います。やっぱり今医者不足というのが言われていますが、それはほとんどやっぱり大都市に、これは医者の特性ということもあって、ドクターの特性ということもあって、よく勉強ができる若い先生方は病院にいきたいという意欲もあるわけでしてね、何も給料だけじゃないですよ。やっぱり医者としてのそういう意欲があって、どうしても大病院志向になる。そしてそこに患者さんのいろんな多岐にわたる患者さんの数も都市型病院は多い、そういうこともある。それからもう一つは数年前に、何年か前に行なわれた大学病院の医局制度の改革、改革と称する医局制度をいじった。この頃から医師不足ということが言われているわけで、ちょっと話があった、何も医者を少なくしたが医療費が少なくなるからいいなんていう政策があったとは私思っておりません。前田議員がさっきちょっとそんな表現をしておられましたが、そうじゃないと私は思いますね。医者を減らすような政策はこの私が知る限りでは政府はとってないんです。だからどこかに医者はいるはずなんです。それがやっぱり大都市に集中していった部分はあると思います。だからそれといってそれならば、例えば代表的な済生会病院が非常に患者さんも多いから経営も万々歳かというところじゃないわけで、やっぱりこれはこの部分は医療費制度の改革、国の。できるだけ医療費を抑えていこうとする政策が影響していることは間違いない。ですから地域の公立病院がとりわけどこもやっぱり存続の危機さえ言われておるのは、一つにはそういうドクターをめぐる医師不足ということが一つある。もう一つは今申し上げたような医療制度の改革というか保険制度の変化というか、そういう中でやっぱり医療費を抑えていかなきゃ高齢化社会の中でほったらかしておいたらとてもじゃないぞという政策の変遷、この2つが非常に大きく影響していることは私は事実だろうと思います。そういう中に私どもの中央病院もあるということもよく認識しているつもりです。それならそれで今萩原議員が提唱されたようにここに荒尾市民病院、山鹿市民病院、一緒にしてここにまた立派な病院をつくらうじゃないかと、これうまくいったらいいですね。た

だこれいくつか問題がありますよ。いくつかどころじゃない。例えば荒尾市民病院、これあの言われているようあんまり触れることは避けますが、私に関心を持って見ておりますのは、今までの累積云々ということよりも、今年度の18年度の部分がどうなるのかなあとということについては中央病院についても荒尾市民病院についても深い関心を持っております。同時にあの地域は何かあったら玉名の方を向いているというよりも市民の多くは大牟田市民病院それから何とかいう天領病院、あそこがやっぱり市民意識からすると中心なんですね。そういう部分のこともありますし、山鹿は山鹿でね、私どもとちょっと違いますのは、荒尾も山鹿も市民病院なんです。私のところは組合立病院なんですね。ですから午前中にも申し上げたかと思いますが、47人いる職員の一番若い人が46歳なんです。事務職は。市民病院じゃありませんから人事の交流でありますとか硬直化の部分をどうかするとかいうことは、これはできないわけですね。その部分がやっぱり他の2病院とは違うのかなあとと思いますが、やっぱり山鹿地区には山鹿地区の地域としての必要性なり誇りなりがあります。その3地域、菊水にも町立病院があるんですけどね、これは仲良しですからね、この玉名地域と。話し合いはできるんですけど、そういうものを一緒にするためには、非常に地域的な病院の形はそう違わないと思いますよ。いろんなものを各病院とも持っている。ですから変わらないと思いますが、やっぱり地域性というものはあるわけですね、これを越えて統合ということがどういう道筋を進んで進めるべきなのかなあとということが一つあります。もう一つは大学との関係もちろんです。どこの大学あるいはどこの病院の系列なり仲良しなりをいくかという、そういう病院開設するための問題点はあると思いますが、一番問題点はあの提唱されているような病院をつくるために百数十億の金がかかるという現実がある。まあそういうことでしょうね。これには玉名市校区関係市町村が出す、それから住民が出すというふうに書いてある。公立病院に今玉名中央病院あたりに金を行政がつぎ込んでるのはやめて、こっちでやればこっちの方がいいよと、こういう趣旨のことを書いてある。私も仲良しですからしょっちゅう議論するんです。あなたの考え方は素晴らしいと、的を得ていると。しかし現実問題となったときに、今私が行政の責任者という立場にある中で、さあ生の形で医療施設に50億円出しましょうと玉名市が。皆さん賛成されますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 市長（島津勇典君）　そういう方もおられますが、なかなかこれは勇気のいることです。だからさっき申し上げたようにそういう意味での勇気に私は乏しいということをお願いしているわけ。そのそういうね、やっぱり百数十億かかると思いますよ。だからこの辺の詰めをきちっとしていかないと、なかなか大変だなあと。だからいまの市町村を取り巻く状況の中で、しかし方向性、考え方はこうですからね。当たっているんです、



これ全部当たっているんです。ただ現実問題として行政の責任者として評論家ならいいですよ。どう対応していくか。昨日も申し上げたように玉名中央病院には340名の職員を抱えております。これはもう役に立たんから放ったらかしというわけにはいかんじやないですか。このことも含めながら次の新しい体制を考えるということは極めて厳しい難しい。こういうことを考えあわせるときに堀本議員はしっかりその時こそ市長の蛮勇を振るえという激励をいただいているんですが、今この社会状況の中、市町村を取り巻く状況の中で、果たして百数十億をかけた病院建設に向かって周辺市町村も巻き込みながら、踏み出していくということが、それでもってこれが運営がきちっといくという保障はどこにもありませんからね。そういうことを考え合わせると今この時点で、それはいいことだと。

皆で一緒に頑張ろうと、そういうふうに答弁できればいいんですが、ていねんやまの考え方は私はこの通りだし、極めて大事なことだと思うこれに向かってどう我々はこの現実をですね、見据えていくかというのはこれから勉強を続けてまいります。今日はそれぐらいの答弁にさせていただきます。どうも失礼しました。

○議長（松田憲明君） 1番 萩原議員。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 市長より花のある玉名のまちづくりの話には大変納得をいたしました。再質問ではありませんが、今玉名市は大事な岐路に差し掛かっていると思います。またこの大事なときには強力なリーダーシップが必要だと考えます。島津玉名市長は熊本県議会議員を6期され、熊本県の自民党の幹事長もされ、熊本県には大きなパイプをお持ちだと思います。もちろん国についても同様なことだと推察されます。玉名市と言わず城北地区はもちろんのこと、熊本県としていや日本の中で今後の地域医療のあり方の見本となるような病院建設ビジョンをお願いしたいところでもあります。新市計画ビジョンは10年とこの本議会冒頭に市長よりあいさつがありましたが、100年を見つめて生きるのは島津勇典玉名市長しかいません。周りの自治体も病院と医療に対する質問を抑えられることになります。政治は住民がすべてであると思います。住民の安全と安心を基本と考え、重ねてお願いするものであります。もちろん行政と医師会が強力なタッグを組み、住民の賛同が必要と考えます。もう一つ、昨日の田島議員の質問に田上市民部長が身近な公民館講座として、公民館単位の介護予防体操をするところがますます増えていると、そして今後も続けていくと答弁されました。また今日の前田議員の質問に田上市民部長は健康予防事業の一環として健康大学を計画していると答弁されています。非常に立派なことだと思います。元気なお年寄りが増えて生きがいある人生を送り、安心して暮らしていける住みやすいすべての人にやさしいまちづくりを希望します。昨日と今日の市長の玉名市総合計画や答弁をお聞きしますと、すぐの実現は難し

と思いますが、各公立病院は縮小再編しても救急の基幹病院の検討委員会の設置をお願いをいたしまして、私の3月議会の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松田憲明君） 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時44分 休憩

---

午後 4時53分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。有明クラブの近松です。いよいよ最後になりました。今回はちょっと趣向を凝らしましてというか、変えまして単刀直入にシンプルにいきたいと思います。この議会でも何回か何人かの議員さんがコンテナ回収を増やして資源ごみの活用というような議論がなされてきたと思いますけども、実際コンテナ回収は増えているのか、そしてそれによって可燃ごみが減って資源ごみが増えているかどうかということについてお尋ねします。どうしてかと言いますと、有明組合の議員してますけども、玉東町にある東部環境センターの焼却施設のことですが、あまりにも毎年の修繕費が高いということで、毎年1億、来年度は1億5,000万円ほど予算計上されております。建設して9年目になるそうですが、大体今まで8億ぐらい使っているということで、こんなにも高くついたらたまらんなあというふうに思っております。焼却場が1つあるのに、どのくらい経費がかかるかということ調べてみましたところ、建設費が50億ということで、15年を減価償却とした場合に、大体年に3億3,000万円かかります。管理費4億5,000万円、それから修繕費、これを足しますと約9億円の毎年9億かかっていることになります。ここにリサイクルプラザの分と玉東の負担をどのくらいかわかりませんが、少なく見積もっても毎年5億はかかっているというふうに考えられます。今財政難の中、5億ありましたら図書指導員も15名といわず、専属の人を27名雇えますし、また福祉バスもきめ細かに走りますし、熊本市みたいに小学校の25人学級でしょうか、どんなことでももっと住民サービスを充実させることができるんじゃないかというふうに思っております。本当にこの燃やすだけでこれだけお金がいるということは非常にもったいないなあというふうに思っております。この東部の環境センターがこれがあと何年もつのか、そしてこれがだめになったらどうするのかということ聞きましたら、大体耐用年数は15年度いわれておりますけども、使い方次第ではもっと使えるかもしれない。しかし15年というふうに考えていくなるとそろそろ建設の準備は考えておかないと急に故障した場合は間に合わないというふうな

話でした。そういうことで実際ごみは減っているかどうかということをお尋ねしていきたいわけなんですけれども、これは焼却場を作らない決断をした地域もあります。志布志市の例ですけれども、生ごみと草木の収集を始めたところごみが30%ぐらいに減っています。ごみを減らすにはどうしたらいいかということで、ごみの中身を調べたものを資料をもらいましたけれども、ごみの中で生ごみですね、これは東部に出している分ですから、旧玉名市、天水、横島の分ですけれども、ごみの中で生ごみの占める量というのは約2割です。それから木屑とか草ですね、それが季節によって違いますけれども、15%前後でしょうか。平均すると今のところ12.5%になっています。それから紙と布類が37%になっています。つまり生ごみを回収して、そして木屑を木とか草を回収して紙の分別をもっと徹底するならば、私はごみは3分の1くらい減るんじゃないか。そうすると皆が努力すればクリーンパークファイブで対応できるんじゃないかというふうに私は思っているんですけれども、この辺すぐには回答が出なくてもやれるかどうかということを検討していただきたいというふうに思っております。この近くでは宇土市が生ごみの分別収集しております。そこでもかなりごみが減ったというふうに言われていました。生ごみとそれから木屑を合わせますと、きりかえしだけは簡単に堆肥ができて、それで堆肥を活用しているということです。宇土市の場合は職員が一丸となってこの生ごみの分別収集を始めたというふうに聞きました。

それから続けてお伺いしますけれども、先ほど青木議員の質問にもありました玉名市が始めるときにリサイクル推進課なんかをつくったということですが、似たようなことでありますけれども、名前はリサイクル推進員かごみ分別指導員でも環境推進員でも何でもいいと思いますけれども、区においてきちっとやはりごみの出し方を見てそして指導できる人を作ったほうがいいんじゃないかというふうに考えています。集積所に立つのはその区で相談して区民が立ってもいいでしょうけれども、やはりきちっと相談に乗れる人、そして区の総会があったり老人会の総会があるときにごみの分別っていうのはこうするんだよということを指導できる人をつくっていただかないとこのごみを減らすということとはできないんじゃないかなあと思っております。実際、アメリカあたりではレシート1枚でもごみにしない、リサイクルにまわすというふうに言われてます。ティッシュの箱まで菓子箱それから書類はもちろんのことカレンダーなんでもリサイクルできるんですけれども、まだまだわからない人が多いようで、紙、衣類で37%を占めているんじゃないかなあと思っております。ということで私はまとめますとコンテナ回収を進めていることで本当にごみが減るという成果があがっているのかどうかという現状についてと。それからもっと生ごみとか分別収集をもっと数を増やして行って、そしてごみを強力に減らして、そして将来クリーンパークファイブだけの対応できないものか、その検討ができないものかという点についてお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 近松議員の質問にお答えいたします。まずコンテナ回収の現状についてでございますけども、現在20行政区、23カ所と2団体2カ所でコンテナ回収が行なわれております。平成17年度で339トン、平成18年度2月末で420トンの回収量となっております。コンテナ回収は8行政区で回収量が減少しておりますけども、18年度から2団体が玉名地区及び岱明地区で新たに回収が始められたため、全体的な回収量は増加をしております。また燃えるごみの各清掃センターへの搬入量は平成17年度で1万4,629トン、平成18年度1月末で1万2,235トンであり、あまり変わらない状況と思われま。しかし平成19年度から玉名、横島、天水地区で燃えるごみを排出してきた菓子箱やティッシュ箱など紙類をその他の紙類として紙製容器包装の分別を新たに始めるため、その分別の徹底が進めば燃えるごみの量が減少するものというふうに思っております。またクリーンパークファイブでのみで対応できないかというようなことでございますけども、クリーンパークファイブの焼却炉の処理能力は1日24時間運転で25トンの処理ができるものが2塔あり、仮に365日運転して1万8,250トンの焼却が可能でございます。平成18年度1月末現在の燃えるごみの搬入量は玉名、横島、天水地区で9,810トン、岱明地区で2,425トンを合わせて1万2,235トンとなります。さらにクリーンパークファイブの構成町、長洲、和水、南関町でございますけども、この構成町の搬入量は6,119トンでありまして、これを合わせると1万8,354トンとなり、クリーンパークファイブの処理能力を大幅に超えることとなり、クリーンパークファイブのみでの処理は不可能と思われま。また先ほど議員の方からも御指摘がありました焼却炉の耐用年数は15年ということで東部環境センターは8年を経過しており、このようなことも念頭に置きながら将来的には燃えるごみの分別を徹底し、減少させ焼却施設を建設せずに生ごみの第3セクターによる堆肥化施設や民間委託により処理すること等で焼却施設を建設し、運営する経費よりも有効な方法を検討する必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 7番 近松議員。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） クリーンパークファイブのみでの対応は容量からして無理であるということでしたけども、全部の玉名市だけでなく利用している町村全部がはまれば、これは可能じゃないかなあというふうに私は思っております。つまり和水町、南関町、長洲町、皆がこれほどのごみの分別をするなら足りるんじゃないか。荒尾市は焼

却場を持たないのに、何でこの地区に2つも焼却場がいるのかなあということ非常に思いますので、まあこれはこの議会で玉名の議会で答弁いただけることじゃないと思うんですけども、その辺のことも構想も機会がありましたら、他の町村とも話していただきたいというふうに思っております。ただ生ごみの収集の件はまた考えてくださるということでしたので、生ごみとそれから本当に草とか枯葉まで出してあるんですけど、あんなの何でお金出して燃やさないといけないんだろうと思うんですけども、それを有効に使うことによって、今バイオマスということで電気に変えるということもしている業者もありますので、そちらにした場合、どのくらい経費が浮くかということも考慮のうえ進めていただきたいと思います。

それから、これはあと要望ですけども、今ごみに関して大体燃やすのに、ごみ処理に1キロ20円ぐらいかかるといわれてますけども、この本庁舎内でのごみの分別が徹底されてないということをしごく私は感じております。このごみを減らすことに熱心な自治体というのは、本当に徹底してされてまして、ホチキスでも鉄だからホチキスの針でも集めるというふうなこと言われていたところもあります。旧岱明町では担当の方に職場にゴミ箱を置かない、全部分別するからゴミ箱を置かないということさえされている旧松下電器に見学に行って勉強した上、また合志町の方に行きまして役所での取り入れ方を研修されて、役所の方に取り入れて分別箱を置いております。この本庁舎で見ますと私行ったついでにごみ箱見ますと、書類が書類といわず封筒であったりまだまだ使えるものがぼんぼん捨ててあります。今日見ましたら新聞までもごみ袋に捨ててありましたので、どうか職員が認識を新たにしていきたいというようなことと思います。それから分別指導についてはお答えいただかなかったんですけど、青木議員と同じ、青木議員に御説明されたことと同じということによろしいでしょうか。あとでもしありましたらあとでお願いいたします。そういうことでごみのことは生ごみをもう1回考えていただくということと、それから本庁舎での分別を徹底していただくということ、市の職員が分別についてもっと意識を高めていただきたいということ要望しておきます。ちなみに有明広域の事務所と隣の農業共済は、それ話したらすぐ実行しまして、職場内でもされております。それからまた補足になりますけども、岱明総合支所では2カ月に1回分別したものを集めてますけども、それで2,486キロも集まっているということです。かなりの量がリサイクルに回せますので、ぜひ本庁舎でも御検討お願いいたします。

次は子育て支援についてです。この間新聞に小中学生の6%といわれる学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもの支援強化のために、発達支援相談や指導員を3万へ拡充する方針を決めたと1月の新聞に文科省の方針が掲載されておりました。乳児検診のときに診る乳児の姿は今も昔も変わらないのにどうしてそういうふうに

小学校に行くと障害の子どもが目立つのかということを深刻に心配されている先生もおられます。何が、子どもが育つ環境が何が変わったからそんなに騒がれるようになったのかという先生もおられます。そして現に学校でやはり非常に手のかかる子どもが増えている、心配だという先生もおられます。また一方では診断がつくようになっただけで、そういう子は昔からいたんですよというふうに楽観的におっしゃる方もおられます。子どもの育ちがどうおかしくなっているのか皆で考えようという任意の研究会が玉名で昨年立ち上がりまして、私も時々参加させてもらってます。今年になって乳幼児とかかわる職種の方の報告で、授乳しながら携帯メールを送る母親のことから、それから朝からゲームに没頭しゲームはやめなさいと子どもに言われる親がいる、そういうふうな報告がありました。その報告をしてくださった人に私がその場で20年前と比べてそういう気になる子というのは増えているんですかというふうに質問しましたところ、突然の質問でしたので、客観的な答えではないかもしれないんですけども、以前は50人のうち3、4人だったけれども、今は34、35人のうちに10名ぐらい気になる子どもがいるというふうな答えでした。そんな折、玉名郡市医師会主催で北九州の保育士さんの講演がありました。北九州では保育所育ちの子どもの発達に責任を持つために発達調査をされておられます。そんなお話でした。幸いたくさん参加がありまして、思いがけず教育長さん初め教育委員会の方、子育て支援課の方、保健センターの方、たくさんの方が参加して、出席してくださいました。その場でですね、平成8年の調査で気になる子というのは、3歳以上児では4.3%、3歳未満児が3.4%というふうな資料でございました。平成8年です。ところがその後の懇親会の場でその平成8年から8年後ですね、最近気になる子は数は8倍に増えていますというふうに先生がおっしゃいました。つまり8倍ということは4かける8ですから30%です。これは玉名で聞いた回答と同じです。ですから都会だから北九州の問題で、この田舎の玉名の問題じゃないということじゃなくて、北九州も広いですから田舎もあり、都市部もありでしょうけども、本当に子どもをめぐる問題というのはこれは非常に深刻なことなのかもしれないというふうに私はそこで感じました。この話は今申しましたように教育長さん初め、各関係の方が聞かれましたので、その話をもとにこの先生が10年前より子どもたちの状況というのは非常に深刻さを増しているんだ、落ち着きがなかったり対人関係が上手じゃなかったり、そういう子どもが増えているんだというふうなお話でしたので、玉名での実態はどうなのか。どんなふう感じられておるのか、それについてお尋ねいたします。

それから続きまして、各部署でこのことについて今日は感覚的なことをお伺いしますが、きちんとした調査はなされていないのではないかと思いますので、ぜひ今回の結果がどうであろうと玉名の中に子どもたちがおかしくなっているという人もいることは確かですので、どこがどう変わってきたのか、その辺の問題が見えるようにきちん

と調査をしていただきたいというふうに思っております。そしてまたその子たちに対して、気になる子どもに対して支援体制はどうであるのか、そのことについてもお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 近松議員の10年前より深刻さを増しているといわれている子どもたちの現状につきまして、まず保育所の方から御答弁申し上げたいと思います。先だって玉名で開催されました熊本県保育研究大会の分科会の中でもこのことは議論されております。近年の子どもの発達に関する問題では、集団保育特有の発達過程でかみつきや身辺自立ができないなど、コミュニケーション能力の未熟さから心理的葛藤の表現であり、長時間にわたるビデオやテレビの害は保育所の中でおたよりや保護者参観等で知らせていく必要があるとの報告がっております。近年玉名市の保育所におきましても朝食抜きの子どもの多い、家庭でビデオやゲームで遊んで戸外で一緒に遊ぶことが少なくなった影響により体力がなくなった、集中力を持続する時間が短くなったなどの園児が多くみられており、これは社会環境の変化と家庭での親の子どもに対するしつけ等も一因ではないかと思われまます。今後も保育所と家庭との連携をより深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 先ほどあのごみ問題について答弁失礼をいたしました。ごみ分別指導員につきましては、基本的には青木議員にお答えしたとおりでございます。専門指導員そしてまた分別相談員等ですね、育成に今後努めてまいりたいというふうに考えております。

10年前より深刻さを増しているといわれる子どもの現状につきまして御答弁させていただきます。玉名保健センター及び各総合支所市民生活課では従来より母子保健事業として乳幼児健診や育児相談、妊婦乳幼児家庭訪問等を実施しておりますが、御指摘のようにほぼ10年ほど前から気になる子どもが増えているように感じております。それも出生数は減少しているにもかかわらず、毎月の検診で気になる子どもや訪問、育児相談で継続の必要性を感じる子どもや親が年々増えているようでございます。気になる子どもとは市の1歳半検診、3歳児検診などで育てにくい、理解力不足、じっとしていない、言葉の遅れなどがあり、継続支援が必要と思われる子どもたちです。これらは発達障害のように子ども自身に支援が必要な場合と、産後うつや育児能力の低下、育児放棄など親自身に支援が必要な場合があります。気になる子どもも増えていきますし、その背景に気になる親も増えている感じがいたします。現状として1歳半児検診と3歳児

検診受診者1,155名の中で異常なしが70%で要指導要観察、要精検要観察など、何らかの支援を要する子どもの割合が30%あります。この中に病気や発達障害などが含まれており、10年前との比較など詳しい統計分析ができておりませんが、感覚としては気になる子どもの数は年々増えており、それよりも深刻化している事例が増えている現状です。今後統計的な実態把握のため継続して比較できるような検診や他の事業でチェック項目を増やすなど、検討していく方針でございます。続きまして、支援体制について御答弁いたします。現在、玉名保健センター及び総合支所市民生活課では乳幼児健診や育児相談、家庭訪問等で気になる子どもや親に対しては地区担当の保健師が家庭訪問や個別相談等で継続的にかかわり、支援をしております。乳幼児期には子育て支援課、保育幼稚園と連携をし、就学前からは教育委員会、学校または必要に応じて有明保健所、児童相談所、医療機関などと連携した支援体制をとっております。近年全国的に子どもをめぐる事件が社会問題化しておりますが、これは都会だけでの問題ではなく、本市といたしましても虐待やDVなど危惧する事例も増えてきており、このような現状を予防し、また対応できるような体制づくりが必要であります。今大きな時代の変化の中で人が育っていく過程で親子の双方向の関係が育ちにくくなっている現状がありますが、市といたしましては健やかな子どもを産み育てる環境を保健、福祉、医療、教育、地域づくりと関係機関連携をとり、推進していきます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の子育て支援について、教育委員会の立場からお答えいたします。教職員の目から見た場合10年前の子どもと比べて今の子どもたちの気になる様子については次のようなことが言えるというふうに思います。まず、コミュニケーションの能力が低下している。自己中心的な言動が多い、規範意識が薄れている、基本的な生活習慣が身につけていない、夜型の生活、就寝時間が遅い、朝食の欠食、そういうのが増えてきていると。それからすぐ切れる、忍耐力がない、落ち着いて話が聞けない、集中力に欠ける、発達障害と思われる子が増えている等々たくさん出ております。議員が言われるように気になる子どもの数は確実に増えて来ております。また不登校の生徒につきましてもこれまでは増加傾向にありましたけれども、近年は横ばいの状態となっております。この場合の不登校児童生徒の数というのは4月から現在までの欠席日数が大体30日以上の子どもの数をいっております。この数字は4月から小中学校2月末現在で比較してみますと昨年が63名で、今年も63名と同じ数になっております。こういった不登校児童生徒についてもいろんな学校の取り組みによりまして、登校するようになった児童生徒もおります。気になる子どもの支援体制につきましても、各



学校で全職員でその子に応じた支援を行なっていくための共通理解を図り、校長を中心とした指導体制を確立し、関係機関とも連携をとりながら対応しております。具体的な指導といたしましては、子どもが理解できるように役割演技の手法を取り入れたり、異年齢の集団での活動を増やしたり、他人とのかかわる技能を学ぶという機会を設けている学校もあります。また教育相談をはじめカウンセリングの実施あるいは日頃から励ましや元気づける言葉かけなど精神面での支援を心がけてやっております。また家庭と連携して生活のリズムを形成したり、親子の対話に努めるようにするため各種の通信等で呼びかけ等も行なっております。またある学校ではノーテレビデーを設けるなど、そういった呼びかけ等もやっております。現在の子どもたちの様子でございますが、物質的な豊かさや利便さの中で生活する一方で学校での生活あるいは塾や部活動にかなりの時間をとられて、非常に睡眠時間が少なくなっており、子どもたちも忙しい生活を送っており、あるいはテレビなどのマスメディアでの接触にかなりの時間を割いて、いろいろな生活体験であるとか自然体験とかそういうのが著しく少なくなっているんじゃないかなというふうに思っておりますので、こういった点につきましては、学校とか家庭とですね、協力体制の下に是正をしていかなければならないんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 7番 近松議員。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） お忙しい中、各担当者の意見をまとめてくださりましてありがとうございました。保育所においてもそれからその前の乳幼児においても学童期においても気になる子がこれほど増えている、この玉名地域においても増えているということは非常に大きな問題だというふうに思っております。私がこの間二トみみたいな子どもさんの持つ親御さんが来られまして、相談に来られましたけども、私も乳幼児ぐらいの問題の相談でしたらどうか以前の経験で何か力になることができますけども、二十歳も過ぎますととても私の手に負えません。やはりできるだけ早いうちに支援していく、アドバイスしていくということが、予防的な活動をしていくということが非常に効果のあることだなあとつくづく思いました。お忙しい中、この実態調査に取り組んでくださるということで、本当にありがたいことと思っております。ただこの支援体制ですけども、それぞれの方が本当にお忙しい中、子どもたちのために一生懸命かかわってくださると思いますけども、一番今言いましたやはり問題が大きくなる前の根っこの乳幼児辺りでのかかわりをしている今保健師の数が本当に十分なのかどうかということをお心配しております。この間の報告である、玉東町の方がこの親の支援をするプログラムをしておられました。教育委員会からも保健センターからも参加して下さってました。

とてもきめ細かにされているなあと思ひまして、いいですねえって聞きましたら、担当者が合併しないからできたんだと思ひますというふうに答えられました。保健師は玉東町で3人おられます。あの小さな町で。そうしますと人口から考えますと割合からしますと何千人でしょうか、7,000人で3人としますなら、玉名で30人いると同じ活動ができるということでしょうか。それに対して玉名市はどのくらいの保健師がかかわっておられるのか、問題の子は増えていながらそれに対する対応ができる体制なのかどうかということ、お伺いしたいと思います。介護保険とか非常に医療費がかかったり数で見えますとそこに対策が立てられますけども、心の問題とか頭の中の問題というのは見えませんので、なかなかそこには人がつかなくなったり事業化されなかったりします。でも今日お答えいただいたように非常に問題は深いということで、これからの日本を背負う子どもたちの問題ですので、支援体制、言葉ではわかりますけども本当に人間が足りているのかどうか、やれているのかどうか、増やす予定はないのかどうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。それから今その発達障害の発達障害とメディアがどう関係しているかということは必ずしも関連付けられているわけじゃないんですけども、やはり少し障害のある子どもはメディアの影響が非常に多いと言われております。そういう意味で、今教育長さんのお話にありましたように子どもたちとメディアの関係ということをもっと世間にPRしていかないといけない、もっとおのおのの職種の人が親にそしてアドバイスしていかなくちゃいけないということで、今危機感を持った保育士さんとか助産師さんとか小児科の先生、保健師、養護教諭の方、PTAの方などが集まって、子どもとメディアに関する研究会を立ち上げていますけども任意の団体ではどうしても現場を変える力に限界がありますので、ぜひこれは市が中心となって子どもの育ちとメディアの影響についての研究会といいますか、連絡会といいますか、勉強会みたいなのを立ち上げておのおの職場で既にされているところもあると思ひますけども、情報公開しながらもっと大きくこれを問題にしてほしいというふうに思ひます。

それから最後にメディアリテラシーについてです。これはメディア教育というものですけども、こんなカタカナ言葉を使うのもどうかと思ひましたけども、いろんな方が意味がわからないということでインターネットで調べてくださったそうですので、それだけでも意味があったかなあと思ひています。八嘉小学校では携帯との付き合い方ですね、そういうものを取り組んだそうですし、石貫小学校ではノーテレビデーの取り組みもされたそうです。ノーテレビデーもまあ全然見ないというんじゃないくて、1日だけ見ないとか、9時以降は見ないとか、30分までにするとかいろんなやり方があるそうですけども、それを実践した子どもは本当に親との関係が変わったというふうな報告がありますので、ぜひこういうふうな取り組みも広げていただきたいなあというふうに思ひしております。今後の教育委員会としてのこのメディア教育に対しての取り組み、また新

たにありましたらお答えをお願いします。

じゃあ、支援体制のところでも人的に足りているかどうかということ、それからこの勉強会と申しますか、連絡会と申しますか、こういうものをして市が主催していく考えはないかどうかということ、その点をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） まず保健師の数が足りているかというようなことでございますけれども、今保健師としての職種の方が17名おられます。そういう中で大変めでたいことと思っておりますけれども、産前産後一時休暇の方が現在4名おられます。そういう中でまたこの配属につきましては、保健センターが10名、高齢介護課が3名、福祉課に1名、3総合支所にそれぞれ1名の17名でございますけれども、確かに現場の話等を聞いてみますと大変保健師の業務が今大変重要な問題も抱えております。ただいま御指摘の障害児等の発達障害児等の相談、支援等の問題も大きな問題でございますし、これから高齢化が進む中での高齢介護の問題とか障害者支援に対する問題とか、大変保健師のかかわる業務が多くなっております。私も保健師を1回全体寄せた中でも申し上げましたけれども、こういう中であって保健師としての事務改善と申しますか、改革あたりをですね、お互いが研究をしながら限られた人員の中でそういうことを考えてくれというようなことも申しましたし、市長の方からもいつだったですか、国から県からの報告あたりはですね、玉名市独自の考え方でせんような方法でいけというような、そういうちょっと指示もあったわけでございますけれども、確かに保健師のですね、専門的な業務が生かされていないというようなこれは一般的な事務と申しますか、当然ながら保健師がかかわる事務でございますけれども、一般的な事務にかかっているまた国や県に報告する事務、こういうのが多くなって来ております。そういう中でめでたい職員もおられる中でですね、大変苦慮をしているのが現実だろうというふうに思います。新年度からは新しく新人の保健師が1名採用されることになっております。その保健師も含めまして現状としては18名、新年度からはですね、18名ということになっております。それから支援体制の中で保健師は毎月ですか、それぞれ勉強会をやっております。これにつきましてはいろんな、これから先はいろんな関係各課あたり等も含めながらですね、勉強会に努めるように私の方からもお願いなり、指示をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の再質問にお答えいたします。メディアリテラシーについてでございますが、特に子どもたちのテレビ、ビデオ、インターネット、携帯電

話との付き合い方についてでございます。議員も御承知のとおり近年の技術革新に伴い子どもたちを取り巻く生活環境が著しく変化をして来ております。さまざまな情報がある中で真義を検証し、取捨選択して活用する能力をつけるということは本当に必要であると考えております。各学校ともこのことを踏まえて子どもたちがテレビ、ビデオ、インターネット、携帯電話とどう付き合ったらいいのか、それぞれに対応してきておりますけれども、教育委員会といたしましてもこのようなメディアが子どもたちにどのような影響を及ぼしていくのか、例えばテクノ依存症など研究を深めていく必要があるのではないかと考えておりますし、議員のおっしゃる研究会等にも積極的に参加をし、検討課題として今後とも取り上げてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 7番 近松議員。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） お忙しい中熱心に子どものことを考えてくださって、本当にありがとうございます。今保健師の充実の問題、17名中4名が産休ということで、若い方が多いのでこれからどんどんお産される方だと思いますので、このままの状態でもいいのかどうかということをもたまたまた検討していただきたいというふうに思っています。それぞれの方が今までも精いっぱい努力してこられて、学校は学校、保育園は保育園、保健センターは保健センター、精いっぱい努力してこられて、それでも今の現実がある。これだけ子どもたちは増えているということは、今の人員でいいのかということにやはり戻るんじゃないかというふうに思っております。芽は小さいときに摘めという言葉がありますけれども、一番やはり母親も不安で人の話を聞き入れる、そういう時期に側にいて、アドバイスする人を増やしてほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。要望しておきます。

あと研究会、勉強会については教育委員会の方も、それから保健センターの方も取り組んでくださるということですので、期待しております。玉名から子どもとメディアについての問題を大きく発信していただきたい。それがまたマスコミに載ることによってお母さん方がさらに意識してくるというふうなことも期待できると思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は玉名市役所行政改革大綱についてです。事業所別予算書、決算書を作成することについては、昨年あたりと思っておりますけど、合併して間もない頃でしょうか、私が議会で大事な決算、予算の審議をするのに今の予算書では事業の中身がわからないし、補助割合もわからないのでぜひ事業別のをつくってほしいというふうにお願ひに行きましたけども、合併直後でお忙しいこともあったんだろうと思っております。小さな町だか

らできることであり、大きな市ではできないというふうなことでありました。先月産業経済委員会で宮若市というところに行きましたら、やはりそこでつくっていたんですよ。事業別の予算書、決算書というのがありまして、市でもやっぱりできるんだって、やっぱりもう1回これはお願いしなくちゃと思ってましたところ、先般の全協で配られた行革の大綱に掲載されていまして、私拍手したい気持ちです。実際行政の事業というのは非常に多岐にわたるため、担当している職員本人しかわからないことが多いようですし、私も断られたので、じゃあ自分でひとつ作ろうかなあと思って、職員にいろいろ聞きに行ったんですけども、結局本当に担当じゃないと詳しいことはわからないといった状況で、またこれが大変なことで私がつくるのでは1年ではできないなあというふうに感じました。私はやはりなぜ事業所別のこの予算書が必要かと思えますと、やはり市民が本当に市役所というのが市というのがどういう身近な事業をしているのかということが理解できるために必要だというふうに考えてます。やはりいろんな要望がありましたけども、図書指導員についても図書補助員についても、予算をつけていただきましたけども、15人ということで27校に対して15人ということでせめて20人ほしかつたなあと思うんですけども、やはり財政が厳しかったんだらうと十分理解しております。言われる前に理解しております。そういうことがやはりどれもこれも削れない事業なんだということがやはり市民が理解した上でどうやはり協働を進めていくかという面で非常に必要じゃないかなあというふうに思ってますので、早くこれを取り組んでいただきたいということを申し上げて、これがどういうふうになるのか、それからどういうふうに活用されるのか、小さなところは全町民に配布しているようですけども、活用をどういうふうに考えているのかということについてお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画財政部長（牧野吉秀君） 近松議員お尋ねの玉名市行政改革大綱の事業別予算書、決算書の作成と活用についてお答えいたします。玉名市行政改革大綱は県立大学の渡邊教授ほか、市内企業の経営者や所長などの委員構成によります行政改革推進懇話会から提言をいただきながら案づくりを行なってきたもので、この3月中に発表の運びとしているところでございます。この行政改革大綱の柱の一つである協働のまちづくりの推進を実現するためには、まず市役所、行政が持つ行政情報を積極的に公開し、市民と情報を共有することが大切であると考えており、事業別予算や財務諸表等の導入によりわかりやすい予算、決算の作成などにより説明責任を確保し、市政の透明性を向上させることが必要であると考えております。これまでも予算や決算については広報紙やホームページなどを通じ、市民の皆様に関わりやすくお伝えするよう努力しているところでございますが、行政における会計については款、項、目の目的別と節ごとの性質別で構

成されており、具体的に何に対して何の目的でいくらを使うのかわかりにくいという声もあり、また予算どおりに行政活動を行なったかという現金の出入りに着眼を置いたつくりであるため、行政資源として費やしたコストが見えないものであると認識しております。わかりやすい予算書、決算書を通じて、市民と情報を共有することは市政への信頼を高め、政策実現の基礎成すものであることから、多くの先進自治体の事例も参考に早い時期の導入を目指すとともに、合わせて職員の意識改革を図りながら行政改革を着実に進めてまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 7番 近松議員。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 事業書別予算書はニセコ町あたりで始まったと思うんですけども、川沿町、佐賀の川沿町とかそれからまたあの辺で福岡とか作っているところもありますので、ぜひ参考にされて、本当に市民にわかりやすいものをつくっていただきたいというふうに思います。

次は国保財政についてです。国保の予算書を見ましたら、毎年基金を下ろしているようですので、これは先はどうなるんだろうかと心配になった次第です。いつまで基金は持つのか、それから今後の見通しはどう考えているのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。それからまたこの健全、国保の財政健全化に向けてどのようなことをされていくのか、先ほども少しお話がありましたけども、予防事業、そのことについてもお伺いしたいと思います。私はこの予防事業の中で市長が薬草に力を入れておられますので、それも今後期待したいところですけども、私はそれに付け加えて東洋の養生法をもっと普及させることができないかということを考えています。なぜこの東洋の養生法かといいますと、今の人は体を動かさないと目とか耳と目とか首から上ばかり疲労していますので、からだ非常に緊張しています。それで心と体を緩めていくヨガとか太極拳とか気功とかそういうものがもっともっと必要じゃないか、先ほど病院建設の話も出ましたけども、やはり西洋医学だけではなくて、やはり東洋医学の考え方も入れていかなくては健康は守れないというふうに考えていることが一つです。それから市民健康大学か何かの構想のお話もありましたけど、やはり話は1回聞いても生活はなかなか変わらないです。継続しないとやはり人間の生活も変わらないし、効果も出ないので、やはり継続してまた楽しくできる、そういうふうな構造をした方がいいんじゃないかというふうに考えています。それから非常に財政上負担が大きいから取り組めないというふうなことだったろうと思いますけども、私はそんなにお金入れないで、お金を使わないでできるというふうに思っています。こういう講座は本当にそれで生計立てているわけではなくて、少しでもお役に立てればという感じでしている方もおられますの

で、例えば1回5,000円の謝礼で10回しますと5万円、10回で大体体験したあと体にいいからぜひしたいということでしたら継続して自主グループで運営していただければ、そこから広がっていきます。一つのを市が紹介して、それを市民が続けていけばあまりお金を使わなくてもやっていけるんじゃないかなあと思っております。国保財政についてとそれから私の健全化のためにこういうことも取り入れた方がいいんじゃないかというふうな考えなんですけども、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

○市民部長（田上敏秋君） 近松議員の国保財政についてお答えいたします。現在国保財政調整基金の保有状況でございますが、平成17年度決算額で7億3,072万7,000円となっております。平成18年度当初予算額では1億4,400万円の繰入を計上しておりましたが、平成17年度の繰越金と一般会計繰入金で補ったため、5,720万円を見込み、平成18年度末の基金残高の見込み額は6億7,394万9,000円となっております。平成19年度の国保予算では18年度の実質単年度収支見込2億5,600万円の赤字を補うことと資産割10%引き下げた部分を考慮して税率を設定しておりますが、歳入不足が1億4,000万円発生し、不足額を基金で補うために基金残高の見込み額は5億3,394万9,000円となっております。平成20年度の国保予算では合併協議会の承認事項であります3方式に税率賦課方式を移行することで、議員の皆様方には御承認をいただいているところでございますが、被保険者に急激な負担増を生じないように基金を当てながら税率の見直しを考えております。そういうことで、これから基金の国保財政の安定のためには基金の投入といいますか、こういうのがですね、ひとつの大きな問題となっておりますので健全運営につきましては努力をしまいたいというふうに思います。保険予防事業といたしましては、一般市民を対象に健康体操教室、ゆたっとストレッチ教室、40歳以上を対象とした健康大学などを計画をいたしております。中でも健康大学については講座会場を各自治区ごとに設け、多くの市民の方々が身近で受講できるよう機会を増やし、自らの健康づくりに役立てることができるよう考えております。先ほど近松議員の方から東洋養生法等の導入といいますか、普及等に質問がございましたけども、太極拳やそうたいほうですか、こういうのを実際やっている団体等がございますので、今後はこういう団体等をですね、紹介をしながら町民の健康づくりに役立てていきたいというふうに思っております。また医療制度改革が順次実施されている中で、九州看護福祉大学との協力協定のもと、関係機関と連携を図りながら生活改善ができるよう保健指導に重点を置き、メタボリック症候群の減少に努めてまいります。今後とも国保財政安定化のために安定化に向けて努力をいたしますので、議員各位の御努力、御協力、御理解をよろしくをお願いをいたしたいと思いま

す。

以上です。

○議長（松田憲明君） 7番 近松議員。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今、されているゆたっと元気教室は大変好評ですので、ぜひそれを広げていただきたいと思いますし、今のグループを太極拳とかヨガとか、そういう今のグループを紹介していくことですので、それから順次広がっていくこともいいですし、ぜひよろしく、健康づくりの方もよろしく願いいたしたいと思います。先ほど病院の話も出ましたけども、予防が一番です。

子どもの問題もやはり小さいときにするのが一番ですので、どうぞその点を御憂慮なさってください。よろしく願いいたします。

それから最初に忘れましたが、私今年の予算書はちょっとがっかりしたと失礼なこと申しましたが、今年はず福祉バスが予算計上されてまして、本当にこれはよかったなあと思いました。合併していいことは一つもないとかわけもわからずそういう方が非常に多い中、これが走るようになったということは本当に住民の大きな願いでしたので、合併してよかったなあって私も言えますので、本当にこれは住民に喜ばれるかと。

それから図書指導員の件も財政難の中から配慮してくださいまして、これをもとに本当に玉名市の子どもたちのまた読書に対する思いも変わってくると思います。

先輩議員から島津カラーは何なのかというお話が連日ありましたけども、私はやはり新幹線それから新庁舎に向けての力強い動きとそしてまたこの細やかな配慮が島津カラーじゃないかなあと思っております。

大変遅くなりました。長くなりましたけども、これで終わる前に最後の最後まで田上部長、ありがとうございました。ほかにも3月までの部長さんいらっしゃるんですけど、どの部長さんも私玉名に合併しまして、こんなに素晴らしい部長さん方に会いまして、合併してよかったなあというふうに思いました。これは田上部長さんだけじゃなくてどなたにも思っております。田上部長さんにつきましては、本当に部下の方がとてもいい部長さんでもったいないと言われておりました。どの方も本当に丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。今後も玉名市の発展のためによりしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

これにて、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第2 議案及び請願の委員会付託



○議長（松田憲明君） 次に、議案及び請願を付託いたします。

議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第47号財産取得についてまでの議案45件及び請願1件については、お手元に配付しております議案及び請願付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

議案及び請願付託表

総務委員会

- 議第3号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）  
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔1項総務管理費中15目新幹線促進事業費を除く・3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費・第4表地方債補正 変更）
- 議第14号 平成19年度玉名市一般会計予算  
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第2表地方債）
- 議第25号 玉名市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議第27号 玉名市事務分掌条例及び玉名市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市監査委員条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議第31号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

産業経済委員会

- 議第3号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

(歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費・第2表繰越明許費、⑥農林水産業費・第3表債務負担行為補正 追加(1)(2))

- 議第 7号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第14号 平成19年度玉名市一般会計予算  
(歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費)
- 議第18号 平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
- 議第34号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 請第 1号 日豪EPA(外務省経済連携協定)交渉に関する意見書の提出に関する請願

#### 建設委員会

- 議第 3号 平成18年度玉名市一般会計補正予算(第4号)  
(歳出の部、②総務費1項総務管理費中15目新幹線促進事業費、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中4項公共土木施設災害復旧費・第2表繰越明許費、⑧土木費)
- 議第 8号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第 9号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第10号 平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第11号 平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第12号 平成18年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第13号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第14号 平成19年度玉名市一般会計予算  
(歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中4項公共土木施設災害復旧費)
- 議第19号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成19年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
- 議第22号 平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第23号 平成19年度玉名市水道事業会計予算
- 議第24号 平成19年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第26号 玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
- 議第36号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 37 号 玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 38 号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 39 号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 40 号 玉名市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 41 号 玉名市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 46 号 市道路線の認定について  
議第 47 号 財産の取得について

#### 文教厚生委員会

- 議第 3 号 平成 18 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）  
（歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費、⑪災害復旧費中 5 項文教施設災害復旧費・第 2 表繰越明許費、⑪災害復旧費中 5 項文教施設災害復旧費）
- 議第 4 号 平成 18 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議第 5 号 平成 18 年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議第 6 号 平成 18 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議第 14 号 平成 19 年度玉名市一般会計予算  
（歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費、⑪災害復旧費中 5 項文教施設災害復旧費）
- 議第 15 号 平成 19 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算  
議第 16 号 平成 19 年度玉名市老人保健事業特別会計予算  
議第 17 号 平成 19 年度玉名市介護保険事業特別会計予算  
議第 35 号 玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 43 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 44 号 玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 45 号 玉名市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、各常任委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上、本日の日程は終了いたしました。

21日までは委員会審査のため休会とし、22日には定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時00分 散会

第 4 号

3 月 22 日 (木)

## 平成19年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

平成19年3月22日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
  - 2 産業経済委員長報告
  - 3 建設委員長報告
  - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
  - 2 産業経済委員長報告
  - 3 建設委員長報告
  - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 日程第 7 追加議案上程
- 議第48号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理  
する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第49号 普通財産の無償貸付けについて

日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第 10 委員長報告

総務委員長報告

日程第 11 質疑・討論・採決

日程第 12 議員提出議案上程

議員提出第 1 号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第 2 号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第 3 号 玉名市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 質疑・討論・採決

日程第 14 意見書案上程

意見書案第 1 号 日豪 E P A (外務省経済連携協定) 交渉に関する意見書の提出について

日程第 15 質疑・討論・採決

\*\*\*\*\*

#### 出席議員 (29名)

|      |         |      |        |
|------|---------|------|--------|
| 1 番  | 萩原雄治君   | 2 番  | 中尾嘉男君  |
| 3 番  | 宮田知美君   | 4 番  | 北本節代さん |
| 5 番  | 横手良弘君   | 6 番  | 前田正治君  |
| 7 番  | 近松恵美子さん | 8 番  | 作本幸男君  |
| 9 番  | 福嶋譲治君   | 10 番 | 竹下幸治君  |
| 11 番 | 青木壽君    | 13 番 | 内田靖信君  |
| 14 番 | 高村四郎君   | 15 番 | 大崎勇君   |
| 16 番 | 松本重美君   | 17 番 | 江田計司君  |
| 18 番 | 多田隈保宏君  | 19 番 | 永野忠弘君  |
| 20 番 | 林野彰君    | 21 番 | 高木重之君  |
| 22 番 | 本山重信君   | 23 番 | 吉田喜徳君  |
| 24 番 | 田島八起君   | 25 番 | 田畑久吉君  |
| 26 番 | 小屋野幸隆君  | 27 番 | 堀本泉君   |
| 28 番 | 松田憲明君   | 29 番 | 杉村勝吉君  |
| 30 番 | 中川潤一君   |      |        |

\*\*\*\*\*

欠席議員（1名）

12番 森川和博君

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 松岡誠也君 | 事務局次長 | 梶山孝二君 |
| 次長補佐 | 中山富雄君 | 書記    | 和田耕一君 |
| 書記   | 松尾和俊君 |       |       |

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

|                       |       |                                  |       |
|-----------------------|-------|----------------------------------|-------|
| 市長                    | 島津勇典君 | 助役                               | 高本信治君 |
| 総務部長                  | 村田隆夫君 | 企画財政部長兼<br>玉名総合支所長兼<br>玉名自治区事務所長 | 牧野吉秀君 |
| 市民部長                  | 田上敏秋君 | 福祉部長                             | 元田充洋君 |
| 産業経済部長                | 谷口強君  | 建設部長                             | 取本一則君 |
| 地域自治区<br>調整総室長        | 井上了君  | 出納局長                             | 徳井秀憲君 |
| 横島総合支所長兼<br>横島自治区事務所長 | 田上均君  | 天水総合支所長兼<br>天水自治区事務所長            | 望月一晴君 |
| 企業局長                  | 中原早人君 | 教育委員長                            | 坂本清一君 |
| 教育長                   | 菊川茂男君 | 教育次長                             | 杉本末敏君 |
| 監査委員                  | 高村捷秋君 |                                  |       |



午前10時02分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（松田憲明君） ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 委員長報告

○議長（松田憲明君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長（本山重信君） 改めまして、おはようございます。ただいまから総務委員会の審査経過と結果を報告申し上げます。

議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）についてですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億762万円を減額し、予算総額を273億4,038万円とするものであります。まず歳入の主なものは、市税が7,599万5,000円の追加に地方交付税は普通交付税で6億9,056万7,000円の追加、繰入金は、6億3,494万円の減です。

次に歳出の主なものですが、総務費で地域イントラネット及び情報推進事業の決定により7,943万9,000円の減です。また第4条地方債は変更で地域イントラネット基盤施設整備事業並びに災害復旧事業に係るものほか16件の借入限度額の変更を行なうものです。以上の説明が執行部よりあり、それに対して、委員から1番目に地方交付税や合併に係る補助金の金額の動向、2つ目に繰越明許に係る事業と金額について、3つ目に消防団のはっぴについて、4つ目イントラネット委託料の減額について等の質疑がありました。執行部から以下のとおりの答弁があり、また委員からの要望もありました。1つ目の地方交付税には普通交付税と特別交付税があるが、今回普通交付税が82億3,656万円で確定したことにより、補正をお願いしている。また特別交付税については3月下旬に確定する見込みであり、10億円を計上している。それから平成17年度は12億4,300万円であり、6%の減の見込みと考えている。また合併に係る補助金は合併した団体の数により異なり、玉名市は4団体で4億8,000万円で決定がなされているが、今年度は2億8,800万円の歳入が決定し、来年度以降、残額の交付がある。2つ目の繰越明許に係る事業と金額については、件数はふえているが金額は減少している。事業の遅れが毎年のように見受けられる。繰り越しとしないように事業計画の確実な遂行を希望した。3つ目の消防団のはっぴについては18、19、20年度の3年間で整備するため、各年度1,000万円計上することになっている。そ

のあとの整備や破損等については1,712名分の各2,000円の被服等補助金にて各分団で対応していただきたい。それから4つ目の地域イントラネット整備事業に係る国庫補助金の減額についてですが、当初の事業計画では3億8,000万円を計上し、2分の1の1億9,000万円の補助額にて計上していたものが、国の予算枠の中で事業費が2億5,700万円弱、補助金で1億2,800万円との決定があり、その補助金差額の6,100万円を減額すること。事業自体はパソコンの学校への整備、配備であり、事業財源を合併特例債で対応することになり、そのため補助金と特例債を入れかえたという形になった。以上の答弁がありました。議第3号については、全会一致で可決いたしました。

次に議第14号平成19年度玉名市一般会計予算についてであります。歳入歳出の総額を256億6,650万円とするものです。これは前年度予算比の3.7%の減であります。次に第2条地方債については、九州新幹線鉄道建設負担金外17件につきまして、起債の目的、限度額などが定められ、9.8%の地方債依存割合になります。また一時借入金は20億円を限度とし、さらに歳出予算の流用もあわせて説明がありました。まず歳入の主なものは、市税で65億8,020万3,000円を計上してあり、個人市民税で24億6,210万円、固定資産税で28億190万2,000円です。地方譲与税は3億3,300万円で、18年度までの国の三位一体の改革として交付されていた所得譲与税の19年度からの廃止により大幅な減になります。利子割交付金は3,320万円、配当割交付金は1,230万円、株式等譲渡所得割交付金は国の示した金額により1,650万円です。地方消費税交付金は6億4,620万円で、ゴルフ場利用税交付金は3,120万円、自動車取得税交付金は1億1,610万円、地方特例交付金は恒久的な減税分と児童手当の拡充分として6,880万円を計上されています。地方交付税は88億4,100万円で、内訳は普通交付税で78億4,100万円、特別交付税は10億円であります。分担金及び負担金は3億8,424万8,000円が計上され、主なものは保育所運営費負担金が3億3,882万9,000円です。使用料及び手数料は3億9,233万2,000円で、住宅使用料が1億9,987万円。主なものでこのようになります。国庫支出金につきましては、24億5,076万4,000円で、主なものは介護給付訓練等給付費負担金が3億1,500万円、保育所運営費負担金が2億2,427万5,000円、生活保護の各扶助費に対します負担金が6億4,500万円となります。県支出金は17億2,947万4,000円で、主なものは保険基盤安定負担金が2億6,718万5,000円、被用者・非被用者小学校修了前特例給付負担金が1億2,372万5,000円、それから重度心身障害者医療給付費補助金が6,850万円、強い農業づくり交付金が1億4,153万5,000円であります。繰入金は9億8,878万8,000円が計上されています。繰越金は1億円、諸収入は3億8,

618万9,000円、市債は25億2,370万円で、九州新幹線鉄道建設負担金債は6,080万円ほか17件であります。

次に歳出では、議会費が2億7,020万7,000円。それから総務費が30億2,474万1,000円で主なものは企画費で玉名平野下流排水整備計画策定業務委託料が1,390万円、庁舎建設にかかる基本設計業務委託料が4,054万8,000円、選挙に要する経費として県議会議員選挙、参議院議員選挙、県知事選挙費として1億1,900万4,000円となります。次に消防費は9億6,514万2,000円で、有明広域行政事務組合消防事業負担金が7億7,616万3,000円などが主なものです。公債費は35億8,519万7,000円です。委員及び執行部の質疑応答の特筆すべき事項を御報告申し上げます。1番目に歳入の市税は、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税に係る滞納繰越分が滞納額の7%、11%、12%の大枠で計上しているが、徴収見込みない滞納分の主な理由や徴収率向上の対策について委員より質疑あり、執行部より「固定資産税はあるが所得がない」が最大の要因であるとの答弁がありました。また収納率向上の方策については、1つ目に現在30%しかない口座振替の推進、2つ目に電話、文書による催告の強化、3つ目に不動産、預貯金、給与等の差し押さえ、4つ目に収納体制の強化として平成19年度から熊本県に研修で職員を派遣させ、県との合同徴収を考えているというような答弁がありました。2つ目に歳入の県支出金の商工費県補助金での街なか居住推進事業補助金の事業内容についての質疑に対して、執行部から熊本県が創設した制度であり、中心市街地活性化の子育ての世帯の住宅建設の補助を行なうもので、限度額が180万円、12棟分の予算計上であり、広報等での周知を担当課により適切に対応するとの答弁がありました。3つ目に合併特例債活用の実績について委員から質疑があり、執行部より合併特例建設事業債が267億円で10年間の権利があるということであり、充当している分については平成17年度は新玉名駅周辺整備事業、横島複合施設、天水中学校、玉陵中学校体育館で13億2,000万円を充当し、平成18年度は新玉名駅周辺整備事業、天水中学校、地域イントラネット整備事業等で12億8,300万円を充当し、2カ年で合わせて26億円程度の合併特例債の許可をもらっているが、なお平成19年度は駅周辺整備事業、岱明中学校体育館で9億6,000万円の発行を予定しているとの答弁がありました。4つ目に歳出の総務管理費、職員手当の退職手当の増額について、対象人数と増加の主な要因について委員から質疑がありました。執行部より退職手当組合の負担額として計上しており、一般会計に係る職員数が607名、特別会計に係る職員数が28名、企業会計に係る職員数が30名であり、また負担率が1000分の150から1000分の180に改正になったことによる増額との答弁がありました。5つ目に総合窓口カウンター設置についての質疑に対して、執行部より平成19年度で市役所玄関から入って正面ぐらいに設

置したいと。賃金職員1人と全市職員が輪番制で1人の2人体制で進めたい旨の答弁がありました。6つ目に文書広報費において元FM局への委託料が減額になっているが、花火大会、大俵まつり、花しょうぶまつり等のイベントにかかる発信力が弱くなるのではないかと委員からの質問に対して、執行部より先の委員会において、市外からのFM局も検討したい旨の答弁をしていたが、今回は減額していると。今後は職員の中でイベント等についての意識づけ等を強力に行ない、合併によるスケールメリットを活かし、広報発信力を強化していきたいという答弁がありました。さきに開催したいちごマラソンにおいては、天草パールラインマラソンを抜いて県下の参加者を呈したようにさらなる発信力を全体的に市の取り組みの中で強化していきたいとの答弁がありました。7つ目に玉名21の星事業の助成金に関する質疑があり、執行部より平成18年度から4年間にわたる事業であり、それぞれの校区の事業に対する進捗を見きわめながら、事業展開を進めていきたい。その中で予算が不足する事態となれば補正にて対応したいとの答弁がありました。8つ目に行政区の統合については、平成19年度において258行政区のまま予算を計上している。なお、旧玉名市の玉名町の一部については現段階において統合が可能かどうか検討しているとの答弁がありました。9つ目に熊本県議会議員選挙、参議院議員通常選挙、熊本県知事選挙に係る時間外勤務手当について委員からの質疑に対して、執行部より前回の時間外勤務手当は約1,000万円程度の減額になっているが、さきの3つの選挙にかかる時間外勤務分が増額になっている。全国的に開票時間の短縮が大きな課題となっている中、選挙管理委員会の中でも議論をいただき投票所の設置については業者委託をし、職員を開票及び疑問票等の事務に当てる方向で検討しているとの答弁がありました。その他に公用車のガソリン代、パソコンの借入れ、それから消防団分団への補助等についての質疑応答もありましたが、採決の結果、議第14号につきましては、全会一致で可決をいたしました。

次に、条例関係の審査内容を報告いたします。議第25号玉名市副市長の定数を定める条例の制定について。委員から特に質疑はなく、議第25号については、全会一致にて可決いたしました。

次に議第27号玉名市事務分掌条例及び玉名市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について。委員から機構改革及び税源移譲等にかんがみ、納税課が創設されるのだろうが、今後の住民税申告のあり方等に対して質疑がありました。執行部より住民税申告期間は地域の申告者数も異なるので、各支部等において日割りをし実施しているが、現段階において特段問題は発生していない。平成19年においても同じ対応をしたいとの考えであるが、サービスの低下を招かぬようにしていただきたい旨の答弁がありました。議第27号については全会一致にて可決いたしました。

次に議第28号玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。議第2

9号玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。及び、議第30号玉名市監査委員条例の一部を改正する等の条例の制定については、委員から特に質疑はなく、議第28号、議第29号、議第30号については、全会一致にて可決されました。

次に議第31号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。委員から100分の25を超えてはならないという改正に伴うものなのかという質疑に対して、執行部から給与法の中で定率で対応していたものを定額にて対応し、限度額を100分の25に抑えるようにとの通達に沿って条例を改正するものとの答弁がありました。そのほか質疑はなく、議第31号については、全会一致にて可決いたしました。

議第32号玉名市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてですが、委員から別表7号を参照しながら用地交渉にかかわった職員に支給する日額と特殊勤務手当支給の兼ね合いについての質疑があり、執行部から勤務に従事した職員に対して特殊勤務手当を日額として支給するものであり、時間の規制はない旨の答弁がありました。そのほか委員から特に質疑はなく、議第32号につきましては全会一致にて可決されました。

議第33号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員から国保税の資産割について平成19年度から10%、平成20年度が0%になることの確認があったほか、特に質疑はなく、議第33号については、全会一致にて可決されました。

議第42号玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。委員から消防団員の確保については、市職員の採用時等に地域のリーダー的存在として、各地域の分団にその年齢が達したら加入していただくような指導はできないかとの質疑がされ、執行部より各分団において強力で勧誘等はなされているが、強制はなかなかできない旨の答弁があり、議第42号については、全会一致にて可決されました。

最後に継続審査になっております平成18年請願第3号JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出に関する請願についてであります。委員からこの意見につきましては係争中であり、1日も早い解決が望まれるが地方自治に直接かかわる範疇ではないとの意見や、意見書の提出は地方議会になじまない、また3月で年度も変わることにかんがみ、継続という形ではなく方向性を出すべきとの意見が出されました。委員の意見を集約し、採択すべき案件には至らないとの結論に達し、平成18年度請願3号につきましては、全会一致をもって不採択にすべきものと決定しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 引き続き、産業経済委員長 永野忠弘君。

〔産業経済委員長 永野忠弘君 登壇〕

○産業経済委員長（永野忠弘君） おはようございます。今期産業経済委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件でございます。その審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。6款農林水産業費は2,381万円の減額であり、主なものは園芸産地かつりよく強化対策事業費が苺の夜冷施設整備増設、高接ベンチの導入事業の確定により、入札単価残が出たことで574万3,000円の減額、強い農業づくり交付金（生産総合事業）は原油高騰対策の一環として天水、横島、玉名地区の苺農家で攪拌扇を導入実施する事業で、入札の残額を減額するものです。同じく交付金（経営構造対策関係）はJA玉名、大浜のハウスリース事業を実施した残額と、追加事業として横島振農共乾利用組合でもみすり機1台と乾燥機を8機導入する補助金の差し引き残額を減額するもので、このもみすり機と乾燥機の機械導入については、第2表の繰越明許費で19年度へ繰り越すものです。また園地、改良、改植、高接ぎ等の小規模土地基盤整備事業補助金は事業費の決定による減額です。土地改良費は1,727万5,000円の増額で、主なものは尾田川地区と末広地区の水田農業経営確立排水対策特別事業負担金の増額です。7款商工費は1,065万2,000円の減額で、松原海岸の清掃委託等の施設委託入札残額100万4,000円の減額、地域活性化センターが行なった合併市町村対象の活性化補助事業に玉名地域ブランド化事業が採択されなかったことによる補助金500万円の減額が主なものであります。11款災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費は3,978万8,000円の減額で、主なものは営利を目的としない土地改良連合会との契約により一般コンサルタントより安く委託できたことと本年度災害時の復旧に地元からの協力により区役等で対応できたことによる減額であります。第2表繰越明許費であります。6款農林水産業費1項農業費の経営構造対策事業を1,836万7,000円、末広地区の圃場整備事業492万9,000円、3項水産業費の玉名漁港分を5,940万円、大正開漁港分4,710万円と定め、水産基盤整備事業費を繰り越すものであります。3表債務負担行為補正の追加についてであります。追加（1）は熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項及び熊本県自立経営体育成資金事務取扱要項に基づき、玉名農業協同組合が農業者に資金を融資したことについて、その利子補給を行なうものであります。追加（2）は玉名市土地改良区が農林漁業金融公庫から借り入れした土地改良施設整備事業資金2,000万円の元利償還金について、玉名市が玉名市土地改良区に負担するものであり、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。委員から、農業委員会で農地の把握はできているのか、また進捗状況はという質疑に対し、執

行部より今回、品目横断的経営安定対策に伴い、地目の確認ということでそれぞれ農家の方へ畑地を樹園地と普通畑に分けて提出していただいたところ、自分の所有地がわからないとの確認の問い合わせが多く寄せられたほか、貸し借りをしていたが契約終了後も契約が継続していた等が判明しました。今回は半数を超える返送がありましたが、その後の台帳整備までに至っていない。返送を受け付けていただけという現在の状況であるという旨の答弁がありました。さらに委員から土地改良費の問題にもかかわってくる。旧玉名市の不在地主の問題や土地の譲渡がわからないので何とかしてほしいと質問される、農業委員も新しくなり、難しい面もあると思いますが、きちんと整備がなされるようお願いしたいという意見に対し、執行部より今回実施し把握されていない面も見えてきた。全部の農家に台帳の写しを配付するには難しい点もあります。検討させてほしいという旨の答弁がありました。議第3号付託分については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第7号平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。大衆浴場使用料は自治公社への委託の確定により減額、また雑入は4月から8月までの歳入の確定額と9月からの指定管理者の納入金予定額を合わせて129万2,000円の増額であります。歳出は8月に発生し、指定管理者移行後に支払いが生じた電気料の不足による増額です。委員からどうして民営化また指定管理者になると利益が増えてくるのか、どのような工夫をされたのかという質疑に対し、執行部より指定管理者となり自治公社職員を配置していないので、人件費などの運営経費が削減されている。また指定管理者の努力やこの移行時期に合わせ、大衆浴場北側に立願寺横町線の新設道路が開通し、対外的にも周知ができ、また交通の利便性もよくなったことも大きく影響しているのではないかという旨の答弁でありました。議第7号については、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に議第14号平成19年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。6款農林水産業費18億4,216万4,000円の計上であります。主なものは強い農業づくり交付金（経営構造対策関係）が1億1,766万6,000円、農業集落排水事業会計繰出金が2億3,606万6,000円、排水路と農道整備のむらづくり交付金事業費が1億5,155万円、尾田川・末広地区の水田農業経営確立排水対策特別事業負担金が1億4,000万円、また漁港建設費が大浜・大相開両漁港整備事業費で2億4,558万7,000円、それから新規で今まで地域で手当て、対応していただいていた農業用排水路及び農業用道路の整備に対して支援を行なう事業、農地・水・環境保全向上対策事業補助金が2,471万7,000円などであります。7款商工費は3億9,761万1,000円の計上であります。主なものは納涼花火大会補助金などを含む商工会議所・商工会補助金が2,583万2,000円、中小企業振興預託金ほかで1億2,7

00万円、工場等設置奨励費補助金を含む企業誘致促進費が3,082万2,000円、新規事業で街なか居住推進事業補助金が2,160万円、また、ふるさと自然公園・松原海岸・磯の里などの観光施設管理委託料が1,714万7,000円、それから勤労青少年ホーム管理委託料1,491万円などであります。11款災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費は委託料などの計上であります。委員から平成19年度産業経済委員会事業の特色はという質疑に対し、執行部より農業関係では品目横断的経営安定対策に基づく取り組みと米の生産調整が今まで行政で行なわれていたが、農業者団体に移りますので、農業者に周知し定着を図りたい。耕地課関係では今まで行政で行なっていた湛水事業、機械の借り上げ、原材料を含む事業を農地・水・環境保全向上対策事業補助金として参加地区に支援し補助するものです。参加地区は玉名市全体で水田、畑合わせて41%で参加していない地区に対しては従来の事業で行ないます。商工観光関係では、企業誘致を推進するには優良な用地の確保が必要であり、今後の方向性などを今検討中である。また昨年は玉名ラーメンが対外的にヒットしたが、これからは玉名ブランド推進室を商工観光課の中に設け、新幹線の開業なども踏まえ、玉名で誇れる商品、特産品の開発や発信をしていく必要があります。という旨の答弁でありました。ほかに強い農業づくり交付金、小岱山の活用、新規事業の農地・水・環境保全向上対策事業補助金についての質疑がっております。以上、議第14号付託分については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第18号平成19年度玉名市大衆浴場特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ886万5,000円とするものであります。歳入は一般会計からの繰入金と指定管理者からの納入金などであります。歳出の1款大衆浴場事業費は修繕料等で103万5,000円。2款公債費は負債の元利償還金783万円であります。議第18号については、特に質疑もなく、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第34号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、愛玩用鳥獣の飼養登録及び登録票再交付申請にかかる手数料を徴収するため条例の整備を図るもので、内容としまして愛玩用鳥獣の飼養登録及び登録再交付にかかる手数料1件につき3,500円を徴収するものであります。委員から保護することにより被害が目立つことはないのかという質疑に対し、執行部より今のところ被害の報告等はありませんが、以前に野鳥被害の事例はありまして、捕獲したことはありますという旨の答弁でありました。議第34号については、全会一致をもって原案のとおり可決しました。

次に請第1号日豪EPA（外務省経済連携協定）交渉に関する意見書の提出に関する請願についてであります。委員からはぜひ提出すべきだとの意見が多く、請第1号に



については全会一致をもちまして原案のとおり採択いたしました。

最後になりましたが、天水赤仁多地区の担い手育成型県営畑地地帯総合整備事業地とブリヂストン熊本工場の現地視察を行ないました。

以上で、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 委員長報告の途中でございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

---

午前11時01分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引続き、会議を開きます。

建設委員長 中尾嘉男君。

[建設委員長 中尾嘉男君 登壇]

○建設委員長（中尾嘉男君） おはようございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案23件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、最初に、議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。2款総務費1項総務管理費中15目新幹線促進事業費については、入札残による1,210万8,000円の減額。4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費については245万1,000円の減額。8款土木費については道路新設改良費9,061万3,000円の減額と都市計画図作成委託料6,750万9,000円を追加であります。委員からまず浄化槽設置整備について安上がりでしかも効果がいいという合併浄化槽の補助事業が以前は予算が足らんようだったが、今回はなぜ余ったのか、理由は何かとの質疑があり、執行部より下水道の普及もあるかと思うが、新規の件数が落ちてきたのが原因ではないだろうかとの答弁でした。次に土木費に関して委員からの電線の地中化に伴う工事負担金の問題について、下水道と上水道は電線の地中化にどういふふうな関係があるのかとの質疑があり、執行部よりこれは国土交通省が全国的にやっている地中化事業の一環の事業で玉名市としても強く要望して、国交省が事業に着手した。電柱を地中化することに対して国交省としてもそこに入っている上下水道管の減価償却費の費用はその事業主体が払いなさいということで、当時の会議の中で企業局ではなく玉名市が負担するという成り行きがあり、一般財源で取り組もうという話があったとの説明がっております。また工事請負費、委託料との予算の減額について、予算の見積りが甘かったのではとの質疑に対し、執行部より当初の予定に対し詳細設計、入札に伴い減額が生じた。また岱明・玉名線のJRに添架する橋の実施計画費を組んでいたが、それを取りやめたためとの説明でありました。また住宅に関してユニバーサルデザイン建築補助金の減額について質疑があり、執行部より最終的に申請がなか

ったことでの減額ではあるが、その採択基準というのは確かに厳しいものとの認識をしているとの答弁でありました。ほかにも樋門管理費や災害復旧費、入札についての質疑などがありました。議第3号中付託分につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第8号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれを543万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億3,402万8,000円とするものであります。主なものは、歳出の2款事業費157万4,000円の減と3款維持管理費512万8,000円の減、歳入においてはこれらの経費の調整であります。次に第2条繰越明許費につきましては、大開地区農業集落排水資源循環事業が繰越額1億4,146万8,000円であります。委員から繰越明許費について、今回は発注の時期が相当遅い。もともとの発注時期がなぜ遅れたのか、個人も新築計画を立てており、供用開始が遅れれば非常にしわ寄せが来る。そういうところまで執行部は考えてあるのか、との質疑があり、執行部より繰越明許に至った経緯として、設計審査に市の方で時間を要した。それに伴い新市財政計画との誤差が生じたので、その調整が遅れたということ。また入札を再度行なったため遅れたとの説明でありました。執行部より今後、計画的な工事を発注していきたいとの答弁がっております。議第8号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第9号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ804万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,159万4,000円とするものであります。歳入につきましては、7款繰越金1,396万7,000円の追加であります。歳出につきましては2款営繕費の簡易水道施設工事等基金積立金としまして804万7,000円を追加するものであります。委員から特に質問もなく、議第9号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第10号平成18年度玉名市住宅開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ504万円を追加し、歳入歳出予算総額を1,504万円とするものであります。委員から特に質問もなく、議第10号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第11号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,046万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,560万5,000円とするものであります。内容につきましては、当初25基の設置を予定しておりましたが、要望が少なく13基の設置減としたところであります。事業費で2,958万7,000円の減、歳入におきましては、

その関係経費を計上しております。委員から、まず見込み違いにしては度が過ぎる、理由はということかとの質疑があり、この浄化槽については天水地区で事業を行なっているのだが、天水地区においては今、農業集落排水事業ということで進めている地区があるが普及については天水支所等にもお願いして普及活動をやったが、12基の申し込みしかなかった。理由としてはやはり整備の申し込みがなかった、農業集落排水事業区域外での普及が少なかったということだろうと考えているとの答弁でありました。議第11号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第12号平成18年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出の補正につきましては、収入で1款水道事業収益1,175万1,000円の減額であります。支出につきましては、1款水道事業費用422万8,000円の減額であります。次に資本的収入及び支出の補正であります。収入につきましては1款資本的収入で企業債1,710万円の減であります。支出につきましては建設拡張費3,100万円と施設改良費2,100万円の減額であります。次に企業債の補正については第4次拡張事業1,710万円を廃止するものであります。委員から今までにない予算の減額。事業に対して消極的になったのかとの質疑があり、執行部から工事費等の減額については他事業に伴いますところの配水管敷設の減額、それと当初予算の概算事業費が実施設計をしてみたところ下がったとの説明でありました。議第12号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第13号平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出の補正につきましては、収入で1款下水道事業収益568万7,000円の減額であります。支出につきましては1款下水道事業費用488万3,000円の減額であります。次に資本的収入及び支出の補正であります。収入につきましては、1款資本的収入で受益者負担金173万円の増額と、支出につきましては、施設建設費390万2,000円の減額であります。委員から特に質問もなく、議第13号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第14号平成19年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費で8,077万7,000円で、8款土木費は37億2,199万3,000円で計上いたしております。主なものは道路新設改良費が10億6,467万1,000円、下水道事業会計補助金が9億5,528万3,000円、都市再生整備事業費が新玉名駅前公園・駐車場整備事業ほかで7億7,968万5,000円、住宅管理費が1億6,154万6,000円などであります。委員から旧市・旧町に対して合併時の新市建設計画に基づいて19年度の予算編成をしたのかとの質疑があり、執行部より新市計画の範囲内を出しているとの答弁。また対前年度比でいくとほぼ同額に近い要求額をいただいているとの説明でありました。また住宅の家

賃を随分延滞されている方に督促がいつているみたいだが、予算の中に徴収係とかそういうのは見えてこないのかとの質疑に対し、執行部より基本的に一般職員が電話督促あるいは夜間訪問ということで行なっている。それについては時間外勤務手当での措置。それから報償費の中で管理人手当と顧問弁護士への事務委託年間約10件分委託料を組んでいる。弁護士委託料と時間外勤務手当の対応という形で反映がされているとの説明でありました。ほかにも多数質疑がありましたが、議第14号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第19号平成19年度玉名市農業集落排水特別会計予算についてであります。歳入歳出の予算総額をそれぞれ13億5,266万円とするものであります。歳出の主なものは、2款使用料及び手数料で5,816万7,000円、3款県支出金は農業集落排水事業補助金及び汚水処理施設整備交付金などで5億4,065万7,000円。5款繰入金は一般会計繰入金で2億4,721万7,000円。8款市債は5億620万円を計上しております。次に歳出についてであります。2款事業費が建設事業費で10億4,449万9,000円。4款公債費は起債の元利償還金1億9,543万7,000円を計上しております。委員から事業完成予定に対し質疑があり、執行部から今横島町で整備中なのは大開地区だけで、平成20年度完成予定。天水については尾田川左岸地区について建設中、21年度完成予定との答弁でありました。また処理場から処理水を放流しているが、これを用水路に利用することはできないかとの質疑があり、執行部から処理水を利用するということになると成分の関係上、栄養分がありすぎるため、分析の必要がある。そのまま利用できるかどうかは調査してみなければわからないとの答弁でありました。また加入率について質疑があり、執行部より各地区大体6割から9割またそれに対し、委員よりもう少し加入率を上げる努力をするべきじゃないか、100%は無理でもせめて80%を目指してやるべきであり、でなければ将来的に財政に影響を与えないかとの指摘がっております。また委員より補助金について、19年、20年、21年は事業が継続するということで補助金もかなり期待できるが、あと3年もすると市債も大分増えると思う。歳入を考えた場合、使用料の収入もそう多くはならない。今回3つの補助金で5億4,000万円が計上されているが、平成21年に事業を完成した後の補助金というのはどのくらい見込めるのかとの質疑があり、執行部より維持管理費の補助金は今のところ一切ない、だが交付金の対象になっているとの説明でした。議第19号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第20号平成19年度玉名市簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,700万円とするものであります。歳入の主なものといたしまして、2款使用料及び手数料で2,090万4,000円。6款繰入金で

2,169万8,000円。9款市債で3,140万円を計上しております。次に歳出予算についてであります。3款事業費で東地区小天水源地施設整備として4,840万円。4款公債費として353万5,000円を計上しております。委員から本管が相当古いが敷設替えについてどのような計画かとの質疑があり、執行部より一応財政計画を課内使用としては作成しているが、施工年度や財源計画等もあるので今後財政課と協議をしながら取り組んでいかなければならないとの説明がっております。議第20号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第21号平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,000万円とするものであります。歳入は1款財産収入が1,000万円。歳出は1款宅地開発費が繰出金などで1,000万円を計上するものであります。委員から特に質疑もなく、議第21号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議第22号平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,028万円とするものであります。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料で230万円。9款市債は1,260万円を計上しております。次に歳出についてであります。2款事業費が浄化槽整備費で1,553万8,000円を計上しております。委員から特に質疑もなく、議第22号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第23号平成19年度玉名市水道事業会計予算についてであります。事業対象区域は旧玉名市、岱明町の区域であります。第2条の業務の予定量といたしまして給水戸数は1万9,595戸、年間総給水量は465万600立方メートル、1日平均給水量は1万2,741立方メートルと定めるところであります。第3条の収益的収入及び支出の予定額は収入におきましては、水道事業収益7億6,786万6,000円で、支出におきましては水道事業費用7億1,688万8,000円であります。第4条資本的収入及び支出の予定額、収入におきましては資本的収入1億2,795万3,000円で、支出におきましては資本的支出3億8,348万6,000円あります。委員からまず19年度予算に対し、八嘉地区が全然計上されていないが、その後の計画はこの質疑があり、執行部より平成18年度に環境整備課においてボーリング調査を実施。水質、水量とも問題ないとの調査結果が出ており、それと平行して八嘉地区の区長さん方がお出でになって、八嘉地区の整備を進めてほしいとの要望があっている。ボーリング調査の結果を待って、水量を確保できることがわかったので、水道課内で概算事業費用等を計算して、八嘉地区の現状を考慮し、簡易水道事業でやるのか、水道事業でやるのか、両方の積算等を練り、庁内で検討を進めている。また料金体系や事業を示す値がまだ決定しておらず、地元説明会ができていない状況であるため、19年度予算に八嘉

地区を示す予算は計上していないとの説明であった。また委員から今一番のネックは使用料。簡易水道でやれば天水並みの料金だが、地元の人にすればそれではだめ。普通的水道事業でやれば金額が高くなる。何かしらの料金の値上げをしなければ採算がとれない。一般財源からの投入はないのかとの質疑があり、執行部より料金の設定について財政課と協議がまだ結論までいっていない。八嘉地区全域の整備には、施設の整備、事業認可の変更など八嘉地区全域が整備できるまでには4、5年かかるだろうとの答弁でした。また委員から、岱明地区とか天水地区とかの料金が違う。企業会計として赤字が出ないように値段の違いがある。八嘉はどうするつもりか。接続するという約束を前段に並べてやっていると思うが、八嘉が今つなぐかつながないかわからないのかとの質疑があり、執行部から料金等をはっきり決めてから地元説明会をやって、その上でその地域の人たちがその料金で「加入する・しない」の意思表示を確認し、どこの地区を整備するということを決めてから認可の変更等に取りかからないと、加入されないところを整備するわけにはいかないとの答弁でした。また委員から1,700万円もつぎ込んでいざ使わなかったらどうするかとの質疑があり、執行部から環境整備課の中で試掘ボーリングをやっているわけだが、水質、水量が確保できれば水道はやるという前提で検討しているとの答弁でした。また水道課としてはクリーンセンターの補償の意味合いではなく、その地区が水道未普及地域のため水道の整備を計画しているとの説明がっております。また企業局サイドとして一般会計から繰り入れがなければ計画ができないという協議を財政課とも行なっている。企業局としては試掘を実施し、地元の方も相当の熱意を持っている状況であり、事業が終わるまで当分は簡易水道で取り組み、事業終了後に企業会計の中に入れるのが最良の方法かなと考えているとの答弁でありました。最後に、仮に統一するのが何年先ではないが、早期の解決ということで委員会要望とされております。議第23号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第24号平成19年度玉名市下水道事業会計予算についてであります。まず第2条の業務の予定量につきましては、排水件数1万890件、年間総排水量321万4,526立方メートルを予定し、主な建設改良事業としましては、管きょ・ポンプ場および下水処理場整備事業で7億6,110万8,000円を予定しております。第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして下水道事業収益14億4,170万2,000円で、支出といたしましては下水道事業費用11億5,803万円であります。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして7億8,752万4,000円で支出といたしましては、14億3,478万2,000円であります。第9条他会計からの補助金についてであります。一般会計補助金として9億5,528万3,000円とするものであります。第10条利益

剰余金の処分は、資本的収支の不足する額の補てん財源として3,075万円を処分するものであります。委員から長洲町に対する負担金、積算の基礎について質疑があり、執行部よりまず建設にかかる建設負担、日々の維持管理費における処理費、合わせて約8,853万円。建設にかかる負担金はそのうち4,337万8,000円。維持管理費については4,515万2,000円になっているとの答弁でありました。また長洲に流れていく量の基準・計算はとの質疑があり、執行部より中継ポンプ場の方に流量計を設置しており、毎日計量している。長洲の浄化センターの方にも流量計を設置しており、それとあわせて計っているとの説明がっております。議第24号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第26号玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてであります。これは地方自治法第228条の規定に基づき、玉名市公共下水道認可区域外からの汚水排除を行なう者から公共下水道事業に必要な費用に充てる分担金を徴収するため、条例を制定するものであります。内容としまして、玉名市公共下水道認可区域内における受益者からの負担金徴収等について定めた、玉名市公共下水道事業受益者負担金に関する条例と整合性を図るため、同様の内容となっております。委員からほかの料金体系はまだ均一化できていないのに、こういう徴収ばかりするのはいかがかとの質疑があり、執行部から今の条例はあくまで旧岱明町の区域に関する条例で、旧玉名市に波及することはないとの答弁でした。議第26号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第36号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは市営住宅の家賃の納期限の見直しに伴い条例の整備を図るものであります。内容としまして、家賃の納付期限を12月分については12月25日までとし、あわせて条文の文言を整備するものであります。委員から特に質疑もなく、議第36号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第37号玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは馬の水団地の家賃見直し及び中土団地の廃止に伴い、条例の整備を図るものであります。内容としましては、中土団地に関する文言を削り、馬の水団地の家賃を「3,000円」から「3,500円」に改めるものであります。委員から特に質疑もなく、議第37号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第39号玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これは地方自治法一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。内容としまして、条文中「収入役の事務を兼掌しておりました助役」の文言を「会計管理者」に改めるものであります。委員から特に質疑もなく、議第39号につきまし

ては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第40号玉名市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは機構改革に伴い条例の整備を図るものであります。内容としまして、「下水道課」を「公共下水道課」に改めるものであります。委員から特に質疑もなく、議第40号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第41号玉名市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは条例の整備を図るものであります。内容としまして、本会議に提案しております「議第26号玉名市公共下水道区域外の流入分担金徴収に関する条例」と整合性を図るため条文中文言の整備を図ったものであります。委員から何か唐突に出たような気がするが、これに関する問題点があったのかとの質疑があり、執行部より議第26号の区域外流入分担金条例の新規制定にあわせて条例を制定する中で、この受益者負担金条例についても整合性をとった方がいいということで行なっている。また、これについてはよその県で裁判とかそういう問題が起きているので、法整備を行なったという説明であります。議第41号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第46号市道路線認定についてであります。これは道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものであります。今回認定する路線は「立願寺松尾2号線」及び「山田上1号線」の2路線の認定であります。委員から幅員が2メートルで市道なのかとの質疑があり、執行部より地権者の同意書を含め、現況が2メートルということで地元の区長さんを含め、道路改良等の要望等が出たということに対して、これをまず市道として認定し、今後道路改良を4メートル以上の幅員で改良するということの説明がなされました。加えて、改良として市道認定するのかとの質疑があり、執行部からまず市道認定をして、その後改良を行なうという説明でありました。議第46号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第47号財産取得についてであります。これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定より、議会の議決を求めるものであります。内容としまして新幹線新玉名駅（仮称）周辺の整備事業用地として5年間にわたり玉名市土地開発公社から玉名市が買い取るもので、今回は2年目であります。購入土地の所在地は玉名市両迫間字龍王田281番1外47筆、面積1万1,161.68平方メートル、取得予定価格2億2,475万5,435円であります。委員から特に質問もなく、議第47号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

ちょっと1点漏れていましたので、すみません。

次に、議第38号玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定につ



いてであります。これは専用水道施設の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。内容としまして、横島町の桜谷団地の水道使用料を徴収するため、条例を整備するものであります。委員から特に質疑もなく、議第38号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上が議案の審査の結果の報告であります。また執行部より別途報告として、天水の尾田川左岸地区の農業集落排水事業の污水管の敷設について、工事を進めているところでありますが、地質がヘドロ、点石があり、また苺農家があり、計画的に交通止めができない状況が発生し、18年度中に完成できない状況が濃厚。それから国及び県の許可を得て繰越明許で対応すべきと考え、相談をしたけれども許可を得ることができなかったので、工事延長の減、それに伴います工事請負費の減額を行なって年度内の工事の完成をしていきたいと説明がありました。それに対し、委員からこのような出来形で工事を清算するというような事例はあまりにも聞いたことがない。なぜこの農業集落排水事業だけ繰り越しができないのかとの質疑があり、執行部よりもう少し判断を早くしておけばよかった。これを未竣工にしてしまうこともできないため、最良の判断を考えた場合、これがもし国、県の補助事業であれば無理だったが、交付金事業であったため、こういう形で終了することができたとの説明でした。さらに委員より事業の継続はできるのかとの質疑に対し、執行部より延長を短くし、工事請負費を減額。新しく19年度で施工するとの答弁でありました。以上が報告の内容であります。また市道認定につきましては、現地視察をしておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 引き続き、文教厚生委員長 作本幸男君。

〔文教厚生委員長 作本幸男君 登壇〕

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。文教厚生委員会に付託されました案件は、議案12件と継続審査中であります陳情4件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算中付託分についてであります。歳出の部、2款総務費中3項戸籍住民基本台帳費は460万4,000円の補正で、3款民生費は老人福祉費で老人保健事業特別会計への繰出金として1億5,725万3,000円の追加、児童福祉費で保育所費9,620万4,000円の減であります。10款教育費は、天水中学校建設にかかる事業の決定により5,041万4,000円の減であります。11款災害復旧費は事業決定により1,131万7,000円の減で、第2表繰越明許費は文教施設災害復旧費で479万円であります。委員から3款民生費1項社会福祉費中負担金補助について質疑があり、執行部よりボランティアの会補助金減額については繰越金が多額にあるため会の方がみずから辞退されたためであり、

小規模通所授産施設負担金の減額については「るびびなす」の件であり、所在地の市町である玉東町が負担することになっていたのだが、通所している玉名市8名分の負担金を計上していた。その後、負担金の見直し等があり、話し合いでルールを決めた結果、平成18年度分は玉東町が全額負担することで決定したためである旨の答弁がっております。また委員から補助金の減額について当初から適正な補助金の支出がされているのかという質疑があり、執行部より補助金は各団体が申請されて初めて発生するものであり、補助金交付要綱が財務規則で規定されている。その中で決算書類、事業報告、事業計画、当初予算、会員の構成等を申請書類として添付していただき、必要な審査をしてこうしている旨の答弁がっております。ほかに委員から教育委員会における経常経費の各学校への予算配分について質疑があり、執行部より各学校への予算配分については、児童・生徒数、クラス数の按分で配分しており、活動費用等の実績では配分しておらず、各学校実績の差はないものとする旨の答弁がっております。議第3号については老人クラブ補助金の減額や自立支援法によるものは反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億598万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を84億1,229万8,000円とするものであります。主なものは、保険給付費6,490万円の減で歳入歳出ともその関連する経費であります。委員から6款保健事業費中委託料の減額について質疑があり、執行部よりあんま、はり、きゅう、人間ドックの委託料であり、当初予算では1万7,000件を予定していたが、実績は9,300件ほどであったこと、人間ドックについては当初予算では380件ほどを予定していたが、実際に申請があったのは32件であった旨の答弁がっております。議第4号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成18年度玉名市老人保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,702万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を90億1,719万7,000円とするものであります。歳入の主なものは、2款国庫支出金の医療給付負担金が1億2,056万7,000円の減と、4款繰入金1億5,725万3,000円の追加であります。歳出の主なものは、2款医療諸費で4,639万円の減であります。委員から歳入について、繰入金の流れについて質疑があり、執行部より申請段階において通知、決定、実際にお金が入るという過程において、事務手続き上、国・県の支払いが遅れる状況がある。よって、その分を一般会計で調整し、支払ってにおいて決算段階で次年度に差額分が返ってくる旨の答弁がっております。議第5号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

次に、議第6号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,560万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億8,186万3,000円とするものであります。歳入の主なものは3款国庫支出金の調整交付金が2,905万8,000円の追加。8款繰越金が4,386万4,000円の追加であります。第2表繰越明許費は介護保険制度改正に伴うシステム改修業務で262万5,000円の繰越額であります。委員から地域支援事業の委託料である居宅高齢者への弁当宅配について今後どのようにしていくのかという質疑があり、執行部より弁当の宅配については、ただ弁当を宅配するではなく、高齢者の安否確認という目的があり、利用料金が年々上がっていくのは合併協議の分科会の中で決定しており、負担を少なくしなければという思いはあるが、あくまでも食について自立していくという意識を持たせる、または努力していただくという思いもあるので、御理解をいただきたい旨の答弁がっております。議第6号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成19年度玉名市一般会計予算についてであります。歳出についてであります。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費は2億436万2,000円で、3款民生費は76億2,022万8,000円であります。主なものは国民健康保険事業会計繰出金が保険基盤安定分を含めて6億3,891万8,000円、重度心身障害者医療給付費が1億3,700万円、介護給付・訓練等給付事業が6億3,000万円、老人保健事業会計繰出金が7億1,257万3,000円、介護保険事業会計繰出金が8億1,470万4,000円、乳幼児医療費が1億3,500万円、児童扶養手当を含む児童手当費が7億9,603万7,000円、公立・私立の保育所費が15億5,291万9,000円、それから生活保護の各扶助に要する経費が8億6,020万円などが主なものであります。4款衛生費は21億6,783万5,000円であります。主なものは各種予防に要する経費が9,303万6,000円、老人保健対策費が2億165万3,000円、公立玉名中央病院事業負担金が3億9,867万8,000円、塵芥処理に要する経費が8億4,125万2,000円、それからし尿処理に要する経費が5,821万4,000円などであります。10款教育費は20億3,937万6,000円あります。主なものは小学校建設費で豊水小耐力度調査と実施設計、それに玉名町小耐力度調査の経費として1,466万円、中学校建設費で岱明中学校屋内運動場改築が3億6,266万4,000円、図書館の管理・運営に要する経費が7,536万4,000円などあります。委員から3款民生費中、次世代育成支援行動計画運営協議会委員の構成について質疑があり、執行部より九州看護福祉大学の先生、医師会長、歯科医師会、公立・私立の園長、幼稚園の代表、議会からを予定している旨の答弁がおります。

ます。また玉名市し尿処理場について質疑あり、執行部よりし尿処理場の周辺・状況を考えると当然改修の必要性を認めるところではあるが、改修には相当の財政負担が見込まれるため、市の財政状況を考慮しなければならない。平成19年度は、調査、検討するため、生活排水計画・汚泥の再生計画に取り組み、目標を決めて3、4年かかるものとの答弁がっております。次に、委員から県民体育祭について質疑あり、執行部より県民体育祭は県下各地域で持ち回り開催をしており、旧玉名市では平成6年に開催をし、本来であれば玉名市単独での開催となるが、合併の関係で玉名郡が4町に減っており、この4町での開催が3年後に回ってくるため、4町から町だけでの開催は困難であるとの理由から来年は合同で開催させてほしいとの申し出があり、協議の結果、玉名地域で県民体育祭を開催することになった。本年度は来年度に向けた準備室を設置し、準備委員会を立ち上げることになり、玉名市の持ち出し分として354万4,000円、総費用的には平成19年度は600万円の経費を見積もっている。4月に準備委員会、9月に各町から1名ずつの出向を加えて実行委員会を立ち上げ、来年に向けていきたい旨の答弁がっております。また、委員から放課後子どもプランの方向性について質疑があり、執行部より放課後子どもプランは国の事業であり、県の要綱がまだ完全ではないのだが、6月補正で予算をお願いし、夏休みが終わる9月から試行的に実施できればと思っている。運営委員会の設置も必要と考えており、人選も含めて検討を行なっている旨の答弁がっております。議第14号については、保育料の問題、同和団体補助金について意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,960万円とするものであります。歳入の主なものは1款国民健康保険税が23億6,243万1,000円。3款国庫支出金は療養給付費等負担金及び財政調整交付金などで27億907万3,000円。4款療養給付費等交付金が14億8,486万3,000円。5款共同事業交付金が11億4,193万6,000円。8款繰入金は7億7,891万8,000円などであります。歳出の主なものは、2款保険給付費は57億2,727万円。3款老人保健拠出金は医療費拠出金及び事務費拠出金で14億9,100円。5款共同事業拠出金は保険財政共同安定化事業の新設により11億4,195万8,000円であります。委員から保険財政共同安定化事業拠出金について質疑があり、執行部より各市町村間において30万円以上の医療費が多い自治体は歳出が多くなり、医療費が高いところは税に負担がかかってくる。それを県下で抑えるため、医療費が高いところはこの事業で補充するのだが、歳入が少ない自治体には不公平が生じるため国の支援分がある旨の答弁がおります。議第15号については、税率改正により個人割合の負担がふえるのには反対との意

見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号平成19年度玉名市老人保健事業特別会計であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,055万円とし、歳入の主なものは1款支払基金交付金が医療費交付金などで45億3,315万1,000円。2款国庫支出金が医療費負担金などで27億9,631万8,000円。3款県支出金が医療費負担金で6億9,814万4,000円。4款繰入金は一般会計からの繰入金で7億1,257万3,000円であります。歳出の主なものは、1款総務費が1,799万円。2款医療諸費が87億4,255万8,000円。内訳としては医療給付費及び医療支給費が87億1,092万円、審査支払手数料が3,163万8,000円であります。委員から特に質疑はなく、議第16号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億3,959万円とし、歳入の主なものは1款保険料の第1号被保険者保険料が9億8,356万9,000円。3款国庫支出金は介護給付費負担金及び調整交付金などで13億1,187万5,000円。4款支払基金交付金は介護給付費交付金などで16億3,288万4,000円。5款県支出金は介護給付費負担金などで7億9,594万8,000円。7款繰入金は8億1,470万5,000円で内訳としては一般会計繰入金介護給付費繰入金並びに地域支援事業繰入金及び職員給与等繰入金で8億1,470万5,000円であります。歳出の主なものは、2款保険給付費は52億3,907万7,000円あります。委員から4款地域支援事業費中、扶助費の家族介護慰労事業について質疑あり、執行部より年間10万円の20件を計上しており、この慰労費を受けられる方は要介護4、5を認定された方で住民税非課税の方が対象、平成18年度は21件申請があったが、住民税課税世帯もあり10件に支出している。任意事業であるが居宅世帯等説明は行なっている旨の答弁がっております。議第17号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を図るもので、主な内容としては第3条に規定されていた結核予防法が廃止され、結核患者の医療に関する規定が感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律に移行されたものであります。委員から特に質疑はなく、議第35号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは玉名市横島町公民館の新築移転及び公民館の使用料の見直しに伴い条例の整

備を図るもので、主な内容としては玉名市横島町公民館の新築に伴い、使用料を規定するに当たり、あわせて中央公民館、岱明町公民館及び天水町公民館の使用料等の整合性を図ったものであります。委員から使用料の改定について質疑あり、執行部より今までの利用者の状況を踏まえ、全館、午前・午後・夜の部に区分を分けている。旧玉名市の場合は午前9時から午後10時までの設定はあったが、旧横島町、岱明町については午前9時から午後5時まで、旧天水町においては1時間当たりの設定がなされていた。それぞれの公民館の担当で検討した結果、旧玉名市の時間設定は利用者が少ないため取りやめ、今回提案している時間の区分設定に変えた旨の答弁がっております。議第43号については、使用時間の区分が変わることには反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは機構改革に伴い条例の整備を図るもので、主な内容としては玉名市民図書館を本館に、岱明図書館及び横島図書館を分館とする機構改革を行ない、あわせて条文中の文言の整備を図るものであります。委員から図書館統一の方向性について質疑あり、執行部より今回図書館を本館・分館に改める条例を提案しているが、その内容、機能、目的は今までと変わらない旨の答弁がっております。議第44号については、慎重にすべき事項であり、早急すぎるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号玉名市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは玉名市文化財保護事業を円滑に行なうため、条例の整備を図るもので主な内容としては、現在、本市には国指定文化財8件、県指定文化財14件、旧1市3町指定文化財106件が指定されており、これらに対する補助制度が条例と整合性がないため条例の整備を図るものであります。議第45号については、特に質疑はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に継続審査となっております陳情4件についてであります。平成18年陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についてであります。執行部より平成19年度から上天草市がレセプトによって完全無料化を図ることになっており、医療機関からの郵送料だけの負担であったのが、1件当たり幾らというレセプトの審査になってくるため、今かかっている費用の3倍から4倍くらいかかるのではないかとの説明があり、委員から完全無料化については今後も検討する必要があるとの意見があり、平成18年陳第1号につきましては、採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

平成18年陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についてであります。委員からまだ検討の余地があるとの意見があり、平成18年陳第2号につきましては採決の

結果、賛成多数で継続審査にすべきものと決しました。

平成18年陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情であります。執行部より学校用務員制度を廃止するのに伴い用務員の再雇用も含めて現在雇用している図書館指導員等を学校図書室補助員として配置するという説明があったが、図書館という専門的な分野を考慮すると司書資格を持つ人を配置するのが望ましいのでは。今後は公募による図書職員の配置をお願いしたいと当委員会委員総意の意見として、執行部に対し要望しております。平成18年陳第7号につきましては、願意妥当と認め全会一致で採択すべきものと決しました。

平成18年陳第16号健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情についてであります。執行部より陳情が提出された三ッ川小学校並びに他の学校の現状と今後について説明があり、平成18年度平成18年陳第16号については、願意妥当と認め全会一致で採択すべきものと決しました。

委員会閉会后は、玉名市し尿処理場へ現地視察しております。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 御苦勞さまでした。以上で各委員長の報告を終わりました。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時12分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいままでの各委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案してあります議案の中で、議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算、議第14号平成19年度一般会計予算、議第15号平成19年度国民健康保険事業特別会計予算、議第24号平成19年度下水道事業会計予算、議第27号、29号、43号、44号の機構改革に伴う条例の制定について、議第33号国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第36号住宅条例の一部を改正する条例について、議第37号

単独住宅条例の一部を改正する条例について、以上11議案について反対をいたしません。現在我が国の景気は格差景気と言われるように一部の大企業が史上空前の利益を上げる一方で、国民の暮らしは正規雇用から派遣、臨時などの非正規雇用の拡大、ワーキングプアと称されるように働けど、働けど生活苦から脱出できないなど、貧困と格差が広がっております。そういう中で市民の中にはよりよい政治を求める声が以前にも増して大きなものがあります。島津市政は合併して2年目の新年度予算案が提案されました。一般会計や特別会計の中で合併後の課題であるいわゆる統一ということで、補助金の見直しや各種サービスの見直し、そして国保税の税率改正などが予算化されております。一般質問や委員会議論の中で合併協議会の合意に沿って見直し、改正などが進められている旨の議論が展開されました。しかしながらそこには合併協議の大前提である負担は軽く、サービスは高くということが忘れ去られてしまったのではないかという気がしてなりません。ここ数年間は老年者控除の廃止及び年金控除の縮小などで、老人の税金負担は増えております。さらに定率減税の半減そして廃止によって負担はますます増えるばかりであります。そういう中で、国民健康保険税の増税は到底市民に受け入れられるものではありません。したがって私は市民の負担増やサービス削減につながるような提案には反対をします。また継続審査となっている陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院通院とも窓口無料化を求める陳情、陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情につきましては、だたちに採択されることを求めて、討論とします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 20番 林野彰君。

[20番 林野 彰君 登壇]

○20番（林野 彰君） 20番、林野でございます。私は議第14号平成19年度玉名市一般会計予算について原案に賛成するべきから賛成討論を行なうものでございます。議第14号平成19年度予算は新生玉名として、2年目の通年予算であり総額25億6,600万円となっております。歳出の概要は平成24年度新庁舎竣工想定の基本設計業務委託に4,000万円、社会基盤整備として4年後の新幹線の開業に備えた都市再生整備事業として新玉名駅前公園駐車場に7億7,900万円、道路新設改良として10億6,400万円。農政面では農地の高度利用と集団化を促進した生産性の高い農業の確立、土地基盤整備、用排水路と農道等の一体整備の取り組み。福祉面では29人乗り福祉バスを玉名福祉センターより天水町、横島町、岱明町の各温泉施設への運行、市民のやすらぎの場の取り組み。また教育面では岱明中学校屋内運動場改築に3億6,200万円、予算の編成にあたっては玉名市総合計画などに基づき財政の健全化を維持するため、事務事業の一層の効率化、簡素化を図られ、九州新幹線の関連事業を着実に進め、福祉や教育の充実、中心市街地活性化対策や魅力ある地区づくりに配慮した



予算であると考えております。よって、平成19年度玉名市一般会計予算について賛成をし、私の賛成討論を終わります。

○議長（松田憲明君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 社民党の田島八起です。私は今議会の総務委員会で否決となった平成18年請願第3号JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書についての請願が否決となりました。趣旨に賛同し、紹介議員になった立場も含めて原案に賛成の意見を申し上げます。意見を申し上げる前に2回の議会にかけて慎重に審議いただいたことに対しましては感謝を申し上げます。皆さんも御承知のように今からちょうど20年前国鉄は25兆円を越す累積赤字解消のためと称して、国鉄の分割民営化を打ち出しました。しかし本当のねらいは当時総評労働運動の中心として頑張っていた国鉄労働組合つぶしにあったことは明らかであります。そのことは国鉄職員の新会社移行に際して、国労組合員の不採用は著しく、特に九州と北海道を中心に徹底した差別が行なわれ、7,628人が不採用になりました。また赤字の返済につきましては、旧国鉄の膨大な用地を処分したにもかかわらず一向に改善されず、あたかも愛煙家の責任であるがごとくたばこ税を引き上げてその財源を赤字解消に充てたのは皆さんもまだ記憶に新しいところではないでしょうか。このような組合差別を問題とし、国労は全国的に各地の地方労働委員会に採用差別は組合所属による不当労働行為として申し立てを行ない、各地で不当労働行為の裁定が下りますが、国鉄の債務と事業を引継いだ国鉄清算事業団、この組織はその後独立行政法人鉄道建設運輸施設整備機構と名前が変わりますが、国鉄清算事業団はこれを不服として裁判に持ち込み、東京地裁では不当労働行為が認められ、国労の勝訴となりますが、最高裁では国労の主張が認められませんが、最高裁判官は補足として組合差別の責任は国鉄、次いで国鉄清算事業団に負わせるべきとの意見を発しています。このような中でILO、これは国際労働機関であります。ILOも2004年6月日本政府に対して申し立て事件の深刻さと多くの労働者が被った深刻な社会的、経済的影響を考慮し、政治的、人道的見地の精神に立った話し合いをすべての関係当事者との間で推進するよう進めると結社の自由委員会報告を採択しました。国鉄分割民営によりJRに不採用になった当時30歳半ばの青年労働者も現在では平均年齢53歳となっています。この20年の国労組合員の苦労を考えると、同じ働くものとして見過ごすことはできません。まして今回の請願は、組合の主張を認めてほしいという請願ではなく、最高裁や労働問題の国際的機関であるILOの勧告もあり、政府が主体性を発揮して一刻も早い解決に向けて努力してほしいという請願であります。また当時本市に在住した国労組合員は4名おられ、近隣地区では玉東町に1名、旧菊水町に1名がおられました。なお、本市においては地区別に見ると旧玉名市1名、旧横島町3名でありま

す。決して本市においても無関係な問題ではありませんし、労働問題というだけでなく、人権に絡む問題でもあります。したがって以上理由により、私は原案に賛成をすところであります。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第 3号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第14号 平成19年度玉名市一般会計予算

議第15号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第24号 平成19年度玉名市下水道事業会計予算

以上の予算議案4件については、異議ありますので、後に譲り採決いたします。

議第 4号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第 5号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）

議第 6号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第 7号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

議第 8号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第 9号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第10号 平成18年度玉名市住宅開発事業特別会計補正予算（第1号）

議第11号 平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第12号 平成18年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第13号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）

議第16号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計予算

議第17号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第18号 平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算

議第19号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算

議第20号 平成19年度玉名市簡易水道事業特別会計予算

議第21号 平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計予算

議第22号 平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第23号 平成19年度玉名市水道事業会計予算

以上、予算議案18件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第3号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第4号）については異議ありますので、起立によって採決いたします。

議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第3号については、原案のとおり可決いたしました。

議第14号平成19年度玉名市一般会計予算については異議ありますので、起立によって採決いたします。

議第14号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第14号については、原案のとおり可決いたしました。

議第15号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算については異議ありますので、起立によって採決をいたします。

議第15号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第15号については、原案のとおり可決いたしました。

議第24号平成19年度玉名市下水道事業会計予算については異議ありますので、起立によって採決いたします。

議第24号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第24号については、原案のとおり可決いたしました。

議第27号 玉名市事務分掌条例及び玉名市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第33号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第43号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第44号 玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

以上の条例議案7件については、異議ありますので、後に譲り採決いたします。

議第25号 玉名市副市長の定数を定める条例の制定について

議第26号 玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議第28号 玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第32号 玉名市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 玉名市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第38号 玉名市営住宅専用水道施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第39号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 玉名市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第41号 玉名市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第42号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第45号 玉名市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案14件については、各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第27号玉名市事務分掌条例及び玉名市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第27号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第27号については、原案のとおり可決いたしました。

議第29号玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第29号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第29号については、原案のとおり可決いたしました。

議第33号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第33号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第33号については、原案のとおり可決いたしました。

議第36号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第36号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第36号については、原案のとおり可決いたしました。

議第37号玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第37号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第37号については、原案のとおり可決いたしました。

議第43号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第43号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第43号については、原案のとおり可決いたしました。

議第44号玉名市図書館条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第44号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第44号については、原案のとおり可決いたしました。

議第46号 市道路線の認定について

議第47号 財産の取得について

の議案2件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に請願について、請第1号日豪EPA（外務省経済連携協定）交渉に関する意見書の提出に関する請願については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に継続審査となっております請願について、平成18年請第3号JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出に関する請願についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。平成18年請第3号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、平成18年請第3号については、不採択と決定いたしました。

次に継続審査となっております陳情について。

平成18年陳第1号 乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情について

平成18年陳第2号 管理栄養士活動の推進に関する陳情について

以上、陳情2件については、後に譲り採決いたします。

平成18年陳第7号 玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情について

平成18年陳第16号 健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情について

は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

平成18年陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情について、委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、18年陳第1号については、継続審査とすることに決定いたしました。

平成18年陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、平成18年陳第2号については、継続審査とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

- 議長（松田憲明君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 御指名をいただきましたので報告いたしますが、お聞きのとおり脳梗塞の後遺症でちょっとのどをやられております。よろしく願います。新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

休会中に2回の委員会を開催しておりますので、少々長くなりますけれども、それぞれについて申し上げたいと思います。昨年12月22日に委員会を開催し、まず新幹線新玉名駅、あくまでも仮称でございます。出入口部分のデザイン権等を協議いたしました。初めに執行部からデザイン決定までの流れについて説明がありました。鉄道運輸機構では九州新幹線の他の駅舎デザインも平行して鋭意検討しているとのことであり、当初の予定では新玉名駅（仮称）デザインについては、平成18年度中に市及び市民、県民に提示したいとのことでもあります。しかし、平成19年は統一地方選挙があるため各県と協議を行なった結果、デザイン公表は6月頃になるという見通しの説明でありました。さて、昨年11月の委員会の折、出入口部分のインパクトが弱い、建物と玄関とがマッチしていない、何か寂しいイメージがあり、もっとアピールすべきではないかとの委員からの意見や全体的なインパクトがなく、玉名がイメージできないとの意見を集約し、鉄道運輸機構に再検討をお願いしたところであります。これらを受け、今般修正された案につきましては、前回の駅舎デザイン素案を基本に大きく二通りの案が提言されました。当初のデザインは直線的な全体との整合性を重視し、垂直の直線を強調し、和風を感じさせる門構えとし、全面に傾斜した形状として迎え入れるイメージ付けを表現したとのことでもあります。今回修正されたデザインA案は直線を基調とした当初の案

に石橋の材質感を取り入れたものであります。この案は玉名市の秋丸眼鏡橋の一連アーチをイメージしたものであるが、その一方駅舎全体の直線的なデザインとの違和感があるとの説明でした。またデザインB案は玉名市の高瀬眼鏡橋の二連アーチを模したものであるが、中央部に支柱を設置することにより旅客の動線が阻害され開放感が不足する。以上のような説明がイメージ図を見ながら行なわれました。委員から直線と曲線の違和感をどのようにとらえるか、丸みは玉名にある眼鏡橋の印象を発想としたものであるが、直線と曲線の違和感は逆転の発想として考えれば、アピールする要素と考えることもできるのでは。駅舎全体が森のイメージであるため眼鏡橋はこだわらなくてもよいのではないかと。元の案は直線を生かしたよさがある。近年の流行は直線である。橋の下をくぐるイメージはいかがなものか。などの種々なる意見交換があった結果、最終的には直線を基調とした元の案に石橋の材質の感じを取り入れたものを希望する旨の意見集約をし、全会一致にて確認をいたしました。最後に執行部よりデザイン決定をする鉄道運輸機構では地元の意見は最大限に尊重はするが、最終的には新幹線を管理運営するJR九州との協議調整を行ない決定されるものであるとの説明もありました。そのほかにも文化財の発掘にかかる協議の進捗状況や石貫、三ッ川地区の湧水対策の恒久対策の進捗状況や全線開業後の大阪～鹿児島間の運行状況の見通し等について質疑応答もありました。また去る2月27日に委員会を開催し、新幹線工事の進捗状況を確認するため、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構、鉄道建設本部九州新幹線建設局赤沢次長初め4人の出席をいただきました。当日審査いただきました項目及び質疑答弁につきまして、特筆すべき事項を抜粋して報告いたします。1. 新幹線玉名駅（仮称）駅舎デザイン素案の公表について、平成19年2月1日に駅舎デザイン素案を市の広報紙と県・市のホームページに公表しました。2月末日までよく市民や県民から意見を聴取し、県市で取りまとめを行ない、駅舎を建設する鉄道運輸機構に意見を提示するもので、現段階で数点意見が寄せられている。その内容としてはユニバーサルデザインへの配慮をお願いしたい。形が角ばっており丸いデザインイメージではどうか。菊池川の川としてのイメージを取り入れたらどうか。などの意見が寄せられているとのことであります。②番、新玉名駅（仮称）周辺整備工事について、2月初旬に①大坊迫間線道路改良工事、②西側水路文化財調査架設工事、③水路切り替え工事、④新玉名駅駅前造成工事の発注を行なった。工期としては3月議会で繰越をお願いし、平成19年度末完成を目指すとのことであります。3. 埋蔵文化財基本調査範囲の県・市協議結果について。昨年末県と市の文化課での協議がなされ、2月8日付にて文化財本調査を必要とする部分の回答は県文化課から示されました。①西側水路約270メートル部分、②ロータリー内の調整池、③新玉名停車場線の車道部分、については埋蔵文化財調査を工事着手前に実施する必要があるとの結論であります。以上3項目について執行部より説明があり、質疑応



答が以下のとおりありました。まず①駅舎デザインについては森の中の駅を基調としたイメージとのことだが、具体的にこれまでの地元要望などをどのような部分に取り入れられているかの質疑に対し、執行部より建物の柱が樹木をイメージ、自然と光はガラス越しの室内の明るさ、リズムはすだれの波打つ様子、温泉は和風旅館風の室内、花は駅舎の全面にフラワーポットなどを設置、歴史は蔵をイメージした壁、音楽は動きのあるような波形などの答弁がありました。②駅周辺整備工事について、委員から工事契約にかかる業者選定等の経緯の質疑に対し、執行部より指名業者原案を担当課で作成した後、契約検査課に契約依頼をし、工事指名等審査会を経て選定に至っている旨の回答がありました。また具体的に4件の工事契約に対し、3件がAクラス、1件がCクラスであり、それぞれに8業者を指名し、原案から旧玉名市と旧町の業者を混成し作成したとの報告がありました。③埋蔵文化財の調査については、事業費の軽減や工事発注を前倒しにできるなどの県文化課との協議に成果があったと評価し、今後の事業費等全線開業までに整備を行なう駅前広場などの事業費について委員より質疑があり、執行部から当初計画では約38億円程度試算をしていたが、文化財本調査部分の面積が減るため、事業費で約25ないし26億円程度になる見通しとの説明がありました。また当初計画では全面積の文化財調査を行なう工程で検討したため、調査期間を平成21年度前半まで考えていたが、調査面積の減少に伴い、早ければ平成19年度末までには完了できるのではないかとのことです。また合併特例債の用途については新駅の駅前広場事業では道路整備交付金やまちづくり交付金等の対象事業外に充当したり、市全体では新市建設計画にも配慮した財政財源運用を考えたい、今回駅前広場整備などの事業費が減少するため、予定していた合併特例債を他の事業に転嫁することも検討したいとのことでもあります。④新幹線事業の進捗状況について、鉄道運輸機構から説明がありました。まず九州新幹線工事全般の進捗状況、予算確保状況、また用地取得進捗率やトンネル掘削の進捗率、高架橋等の工事について、それぞれ状況説明がありました。また石貫や三ツ川地区の湯水については住民の皆様にご迷惑をおかけしているが、機構としても精いっぱい対応してまいるとのことです。次に駅舎建設に関する今後のスケジュールについて説明がありましたので、御報告をいたします。平成18年度中に基本設計を終え、平成19年度中に実施計画、できれば平成19年度末には駅舎全体の工事を発注し、平成22年度完成を予定しているということでもあります。

以上をもちまして新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。なお、今後の委員会の開催等についてはそれぞれ進捗状況をみながら慎重審議を期するため、引続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定をしました。

長くなりましたが、以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告を終わり

ます。

- 議長（松田憲明君） 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

- 議長（松田憲明君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君。

〔玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君 登壇〕

- 玉名バイパス建設促進特別委員長（小屋野幸隆君） 最後になりましたけれども、ただいまから、玉名バイパスの委員会の説明をしたいと思います。

2月22日、執行部の出席をいただき、玉名バイパス建設促進特別委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず初めに菊池川にかかる橋梁の名称についてでございますが、本委員会は前回の委員会で地元の希望である寺田河崎大橋を推薦しておったところでございます。その後の経過でございますが、玉名市としては寺田河崎大橋を国土交通省にお願いをし、最終的な名称については国交省において決定していただくよう考えているとの説明がございました。

次に玉名バイパスの現状についてでございますが、現在、工事が行なわれております寺田河崎間につきましては、本年供用開始に向け順調に工事が進んでおるとのことです。立願寺から開田までの岱明ルートについては建物調査、用地測量などが終わり3月から用地説明、4月には用地買収に入るとのことです。平成19年度に用地買収、平成20年度に文化財の発掘調査、21年度に文化財発掘調査及び工事着手、22年度に工事完了の予定であるとのことでございます。事業内容は延長4.2キロ、買収面積13万8,600平方メートル、筆数は454筆、うち用地買収が303件、家屋移転保障は約47件、用地費、補償費、需用費、利子など総計22億円の事業であると説明を受けました。そのほか工事に伴う地元の要望を交え、委員からの質問及び要望などがございました。今後も早期完成、早期開通を図るため、引き続き審査をする必要がございますので、全会一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定し、委員会を閉会をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部、企画財政部及び地域自治調整室の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する

事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出が  
っておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第7 追加議案上程

○議長（松田憲明君） 日程の追加についてお諮りいたします。

議第48号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処  
理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第49号 普通財産の無償貸付けについて

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について

意見書案第1号 日豪EPA（外務省経済連携協定）交渉に関する意見書の提出に  
ついて

を日程表のとおり日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、  
議題とすることに決定いたしました。

議第48号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処  
理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第49号 普通財産の無償貸付けについて

の議案2件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第8 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

助役 高本信治君。

[助役 高本信治君 登壇]

○助役（高本信治君） 追加提案をいたしました議第48号及び議第49号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第48号熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、これは平成19年3月31日限りで宇城広域消防衛生施設組合、下益城火葬場組合、宇土富合清掃センター組合、宇城広域火葬場組合及び宇城広域清掃施設組合が解散することにより、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、及び地方自治法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から会計監査の設置及び吏員とその他の職員の区分が廃止するため、同組合規約を変更するものでございます。

次に議第49号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうものでございます。貸付物件は建物でございまして、玉名市滑石字中尾1601番地1、多目的共同利用施設で木造一部鉄骨造平屋建て409.21平方メートルで継続して貸付を行なうものでございます。貸付期間は平成19年4月1日から平成29年3月31日まででございます。貸付の相手方は玉名市中央公民館滑石支館長、村中征次郎氏でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 議案の委員会付託

○議長（松田憲明君） 次に議案を付託いたします。

議第48号 熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第49号 普通財産の無償貸付けについて

は、お手元に配付しております議案付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

---

#### 議案付託表

|       |
|-------|
| 総務委員会 |
|-------|

議第48号 熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第49号 普通財産の無償貸付けについて

---

○議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、総務委員会におかれましては、ただちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 3時06分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 委員長報告

○議長（松田憲明君） 総務委員会に付託してあります議案2件を議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長（本山重信君） ただいまから総務委員会の審査の経過と結果を報告申し上げます。総務委員会に付託されました案件は、議第48号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について及び議第49号普通財産の無償貸付けについての2件であります。

まず議第48号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてですが、先ほど本会議で提案理由の説明がありましたとおり、熊本県市町村総合事務組合から宇城広域消防衛生施設組合等を脱会させる等の変更であり、委員会においてさらに詳細な説明が執行部よりありました。委員からは特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第49号普通財産の無償貸付けについてであります。これに対して委員から建設の時期、事業名、その目的等について質疑がなされました。執行部より平成8年度の国庫補助事業である農村総合整備モデル事業であり、多目的共同利用施設として管理は地元が行なっているとの説明がありました。また、今回の無償貸付けについては継続しての貸付けである旨の答弁であり、そのほか委員からの特段の質疑はなく、議第49号普通財産の無償貸付けについては、全会一致で原案どおり可決するものとして決定いたしました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で総務委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第48号 熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第49号 普通財産の無償貸付けについて

の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第12 議員提出議案上程

○議長（松田憲明君） 次に

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について

の議案3件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第13 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） お諮りします。ただいまの議題となっております議員提出第1号から議員提出第3号までの議案3件は議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議案3件は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第1号から議員提出第3号までについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議員提出第1号から議員提出第3号についてまでの議案3件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第1号から議員提出第3号までの議案3件は原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第14 意見書案上程

○議長（松田憲明君） 次に意見書案の審議に入ります。意見書案第1号日豪EPA（外務省経済連携協定）交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第15 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） お諮りします。ただいまの議題となっております意見書案第1号については議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書案第1号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。意見書案第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。



[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 3月議会の閉会にあたりまして一言御礼を申し上げたいと存じます。3月2日に開会になりました今議会21日間でございますが、本当にお世話様になりました。19年度の予算案を初め47議案、本日も2号の追号議案をお願いしたところでございますが、たくさんの予算案あるいは条例案等について、それぞれ熱心な御協議をいただき、可決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。各、今日は委員長報告を私も緊張して拝聴させていただきましたが、各委員会において議員の皆様方が市政のいろんな問題点を掘り下げながらあるいは意見を闘わせていただくなり、御指摘をいただくなりしたことを非常に貴重に受け止めております。拝聴しておりまして例えば総務委員会等ではですね、補正予算について交付税の現況についてあるいは繰越事業を少なくするような気をつけた行政執行が必要だとか、消防服についてとか、イントラネットの減額というのはどういう状態で起きたのかとか、19年度予算については税金の滞納状況はどうだろうか、特例債というのはどう活用しているんだ。退職手当の負担金はどうなっているか、総合窓口についてどうかとか、FMたまながなくなったがその影響はどう受け止めているか、21の星の事業は進捗しているのか、行政区の統合はどう議論されているか。こういうのを委員長報告にあったと伺いながら、私のメモにあります。どの一つを取り上げても非常に貴重な御指摘だし、私どもがご可決をしていただきました19年度予算に従って、これからの1年間の市政運営にあたっていくわけですが、議会にいただきました皆様の貴重な御意見を御示唆を肝に銘じながら事に当たってまいりたいと思います。いろいろ今後、次々の議会にあるいは補正予算をお願いする場面も出てくるのかなあとは思いますが、基本は本日御可決いただいた19年度一般会計予算案が中心であります。私そして執行部の諸君、このことを重く受け止めながら皆さんとともにこの1年間しっかり頑張りたいと思いますので、どうぞ一層の御指導、御協力をお願いを申し上げて御礼のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） ありがとうございます。これにて本会議を閉じ、平成19年第2回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長           松 田 憲 明

玉名市議会議員           江 田 計 司

玉名市議会議員           多田隈 保 宏

玉 名 市 議 会 会 議 録  
平 成 1 9 年 第 2 回 定 例 会

発行人 玉名市議会議長 松田憲明

編集人 玉名市議会事務局長 松岡誠也

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

---

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155